

明治大学人文科学研究所紀要

第 89 冊

MEMOIRS
OF
THE INSTITUTE OF HUMANITIES
MEIJI UNIVERSITY

VOLUME 89



2022 年 3 月

明治大学人文科学研究所

明治大学人文科学研究所

◎ 研究所長	石 黒 太 郎	Director	ISHIGURO Taro
◎ 運営委員	荒 又 美 陽	Committee	ARAMATA Miyo
	石 山 徳 子		ISIIYAMA Noriko
	植 田 麦		UEDA Baku
	内 田 兆 史		UCHIDA Akifumi
	加 藤 徹		KATO Toru
	釜 崎 太		KAMASAKI Futoshi
	岸 磨 貴 子		KISHI Makiko
	小 谷 瑛 輔		KOTANI Eisuke
	小 宮 彩 加		KOMIYA Ayaka
	坂 本 邦 暢		SAKAMOTO Kuninobu
	竹 内 理 矢		TAKEUCHI Masaya
	虎 岩 直 子		TORAIWA Naoko
	中 島 涉		NAKAJIMA Wataru
	羽 根 次 郎		HANE Jiro
	日 置 貴 之		HIOKI Takayuki
	藤 田 結 子		FUJITA Yuiko
	宮 脇 梨 奈		MIYAWAKI Rina

出版刊行委員会

委員 長	釜 崎 太 中 島 涉
委 員	石 山 徳 子 植 田 麦 坂 本 邦 暢

明治大学人文科学研究所紀要 第89冊

2022年（令和4年）3月31日 発行

発行者 石黒太郎

発行所 明治大学人文科学研究所

〒101-8301

東京都千代田区神田駿河台 1-1 TEL 03-3296-4135

FAX 03-3296-4283

印刷所 アライ印刷株式会社 ISSN 0543-3894

©2022 The Institute of Humanities, Meiji University

PRINTED IN JAPAN

明治大学人文科学研究所紀要 第 89 冊

目 次

《個人研究第 1 種》

ウィーン・モデルネにおける庭園の表象…………… 関 口 裕 昭 1

《個人研究第 1 種》

縄文土器の作り分けと使い分けに関する研究

～土器の焼き方と器種組成の多様化について～…………… 阿 部 芳 郎 37

《個人研究第 1 種》

東京オリンピック・パラリンピック大会の評価に向けた予備的調査：

2020 年東京オリンピック・パラリンピックに対する都民の意識の変化 …… 高 峰 修 67

《個人研究第 2 種》

道徳的規範性：

R. M. ヘアーの選好功利主義と B. ウィリアムズの内在主義 …… 柴 崎 文 一 99

《個人研究第 2 種》

クレタ青銅武具法碑文「スペンシティオス規定」の形質・形態と

ポリス社会の法受容…………… 古 山 夕 城 119

《特別研究第 1 種》

テキスト、実景、イメージの連関 — 災厄表象をめぐる — …… 倉 石 信 乃 159

《公募論文》

数学教育現代化運動の三つの下地

— ベクトル・行列・一次変換に注目して — …… 佐 藤 英 二 177

《公募論文》

震動するエロティックな Body/Soul

— ホイットマンとディキンソンの詩の身体感覚 …… 梶 原 照 子 201

* * *

《公開文化講座》

2021 年度 第 45 回 明治大学人文科学研究所公開文化講座

日独の市民社会とプロサッカークラブの役割

— 1.FC ケルンとギラヴァンツ北九州の事例を中心に —……………219

MEMOIRS OF THE INSTITUTE OF HUMANITIES
MEIJI UNIVERSITY
Volume 89 2022
CONTENTS

SEKIGUCHI Hiroaki	Das Gartenmotiv in der Wiener Moderne	1
ABE Yoshirō	Functional Specialization of Jomon Pottery: Approach from Firing Technique and Ceramic Assemblages	37
TAKAMINE Osamu	Pilot survey for evaluation of the Tokyo Olympic and Paralympic Games: Changes in Tokyo residents' awareness of the Games	67
SHIBASAKI Fumikazu	Moral Normativity: The Preference Utilitarianism of R. M. Hare and the Internalism of B. Williams	99
FURUYAMA Yugi	Material and Form of the Inscription on the Cretan Bronze Mitra or so called the 'Spensithios Decree', and the Acceptance of Law in Polis Society	119
KURAIISHI Shino	The Linkage of Texts, Views, and Images: Regarding the Representation of Disasters	159
SATO Eiji	Three Foundations of New Math Movement: Focusing on Vector, Matrix and Linear Transformation	177
KAJIWARA Teruko	The Erotic Body/Soul Vibrating: Physical Sensations in the Poetry of Whitman and Dickinson	201
	* * *	
	The Institute of Humanities, The 45th Open Seminar 2021	219

ウィーン・モデルネにおける庭園の表象

関 口 裕 昭

Das Gartenmotiv in der Wiener Moderne

SEKIGUCHI Hiroaki

Garten und Gartenarbeit sind seit dem Mittelalter Topoi der europäischen Literatur und Kunst. Besonders in der Wiener Moderne, im kulturellen Leben der österreichischen Hauptstadt um die Jahrhundertwende von etwa 1890 bis 1920, war der Garten ein zentrales Motiv. Carl E. Schorske analysiert das Gartenmotiv in seiner Monographie „*Fin de Siècle Vienna. Politics and Culture*“ (die englische Originalausg. erschien zuerst 1979, die deutsche Übersetzung 1982 u. d. T.: Wien. Geist und Gesellschaft im „*Fin de Siècle*“) ausführlich, vor allem in den beiden letzten Kapiteln („*Verwandlung des Gartens*“ und „*Explosion des Gartens*“) wies er in Kokoschkas Gemälden und Schönbergs „*George-Liedern*“ eine Explosion des Ausdrucks nach. Das soll hier kritisch überprüft werden.

In der vorliegenden Studie veranschauliche ich die Garten-Bilder in der Literatur und Kunst der Wiener Moderne, indem ich die Werke von vier Schriftstellern und einem Maler, soweit sie Gartenmotive aufweisen, konkret analysiere. Es handelt sich um Hugo von Hofmannsthal, Leopold Andrian, Peter Altenberg, Richard Beer-Hoffmann und Gustav Klimt.

Hofmannsthals frühes Gedicht „*Mein Garten*“ (1892) stellt das spannungsvolle Verhältnis zwischen Kunst und Natur dar. Während in der ersten Hälfte des Gedichts ein künstlicher Garten aus Gold, Diamanten und Topas zusammengestellt wird, besingt die zweite Hälfte die Sehnsucht nach der verlorenen Kindheit und ein neues Leben. Eine Komposition von Gegensätzen findet sich auch in der Erzählung „*Das Märchen der 672. Nacht*“, die die Verwandlung des Gartens vom „*Garten des Ästheten*“ zum „*Garten des Bösen*“ darstellt. In seinem späteren Essay „*Die Gärten*“ (1906) setzt Hofmannsthal nicht nur Schreib- und Gartenkunst analog, sondern erkennt auch in einem zum Mosaik zusammengestellten Garten Parallelen zur Situation des Vielvölkerstaats Österreich.

Der 1895 erschienene schmale Band „*der Garten der Erkenntnis*“ von Leopold Andrian wurde von der jungen Generation enthusiastisch als Kultbuch aufgenommen. Der junge Protagonist Erwin, der in der Diskrepanz von Subjekt und Außenwelt lebt, geht auf der Suche nach dem Sinn des Lebens auf Wanderschaft. Der Garten fungiert dabei nicht nur als topographischer Ort der Begegnung, sondern auch als Metapher für die nie zu gewinnende Erkenntnis.

Der Bohème Peter Altenberg genoss das Leben eines Müßiggängers und verbrachte ganze Tage im Straßencafé, wo er von Hofmannsthal, Schnitzler und Bahr als Schriftsteller entdeckt wurde. Altenberg, ein leidenschaftlicher Sammler von Fotografien, war ein typischer Augenmensch. Auf der Suche nach Schreibmotiven bummelte er durch Wien. Der Garten war für ihn ein idealer Ort, um vielerlei Menschen, alte und junge, arme und reiche, einheimische und fremde, zu beobachten. „*Im Volksgarten*“, eines seiner Meisterwerke, fasst die Träume zweier

verschiedener Typen von Mädchen in einem präzisen impressionistischen Stil zusammen.

Seit dem Jahr 1900 kam Gustav Klimt regelmäßig im Sommer an den Attersee und malte dort auf zumeist quadratische Leinwand Landschaftsbilder ohne Hierarchisierung der Richtungen oben und unten, rechts und links, wie sie uns beim Blick auf die Natur vorliegen. Oft holte er mit dem Fernrohr ausgewählte entfernte Landschaftsschnitte nahe heran. Seine Lieblingsgegenstände waren Obstbäume, Blumen und Gärten an dem See. „Der Kuss“ aus dem Jahr 1908 ist das bedeutendste und bekannteste Gemälde von Gustav Klimt. Es zeigt ein Paar in der Umarmung am Rand eines bunten Blumengartens. In diesem Werk gelang es ihm, zwei seiner Hauptmotive, das Porträt vor einem Hintergrund aus Blattgold und das Landschaftsgemälde, zu integrieren, und zwar im ewigen Garten der Liebe.

Zum Schluss wird Richard Beer-Hoffmanns Roman „Der Tod Georgs“ topographisch betrachtet. In diesem Roman geschieht nichts Außergewöhnliches, außer dass Georg, ein enger Freund des Ich-Erzählers, überraschend stirbt. Im letzten Kapitel schlendert der Ich-Erzähler allein durch den Schönbrunner Garten und meditiert über den Tod des Freundes und den Sinn des Lebens.

Zusammenfassend kann man sagen, dass der Garten für die Schriftsteller des Fin de Siècle in Wien ein Grenzgebiet zwischen Innen- und Außenwelt darstellt, in dem alle Gegensätze aufgehoben werden. Daher taucht das Gartenmotiv immer wieder in den Arbeiten der Jung-Wiener Autoren und Künstler auf.

ウィーン・モデルネにおける庭園の表象*

関 口 裕 昭

1. はじめに —— 問題点の確認と本論文の基本姿勢

今日ウィーンの地図を開くと、旧市内を囲むリング通りに沿って、実に多くの庭園や公園があることに気づかされる。南東部の市立公園から、反時計回りに主だった名前をあげてみると、レッセル公園、南西部のブルク庭園と市民庭園、通りをはさんでその向かい側にあるマリア・テレジア広場（美術史美術館と自然史博物館の間にある緑地）、市庁舎公園、そしてヴォチーフ教会の前にあるフロイト公園というように、中心部の南半分に限ってみても、これだけ多くの緑地帯がみられる（図1参照）。近代都市ウィーンは、これらの庭園・公園とともに発展してきたわけであり、そこで生まれた文学や芸術も庭園と切り離して考えることはできない。

本研究は、ウィーン・モデルネと呼ばれる、19世紀から20世紀への世紀転換期に展開した文学や芸術にあらわれる庭園のイメージを、特に都市空間の視点から分析し、世紀末ウィーンの文化研究に新たな切り口を開こうとするものである。

研究の手がかりになったのはカール・ショースキーの名著『世紀末ウィーン－政治と文化－』である。英語による原著¹は、世紀末ブームを先行して1979年に刊行されたが、他の凡百な類書とは異なり、オーストリア特有の文化や政治の伝統にも目を配りながら、対象を絞って深く考察している。最初に都市形態と建築様式の変化により、都市ウィーン的环境が大きく変化したことを確認し、つづいてフロイトとクリムトの個別研究を通して、その背景にあった歴史的な社会問題を浮き彫りにする。そして最後の二つの章「庭園の変容」と「庭園の爆発」ではココシュカとシェーンベルクの作品の分析を通して、審美主義とは異なる新しい表現形式の爆発を絵画と音楽に見出した。確かに論の展開と衝撃的な結論は、閉塞感の漂っていた20世紀末では効果的であった。しかし、筆者には多くの疑問が残った。「庭園」に注目しながらも、彼が論の中心に据えたのは絵画と音楽であり、文学作品の分析はほとんどなされていないこと。また庭園は本当に「爆発」したのだろうか、という疑問である。

* 本稿は2018年9月28日、名古屋大学で行われた日本オーストリア文学会秋期総会・講演会で筆者が行った講演「ウィーン・モデルネにおける庭園の表象」の原稿を大幅に加筆したものである。当日、質問やコメントをして下さった方々に感謝申し上げます。

1 Schorske, Carl E.: *Fin-de-Siècle Vienna: Politics and Culture*. New York 1979. ただし引用は、後であげる邦訳に拠る。

ホーフマンスタールやアンドリアンらの文学者が描いた庭園では、むしろ静的な秩序が支配しており、伝統的な象徴や表現がどう変容したのかを詳細に分析しなければ問題の本質は見えてこないと思われた。さらにもっと大きな問題は、われわれが扱おうとしている、この類を見ない芸術・文化現象の背景には、「世紀末」からイメージされる爛熟や退廃、終末観よりは、むしろ現代に直接つながるモダンな感性や思考、技術があるのではないか、という疑問であった²。本論文のタイトルに「世紀末ウィーン」を用いずに、「ウィーン・モデルネ」を選んだのは、そのような問題意識からである³。

本論文では以上の問題意識から、これまでまとまって論じられることのなかった5人の作家・芸術家が、庭園というテーマをいかなる意図から取り上げ、いかに表現し、さらにこの文化現象全体の中で庭園の表象がどのような役割を演じているのかを、作品の具体的な分析を通して明らかにするものである。

最初に取り上げるホーフマンスタールは、世紀末ウィーンのみならずオーストリアを代表する大作家であるが、庭園は彼の文学の主要な舞台装置となっている。その理由は2つあげられる。第一に彼の生まれ育った場所が、市立公園とベルヴェデーレ庭園という、ウィーンを代表する2つの庭園と公園の中間点にあったこと。第二に、これは他の文学者にも当てはまることだが、庭園という伝統的でありながら、また当時新たな変化の中心となっていたトポスは、文学を創作するうえで、伝統、革新のどちらを選ぶにせよ、魅力的な舞台となったことがあげられる。とりわけヨーロッパ諸国の文学伝統から十分に養分を汲み取っていたホーフマンスタールにとってはそうだった。

続いて彼と親交のあった3人の作家、レオポルト・アンドリアン、ペーター・アルテンベルク、リヒャルト・ベア＝ホフマンを考察する。特にアンドリアンは、ホーフマンスタールの生涯にわたる親友であり、文学のみならず私生活においても互いに深い影響を及ぼしあった。若くして筆を折った彼が残した唯一の小説『認識の庭園』はホーフマンスタールとの深い友情と理解の上に成り立った作品であり、庭園の表象を考察する上で欠かすことはできない。ベア＝ホフマンもこのふたりと親しく、『ゲオルクの死』の最終章ではシェーンブルンの庭園が舞台となる。アルテンベルクはこの3人に比べると少し年長であり、人物と作風から異端者とみなされていたが、カフェ・グリーンシュタイドルで彼らと知り合って友情を深めた。遊歩者でありまた目の人であった彼は、庭園で市民のありのままの姿を鋭く観察し、短い散文に結晶化させた。このように4人は交友の点でも、作品の舞台に庭

2 最近、以上のような問題意識が多くの研究者で共有されるようになり、「ウィーン・モデルネ」と呼ばれるケースが増えている。たとえばローレンツはアルテンベルクの文学には、メディアの変化や写真などの技術の変化が大きく作用していることを強調している。Vgl. Lorenz, Dagmar: Wiener Moderne. 2. Auflage. Stuttgart/Weimar 2007.

3 確かにヘルマン・バルは当時の時代思潮を敏感に感じ取り、1890年それを「モデルネ（現代性）」と呼んで次のように述べている。「モデルネはわれわれの内部にはただ願望の中にしかないが、われわれの外部にならどこにでもある。われわれの精神の中にモデルネはない。つまり生に精神がこもっていないことがこの世紀の苦惱であり病なのだ」。(Bahr, Hermann: Die Moderne. In: Wunberg, Gotthart (Hrsg.): Die Wiener Moderne. Literatur, Kunst und Musik zwischen 1890 und 1910. Stuttgart 1981, S. 189. (西村雅樹訳を参照した。ヘルマン・バル、西村雅樹編訳『世紀末ウィーン文化評論集』(岩波文庫、2019)、31頁)しかしバルの言う「モデルネ」とは、当時の硬直した時代精神に対する批判から生まれた呼称であり、先にあげたダグマーのそれとも、また本論文での「モデルネ」とは本質的に異なっている。

園を取り入れた点でも密接な関係で結ばれている。

以上の4人のほかに画家のクリムトを取り上げたのが、本論文の最大の特徴である。クリムトは世紀末ウィーンの代名詞となる画家であるが、多くの風景画を手がけており、庭園が主要な題材となっていることはあまり知られていない。ショースキーはクリムトを詳細に論じながら庭園のモチーフを扱っていないので、その点でも本論文は独自の視点から論じているといえよう。

2. ヨーロッパの庭園史とハプスブルク家

個々の作家の作品を論じる前に、ヨーロッパの庭園史を概観することから始めたい⁴。

庭園の原初的な形態は古代のエジプトやメソポタミアに始まり、特に有名なのがバビロニアの空中庭園である。これはネブカドネザル2世（在位前605-562年）が造らせたものだといわれ⁵、階段ピラミッド状の何層にもなるテラスの上には珍しい植物が植えられ、高所まで水を送り上げる仕掛けがあったという。その後、庭園は7世紀以降のイスラム圏で飛躍的に発展した。世界は十字で4つの部分に分けられ、中心には泉があると信じられたので、庭も4つの部分から構成された⁶。柵で囲まれたこの空間が、神秘的な、あるいは楽園としてのイメージを獲得していく。

ヨーロッパではようやくルネサンス時代のイタリアで、世界的な水準に達する庭園が造られた。すべての部分が直線で構成され、花壇も方形、樹木も規則的に配置された。幾何学的な配慮と人工的性格がその最大の特徴である。今日にも残る名園が少ないが、1550年に着工されたティボリのエステ邸の「水の庭園」はとりわけ名高い。水が滝となったり噴水となったり（百噴水）、趣向を凝らした水の戯れが人々を魅了する⁷。

15世紀の末からイタリアの庭園技術はフランスにもたらされたが、17世紀にはいると独自の展開を見せるようになる。フランス式庭園は、城館を中心に造営され、道は放射線状または左右がシンメトリーに構成されており、花壇は円形、四角、渦巻きなど幾何学的な形にデザインされている。さらに生命力と永続性をあらわす太陽のシンボルが重視されたことは、バロック庭園の代名詞ともいえるヴェルサイユ宮殿の庭園に明らかである。言い換えればこのような形態は、人民に対する君主の支配力を誇示しており、封建的世界観の現れともいえる。シェーンブルンやベルヴェデーレなどウィーンの多くの庭園は、このバロック様式に倣って造られている。

18世紀にはいるとフランス式庭園への嫌悪が広まり、自然を再発見しようという動きがイギリスを中心に高まった。またクロード・ロランなどの風景画にインスピレーションを得て、自然の景観をそのまま活かした風景庭園が好まれるようになる。アレクサンダー・ポープなどの詩人もこれを支持

4 ヨーロッパにおける庭園史を述べる際に、主として以下の文献を参照した。ズイレン、ガブリエーレ・ヴァン（小林章夫監修）『ヨーロッパ庭園物語』（創元社、1999年）、岩切正介『ヨーロッパの庭園』（中公新書、2008年）、『ブリタニカ国際大百科事典』（TBSブリタニカ、1974年）の「庭園」の項目（第13巻、546-559頁）。

5 ズイレン、前掲書、17頁以下を参照。

6 前掲書、27頁以下を参照。

7 『ブリタニカ国際大百科事典』第13巻、549頁以下を参照。

し、哲学的で詩的な風景が尊ばれた。曲線を描く長い道、緩やかな起伏の丘、自然な輪郭を描いた池、それに随所にベンチや記念碑が置かれた。イギリス式庭園は「美」、「崇高」、「メランコリー（瞑想）」という3つの特徴を持っており⁸、多くの文学作品の舞台となった。ゲーテの小説『親和力』（1809）はその代表例で、庭園に着目した研究も多く出ている。

19世紀にはこの二大潮流を融合する、折衷様式が流行した。さらに世界中から植物が集められ、温室に展示されるようになる。ウィーンでもシェンブルン庭園とブルク庭園（Burgarten）に、ガラスと鉄筋からなる強大な温室（Palmenhaus）が建てられ、世界中の珍しい植物、中でも南方のエキゾチックな巨大植物が展示され関心を集めた。19世紀の後半には、繊細なデザインや文字表記を可能にするカラフルな毛氈花壇が流行する。さらに、1870年イギリスのウィリアム・ロビンソンが『野生の庭園』という著作を世に問い、現代にも通じるエコロジー思想が広がった。ウィーンでは1873年に万国博覧会が開催され、日本や中国の庭園も紹介され、東洋の耐寒性の植物が輸入されるようになり、植栽様式の幅が飛躍的に広がった。

このようなヨーロッパ庭園史の中で、ウィーンの庭園はどのような展開を見せたのであろうか。

1857年、皇帝フランツ・ヨーゼフがそれまで旧市内を取り囲んでいた市壁の撤去を決定すると、空き地となった場所に1860年からリング通りが敷かれ始めた。そしてそれに沿って建築ラッシュが始まり、国立オペラ座に始まる数々の歴史主義建築群が建設された。しかし、すでに人口と建築が過飽和状態に達し衛生状態が極度に悪化していたため、ウィーン病ともいわれる結核が蔓延した。そこでグラシー（Gracis）と呼ばれた円環上の緑地帯に、空気を浄化するために多くの公園が造られた。その代表例が、市立公園（Stadtpark）である。

ちなみに庭園（Garten）と公園（Park）は今日ほとんど同一視されているが、どのような違いがあるのだろうか。ドイツ語の語源を見れば、前者はUmzäung（周囲にめぐらされた柵）がある場所、後者はGehege（鳥獣の飼育用囲い地）に行きつき⁹、ともに「囲まれた土地」という点で共通する。またヘブライ語の語源では、庭は「囲まれた（gar）」「楽園（eden）」といわれるように、エデンの園のイメージが残っている。ParkはGartenにかなり遅れて、近世イギリスで成立した。中世の英語parcは「狩猟場での野獣の保存地」を意味し、それが「囲まれている」点で、森林や狩猟場とは区別されていた¹⁰。中世からスポーツが盛んであったイギリスでは、コモン（Common）と呼ばれる共有地があり、沼地を埋められたロンドンの運動場が1605年市に寄贈され、1625年市長が遊歩道をつけたのが公園の始まりとされる¹¹。19世紀以降、各地で公園が開設され、都市環境の保護の点から計画的に都市公園が造る運動がおこった。ドイツ語圏ではイギリスに先駆けて公園の歴史が幕を開け、ミュンヘンの「英国庭園（Englischer Garten）」（1789）がその嚆矢とされる（ただし造営には1804年から28年を要した）¹²。18世紀以降不要になった都市の城壁が撤去され、その跡地を公園にするこ

8 ズイレン、前掲書、95頁以下を参照。

9 Kluge. Etymologisches Wörterbuch der deutschen Sprache. Berlin/New York 1995, S. 300 und S. 613.

10 佐藤昌『欧米公園緑地発達史』（都市計画研究所、1968年）、17頁参照。

11 『ブリタニカ国際大百科事典』第13巻、554頁以下を参照。

12 佐藤昌、前掲書、143頁以下を参照。

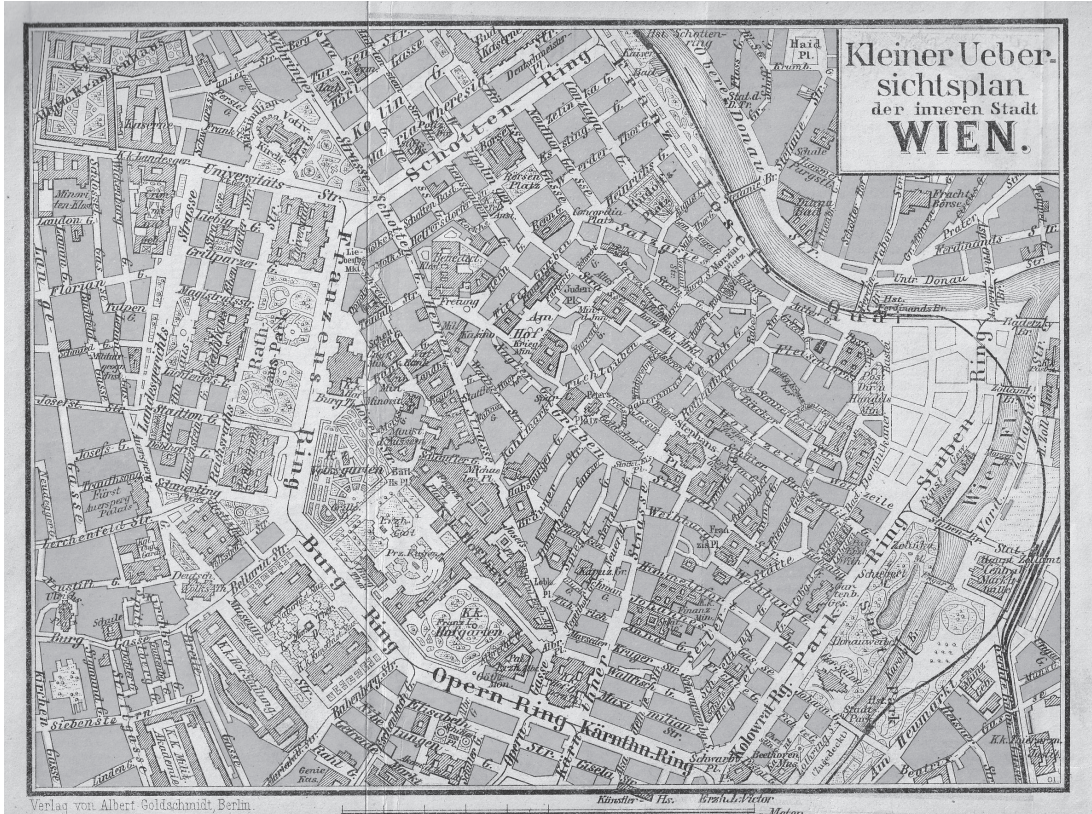


図1 ウィーン旧市内地図 (1900年頃)¹³

とが多かったこと（例えばフランクフルトの城壁は、1807年から11年の間に公園に変えられた）は、ウィーンとも共通する。

公園と庭園との違いは、前者が新しく台頭した市民階級に開かれた憩いの空間であり、庭園が植樹に重きを置いていたのに比べ、子供たちのための遊具などを置いた遊ぶ空間としての意味合いが強い点があげられる。それは、たとえばウィーンの市立公園が、できた当時においては市立公園と児童公園（Kinderpark）の二つの部分からなっていたことに表れている。もっとも市民庭園などのように、庭園というよりも公園に近く、両者の境界がかなり曖昧になっていることも指摘しておかねばならない。本論文では、このような両者の微妙な相違を意識しながらも、ウィーンの歴史における両者の共通性を重視し、同じ問題意識の上で論じることとする。

ウィーンに素晴らしい庭園が数多くあるのは、ハプスブルク家の君主やその周辺に庭園の愛好家が

¹³ 次の旅行案内書の巻頭に付録としてついていた地図を複製した。Möbius, Oswald: Wien und Umgebungen. Praktischer Führer für Reisende. 16. Auflage. Berlin 1901.

数多くいたことも大きく寄与している。おそらく庭に樹木や植物を大切に育て上げ、噴水や東屋あずまやをしつらえることと、美術や音楽を愛し、奨励することは深いところでつながっているのだろう。いうまでもなく、樹木や花々のみならず、噴水や池、東屋あずまややさまざまな彫像が配置された庭園は、立体的で複雑な美術作品のひとつといえる。19世紀後半からは花壇の造園技術が飛躍的に進化し、繊細な模様や文字さえ描けるようになった。また庭園は音楽とは無縁のように見えるが、ティボリにあるエステ荘の噴水にインスピレーションを得て、フランツ・リストが有名な楽曲『エステ荘の噴水』を作曲したように、噴水のたてる音、鳥のさえずりや木々のざわめきは音楽と密接に結びついている。

19世紀のハプスブルク家から、庭園にゆかりの深い4人の人物を紹介したい。

1人目はフランツ2世 (Kaiser Franz II : 1768-1835、ローマ皇帝の在位 1792-1806、オーストリア皇帝の在位 1804-1835) である¹⁴。彼は神聖ローマ帝国の最後の皇帝、そして最初のオーストリア皇帝として、フランス革命とナポレオン戦争が起こった激動の時代を生きた人物であるが、子供のころから自然や庭が大好きで、庭仕事の趣味は生涯続いた。画家たちに「花の絵 (Blumenmalerei)」を奨励し、皇帝アカデミーに花の絵専用の教授職を用意し、マティアス・シュムツァー (Mathias Schmutzer) をはじめ優れた画家を輩出した。ウィーンの上流家庭では、花模様の茶碗やティーポットが好んで使われ、今日でも精巧な図柄で有名なブチ・ポワン刺繍も19世紀の初めころ始まった。

1827年5月9日から12日、レンヴェーク (Rennweg) のヨーゼフ・フォン・シュヴァルツェンベルク (Josef von Schwarzenberg) の温室で最初の花の展覧会が開かれ、世界中の珍しい植物が展示されてセンセーションを巻き起こした。これはのちに結成される「園芸家協会 (Gartenbau-Gesellschaft)」の設立メンバーが中心になって行われた。

2人目のアントン大公 (Erzherzog Anton: 1779-1835) の名前を今日、歴史の書物で見るとはまれであるが、庭園好きの点では他のハプスブルク家の人々に引けを取らない¹⁵。彼は自他ともに認める「庭園マニア」であり、シェーンブルンにも個人の温室を所有し、特にヤシとボタンの膨大なコレクションを持っていた。彼は今日まで存続している「オーストリア庭園協会 (ÖGG)」の協会の設立に尽力したが、惜しくも1837年の完成を見る前に亡くなった。

3人目はカール大公 (Erzherzog Karl: 1771-1847)。英雄広場にある、馬にまたがった勇ましい銅像に象徴されるように、1809年アスペルンの戦いでナポレオン軍を破った（しかしまもなくワグラムの戦いで敗北した）英雄であるが、余暇に庭の植物を手入れするのが心の慰めとなっていた。ヒンメルプフォルト小路20番地には、揚水ポンプを設置し、樹木やバラを植えた庭を造ったという¹⁶。

最後の4人目は女性。ナポレオン1世と結婚した、いや父フランツ1世により政略結婚させられたマリア・ルイーザ (Maria Luisa: 1791-1847) である。没落したナポレオンを見捨てて、ナイベルク伯との恋に走り、彼の子供を身ごもったりする情熱的な一面をもっていたが、後半生は、パルマ公女

14 記述に当たっては主として次の文献を参照した。Hlavac, Christian/Göttche, Astrid: Die Gartenmanie der Habsburger. Die kaiserliche Familie und ihre Gärten 1792-1848. Wien 2016, S. 30-34.

15 Vgl. a. a. O., S. 62f.

16 Vgl. a. a. O., S. 90-92.

として第二の人生を送った。政治に翻弄された自分を慰めるためもあったのだろうか、植物を愛し、植物に関する多くの書物を読んだ。とくに紫色のすみれを愛し、「パルマのすみれ」は彼女のシンボルとして広く知られた¹⁷。

この4人以外にも、ハプスブルク家はヨーハン大公（1782-1859）やフェルディナンド1世（1793-1875）など、数多くの庭園の愛好者を輩出した。彼らは庭園を愛するだけでなく、植物にも関心を持ち、植物の書物や標本を収集し、画家たちに植物画を描くよう促し、花模様の食器やアクセサリーを広めようとした。こうした長年にわたる文化活動が、ウィーン文化と庭園の密接関係を築き上げていったことを念頭に入れておく必要がある。

3. ホーフマンスタールと庭園

フーゴ・フォン・ホーフマンスタールは1874年、ウィーン3区のザレジアーナー通り12番地の裕福な商人の家に生まれ、幼少期を過ごした。この通りは市立公園とシュヴァルツェンベルク庭園およびそれに隣接するベルヴェデーレ庭園を結んでおり、これらの公園と庭園は文字通り幼少期のホーフマンスタールの庭のようなものであったろう。私事にわたるが、筆者は彼の生家から徒歩5分ほどのライスナー通りに2年間住み、周辺を何度も歩きながら空間的な考察を深めることができた。

彼が19歳のときに書いたエッセイ「エイジ・オブ・イノセンス」（1893）には、「海神像^{トリトネン}」が立ち、「深緑色の池」があるシュヴァルツェンベルク庭園についての描写がある。少年時代の彼は、ロココ式のシュヴァルツェンベルク庭園を好んで散歩したという。また晩年のホーフマンスタールと交流のあった編集者アルトゥール・レスラー（Arthur Roessler）は、しばしば一緒に散歩をした場所として市立公園をあげている。

レスラーとホーフマンスタールは、資産家のハンガリー人S氏の力を借りて、芸術雑誌を刊行しようとしたが、S氏の気が変わってそれが不可能となった。ふたりは市立公園を散策しながら出版の計画について話し合い、別れ際にホーフマンスタールが、いつ発表してもいいと差し出してくれた原稿が、有名なエッセイ「オーストリア人とプロイセン人」だったという¹⁸。

ホーフマンスタールは庭をテーマにした作品をいくつか書いているが、まず詩「私の庭（Mein Garten）」（1892）を読むことにしよう。これはゲオルゲとの交流によって生まれた初期の重要な作品であり、また「女庭師の娘たち（Die Töchter der Gärtnerin）」と並んで、庭園を論じるときに決まって言及される詩である。

美しい私の庭には、金の樹々があり、
銀のざわめきで震える葉むら、
ダイヤモンドの露、紋章の付いた格子、

¹⁷ Vgl. a. a. O., S. 102-104.

¹⁸ Vgl. Roessler, Arthur: Von Wien und seinen Gärten. Wien 1946, S. 27.

そばに青銅のライオンが夢見ているゴングの響き、
トパーズの雷文模様があり、
それに鳥籠の中ではアオサギたちが光っているが、
銀の噴水からけっして水を飲もうとはしない…。
こんなに美しいので、かつて私がいた
あの別の庭を懐かしいとは思わない。
どこに私はいたのだろうか…。私はただ露を
自分の髪についていた露のにおいを嗅ぐ。
この湿って生ぬるい大地の香りを、私は知っている。
やわらかいイチゴを探しに行った、
私がかつていた、あの庭で…。

Schön ist mein Garten mit den goldnen Bäumen,
Den Blättern, die mit Silbersäuseln zittern,
Dem Diamantentau, den Wappengittern,
Dem Klang des Gong, bei dem die Löwen träumen,
Die ehernen, und den Topasmäandern
Und der Volière, wo die Reiher blinken,
Die niemals aus dem Silberbrunnen trinken..
So schön, ich sehn mich kaum nach jenem andern,
Dem andern Garten, wo ich früher war.
Ich weiß nicht wo... Ich rieche nur den Tau,
Den Tau, der früh an meinen Haaren hing,
Den Duft der Erde weiß ich, feucht und lau,
Wenn ich die weichen Beeren suchen ging..
In jenem Garten, wo ich früher war...¹⁹

この詩にはいくつかのヴァリエーションが残されているので、それらを比較しながら考察することにした。まず詩形から見ると、14行からなるソネットであり、各行は5脚のヤンプス（弱強格）、脚韻形式は abba cddcefgfge となっている。つまり古典的な形式で書かれているわけだが、前半と後半に分けられる構造をとっている。すなわち冒頭の「美しい (Schön)」と呼応するように、8行目に「こんなに美しい (So schön)」とあり²⁰、7行までの前半と8行目以下の後半が、対立をなしている。内

¹⁹ Hofmannsthal, Hugo von: Sämtliche Werke 1. Gedichte 1. Hrsg. von Konrad Heumann und Ellen Ritter, Frankfurt a. M. 1984, S. 20. 以下、ホーフマンスタールの作品からの引用は同全集により、略号 (SW HvH) のあとに、巻数と頁数を本文中に記す。

²⁰ ヘルマン・ブロッホは次のように述べている。『美しい』という一語こそ彼が最も頻繁に使った言葉であり、

容的にも、芸術（あるいは人工）と自然、現在と過去、こことあそこなど、いくつかの対立項が見られる。

この庭園は「金（属）でできた樹々」、「銀のざわめき」、「ダイヤモンドの露」など、人工的な形象から構成されている。「金」は沈黙と結びつくし（「雄弁は銀、沈黙は金（Reden ist Silber, Schweigen ist Gold.）」という諺がドイツにもある）、「銀のざわめきで震える葉むら」も雄弁というよりは、おそらく葉が銀化した樹木をイメージしているので、これも沈黙に近いと解釈できる。つづく第3行の「ダイヤモンドの露」は草稿では「きらめく池（dem Teich der blinkt）」となっていたので（SW HvH 1, 135）、ここにもやはり動から静への変化を読み取ることができる。4行目以下にも、宝石のトパーズのほかに「ライオン」や「アオサギ」といた動物も登場するが、前者は庭園や邸宅によくあった彫像であろう（たとえばウィーンの Villa Kattus の邸宅前の階段には左右対の獅子像がある²¹）、アオサギも「水を飲まない」ことから生きた動物ではなく、人工的な彫像と思われる。このような静的かつ硬化した形象の数々から、「結晶化」がこの詩の特質の一つといえよう。

ところで、この人工的な現代の庭園は、もう存在しない過去の自然の庭と対置されている。そこにはダイヤモンドではない露があり、「大地の香り」がし、「やわらかいイチゴ」がある。「私」は今の庭を二度も「美しい（schön）」と呼び、過去の庭には未練がない（「あの別の庭を懐かしいとは思わない」）ように見えるが、はたしてそうであろうか。おそらくそうではあるまい。二度呼びかけられる「露（Tau）」は、東の間、時間的のみならず空間的もはるかに隔たってしまったかつての庭を現在と繋いでいるのだ。

初稿のタイトルは「ミダースの庭（Midas' Garten）」となっていた（SW HvH 1, 135f.）。ミダースはギリシア神話に登場するペシヌスの王で、さわったものすべてを黄金に変える能力を持つ。おそらく詩人のイメージの中では、当時流行していたガラスや鉄を用いた最新の建物、たとえば温室（Palmenhaus）なども、新しい理想の庭園像としてあったのだろう。

ちなみに、最終行の「あの庭」はゲオルゲの庭を指し、「湿って生ぬるい大地」などにホモエロティックの暗示を読み取る研究者もいる²²。確かに、まだ17歳だったホーフマンスタールが1891年末にゲオルゲに出会い、「私の庭は空気も温かさも必要としない」で始まるゲオルゲの『アルガーバル』に収められた詩²³に感化されて書いたであろうことは伝記的にも確認されている。しかし同性愛への志向性と認められる根拠は乏しく、むしろ、詩「早春」にも通じる、異性への関心と性への目覚めが暗示されているとここでは解釈する。ノヴァーリスの『青い花』など、ロマン派の庭園観にも影響を受けつつ、詩の根底では、過ぎ去った子供時代と、古代の楽園への憧憬が歌われていると思わ

まさにそのために現世の夢としての演劇が最初から与えられた、論理的な場所だったのである」。 (Broch, Hermann: Hofmannsthal und seine Zeit. München 1964, S. 101.) プロッホはホーフマンスタールの演劇についてこう述べているが、これは彼の全作品についてもあてはまる。

21 Vgl. Berger, Eva: "Viel herrlich und schöne Gärten". 600 Jahre Wiener Gartenkunst. Wien/Köln/Weimar 2016, S. 234.

22 小粥良「二つの庭：ゲオルゲとホーフマンスタール」(『山口大学独仏文学』第31号(2009)、31-56頁を参照。

23 „Mein garten bedarf nicht luft und nicht wärme“ In: George, Stefan: Werke. Ausgabe in zwei Bänden. Stuttgart 1984, Bd. 1., S. 47.

れる。

初期の短編小説「672夜のメルヘン」(1895)も、一部、庭園が舞台となっているので、ここで比較検討しておきたい。物語は二部から構成される。第一部では、25歳になった若い裕福な商人の息子が、生活にも社交界にも飽きて、4人の召使を除きすべての下男や下女に暇を出し、自分の部屋に引きこもってしまう。4人のうち2人は老人の男女で、2人は若い娘、そのうちひとり15歳の無口で、気心が知れない娘であった。「少しづつ彼には、世界中のすべての形と色が、自分の部屋の家具の中に生きているのが見えてきた」(SW HvH 28, 201)。彼は庭のいすに腰掛けて、日が沈むまで昔の王の戦いが書いてある本を読みふける。後半の第二部になって、ようやく物語が動き出す。ある日、召使たちの過去の犯罪を暴露する一通の、書名のない手紙が届く。彼はその問題を解く手がかりを求めて街に出て、宝石商から宝石を買うことになる。以下はそれに続く部分である。少し長くなるが、省略せずに引用する。

「彼は明らかに隣の家に属している、美しく保たれた菜園を見た。二つの温室と高い塀がその背景をなしていた。彼はその温室をすぐ見たいと思って、宝石商に道を尋ねた。宝石商は彼に二つの包みを渡し、小さな格子戸を通して隣家の庭とつながっている中庭の隣の部屋まで案内した。宝石商はここで立ち止まり、鉄の槌で格子戸を叩いた。しかし庭では物音ひとつせず、隣家に誰もいなかった。宝石商は商人の息子に、ゆっくり温室を見ておいでなさい、もし邪魔をするような人がいたら、この庭の所有者をよく知る私の許可を得たと伝えなさい、と言って促した。それから宝石商は格子戸の間に手を入れてたやすくそれをあけた。商人の息子はすぐに塀に沿って近いほうの温室に近づき、中に入ると、珍しい水仙やアネモネなど、自分の全然知らない珍しい植物がいっぱいあったので、飽きもせずしばらく眺めていた。ようやく顔を上げた時、知らないうちに太陽がすっかり家々のうしろに沈んでしまっていることに気づいた。もうこれ以上、この見知らぬ人の、見張りのいない庭にとどまっているつもりはなかった。あとはただ、中に入らず窓越しに第二の温室を一目見てから立ち去ろうと思った。そう思って彼が第二の温室のガラスの壁に沿って探りながらゆっくり歩いていると、突然、ひどく驚いて後ずさりした。ひとり人間が、ガラスに顔を押しあてて彼をじっと見つめていたからである。しかし一瞬ののち、それが一人の子ども、せいぜい4歳くらいの女の子が、白い服と蒼ざめた顔をガラスに押し当てていたのだということに気づくと、ほっと胸をなでおろした。しかし近づいてよくよく見ると、二度びっくりした。うなじに恐怖の不快な感覚が走り、喉ともっと奥の胸の中で、かすかに締め付けられるような気がした。というのは、身動きもせず怖い顔で自分を見つめていた女の子が、どういいうわけか彼の家で召使をしていた15歳の女の子と生き写しだったからである」(SW HvH 28, 208)。(傍点は筆者による)

引用した部分に描かれる庭園は、「菜園 (Gemüsegarten)」であったり、「温室 (Glashäuser/Treibhäuser)」であったりするが、どれも小さな、整備された空間であり、特に後者はガラスで囲

まれた閉鎖的かつ人工的な空間である。そこに召使いの15歳の少女（の瓜二つ）が、それも4歳の子どもとして現れるということは二重の意味が隠されているように思われる。ひとつは、少女に対する秘められた愛を成就しようとするエロスの空間であること²⁴。その一方で、そうした無意識の衝動を禁じ、黄金時代であった幼年時代へと廻行する空間としても機能している。

若い商人の息子は、女の子に近づこうとして、温室の門に小指の関節をひっかけて傷を作ってしまう。そしてこの傷口から流れ出た血が広がっていくような形で、物語は思いがけない結論を迎える。馬に蹴られた彼は血を吐き、顔を歪めたまま死ぬのである。

アレクセイ・ゼレビンは、ホーフマンスタールの庭園のモチーフを20世紀初頭のロシアの詩人たちと比較した論文で、「672夜のメルヘン」を変容する庭園にスポットを当てて解説する。すなわち、第一部に描かれた山中の庭園を「審美家の庭」と呼び、偽りの夢の世界とみなす一方、第二部の都会の中の庭園、特に温室を、純粋な芸術が人工的なデカダンになり果てた「災いの庭」と呼んでいる²⁵。これを筆者の言葉でさらに敷衍するならば、前者が、人類の失ってしまった原初の楽園であると同時に生の空間であり、後者は、当時の退廃してしまった、模造物の庭であり、死の空間ということになる。

先に考察した詩「私の庭」にも、この両者がせめぎ合っていると解釈できる。すなわち「かつて私がいた／あの別の庭」とは失われた黄金時代としての「幼年時代の庭園」であり、詩の最後の方にある「この湿って生ぬるい大地の香り」と「やわらかいイチゴ」は、無意識的な性への欲求であり、「エロスの庭園」に属するものであろう。

ところで、ホーフマンスタールにはこのテーマを論じる際に、決して無視することのできない、「庭園 (Gärten)」と題するエッセイがある。詩や小説とは異なり、彼の庭園に対する美意識が直截的な言葉で綴られている。まず彼は「庭園が小さいか大きいかなど、まったく同じことである。庭園がどれほど美しくなりうるかが問題となるとき、ある絵が大きいか小さいか、詩が10行か100行かがどうでもいいのと同じように、その規模などどうでもいいのである」(SW HvH 32, 104)と述べる。シュミット＝デングラーも指摘しているように、おそらくホーフマンスタールの念頭には、19世紀後半から20世紀前半にかけて次々に造営された小さな市民の公園と、昔からある王侯貴族たちの大庭園の間の断絶があったのであろう²⁶。ここに庭園と詩にアナロジーの関係をみていることはきわめて重要である。したがって彼が次のように続けるのはごく自然である。「庭園にしても絵画にしても美は素材によるのではなく、汲みつくすことのできない素材の組み合わせによっているのだ」

24 Vgl. Volkmann, Helga: Unterwegs nach Eden. Von Gärtnern und Gärten in der Literatur. Göttingen 2000, S. 132f. 筆者のフォルクマンは、文学における庭園のイメージを、主として「失われた楽園」、「幼年時代の庭園」、「エロスの庭園」という三つのイメージでとらえており、本論の執筆にあたり大きな示唆と指針を与えてくれた。

25 Vgl. Žerebin, Alexej: Der unheimliche Garten. Hofmannsthal und die russische Moderne. Zit. n. online unter: <https://navigare.de/hofmannsthal/zerebin.htm> (最終閲覧日: 2022年1月31日)

26 Vgl. Schmidt-Dengler, Wendelin: Eine kleine Literaturgeschichte des Gartens. In: Gartenkunst: Bilder und Texte von Gärten und Parks. Katalog zur 284. Sonderausstellung des Historischen Museum der Stadt Wien. Wien 2002, S. 12-33, hier S. 22.

(SW HvH 32, 104)。これがとりわけ詩に当てはまることはいうまでもない。

エッセイの後半でホーフマンスタールは、二つの重要な概念を用いて庭園の特性を述べている。まず「群落 (Gruppe)」については次のように述べる。

「われわれはそのとき、今まで自分がけっして一叢一叢の茂みを、ひとつひとつの花を、一本一本の樹木を、見ていなかったことに気づくだろう。というのは、集団として見る習慣が一本一本の花を見る視線を隠していたからであり、藪はすべての緑を飲み込んで形のない塊に化していたからである。(…) この群落としての在り方が、個々のはっきりした魅力を吸収してしまい、集団の方にはまった姿を認識するだろう」(SW HvH 32, 106)。

次に「均衡 (Ausgleich)」を用いて次のように述べる。

「彼はなんとか自分の庭園の置物によって、自分の沈黙の伝記を書こうとするのだろう。それは自分の部屋の家具で伝記を書こうとするのと同じである。市民性と芸術性の均衡 (生きた自然の一齣を自分の空想によって書き換えるほど詩人らしい行為はないのだから)、簡素なものピトレスクと絵画的なものとの間の均衡、個人的な感性と普遍的な伝統との間の均衡、われわれの新しい庭園に消すことのできない景観を与えることであろう」(SW HvH 32, 106)。(傍点は筆者による)

どちらも庭園というテーマでとらえた場合、特に深い意味が込められているようには見えないが、庭園自体がもっと別の、より大きな存在のメタファーとしてとらえられていると考えるなら、全く異なった解釈が可能となる。ホーフマンスタール自身、「人は庭園の構造を借りて、自分の沈黙の伝記を書くことになるだろう」(SW HvH 32, 106)と書いているのは、そうした意図があるからであろう。

「均衡」と訳したドイツ語の Ausgleich は、独和辞典では他にも均一化、調整、和議、妥協、仲裁、埋め合わせ、補償、清算などという訳語が出ている²⁷。動詞 ausgleichen の名詞化であるが、この語には一般的に「平均化する」という意味のほか、ドゥーデンのドイツ語辞典では商人用語、または銀行用語として「債務を弁済する、収支を合わせる」などに多くの意味と用法が出ている²⁸。つまり、実利的な、特にお金の問題に使われる言葉であり、引用したように庭園の描写にも用いられるのは比較的稀なケースといってよい。しかしこの語には、これとは全く別にオーストリア史の大きな転機をなす、極めて重要なもう一つの出来事がある。

それは1867年の「アウスグライヒ (協和、妥協)」、すなわちオーストリアとハンガリーとの間に結ばれた二重帝国を容認する協約である。1866年の普墺戦争に敗れたオーストリアは、多民族国家

27 『独和大辞典 第2版』(小学館、2000年)236頁、および『郁文堂 独和辞典 第二版』(郁文堂、1993年)138頁を参照。

28 Vgl. Duden. Das große Wörterbuch der deutscher Sprache in acht Bänden. 2. Auflage. Mannheim/Leipzig/Wien/Zürich 1993-1995. Bd. 1, S. 342f.

を維持するために大きな「妥協」をせざるを得なくなり、1867年、オーストリア宰相フォン・ボイストはハンガリーの代表デアークと「アウスグライヒ」を結び、ハンガリーの独立を事実上容認した。これにより「オーストリア帝国」に代わって「オーストリア・ハンガリー二重帝国」が正式名称となり、フランツ・ヨーゼフ1世がオーストリア皇帝（Kaiser）とハンガリー国王（König）を兼任することになった。二重帝国は略してk.u.kと呼ばれることになる²⁹。こうした二重性は、くすぶり始めた多民族問題と同時に、その後も長くオーストリア人の心性に深刻な影響を及ぼすことになった。

先にもふれた庭園と文学に関する論考の中でシュミット＝デングラールは、「アウスグライヒ」を直接オーストリア史と結びつけてはいないが、「決定的なのは、ホーフマンスタールが社会的な闘争は庭園から追放されたと見ようとしていることである。（…）庭園は均衡／^{アウスグライヒ}仲裁の場所であるべきなのだ」と述べている³⁰。

ホーフマンスタールがこのエッセイを書いた1906年時点では、彼はまだ積極的な政治的言動をとってはいなかった。しかし、その後「文学に反映したオーストリア」（1916）、「国民の精神的空間としての著作」（1927）などで文学を起点としながらも、オーストリア国民としての精神のあり方を積極的に訴え、「保守革命」の旗手として文学史にその名を残したことはあまりにも有名である。

一方、Gruppeが用いられた前後の文脈をもう一度読み直すと、一人一人の個人をきちんと見ずに、先入観から、民族などの「集団」として判断してしまう、とも読めるのではないか。多言語多民族国家であったかつてのハプスブルク王国は、変化に富む様々な風土と民族から構成されていた。つまりこのエッセイにおける庭園とは、ハプスブルク帝国、およびその風土や民族の縮図としても読めるのである。

ホーフマンスタール自身、その血の中にはドイツ、イタリア、ユダヤなどさまざまな民族の血が流れており、多言語多文化のオーストリアを象徴するような存在だった。そして彼はドイツ文学だけではなく、イギリスやフランス、イタリアの文学から多くを吸収し、自分の文学世界を構築していった。彼は当時流行していた折衷式の庭園を鑑賞しながら、「自分の沈黙の伝記」、言い換えれば彼の出自や文学のありようをそこに投影していたに違いない。

次の章では、ホーフマンスタールの盟友ともいべきアンドリアンに焦点を当てる。「672夜のメルヘン」はアンドリアンの『認識の庭園』の影響から書かれたとする説もあり³¹、実際、ふたりの作品には当時の青年が抱えていた夢と挫折が、庭園のイメージに託して描かれているのである。

29 アウスグライヒについては以下の文献を参照した。増谷英樹・古田善文『図説オーストリアの歴史』（河出書房新社、2011年）、47-50頁、ツエルナー、エーリヒ（リンツビヒラ裕実訳）『オーストリア史』（彩流社、1990年）、507-519頁。

30 Vgl. Schmidt-Dengler, a. a. O., S. 22.

31 Vgl. Paetzke, Iris: Nachwort. In: Andiran, Leopold: Der Garten der Erkenntnis. Mit einem Nachwort von Iris Paetzke. Zürich 1990, S. 63.

3. アンドリアンの『認識の庭園』（1895）

レオポルト・アンドリアン（1875-1951）は、十代で才能を認められた早熟の詩人であったが、早くに筆を折ったため、さほど名が知れているわけではない。しかし、世紀末ウィーンの文学における庭園を語る上で見逃すことができない。彼は由緒あるオーストリア貴族の父と、ユダヤ人の母の間にベルリンに生まれ、ウィーンで育った³²。母は、有名なドイツ系ユダヤ人の作曲家ジャコモ・マイアーベーアの娘である。1893年、当時アンドリアンの家庭教師をしており、のちに著名な文芸史家となるオスカー・ヴァルツェルのもとでホーフマンスタールと知り合い、死ぬまで堅い友情で結ばれた。翌年、ミュンヘンのカフェで文壇の大御所シュテファン・ゲオルゲと会い、彼の雑誌『芸術草紙』に詩を発表すると、まだギムナジウムに通っていたうら若き青年の名は一挙に高まった。ホーフマンスタールに誘われて、カフェ・グリーンシュタイドルに出入りし、「若きウィーン」と呼ばれていたシュニツラー、アルテンベルク、パールらの作家と交流するが、その雰囲気にはなじめなかったようだ。

1895年、ヘルマン・パールの強い逍遙により、19歳の彼が『認識の庭園（Der Garten der Erkenntnis）』という薄い小説をフィッシャー社から刊行すると、同世代の青年たちは熱狂的にこの書を迎え、彼らのバイブルとなった。ゲオルゲも激賞し、暗記するほど繰り返し読んだと言われている。彼はのちにアンドリアンを讃える詩を2編書いた。しかし、ウィーン大学の法学部に入学したアンドリアンは1899年学位を取得すると、さっさと外交官になってペテルブルクに赴任してしまう。それ以降、ホーフマンスタールの50歳の誕生日にソネットを書き送った以外は、文学とはほとんど縁を切った生活を送った。1938年、オーストリアがドイツに合併されると、すぐにブラジルに亡命する。戦後はヨーロッパに戻り、1951年スイスのフライブルクで静かに人生の幕を降ろした。

なぜ『認識の庭園』がそれほど若者たちを熱狂させたのであろうか。筆者の手元にあるマネッセ版ではわずか58頁の短い小説である。主人公エルヴィンの遍歴と成長が描かれ、「凝縮された教養小説」とも呼ばれるが、主人公にまつわる出来事が時間を追って断片的に書かれるだけで、具体的な描写や心理描写に乏しく、決して読みやすい小説とは言えない。これが当時若者たちの心をそこまで虜にしたことを、今日想像することは難しい。しいて言えば、文体が垢抜けしていて気品があり、贅肉がそぎ落とされている分、読者は主人公に自分を投影し、細部を想像しながら読むことができるのかもしれない。それゆえストーリーを要約することは困難であるが、あらすじを示すとおよそ以下のようになる。

主人公エルヴィンは、父の死後、12歳まで母と一緒に過ごし、自分と世界との関係を模索するために一人旅に出る。神父になるために南チロルのポーツェンの寄宿学校に入り、3年を過ごす。そこで知り合った友人ハインリヒ・フィリップからウィーンでの生活の愉しさを聞き、憧れを抱く。17歳になったとき、エルヴィンはウィーンに赴く。プラーターやホイリゲに出かけるが、「他なるもの

32 アンドリアンの生涯については、以下の文献を参照した。Schumacher, Horst: Leopold Andrian. Werk und Weltbild eines österreichischen Dichters. Wien 1967, S. 28-51.

(das Andere)」への憧れを満たすことができない。クリスマスの前に、クレメンスという貧しい同級生と親しくなる。やがて早春になり、シェーンブルン、ラクセンブルク、フォルクスガルテンなどの庭園で詩を口ずさみながらさまようが、彼はいつも一人であった。そして女性との出会いが、自分に啓示をもたらすであろうと夢想する。彼は美しい、宮殿の庭園や市民公園をめぐり歩く。

一年後、エルヴィンは美しい女性と暮らしていた。しかし彼は彼女に啓示を見出すことができなかった。雨の降る中、彼はいくつかの庭園を通り抜けて郊外に行く。途中知り合った「見知らぬ男 (der Fremde)」の顔に、一瞬、臆病さや邪悪さなど生のすべてを見て取る。

20歳になったエルヴィンは、「生の秘密」について考えをめぐらせる。「誰にとっても自分の生は唯一の奇跡であるため。他人に啓示を与えることはできないし、また他人からそれを手に入れることもできない」と。そして生の本質が「生の祝祭」の中にあるとし、山に登って世界を俯瞰し、鏡をのぞき込みながら考えに耽る。

やがて再会した母はエルヴィンに言う。「私たちは生の秘密を解き明かすことはできないのです。なぜなら生はあまりにも豊かで多様で無限だから」。それから二人はまた別れて、それぞれ旅を続ける。彼はヴェネチアに旅し、海と太陽を見て感動し、再びウィーンに戻る。「認識」への憧れは鎮め難く、さまざまな学問を学んでいるときに、痩せて別人のように変わったあの「見知らぬ男」と再会する。しかし男は今や敵となって、執拗にエルヴィンをつけ回す。敵に見つかるのを恐れて家には帰らずさまよい続けるが、ある日のこと悪夢を見る。その三日後、エルヴィンは病気で床につき、認識 (erkennen) することなくこの世を去る。

以上のようにストーリーは断片的であり、まとまりに欠けるが、時代が直面していた危機意識が鋭い感性によって描かれている。鏡の場面をはじめとして、この小説は神話的なイメージにあふれている。作品の冒頭にモットーとして「われはナルシス (Ego Narcissus)」と掲げられているように、主人公エルヴィンは、水に映った姿と一体になろうとして死んだナルシスと重なる。一方、深刻な言語危機も随所で描かれる。20世紀初頭における言語懐疑を凝縮した「チャンドス卿への手紙」を書いたホーフマンスタールは、実は自分ではなくアンドリアンをモデルにしたのではないか、という説もある³³。さらに言えば、『認識の庭園』は素朴な文章で書かれているものの、言語の質感と文体が他の同世代の作家とはだいぶ異なる。抽象的、思索的な表現が目立ち、自然（感情）がほとんどといってよいほど欠落している。「生の秘密 (das Geheimnis des Lebens)」という表現が何度も出てくるが、その生は自然や周囲の世界とは隔絶された人間の孤独な、魂の一番奥にある、震えるような実存的感覚であり、それが当時としては新しかったのだろう。したがって『認識の庭園』そのものを、「チャンドス卿の手紙」の先行形態と考えて何ら不思議はないのである。

ショースキーは『世紀末ウィーン』において、教養小説的要素を持つ『認識の庭園』を一世代前のシュティフターの『晩夏 (Der Nachsommer)』(1857)と比較している。『晩夏』の舞台となる「薔薇の家 (Rosenhaus)」は、過去の遺物を集めた博物館であり、同時に復楽園である。その家の教養

33 岡光一浩「レオポルト・アンドリアン——『チャンドス卿の手紙』に関連して——」(『オーストリア文学』第10号、1994年)、18-26頁を参照。

ある主人リーザハは常に過去に目を向け、創造する人ではなく、保全する人として登場する。「薔薇の家」を取り囲む、手入れの行き届いた庭園は、そうした秩序ある世界を護るためにある。小説を貫く「教養 (Bildung)」は、こうした庭園造園に傾注され、教養は財産と化している。「シュティフターにとって庭園は、自然と文化の結婚を意味していた」とショースキーは述べる。それに対しアンドリアンは、庭園を実際に造営するつもりなど毛頭もなかった。「庭園は感受性を刺激することだけに役立つ」ち、「人生のさまざまな芳香を、東の間の美の経験を、象徴する³⁴⁾」ものなのである。

この小説に登場する庭園の描写はさほど多くはない。それらの順を追って、もう少し詳しく見てみよう。最初に出てくる庭園の描写はこうなっている。「庭園が美しくなる春の後半に入ると、彼はシェーンブルンやラクセンブルク、^{フォルクスガルテン}市民庭園に出かけて行ったが、いつもひとりであった。それから彼は詩を口ずさんだ。その内容は彼とかかわりのないものだったが、その響きが彼を揺り動かすのだった³⁵⁾」。

エルヴィンが口ずさんでいたのはブルージェ³⁶⁾の詩であり、その中の「女性」と「生」という言葉が彼に戦慄を感じさせたのである。庭園はここでは、詩と密接なものとして位置づけられ、さらに女性の愛への予感を秘めた舞台となる。

その次の庭園の描写は、ウィーンに帰って教会や家々の美しさ、ディアナやアポロ像のある宮殿の美に気づくときである。「そしてすべての庭園が美しかった。像や記念碑、四角い池のある華麗な庭園も、花と音楽にあふれた公立公園も、兵士や娘が口を開けて眠っている郊外の埃っぽい公園も美しかった。そして街にあふれているすべての音楽に意味があった」。(S. 32)

ここで庭園は、自然というよりはむしろ、さまざまな市民の生活、建築物やその付属品、さらにはウィーンの代名詞でもある音楽と結びついた、重層的な都会の舞台であるといえる。このようにアンドリアンにおいても、庭園は自然と人工が一体化したものとなっている。

物語の後半、エルヴィンはある女性と一緒に暮らしていた。雨の降る五月の夕べのことである。「彼はいくつもの庭園を通りすぎた。植物が香りを放ち始めていたが、まだ香りは混じりあうことなく、次々にそよいできては、ひとつになろうとしていた。それから彼は郊外に着いた」。(S. 35)

この後、再会した母はエルヴィンに次のように言う。

「いいえ、私たちが人生を通り抜けていくのは、見知らぬ召使たちのあとについて、見知らぬ城の遊歩庭園 (Lustgärten) を通り抜けていくようなものです。召使たちが見せてくれた様々な美しいものを、私たちは愛し忘れないようにしますが、どこへ連れていかれるのか、どれだけ早くそのそばを通り過ぎるのかは彼ら次第なのです」。(S. 50)

「遊歩庭園 (Lustgarten)」とは、回廊式の長い庭であり、その沿道には娯楽のためのさまざまな施設 (コンサートホール、アトラクション、動物園など) がある。古代ローマ時代から存在し、18、19

34 ショースキー、カール・E (安井琢磨訳) : 『世紀末ウィーン—政治と文化—』 (岩波書店、1983)、385頁参照。

35 Andrian, a. a. O., S. 26. (以下、本文中にページ数のみ記す)

36 ポール・ブルージェ (Paul Bourget: 1852-1935) はフランスの小説家、批評家。ゾラの自然小説を批判し、心理分析小説を発表した。メロドラマ的な恋愛小説の名手でもあった。若い頃には詩も書いていた。

世紀のロンドンの遊歩庭園が有名である。つまり、庭園とはこの時代の青年たちの人生行路なのである。庭園には道があり、ベンチがあってそこで人と人が出会う。樹木があり、花壇があり、池や噴水があり、男と女が出会えば「愛の庭園」として恋愛の舞台ともなる。エルヴィンは人生行路の中で「見知らぬ男」や友人のクレメンスと会い、またある女と知り合い、一時はともに暮す。Erkenntnisはふつう、認識、洞察、情報などといった人間の知的活動を著わす意味領域で使われるが、その動詞形 erkennen には、「女を知る、性的関係を持つ」という意味や法律用語として「判決を下す」などの意味もある³⁷。この小説における Erkenntnis にはこれらすべてが含まれているといえよう。すなわち『認識の庭園』とは、転換期に生きた若者が通過すべき時間と空間であった。しかしそこで認識すべき対象については具体的に書かれず、すべてが予感にとどまっている。

小説の最後でエルヴィンは「認識」することなく死んでいく。確かに教養小説的な要素はあるものの、「凝縮された教養小説」というよりも、「未完の、挫折した教養小説」といったほうがふさわしい。作者のアンドリアンは、こうした深淵を、ナルシス的な世界の危険さを認識していたからこそ、文学の世界を離れたのではないだろうか。

4. アルテンベルクの「フォルクスガルテン市民庭園で」

ペーター・アルテンベルク (Peter Altenberg, 本名 Richard Engländer: 1859-1919) はウィーンの裕福なユダヤ商人の家に生まれた。大学では法学や医学を学ぶが、どれもすぐに投げ出してしまい、定職につかずにカフェに入り浸っていた。今日カフェ・ツェントラールに入ると、カイゼルひげをはやした、あどけない表情の彼の像が入り口で客を迎えてくれる。定住所がなかったか彼は一日ほとんどをここで過ごし、郵便物の宛先にもなっていたからである。34歳のとき、彼はこのカフェで若き文学旗手たち、シュニッツラー、ホーフマンスタール、ザルテン、ベーア＝ホフマン、バルらと偶然知り合い、その交流の中で執筆活動を広げていく。

第一創作集『見るがままに (Wie ich es sehe)』(1896)——すでに有名だった批評家カール・クラウスの強い推輓により出版された——のタイトルに如実に表れているように、彼は目の人だった。この短編集にも、髪と並んで目に関する身体表現が頻出する。これは彼の家庭教師が、のちに眼科医となる医学生であったせいかもしれない。彼は見たことを鋭い感性のフィルターを通して、絵画のように書くタイプだった。その切り取り方がまさに名人芸で、色彩、音、匂いなどが目の前に浮かび上がる。エーゴン・フリーデルは『私が見たままに』についてこう述べている。「この本には網膜に映じた像しか書かれていない、というのが彼の言い分だった。この視覚的真實だけを、彼は記録したいと願った。第一世代の印象主義者たちも、これと同じ考えを持っていたことは疑いあるまい³⁸」。

作品が極めて絵画的であるため、アルテンベルクはしばしば「印象主義者」とみなされる。確かに彼のわずか2、3頁ほどの、ときには半頁にも満たない詩的散文には鮮やかな色彩が満ち溢れ、ゴッ

³⁷ Vgl. Duden, a. a. O., Bd. 2, S. 957f.

³⁸ フリーデル、エーゴン (宮下啓三訳)『近代文化史3』(みすず書房、1988)、252頁。

ホヤモネの絵画を彷彿とさせる一面があるが、さらに正確に言うなら、それは写真的である。アルテンベルクは特に若い美少女の写真のコレクションを持っており、それを見ながら創作することもあった。また彼は「コダック・カメラ」を芸術のアナロジーとみなしていた³⁹。

彼は題材を求めてしばしば公園や庭園に足を運び、そこで見聞きしたこと、回想したことを、ルポルタージュ風書き綴った。「市立公園で (Im Stadtpark)⁴⁰」という小品では、クアサロン (Kursalon) に入り、子供の時と同じテラスのテーブルに座り、あの時と同じアイスと Hohhippen (アイスの上に載った筒状のお菓子) を注文し、ゆっくり味わいながら、亡き父と母、それに何の憂いもなかった幼年時代を懐かしく回想する。そしてすっかり禿げ頭となり、憂いに満ちた哀れな今の中年の自分と比較する。盟友のホーフマンスタールも、『私が見たままに』の書評で、アルテンベルクの文学を繰り返し庭園の結び付けながらその登場人物の特徴を次のように述べる。「彼らはすべての目立たないものに重要性を分け与え、日常生活の庭園に色彩鮮やかな織物をかけて、あまりに大きな不気味なものを遮断しようとしたのである。(…) 軽やかな、美しい、無目的な事物の栄光化であり、最高度に自然なものに近づいていくもっとも芸術的なもの崇拜である。つまりこれは造園技術としての人生である。(…) ときおり彼は自分の作り出した作中人物を自分で演じていることがある。これら偉大な俳優たちの名前は、この人生という庭園が極めて巧緻にかけめぐらした、神の美しい衣装の一部なのだ」(SW HvH 8, 227)。この短い評からも、ホーフマンスタールとアルテンベルクが、庭園というイメージでいかに深く結びついているかがうかがわれよう。

ここではアルテンベルクのもっとも有名な作品の一つ「市民庭園で (Im Volksgarten)」を取り上げ、庭園のイメージを考察する。まずこの庭園の来歴について簡単に述べておきたい⁴¹。

「市民庭園 (Volksgarten)」は、英雄広場 (Heldenplatz) とブルク劇場 (Burgtheater) の間にある、ウィーンでも指折りの庭園である (ただし「庭園」という名前にもかかわらず、一般的な感覚からいえば、むしろ「公園」と呼んだほうがふさわしい)。1817年から造成が始まり、1823年3月1日市民に開放されたウィーンで最初の庭園である。ルートヴィヒ・フォン・レミー (Ludwig von Lemy) によって幾何学的な庭園の基本構想が作られ、宮廷庭師フランツ・アントワヌ (Franz Antoine) が造園を引き継いだ。庭園の中央には、1819年から23年、ペーター・ノーヴィル (Peter Nobile) が古代ギリシアの神殿を模して造ったテセウス寺院 (Theseus Tempel) がある。当初はこれの中に、アントニオ・カノーヴァによるみごとな彫像「テセウスとケンタウロスの戦い」が置かれていたが、ウィーン美術史美術館が竣工すると、その二階への踊り場に移された。さらに1820年から23年には、コーヒーハウスが建てられ、これは今日もカフェ・マイエライ (Café Meierei) として

39 Vgl. Baker, Andrew: Telegrammstil der Seele. Peter Altenberg – Eine Biographie. Wien/Köln/Weimar 1998, S. 82.

40 Altenberg, Peter: Sonnenuntergang im Prater. Fünf und fünfzig Prosastücke. Auswahl und Nachwort von Dieter Schäfer. Stuttgart (Reclam) 1968, S. 76.

41 Vgl. Kretschmer, Hildegard: Wien. Architektur und Kunst. Reclams Städteführer. 2., durchgesehene und aktualisierte Auflage. Stuttgart 2015, S. 151f. / Auer, Alfred (Hrsg.): Wien und seine Gärten anlässlich der 2. Internationalen Gartenschau WIG 74. Wien 1974, S. 63f.



図2 市民庭園 (Volksgarten)⁴²

営業している。ほかに忘れてはならないのは、皇妃エリーザベト（愛称シシー）（1907年完成）と文豪グリルパルツァー（1889年完成）の二つの記念像があることである。グリルパルツァーの特に「哀れな辻音楽士（Der arme Spielmann）」を愛読していたカフカは、1920年6月29日にウィーンに来たとき、恋人ミレーナと一緒にこの像を訪れた⁴³。

リング通りに沿ったフォルクス庭園のバラ園には、たくさんのベンチが並び、また大きな噴水もあって市民の憩いの場所となっている。アルテンベルクの小品「市民庭園で」は、このバラ園で彼が実際に見たことをもとに書かれたと想像される。短い作品なので、原文を省略せずに引き、その下に日本語を掲げる。（原文で反復される箇所には下線を引いた）

Im Volksgarten

»Ich möchte einen blauen Ballon haben! Einen blauen Ballon möchte ich haben!«

»Da hast du einen blauen Ballon, Rosamunde! «

Man erklärte ihr nun, daß darinnen ein Gas sich befände, leichter als die atmosphärische Luft,

⁴² クレッチュマーの前掲書122頁の地図を参考にして、筆者が作成した。

⁴³ Vgl. Binder, Hartmut: Kafkas Wien. Portrait einer schwierigen Beziehung. Vitalis 2013, S. 375-378.

infolgedessen etc. etc.

»Ich möchte ihn auslassen — — «, sagte sie einfach.

»Willst du ihn nicht lieber diesem armen Märderl dort schenken?!? «

»Nein, ich will ihn auslassen — — ! «

Sie läßt den Ballon aus, sieht ihm nach, bis er verschwindet in den blauen Himmel.

»Tut es dir nun nicht leid, daß du ihn nicht dem armen Märderl geschenkt hast?!? «

»Ja, ich hätte ihn lieber dem armen Märdel geschenkt!«

»Da hast du inen anderen blauen Ballon, schenke ihr diesen! «

»Nein, ich möchte den auch auslassen in den blauen Himmel! «

Sie tut es.

Man schenkt ihr einen dritten blauen Ballon.

Sie geht von selbst hin zu dem armen Märdel, schenkt ihr diesen, sagt: »Du lasse ihn aus! «

»Nein«, sagt das arme Märdel, blickt den Ballon begeistert an.

Im Zimmer flog er an den Plafond, blieb drei Tage lang picken, wurde dunkler, schrumpfte ein, fiel tot herab als ein schwarzes Säckchen.

Da dachte das arme Märdel: »Ich hätte ihn im Garten auslassen sollen, in den blauen Himmel, ich hätte ihm nachgeschaut, nachgeschaut — — ! «

Währenddessen erhielt das reiche Märdel noch zehn Ballons, und einmal kaufte ihr der Onkel Karl sogar alle dreißig Ballons auf einmal. Zwanzig ließ sie in den Himmel fliegen und zehn verschenkte sie an arme Kinder. Von da an hatten Ballons für sie überhaupt kein Interesse mehr.

»Die dummen Ballons — — «, sagte sie.

Und Tante Ida fand infolgedessen, daß sie für ihr Alter ziemlich vorgeschritten sei!

Das arme Märdel träumte: »Ich hätte ihn auslassen sollen, in den bauen Himmel, ich hätte ihm nachgeschaut und nachgeschaut! — — ! «⁴⁴

フォルクスガルテン
市民庭園で

「あたし、青い風船が欲しい！ 青い風船が欲しいの！」

「ほら、青い風船だよ、ロザムンデ」

そこで説明が始まる。風船の中にはガスが入っていてね、それは空気よりも軽いから、このように浮かぶんだよ、等々——。

44 Altenberg, Peter: Expedition in den Alltag. Gesammelte Skizzen 1895-1898. Hrsg. von Werner J. Schweiger. Wien/Frankfurt 1987, S. 217f.

「空に飛ばしてみたい」、ふと、女の子がつぶやいた。

「いやそれより、あそこにいるかわいそうな娘にあげたらどうだい」

「いやだ、空に飛ばしてみたいの——！」

女の子は風船を放った。そして青い空に風船が消えていくまでじっと見つめていた。

「後悔はしないのかい、あのかわいそうな娘にあげたほうがよかったって」

「そうね、あの娘にあげればよかった」

「さ、もう一つ青い風船を買ってあげたから、あの娘にあげておいで」

「いやよ。これも青い空に飛ばすわ」、そう言って、また空に飛ばした。

三つ目の青い風船を買ってやると、それをもって貧しい女の子のところに行って、言った。

「飛ばしてみて」

「いやよ」と言って、貧しい娘は風船を熱心に見つめた。

部屋の中で風船は天井にくっついたまま、三日間浮かんでいた。しかし、どんどん縮んで黒ずんでゆき、ポトンと落ちたときには、黒い小さな巾着になっていた。

すると貧しい娘は考えた。「あの庭園で、飛ばしたほうがよかったわ。青い空に消えていくのを、ずっと見ていたかった」

一方、お金持ちの女の子は風船を十個も買ってもらった。あるとき、カール伯父さんが、三十個の風船を一度に買ってきたのだ。二十個は空に飛ばし、十個は貧しい子どもたちに分けてあげた。でもそれっきり、風船には興味を持たなくなった。

「バカな風船さん——」と言い残して。

それを聞いたイーダ伯母さんは、あの娘は年のわりにませているのね、と思った。

貧しい娘は、夢見心地でつぶやいた。「あのとき飛ばせばよかったわ。そしたら、青い空に消えていくのを、ずっとずっと見ていたのに——！」⁴⁵

数多いアルテンベルクの散文詩の中でも、深く印象に残る名品であり、彼のアンソロジーには必ずといっていいほど選ばれている。大部分が会話で書かれており、反復される語——たとえば「貧しい女の子」は7回、「風船」は10回、うち「青い風船」が4回、「空」が6回、うち「青い空」が4回——が多く、文体はリズムカルである。ストーリーの骨子をもう一度まとめると次のようになる。

お金持ちの両親と市民庭園フォルクスガルテンに遊びに来た女の子ロザムンデが、青い風船をねだる。その風船を貧しい娘にあげたら、と親が言うと、空に飛ばしたい、とロザムンデは主張し、実際にそうしてしまう。しかし三つ目の風船は貧しい女の子にあげる。その子は風船を大事に家に持ち帰るが、三日後、醜く縮れて黒くなってしまふ。しばらくしてロザムンデは、叔父さんから30個の風船を買ってもらい、20個を空に放ち、10個を貧しい女の子にあげる。しかしもう風船には関心がない。

全体は二つの部分から構成されており、後半は「部屋の中で (Im Zimmer)」から始まる (引用し

45 Das Grosse Altenberg Buch. Hrsg. von Werner J. Schweiger, Wien/Hamburg 1977, S. 199f.

た際、1行開けておいた)。前半が会話からなるのに対し、後半は主として地の文と内的独白からなる⁴⁶。また動詞の時制に注目すると、最初は過去形(たとえば原文5行目の「つぶやいた(sagte)」)であるが、途中から現在形(「放ち」「見つめ」)に変わり、出来事が今まさに起こっているという印象を強めている。しかし後半からはまた過去形が支配的になり、全体としては、昔の物語という形式をとっている。

次に登場人物に注目すると、裕福の家庭の娘であるロザムンデと、貧しい女の子との対比が明瞭である。ロザムンデだけでなく、そのおじさん、おばさんも名前では呼ばれているのに対し、貧しい女の子は名前すら与えられていない。誰でも無料で入れる公園は、富める人間と貧しい人間という身分の違いを露呈する場所でもあったのである。さらに、ロザムンデは「私~したい(ich will)」と、自分の意思を明確に表現できるのに対し、貧しい女の子は、「~だったらいいのに(ich hätte sollen)」と接続法Ⅱ式で控えめにしか表現できない。おそらくロザムンデという名前は、シューベルトの有名な楽曲をヒントにつけられたのであり、王女のイメージが付与されているのだろう⁴⁷。

それにしても、空に消えていく風船は何のシンボルであろうか。幸福であろうか、若さであろうか、それとも富であろうか。あるいはお金そのものであろうか。風船のなれの果てである黒いSäckchenを「袋」ではなく「巾着」と訳したのは、お金を入れる袋とも解釈できるからである。裕福なロザムンデはお金の使い方と使うべき時を知っているが、貧しい女の子はそれを使う機会を永遠に逃してしまう。

このエッセイ集が刊行されたのと同じ1896年の7月12日から3か月間、ウィーンのプラターで「アフリカ黄金海岸とその居住者」という展覧会が開かれた。現在のガーナに住むアシャンティ人が集団で連れてこられ、生活や風習がウィーン市民の見物の対象となった。当時プラターでよく行われていた、「人間動物園」のひとつである。アルテンベルクは何度もここに通り、ある黒人少女と昵懇になって何度も会っていた⁴⁸。翌1897年にアルテンベルクは『アシャンティ』というエッセイ集を刊行し、無垢な目で黒人差別を様々な角度から描いている。そこに白人への批判や差別されたユダヤ人としての内省を読み取ることもできる。

このことを思い出すなら、「黒く縮んでいく風船」という表現にも別の解釈が可能となる。言うまでもないことだが、風船は何日か経つと小さく縮めることはあってもけっして黒くはならない。この「黒く」という表現は、作者の無意識から書かれたものかもしれないが、彼が実際に見たアシャンティ人ら、黒人のイメージにもつながる。「袋(Sack)」は、俗語ではのしり表現として「野郎、

46 Vgl. Nienhaus, Stefan: Das Prosagedicht im Wien der Jahrhundertwende. Altenberg – Hofmannstahl – Polgar. Berlin/New York 1986. S. 43. ニーンハウスは、「貧しい女の子」が「考えた」り、「夢見た」りする内容を「内的独白」ととらえている。すべてが「内的独白」で書かれた世紀末ウィーンの小説に、シュニッツラーの「グストル中尉」がある。この小説では、最初から最後まで、主人公グストルが心の中で発した言葉で書かれている。

47 フランツ・シューベルトは戯曲『キプロスの女王ロザムンデ』(ヘルミーネ・ヴォン・シェジー作)のための劇音楽を作曲した。この曲は略して「ロザムンデ」と呼ばれている。アルテンベルクは音楽にも精通しており、作品にはショパンをはじめ多くの作曲家の名前や作品が登場する。

48 Vgl. Baker, a. a. O., S. 110-125. アルテンベルクは黒人の支持者だった。

腰抜け」を意味する。つまりここには、裕福な少女と貧しい少女という区別だけではなく、肌の色によって人間を区別する社会への批判も暗示されているのではないか。

アルテンベルクの散文をひとつひとつ注意深く読めば、たとえば「花行列 (Blumen-Korso)⁴⁹」などには、一見楽しそうな民衆の間にも、見えない貧富や民族による境界線が引かれているのを見抜いていたことがわかる。ちなみにアルテンベルク自身は1900年ユダヤ人団体を脱退し、1910年にキリスト教の洗礼を受けている。

しかしこの解釈は、やや深読みすぎるという憾みがあるかもしれない。そこで風船のシンボルについて、もうひとつ別の解釈を試みたい。アルテンベルクは、人間は気分が高揚すると飛ぶことができるという「人体飛行説」の信者であり、彼が実際に飛行を試みたという伝説すら伝わっている⁵⁰。その彼の夢がこの小文に実現されていることはほとんど疑いない。とするなら、風船は飛行人間、あるいは丸い形からすれば人間の眼球のメタファーということにもなるのではないか。この作品が絵画的であることは先に述べたが、フランスの画家ルドンに、眼球が気球となって上昇していく幻想的な一連の絵画『眼=眼球』(1878)がある。もしかすると絵画好きのアルテンベルクはどこかでルドンの絵を見ており、この作品のヒントにしたという可能性も否定できない。

5. クリムトの風景画と庭園

世紀末ウィーンを代表するグスタフ・クリムト (Gustav Klimt: 1862-1918) は、生涯で約220点余の油絵と壁画を残したが、その約4分の1に当たる約58点が風景画であった(点数については若干の意見の相違がある)。しかしクリムトの本領はあくまでも金箔を使った豪華絢爛な肖像画や寓意画というのが定着した見方であり、風景画の価値が正当に認められているとはいいがたく、研究もまだ少ないのが現状である。

クリムトは1900年以降、愛人のエミーリエ・フレーゲ (Emilie Flöge) の誘いに応じて、毎夏、休暇をアッター湖畔で過ごし、風景画を描いた。湖畔での滞在先は最初、湖北のリッツベルク荘 (Bräuhof Litzberg; 1900-1907) であったが、やがてオレアンダー邸 (Villa Oleander; 1908-1912) へ移り、最後は湖南のヴァイセンバッハの民家 (Forsthaus Weissenbach; 1914-1916) で過ごした。アッター湖で描いた風景画は全部で47点あり、風景画の8割強を占める⁵¹。

クリムトはアッター湖畔に滞在中、ほぼ規則正しい一日を送っていたという。6時に起床、散歩をして野外で絵画を描く。8時に朝食を取り、その後、「十分な注意を払って」湖を泳ぐ。天候が悪いときは、持ってきた本を読んだり、部屋で風景画に取り組む。昼食後は、おやつの間まで短い昼寝か読書をし、再び湖で泳ぐ。そのあとは「夕方の画業」にふけるか、仲間と九柱戯 (ボーリングの一

49 Altenberg, a. a. O., S. 184f.

50 Vgl. Schaffer, Camillo: Peter Altenberg oder Die Geburt der modernen Seele. Wien/München 1992, S. 31f.

51 Vgl. Tretter, Sandra/Weinhäupl, Peter: „Ich sehne mich hinaus wie noch nie. Klimts Sommerfrische am Attersee. In: Natter, Tobias G./Smola, Franz/Weinhäupl, Peter (Hrsg.): Klimt persönlich. Bilder – Briefe – Einblicke. Wien 2012, S. 62.

種)を楽しんだという⁵²。

描かれたのは湖畔のさまざまな風景、ポプラやブナ、リンゴなどの樹木、白樺の森、ヒマワリなどの花々、そして別荘や庭園であった。今日も当時と変わらない風景がアッター湖畔に残っており、たとえば嵐が迫る不気味な暗い原野にそびえる『大きなポプラⅡ』(1902/03)のモデルになった樹木を、そこで確認することができる。筆者も夏にアッター湖を訪れたことがあるが、どこまでも透き通った湖面を優雅な白鳥たちがゆったりと遊泳し、周囲の豊かな森や花々の咲き乱れる庭園はまさにこの世の楽園であった。そのすべてが、クリムトの絵画世界と深く共鳴しているのを実感した。たとえばレオポルト美術館でわれわれが目にするのが、風景画の傑作『アッター湖畔で』(1900)は、画面の約7割が、エメラルドグリーンのきらめく湖の水面である。誰もがその美しさに目を奪われるだろうが、その色彩に何か人工的なものを感じてしまうのではなからうか。しかし、アッター湖の風景を目の当たりにした人なら、まさにこの色彩が、実際に見えるのとは少し違うにせよ、その風景から人が感じ取る真実の色彩だと確信するに違いない。さらに画面上部の、もっと沖合の水平線のあたりは、淡いブルーに描かれている。この色彩は、すでに見たアルテンベルクの風船の色とも重なりながら、われわれの想像を神秘的な彼方の領域へといざなってくれる。筆者はそれまでクリムトの絢爛過ぎる絵があまり好きではなかったが、アッター湖の風景を見たあと、彼の風景画が心の奥底まで強く迫ってくるのを感じることができた。

ところで、風景画のほとんどは、当時めずらしかった正方形のキャンバスに描かれている。なぜこの形が好まれたかには、諸説があり、いまだ定説はない。しかしそれらの説を大きく分けると次の4つにまとめられよう。第一は、コロマン・モーザーら分離派の芸術家たちは矩形を好み、機関誌『ヴェル・サクレム(聖なる春)』の紙型もこの形であったこと。つまりデザインとの深い関連がまずあげられる。第二は、美術史家の梅田智彦が書いているように、クリムトは当時Sucherという正方形の型紙を使用していたため、画面も正方形になったと考えられる⁵³。第三は、一般論になるが、正方形のキャンバスでは、上下左右すべてが平等になり、従来の価値観から自由な画面が確保できるからである⁵⁴。一般に、宗教画では天上の神と地上の人間の関係を描くため縦長のキャンバスが、広いパノラマを描く風景画では横長のキャンバスが用いられることが多い。クリムトはしばしば池や湖など水の世界を風景画に取り入れたが、正方形の画面を用いると上下二つに世界を分け、現実の世界と、水面に映った仮象の世界とを対称的に描きやすくなる。初期の風景画の『静かな池』(1899)や『沼』(1900)では、特に前者において、水面に映った現実の世界の樹木の淡い影が印象的である。こうした構図は、アッター湖畔の風景画にも引き継がれ、晩年の『シェーンブルンの風景』(1916)に

52 A. a. O., S. 68.

53 梅田智彦:「クリムトと点描主義——1900年代のクリムト風景画の変遷についての一考察」(『京都美学美術史学』第2号(2003)、93-122頁を参照)。

54 木島俊介は以下のように書いている。「正四角形のキャンヴァスは、奥行きの深さも、水平の広がりも抑制される、均整のとれた空間を生みだすことに有効である。クリムトの風景画の表面性、静謐な雰囲気には適した形であった」。(木島俊介『クリムトとウィーン』(六耀社、2007年)、118頁。)

至るまで続いている⁵⁵。そして最後の第四に、ジョンストンが指摘するように、「正方形は、背景に使う金色の効果をいっそう強め、聖画に似た雰囲気をも能く出した⁵⁶」。「聖画」とはおそらくアイコンをさしているのであろうが、クリムトは正方形のキャンバスで人物画も描いた。『アデーレ・ブロッホバウアーの肖像』（1907）はその代表例である⁵⁷。

正方形の画面が選ばれたもうひとつの理由の一つとして、上にあげた三番目の理由とも少し重なるが、クリムトがしばしば景色を見る際に望遠鏡を使っていたことがあげられる⁵⁸。人間の目をとおして見た風景と異なり、望遠鏡から覗いた世界は、全体のごく一部分のみが拡大されて見える。その狭められた視野の中では、様々な樹木や植物が、さらには家屋や建物と樹木さえもが同じ平面の上に見える。風景は装飾に近づくのである。

クリムトの風景画では、線遠近法が無視され、建物も背景の自然と同じ平面上におかれ、影もない。たとえばペーター・アルテンベルクが激賞した『樹下の薔薇 (Rosen unter Bäumen)』（1904）では、緑、黄、オレンジ、ピンクの色彩の粒が点描画法によって全体にまき散らされており、バラの木と大きな樹木のどちらが前方にあるのか、またどこまでが薔薇でどこからが樹木なのか判然としない。

このように理由はさまざま考えられるが、なんといっても、クリムトは絵画と装飾が合体した総合芸術をめざしており、デザインに適した形である正方形、上下左右に優劣がない画面を選んだというのが、つまるところ最大の理由だったのではないか。工芸デザインに正方形が適していることは、クリムト自身が、初期の壁画『真夏の夜の夢』（1884-85）やストックレー邸の壁画の一部に正方形で枠組みをしたデザインを取り入れていることからもうかがえる。

クリムトの最高傑作として名高い『接吻 (Der Kuss)』（図3）も、ほぼ正方形のキャンバスに描かれた。これと酷似した抱擁し合う男女の構図は、『ベートーヴェンフリース』（1902）など、それまでのクリムト自身の作品にもみられるが、ヴァルトミュラーやハイエツ、ムンクの絵画、ロダンの彫刻など数多くの先例があり、クリムトもそれらを参考にしたと推測されているが、彼の場合、ふたりが混然一体とした形態になっているのが特徴である⁵⁹。

抱擁する男女の一部は抽象的なデザインと化し、男性の身体には角張った矩形の、女性には丸い花のデザインが埋め込まれていて、それぞれ性的な意味を担いつつ、男性原理と女性原理を具現すると

55 クリムト自身は『シェーンブルンの風景』が大変気に入っていたと見え、大金でこれを購入しようとする者がいてもなかなか手放そうとしなかった。「残念ですが『シェーンブルンの風景』を6000クローネンでは手放せません。8000クローネンでなければなりません」Vgl. Natter (Hrsg.), a. a. O., S. 285. ちなみにこの絵は、おそらくネプチューンの噴水の前の大きな水盤を描いたものと推測されるが、この絵の雰囲気はのちに考察するペーア＝ホフマンの『ゲオルクの死』とも内的に通じるところがある。

56 ジョンストン, W. M. (井上修一、岩切正介、林部圭一訳) 『ウィーン精神1 ハープスブルク帝国の思想と社会 1848-1938』（みすず書房、1986年）、216頁。

57 絵画のサイズは138×138cmで、完全な正四角形。かつてベルヴェデーレ上宮に展示されていたこの絵画が、現在ニューヨークのノイエ・ガレリエにある背景には複雑な経緯がある。大部分が金箔で装飾されたこの作品には、向かって左上部に二つの銀箔の正方形があるほか、人物の背後にも多くの正方形の装飾模様がある。

58 クリムトが三脚に乗せた望遠鏡を前にして、アッター湖の対岸を覗こうとしている有名なスナップ写真が残されている。Vgl. Klimt persönlich, a. a. O., S. 65.

59 Vgl. Husslein-Arco, Agnes (Hrsg.): Gustav Klimt. Der Kuss. Berlin 2013, S. 36ff.

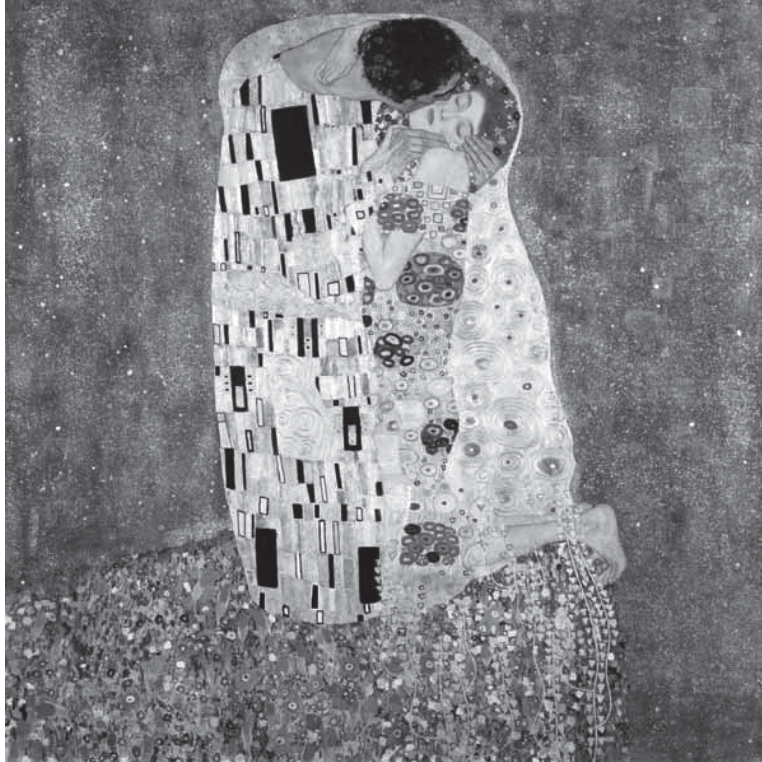


図3 クリムト『接吻』（オーストリア・ギャラリー、ウィーン）

理解されている⁶⁰。しかし忘れてはならないのは、ふたりは紫色の竜胆^{りんどう}をはじめとする花々の咲き乱れた庭園の上にいることである。もっともその庭園は断崖絶壁の上にあるように見え、ひざまずいた女性の足指はその端で辛うじて支えている。背景の薄暗い空間は、星々の輝く宇宙空間にも見えるが、よく見るとこの中にも小さな正方形がたくさん描きこまれている。

先述したように、クリムトは風景画以外でも肖像画で正方形の画面を用いているので、『接吻』は風景画と肖像画の要素を一枚の絵の中に合一した集大成的な作品だと筆者は考えている。そして文学における庭園の系譜でいえば、チョーサーの『カンタベリー物語』や『薔薇物語』などに通じる、愛の成就する「エロスの庭園」として位置づけできる⁶¹。しかもこの絵はエロティックであると同時に、何か崇高な雰囲気さえも感じさせる。これは男性と女性、自然と人工、庭園（マイクロコスモス）と宇宙（マクロコスモス）などすべての対立項が融合した、クリムトの芸術の集大成と言うべき作品といえるだろう。

クリムト自身も庭が好きで、ヒーツィング（Hiezing）のフェルトミュール小路（Feldmühlgasse）

60 抱き合う男女が一体と化した形態を、「肥大化した男根」ととらえ、足元に垂れている金色のつたを「精子」とする解釈もある。Vgl. Rogoyska, Jane/Bade, Patrick: Gustav Klimt. New York 2012. S. 140. われわれ日本人にとっては、この蕙の文様が、日本の浮世絵をヒントにしてクリムトが取り入れたとする説も興味深い。

61 Vgl. Volkmann, a. a. O., S. 106-134. フォルクマンはホーフマンスタールの「672夜のメルヘン」もこの「エロスの庭園」に分類している（S. 132）。

のアトリエには立派な庭園があり、そこでたくさんの猫を飼っていた。また夏を過ごしたアッター湖畔のカンマー館にも、また滞在したパウリック邸 (Villa Paulick) にも美しい庭園があり、彼がそこで美しく着飾ったエミーリエと一緒に至福の時を過ごしていたことが、残された写真から伝わってくる。

庭園こそが人間と自然の融合できる場所であることをクリムトは知っており、彼は風景画を通して新しいエデンの園を探索していたのだろう。

6. ベーア=ホフマンの『ゲオルクの死』

リヒャルト・ベーア=ホフマン (Richard Beer-Hoffmann: 1866-1945) は、若い頃から才能が注目されていたものの、なかなか作品を発表できなかった遅咲きの花であり、ウィーン・モデルネの中では、その重要さに比して、一番研究が進んでいない作家である。晦渋な文体と後期になって傾倒を深めていくユダヤ思想の難解さにも、正当な評価が遅れた理由があると思われる。有名な初期の詩「ミルヤムのための子守歌」(1897) にもユダヤ的テーマの片鱗はうかがわれるが、晩年は『ヤコブの夢』(1918) に始まる5作からなる予定だった連作戯曲『ダビデ王の物語』と取り組み、そのうち3作が完成した。彼はこんな言葉を残している。「私は存在からすればユダヤ人であり、役割からすればオーストリア人である⁶²」。本論文で取り上げた5人の作家・芸術家には、クリムトを除いてすべてユダヤの血が流れているが、ベーア=ホフマンほどユダヤ性のテーマを深く、ねばり強く追求した作家は他に見当たらない。

ベーア=ホフマンは調和のとれた人格者であり、周囲からの信頼も厚く、ホーフマンスタールやシュニッツラーとも親しく交流した。ホーフマンスタールが発表前の草稿「672夜のメルヘン」を真っ先に見せて意見を乞うたのがベーア=ホフマンだったことから、二人の厚い信頼関係が伺われる。小説『ゲオルクの死』は彼の代表作で、1893年に『神々の寵児』というタイトルで書き始められたものの何度も中断し、1900年ようやく完成した。一読して、ホーフマンスタールとアンドリアンの影響が色濃いことがわかる。この小説にはゲオルクの突然の死をのぞき、これといった出来事は起こらない。友人の死をめぐる、主人公パウルの内面的変化や回想、幻想が重層的な文体で綴られる。このような語りにも、ジョイスらに代表される「意識の流れ」の先駆的な小説と位置づける向きもある⁶³。

全体は4章からなり、主人公パウルの視点から書かれている。第1章は医者であるゲオルクの突然の来訪をめぐる、パウルと友人との会話。第2章はパウルの見た夢として、死に瀕した妻の描写、彼女をめぐる回想、それに交じってパウルが見た古代シリアの神殿での幻想が語られる。第3章では、心臓まひのために突然死んだゲオルク(ただし、死の描写は一切ない)を埋葬するために、遺体と一

62 シェプス、ユーリウス・H (鈴木隆雄他訳) : 『ユダヤ小百科』(水声社、2012年)、906頁。

63 松川弘「ベーア=ホフマンの『ゲオルクの死』について」(『オーストリア文学』第2号、1986年)、16頁を参照。

緒に列車でウィーンに向かうパウルの心境の変化や回想。第4章は、シェーンブルンの庭園を歩きながら生と死について思いをめぐらし、ある確信に至るパウルの内面の変化が描かれる。

この小説では庭が大きな役割を果たしている。第1章の終わり近くでパウルは、「風が開かれた窓

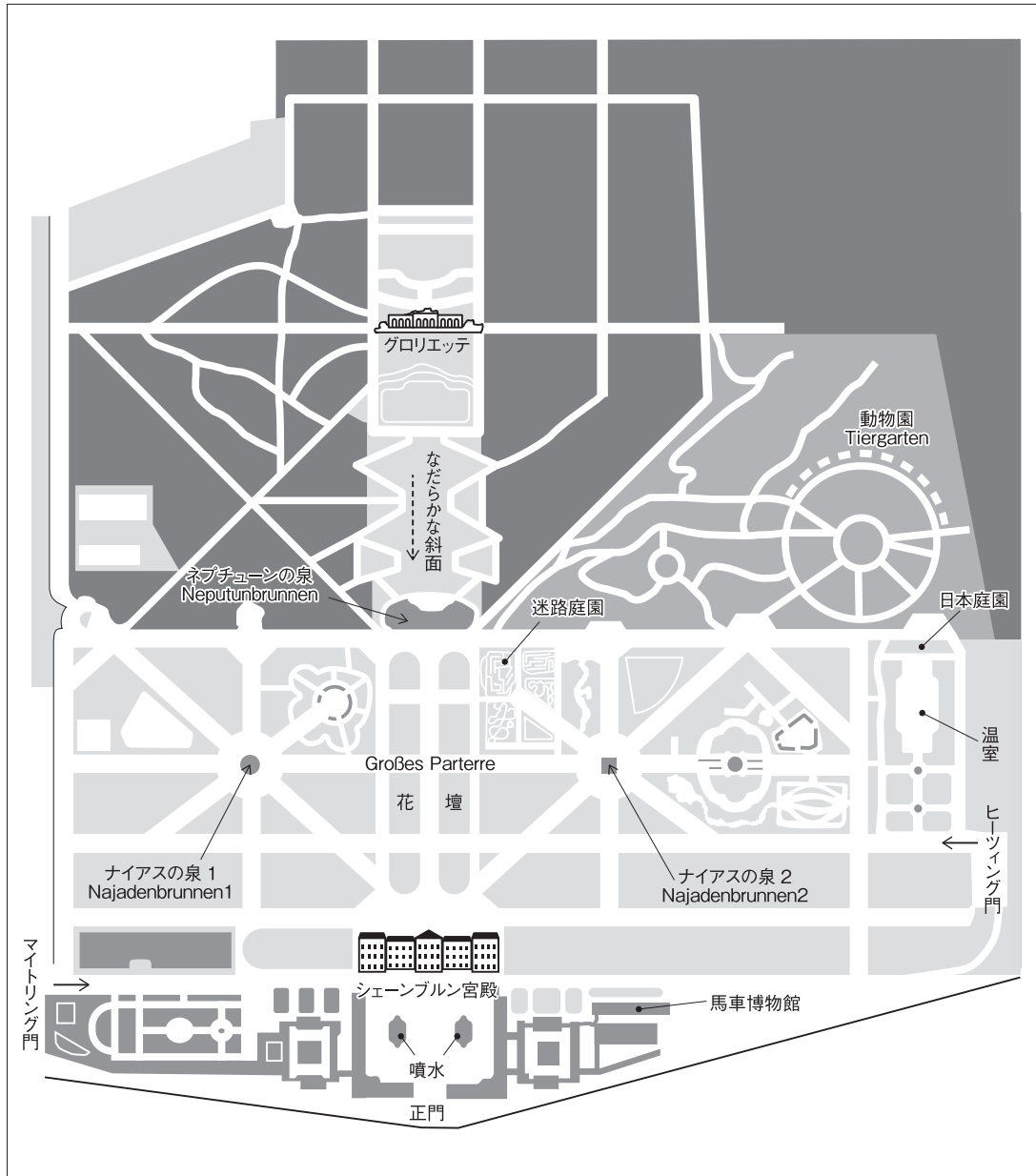


図4 シェーンブルン宮殿と庭園⁶⁴

64 シェーンブルン宮殿で配布される Map やその他の地図を参考にして、筆者が作成した。

から運んだのは、何の香りだろう？ それは庭から来たのか？⁶⁵」と自らに問いかけたあと眠りに落ちる。この時点では、庭はパウルの目の前にある現実の空間であると考えられるが、物語が進むにつれて現実と幻想の境界が曖昧になり、第2章では「高い囲まれた庭」、「落ち葉に舞い散る秋の庭」など様々な庭があらわれる。これと並行して、スイセン、ヒヤシンス、チューリップ、バラ、芥子など色とりどりの花の描写があり、さらに白、赤、緑、黄、灰色、黒などの色彩が宝石や獣のオブジェなどの描写が、印象派の絵画のように鮮やかにちりばめられている。庭とは書かれていなくても、読者はそこにある庭園を想像する。第2章の最後の妻の死の描写では、『千夜一夜物語』が引用されているが、作品に流れる異国情緒とメルヘンへの傾倒からも初期ホーフマンスタールの影響を認めることができる。

第3章の最後でパウルは窓から外を見やり、「村で最も長い城壁をもつ墓地 (Friedhof)」（GW RBH, 599）に目を止め、明日ゲオルクはここに葬られるのだ、と心の中で思う。それまでの様々な庭のイメージが、ここで死の庭である墓地に収斂していると見ることができる。シュテファン・シェーラーは、第3章の最後でパウルが友人の「死そのものを追体験しようとしている」ことに「モデルネへの接点」を見出そうとする。つまり彼はこのような救いのない「絶望」への志向性に新しい文学的価値を見出しているのであるが⁶⁶、筆者は以下に述べるように、第4章の庭園の散歩にこそ本作品の核心があると考えている。

最後の第4章ではシェーンブルンの庭園が、現実在即してかなり細かく描写されている。庭園を歩きながらパウルは、少しずつ生の神秘的な意味に目覚めていく。庭園の描写と過去の回想が、歩行のリズムに合わせて、美しいタペストリーのように編まれていくこの章は、他の作家にはない、ベアー＝ホーフマン独自の世界を演出している。

庭園を散歩するパウルの足取りを少し詳しく追ってみることにしたい。

ゲオルクを埋葬した後のある秋の日、パウルはひとり木の葉が落ち始めていたシェーンブルン庭園（図4）を訪れる。楽しそうに遊ぶ子どもたちを眺めながら、彼は高い庭の壁の間にある曲がりくねった道を通り、庭の裏側にある小さな扉を見て、「ある認識 (ein Erkennen)」に見つめられていることに気づく。この「認識」はおそらくアンドリアンの『認識の庭園』を強く意識しているであろう。新たな生を予感するという意味においてテーマの共通性が見られる。しかし、両者の認識には次に述べるような相違も見られる。

パウルは庭園の中央にあるネプチューンの噴水までやってくる。二人の子どもを連れた男が傾斜した草地を降りてくるのが見える。「草の急斜面は色あせた黄色の中に落ち込み、ネプチューンの噴水の苔むした石の壁のうしろで突然断ち切られていた。くすんで生気のない色彩の中で背景にある樅の

65 Beer-Hoffmann, Richard: Der Tod Georgs. In: Gesammelte Werke. Hrsg. von Otto Kallir. Frankfurt a. M. (Fischer) 1963. S. 529. 以下、同全集をGW RBHと略記し、本文中に頁数のみを示す。訳出にあたっては、松川弘訳『ゲオルクの死』（鳥影社、2009年）を参考にさせて頂いた。

66 Vgl. Scherer, Stefan: Judentum, Ästhetizismus und literarische Moderne. Zu einem Zusammenhang beim frühen Beer-Hoffmann. In: Borchmeyer, Dieter (Hrsg.): Richard Beer-Hoffmann. „Zwischen Ästhetizismus und Judentum“. Hamburg 1996, S. 19f.



図5 ネプチューンの噴水(左)とその中央にあるヒッポカンプスの像(右)(筆者撮影)

木の緑が、石のヒッポカンプス像が飛び出してくる洞窟の中で、黒さを増していくように見えた」(GW RBH, 604)。

この描写は現実には即したものであることが、実際に庭園を歩いてみて確かめることができる。

小高い丘の上にあるグロリエッテから草の斜面を降りてくると、ネプチューンの噴水に突き当たる(図4参照)。時間によって勢いよく流れ出したり止まったりする噴水は庭園随一のスポットである。噴水の中に白いヒッポカンプス像がある。ヒッポカンプスは伝説上の生き物で、上半身が馬で翼をもつことが多く、下半身が魚で足には鰭がついている。ギリシア神話ではポセイドンを導く先導獣として登場する(図5参照)。

パウルは水盤を覗き込み、水面に映った黒い服のふたりの女を見る。「彼はある思い出が彼をとらえ、通り抜け、ふたたび去っていくのをぼんやりと感じた」。彼も女たちの後姿を追って行く。

「円形花壇につうじる並木道のへりにふたりの女がたたずんでいた。その前には、ベンチに囲まれた丸い水盤があり、足指が鰭となった女性が身を起こし、イルカの上に座っていた。彼女は豊満な肉体を軽く前にかがめ、頭をそらして、掲げた手で目に影を作っているように見えた。空にはない太陽から、目を護るために」(GW RBH, 605)。

この噴水と女性像がどこにあるのか、筆者はシェーンブルン庭園の噴水をひとつひとつ歩いて調査してみた。その結果、そのモデルになった噴水を突き止めることができた。「ナイアスの泉(Najadenbrunnen)」と呼ばれる噴水である。これは中央の大花壇 GroÙes Parterre 大通りをはさんで左右に二カ所ある。ひとつはマイトリング(Meidling)側の中央にある噴水(図の「ナイアスの泉1」)である。この水盤は円形であるが、女性像が下を向いているので作品の描写とは異なる。一方、ヒーツィング(Hiezing)側(図の「ナイアスの泉2」)の水盤は円形ではなく、凹凸のある正方形に近い形であるが、噴水の女性像は作中にある通り、手を高く上げて目の前に庇を作っている(図6参照)。したがって、水盤はマイトリング側の円形を、女性像の方はヒーツィング側の像をモデルにし、この二つの噴水を一つに合体させていたことが判明した。

「ナヤーデ(Najade)」(日本語では英語からナイアスと呼ばれる)とは、ギリシア神話に登場する



図6 ナイアスの噴水 (筆者撮影)

泉や川や池に住むニンフで、ゼウスもしくはオケアノスの娘と考えられており、乾燥すると死んでしまう。ロマン派時代の文学や芸術では、しばしば豊穡の女神として描かれ、ウィーン市内にもナイアス像のある噴水はいくつかある。しかしなぜ作中の彼女は目を太陽から護っているのだろうか。

本論文の最初に述べたように、バロック式庭園では太陽が重要な意味を持っているが、ただ眩しいから目に手をかざしたというのは、説得力に欠ける。「閉じた顔を通して休みなく揺らぐ思考が(…)」という表現が引用部分の近くにあるので、物語の語り手であるパウルの視線は、ここで現実から内面へと転じたのではないかと考えられる。事実、ナイアスの像を見てからの彼の思考は、これまでにない暗い深みへと向かっていくことは、次に挙げるいくつかの文からも読み取れる。「彼は自分のうしろで、今まで生きてきた生が、ますます早く深く沈んでいくのを見た」(GW RBH, 615)。「すべての水が深みを求め、すべての火が上方を目ざし、すべての芽が充満した霧の海から掬に向かって盛り上がっていき、過去のあらゆる事象が新たな意味へ解体していった」(GW RBH, 616)。「人がどのように生きようと、彼は一他者から他者へと一束の間自分の手をくぐり抜けて、切れることのない偉大な生命の糸を紡いでいた」(GW RBH, 617)。

この噴水と女性像を目の前にして、パウルの想念は現在と過去の間をしばらくさまよったのち、最後にはネプチューンの噴水の前に再び戻る。「ネプチューンの噴水のわきにパウルは静かに立っていた。緑の黴で覆われた石の背壁の向こうに、黒いモミの木 배경が、ヒッポカムポスが飛び出そうとしている洞窟の中に沈んでいくように見えた。氷り始めた水面の、白く濁った薄い層の中に、茶色い葉っぱが織り込まれていた。底の方にいる大きな金魚のにぶい赤いきらめきだけが、暗闇をとおって浮かび上がってきた」(GW RBH, 622)。

ネプチューンの噴水は、ナイアスの噴水とは比較にならないくらい巨大で、ダイナミックである。

しかしパウルが惹かれたのは、その大きさだけだったのだろうか。ネプチューンの噴水と水盤に向かうのはなぜか。今引用したすぐ前に、「パウルも彼らの血を引いていた」という短い一文がある。そして「彼らの血」とは、さらに数行さかのぼると「苦痛を味わうために聖別され、苦悩するために選ばれた」、「ある民族」について言及されており、これがユダヤ人であることは言うまでもない。

ネプチューン、あるいはポセイドンなどの水の神々のもとになった共通の神話がある。それによると、水中には触れることが禁じられた炎があったが、ある時炎の周りの水が溢れ出し、河となったという。この流れの中に、パウルは自分の出自を見出したにちがいない。

パウルが物語の最後に見出した赤い金魚のような色、水底の奥深くで光っている赤いものは、ユダヤ人の血だったのではないか。パウルはゲオルクの死を通して生と死を深く省察し、自分の生き方を模索していくが、その際彼はユダヤ人としてのアイデンティティを強く再確認することになる。従来の研究では、『ゲオルクの死』を書いた初期において、ベア＝ホフマンはユダヤ人として自覚、作品の中でそのテーマを追求しようとする強い意志をまだもっていなかったというのが一般的な理解であるが、この最後の描写にはユダヤ性への目覚めが、少なくともその兆しを読み取れるのではない。

小説は次の一文で閉じられている。「しかし彼が感じたのは、彼自身の血の鼓動に他ならなかった(GW RBH, 624)」。パウルは、ネプチューンの噴水の勢いよく噴き出る水に、生の鼓動を感じ、新たな人生への決意を抱く。と同時に、ユダヤ人としての自らの出自への自覚を確認したのであった。

結 語

以上、5人の作家・芸術家の作品を分析してきたが、このうち4人の作家の作品は、ホーフマンスタールのエッセイ「庭園」を除いて1890年代、ウィーン・モデルネの芸術運動の初期に書かれた(ベア＝ホフマンの『ゲオルクの死』は1900年に完成したが1893年から書き始められていた)。つまり、庭園のモチーフを扱った作品が、ウィーン・モデルネの運動を推し進めていく原動力の一つになっていたことがわかる。ホーフマンスタールに象徴的に表れていたように、庭園は伝統的な文学のモチーフであると同時に、新しい時代を映す鏡であり、表現媒体でもあった。ヨーロッパ諸国の文学伝統から多くを学びつつも、新しい時代にふさわしい表現様式を模索していた彼にとって、庭園が格好の題材となったことは想像に難くない。ホーフマンスタールから大きな影響を受けたほかの3人の文学者にとっても、それは同じだった。さらに空間的にも、旧市内と外部に広がっていく新興住宅地との間の境界線上に造られた庭園と公園は、自然と人工、旧きものと新しきもの、富める者と貧しきものなど様々な矛盾がせめぎあう場であり、文学でもそうした対立を表現するのに適した舞台となった。

これまで考察した作品にはあまり描かれてはいなかったが、庭園には池や川などの水があり、これが象徴的な意味を持っている。ホーフマンスタールの初期の作品には、水や窓に映った自分の姿を見つめるナルシス的な人物がしばしば登場する。『認識の庭園』で鏡をのぞき込みながら考えに耽るエル

ヴァンもまたその典型である。クリムトの風景画にしばしば描かれる池や湖も、同じような機能を持っていたと考えられる。

批評家のヘルマン・パールは、「クリムト」と題するエッセイで次のように述べている。「シューベルトは小川のせせらぎを聞き取り、死の床にあっても、生がさらに続いていくのを忘れてはしない。私たちの芸術では、生はいつも続いていき、そこにはいつも生があり、生全体が流れ続け、そのうちのただ一滴もさえぎられず、その流れがせき止められたり、淀んだりすることはない⁶⁷」。パールは生の不断の流れこそがオーストリア文化の特性だとみなしている。

これは一見、極めてあいまいな主張にも見える。どの文化にも、どの民族にも「生全体が流れ続け」ているのではないか。流れ続けているがゆえに、その文化伝統が今日も生き続けているのである、と。しかしウィーンの文化において、とりわけ世紀末ウィーンの文化において、生は死と分かつことはできない、混然一体としたものであり、両者は巴のように輪になって永遠に回り続けるのである。

最後に考察したベア＝ホフマンの『ゲオルクの死』では、主人公はひとりシェーンブルン庭園をさ迷い歩き、ふたつの噴水の水を見つめながら人生を省察し、新たな生に目覚めていく。動きのない水をたたえたナイアスの噴水は、語り手を瞑想と死の世界へいざなう。一方、次々と奔流のような水を吹き出す巨大なネプチューンの泉は生のシンボルでもあり、主人公はそこに自分の中に脈々と流れる血を自覚する。この相反する水のイメージは、庭園だけではなく、ウィーン・モデルネという芸術運動の中を流れる二つの大きな動きと重なっているように思われる。

このように庭園は、ウィーンの歴史的、空間的特性が重層的に反映する鏡となった。したがって、庭園の中においてこそ、ウィーン・モデルネの特性と矛盾が集約的に現われる結果にもなったのである。

67 パール『世紀末ウィーン文化評論集』、314頁。訳を一部変更した。

縄文土器の作り分けと使い分けに関する研究
～土器の焼き方と器種組成の多様化について～

阿 部 芳 郎

Functional Specialization of Jomon Pottery: Approach from Firing Technique and Ceramic Assemblages

ABE Yoshirō

Abstract: Jomon pottery appeared some 15,000 years ago, which is one of the oldest ceramics in the world. Investigation into the functional specialization of Jomon pottery contributes to our understanding about the nature of the 10,000-year long Jomon period because pottery must have been an essential item in the daily life of Jomon people.

To approach functional specialization of Jomon pottery, the author looks into “treatment of blackening” Jomon pottery that was prevalent from the Late (ca. 4,400~3,200 cal BP) to Final (ca. 3,200~2,500 cal BP) phases of the Jomon period. Previous researches have failed to clarify the ratio of pottery whose surfaces were blackened within the entire pottery assemblage and within each functional type of pottery. In order to solve these problems, the author has analyzed 3,115 pottery sherds that were excavated at six relevant sites in the Kantō and Chūbu regions of eastern Japan. The purpose of the analysis is to determine when the treatment of blackening pottery appeared and to what functional type of pottery this treatment was adopted. The results of the analysis are as follows:

1. A clear correlation between functional types and types of blackened pottery appeared after the early sub-phase of the Late Jomon period or the Horinouchi 2 stage (4,200 cal BP) when Jomon pottery became more functionally specialized.
2. The types of pottery whose surface was blackened were the finely made small jar for cooking, shallow bowl, and spouted pot.
3. Deep jars for cooking that comprised more than 70% of the pottery assemblage were not blackened.

The results above indicate that the surfaces of finely made types of Jomon pottery were blackened in response to the increased functional specialization of pottery in the Late Jomon period. The purpose of blackening pottery surface, whether it was decorative or functional, remains to be investigated.

Keywords: Late Jomon period of prehistoric Japan, Jomon pottery, pottery firing technique, pottery assemblage.

縄文土器の作り分けと使い分けに関する研究

～土器の焼き方と器種組成の多様化について～

阿部 芳郎

はじめに

縄文土器の製作技術に関する研究は、これまで器体の成形や施文という工程を中心に議論されてきた。その反面で土器の焼成技術については、特別な燃焼施設をとまなわないうことや、「野焼き」や「素焼き」といった酸化炎焼成によることが指摘されるのみであった^(注1)。一方で縄文後期から晩期の土器には「燻し」による黒色化が指摘され(甲野 1953)、西日本では「黒色磨研土器」と呼称されるような器表面が滑沢に富み、黒色に仕上げられる土器が増加することが指摘されてきた。こうした事実は一面において土器焼成技術の多様性を示唆する現象であり、縄文土器も長い変遷史の中で焼き方に変化が生じていたことは認識されていた。しかし、その一方で黒色化の本質的な意義については具体的な資料の分析に基づいた検討が加えられたことはない。さらに縄文土器は中期の「厚手式」から後期になると「薄手式」とも称されたことがあるように、器体が薄くつくられる傾向が指摘でき、土器の焼成色と器体の薄手化には何等かの因果関係があることが予測できる。

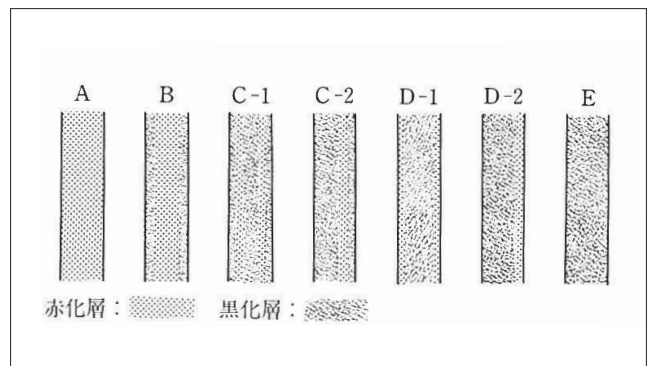
本論文は、縄文土器の焼成技術を将来的には土器の機能性との関係から評価するために、対象遺跡における出土資料の全量分析をおこない、土器の器種組成と器種ごとの焼成色の時間的な変化の観察を通じて、後晩期に顕在化する土器の焼き分けの実態を解明するものである。ただ、いうまでもなく、窯などの燃焼施設を持たない縄文土器の焼成は、不安定な熱的環境における局所的な焼きむら、黒斑などや、器面には煮沸による二次的な変質が生じたりする可能性がある。この点が個々の資料の観察による評価を難しくしている点もあるが、これらの要因は多数の資料を観察し、型式や器種といった有意な単位での資料観察によって、焼成技術の全体的な傾向を把握することは十分に可能と判断できる。本研究が全量分析を前提としている理由は、多数資料の中に技術的選択の傾向性を評価する目的をもつからである。

1 分析の目的と方法

まず土器の表面色調の観察の有効性と問題点について整理しておきたい。出土土器の表面色調の形

成には大きく2つの要因が想定できる。第1の形成要因は、土器焼成の時点で形成されるものである(第1図)。一般に開放熱の酸化炎による「野焼き」の場合では、高温化した器表面から順次酸化が進行し、焼結と同時に褐色になる。その色調変化の要因は、粘土中に含まれる鉄分の酸化である。加熱の初期段階は器体内部において粘土内の有機質が燃焼して炭化が進み黒色に変化するが、焼成を継続すると有機質は約600度以上の熱的な環境で炭素に分解し、胎土中の鉄分が赤化する。土器断面では赤化層は器体の内部にまで発達し、加熱を継続すると最終的には器体の表面から内部にいたるまで赤化層が発達する。これに対して、縄文土器の中には、器体の内部に黒化層が残存するものが多く存在することから、筆者は縄文土器の焼成温度と燃焼時間は、それほど高くはなかったことを指摘したことがある(阿部1995)。

低温で短時間の土器焼成の技術的な特質として、一般に砂粒を多量に含む胎土で製作される縄文土器は、煮沸行為のなかで繰り返される加熱と冷却による熱膨張と収縮という挙動の変化の中で歪みが生じ、器体の内部にクラックが発達して、最終的には器体の損壊に至るライフサイクルを想定することができるので、粗粒な胎土による低温焼成は、むしろ初期の焼成時におけるクラックの発達を制御するためのものと考えられることができる(阿部前掲)。こうした被熱による器体の劣化は、液体などの加熱に対する防水性を低下させ、吸水性の増大に作用し、液体を煮沸する場合に器体表面における気化熱を増大させ、煮沸機能の低下の要因となるばかりでなく、繰り返し蓄積される熱履歴によって最終的には器体が損壊する主要因となる。縄文土器に広く認められる胴下半部における接合率の低下は、間接的にこの推測の妥当性を裏付けている(注2)。

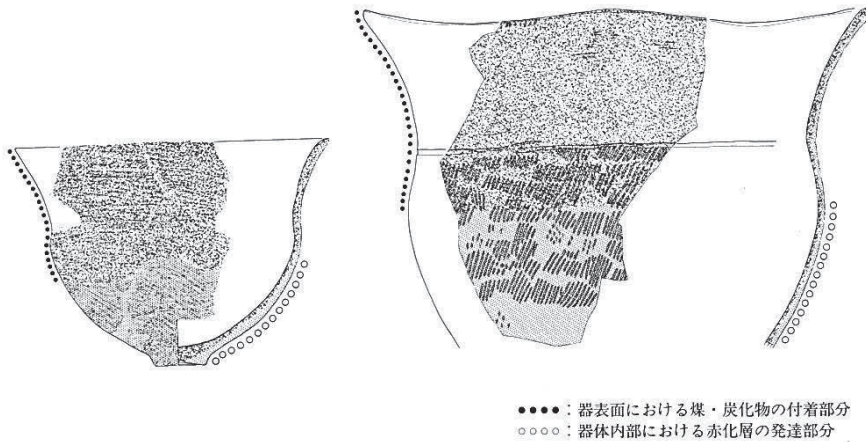


第1図 縄文土器の断面色調構造

(1) 出土土器の色調形成の要因

煮沸容器としての縄文土器の多くは、焼成後の繰り返しの煮炊きによって加熱されるために、これらの土器の表面の色調をそのまま土器焼成時点での色調と見なすことはできない。主に煮沸では口縁部付近は煤の付着が認められ、一部の資料には内容物の吹きこぼれによる炭化物が形成される。反対に深鉢などの丈高の土器は胴下半部が二次的な加熱により赤化が発達する。被熱による赤化の進行は、土器表面だけでなく、器体の内部にまで及び、土器全体が赤化する。これらの色調変化は土器の使用痕であり、焼成技術を示す情報とは区別しなくてはならない。

第2図には遺跡出土縄文土器の色調構造を示した(第2図)。観察資料は岡山県津島岡大遺跡出土の縄文後期土器である。胴下半部が強熱による赤化が顕著であるのに対して、胴上半部では煤などの炭化物の付着があるものの、高燥な環境の土中などでは付着炭化物は消失し、本来の焼成色が保存



第2図 土器の使用痕と色調構造

される場合が多い。

こうした事実から、遺跡出土の縄文土器の色調は、口縁部を中心として観察することによって、使用による器面の変質をある程度捨象することができ、焼成時における色調を評価することができる^(注3)。一方、土器焼成時に形成される黒斑など、局所的な黒色化の可能性は捨てきれず、個々の資料の評価を難しくしている。

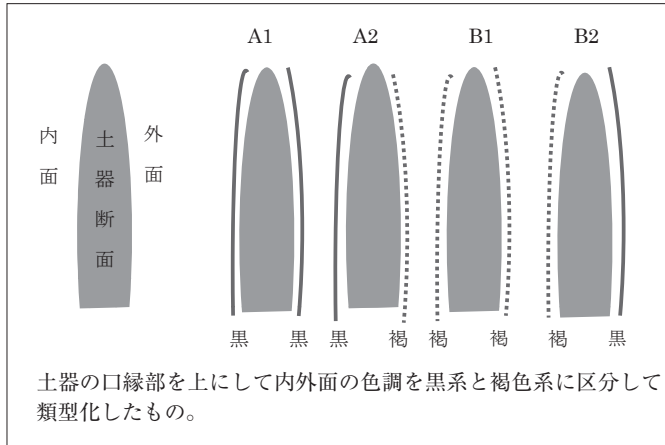
ただし、これらの土器における局所的な変化は存在するにしても、器種による意図的な焼き分けなどが行われた場合、多数の観察資料を集積して観察することにより、ある程度これらの問題は回避できると想定される。

(2) 焼成色と焼成技術の関係

次に土器焼成色と焼成技術との関係を整理する。今回の分析では、二次的な変質の可能性の低い土器の口縁部の表面色調に限定し、土器の内表面と外表面の色調の対応関係を4つに類型化した(第3図)。A1は内外面が黒色を呈するもので、燻しなどによって器面内外面に炭素が吸着したか、胎土中の鉄分が還元化したものである。

A2は器内面が黒色で外面が褐色を呈するものである。内面の黒色は土器を倒立させてその内面を燻した場合に生じる可能性が考えられる。B1は内外面が褐色を呈する類型で、内外面ともに酸化炎によって焼成されたもので、一般的には中期以前の縄文土器に多くの類例を指摘することができる。

B2は内面が褐色であるの対して、外面が黒色を呈するもので、B1のように内外面が褐色に焼成された個体の外面に煮沸などの加熱により煤が付着することによっても形成される可能性がある。ただし、煤は廃棄後の地表面における風化などで分解する可能性が高いため、低湿地遺跡と台地上の高燥な環境とでは、風化の度合いによって色調に違いが生じる可能性も指摘できるが、これらの問題は遺

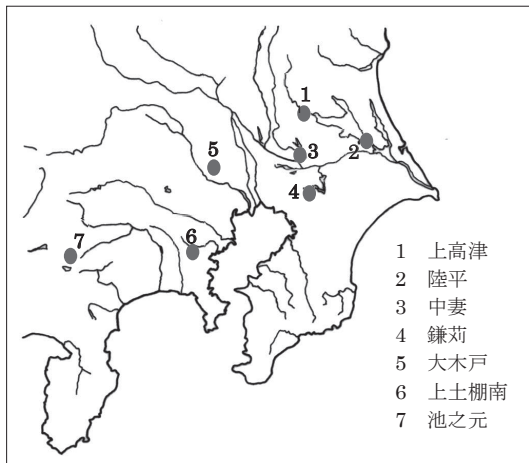


第3図 土器の断面色調の類型

サイズなど相関関係を含めて相対的に評価することで、土器の焼成と使用にともなう変化の規則性を把握することができるものと期待できる。また加熱される煮沸用土器の場合には、煮沸方法などにも配慮する必要がある。反面で被熱痕を残さない壺や注口土器などの非煮沸系土器の場合には、使用による色調変化である可能性は低いであろう。煮沸系と非煮沸系土器の色調構成の違いにも注目したい。

2 後期における器種組成と焼成色の関係

土器の表面色調の観察は、以下の6遺跡について実施した(第4図)。観察資料の条件は、細別土器型式の器種判定の可能なものに限定し、破損断面と同一の色調は破損後の変容が想定されるため除外した。一遺跡において100点以上の口縁部資料を対象とし、資料は悉皆的に資料が掲載されている



第4図 分析遺跡の位置

跡立地の異なる、たとえば高燥な台地上の遺跡や泥炭層など低地部における埋没環境の異なる遺跡における土器群と同一の土器型式の比較を行うことによって推測の確度を高めることができる。

このように4類に分けた土器の焼成色は、焼成時点での色調が保存されるものと、焼きむらや、使用による煤の付着などの二次的な要因を完全には排除できないが、多くの資料の判定から、器種や

可能性の高いもの、または未報告分の資料点数が把握できるものとした。時期は本研究の目的である後期前葉から中葉に相当する堀之内1式期から加曾利B1式と一部同2式を対象とした。今回の分析で観察した復元個体および口縁部資料は、6遺跡で台地上の包含層遺跡が3遺跡、2ヶ所の貝塚、泥炭層遺跡1か所からの出土資料計約3500個体を対象にした。

遺跡から破片で出土する資料の数値化に関しては、口縁部破片のみを対象とした個別別資料を対象としているため、分析の対象とし

た資料は、文様施文の原体や器面調整のクセや焼成色などの特徴や、他の個体と未接合であることなどの観点から、明らかに別個体であると考えられる資料を選別している。

(1) 小茶園西遺跡 (第5図)

本遺跡は、茨城県美浦村の霞ヶ浦西南岸の台地上に所在する。集落遺跡で後期前葉の竪穴住居内には貝層が形成されている (美浦村教育委員会 2017)。遺構外からは後期中葉の加曽利 B1 式が出土している。

堀之内1式の口縁部破片のうち器種判定可能な221点の器種組成率の算出と色調観察をおこなった。

小茶園西遺跡の堀之内1式は、筆者の細分 (阿部 1987) による堀之内1c式であり、器種組成は意匠文を描く深鉢と、縄文や櫛歯で文様を描く素文系の土器から構成され、意匠文系土器はさらに形態と文様帯構成から、深鉢 A 類と B 類に区分できる (第5図)。

①器種組成

小茶園西遺跡の器種組成率は、意匠文系土器の深鉢 A 類が26%、同 B 類が19%、素文系土器が48%であり、有文土器と意匠文系土器はほぼ2分された組成比率をもつ。深鉢が圧倒的な主体を占めるが、鉢形土器も一定量存在するのは、中期末から後期初頭の土器型式と比較した場合に指摘出来る意味のある特徴である。また、以後に小形の椀や鉢形土器が増加する現象の契機として注目される。

②焼成色と器種の関係

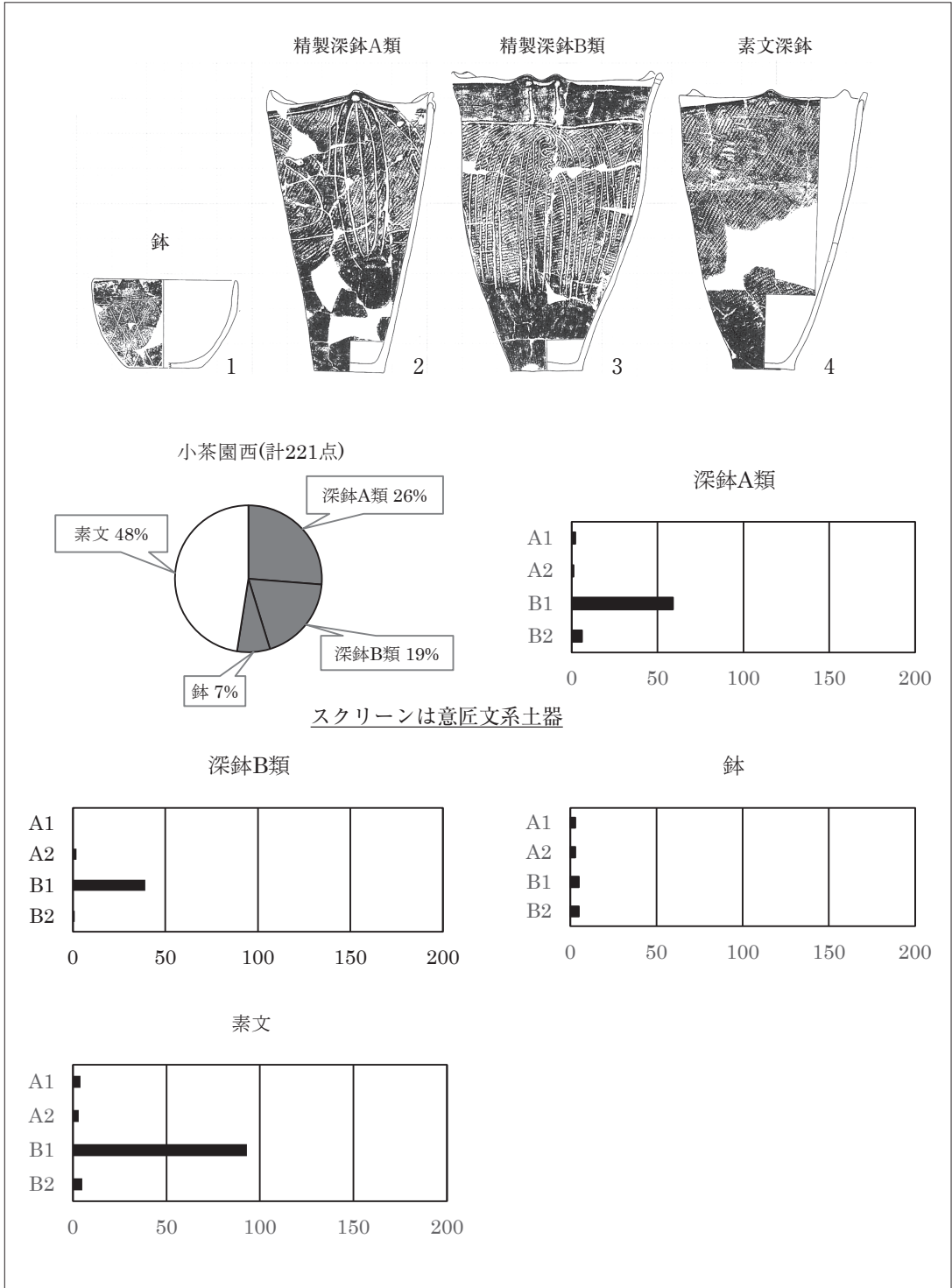
焼成色と器種の対応は、各器種ともに器面の赤化が顕著な B1 種が主体を占めていることから、器種を超えて酸化炎による土器焼成が行われた事が、比較的明確に指摘できる。同様の色調構成は後期前葉以前の各型式に広く求められる特徴であり、上高津貝塚や低地の大木戸遺跡などにおいても同様に確認できることは、これらの色調構造が埋存状況の異なる遺跡においても共通に確認できる点で重要である。

(2) 鎌苅遺跡 (第6・7図)

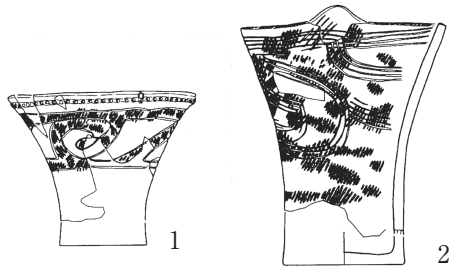
遺跡は千葉県印西市に位置し、印旛沼北岸の台地上に形成された集落跡で高圧鉄塔の建設による調査で狭い範囲であるが、堀之内2式期の竪穴住居が1軒発見されており、筆者はかつて東関東の堀之内2式初頭の土器群として型式学的な検討を加えたことがある (阿部 2002)。調査では住居覆土から大量の縄文土器が出土している。分析は未報告資料も含めた全点観察をおこない、その中から堀之内2式に比定できる口縁部破片392点を抽出して観察対象とした。なお本遺構出土土器の9割以上が当該期の資料であり、一括性の高い良好な資料である。

①器種組成

第7図上段に示したように、精製土器は形態と装飾から精製深鉢 A 類と B 類から構成され、これ



第5図 小茶園西遺跡の器種組成と色調組成(グラフ横軸は口縁部破片数)



第6図 磨消縄文と多截原体の地縄文の土器

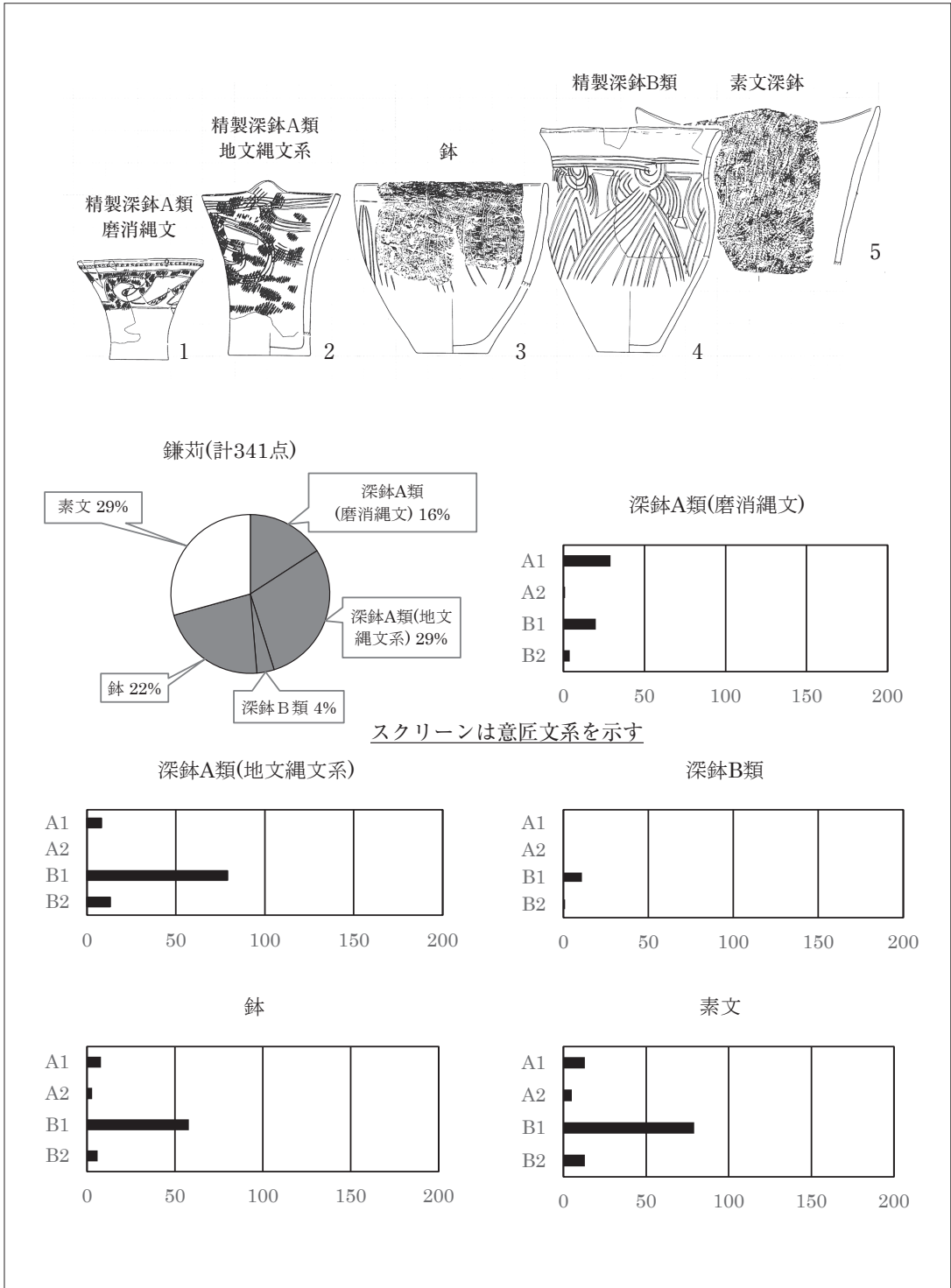
らに縄文や櫛歯文などの粗製土器が伴う。精製深鉢A類としたものは、磨消縄文による文様を描く一群と縄文と櫛歯文などを組み合わせた文様の土器から構成される特徴がある(第6図)。特に後者の土器群は、関東西部地域にはほとんど存在せず、当該型式の編年的な研究においても、これまでほとんど注目されず、本来の東関東地方の地域性が捨象されて型式学的に意図的に選別された資料に限定して理解されてきた経緯がある(石井1981)。

これらの土器の母胎は、地文縄文を主体とする東関東の堀之内1式土器であり、一本描の文様描線が複線化し、やがて半截竹管などの原体に変容する流れのなかで、多截原体が出現するという地域的独自性の現れでもある。これらの文様表出の伝統は、深鉢A類だけでなく、深鉢B類や鉢形土器など多くの器種において共有されている技術である。

器種組成率は精製深鉢A類が45%、鉢が22%、深鉢B類が4%、素文系土器が21%を占めている。このなかで深鉢A類とした一群は先述したように、櫛歯文に地文縄文の土器が29%に加えて磨消縄文が16%余りを占めている。堀之内2式の標式資料には市川市堀之内貝塚の深鉢があるが、ここに示した特徴の土器は標式資料には一切提示・評価されていない(山内1967)^(注4)。「この他尚多くの形態装飾の変化が認められるのである」(山内前掲)とされ、その後詳細が触れられることなく当該型式の研究からは疎外されてきた可能性が高く、これらの土器に注目する必要性は、器種組成率からも指摘できる重要な事実である。

②焼成色と器種の関係

器種と焼成色の関係で第1に注目されるのは、深鉢A類の中でも小形の磨消縄文を多用する土器において黒色化を行うA1が特徴的に確認できる点である。しかし一方で、同様の文様を描く大形の個体は赤化が顕著なB1やB2である場合が多く、さらに地域的に特徴的な土器群として指摘した地文縄文に櫛歯や半截竹管を用いる土器群が、焼成色の比率の上でA2やB1の主体を占めている事実は、以後の精製器種の黒色化の流れのなかで、やや異なる傾向として注意しておきたい。器種組成率の上では、少数ではあるものの、小形の磨消縄文の深鉢に黒色化の兆しを読み取ることができる点も以後の動向を考える上で重要である。鎌苅遺跡の土器焼成は堀之内2式の初頭の在り方をよく伝えていると言える。多くの器種において褐色系のB1やB2が主体を成している事実は、小茶園西遺跡で指摘できた堀之内1式期の伝統を引いたものと評価できる。この時期に数値の上では明確に指摘できないが、小形の深鉢A類土器において認められる器面黒色化の傾向は、磨消縄文を用いる精製土器の特徴かもしれない^(注5)。



第7図 鎌苴遺跡の器種組成と色調組成 (グラフ横軸は口縁部破片数)

(3) 上高津貝塚 (第8図)

上高津貝塚は、霞ヶ浦西南岸の桜川流域に位置する貝塚を伴う集落であり、A地点と命名された地点からは層位的に良好な堀之内2式から加曽利B2式に至る土器が出土している(土浦市教育委員会1994)。狭い調査面積のために出土土器の総数は少ないものの、層位的には良好な出土状態を示し、とくに堀之内2式の終末の土器群として基準となっているため、今回の分析対象とした。

①器種組成

出土資料の多いXVI2層からは99個体分の口縁部破片が出土しており、磨消縄文の精製深鉢A類が16%、地文縄文の深鉢A類が4%に加えて無文浅鉢が11%、粗製紐線文が42%と高率で組成する。これに縄文の素文系土器が10.5%ある。加曽利B2期になると安定的な器種となる微隆帯文の鉢も7%存在する。関東西南部に多い深鉢B類はわずか3%と低率で、この時期の西関東の器種組成と大きく異なるようだ。

②焼成色と器種の関係

精製深鉢の磨消縄文では黒色系の焼成色のA1が72%を占めている。これに対して紐線文粗製土器は褐色系のB1が45%とB2が32%を占めており、素文の深鉢でもB1が45%余りを占め、赤化の著しい個体が目立つ点で、精製深鉢A類とは大きく異なる様相を指摘することができる。本論の冒頭で述べた個体間における「焼きむら」や埋没環境の差異に要因をもつバラツキは捨象することができるであろう。一方無文浅鉢には黒色を呈する個体が他の遺跡では目立つが、本遺跡の場合は赤化した個体もあり、一概に黒色化の傾向を指摘することはできない。完形の個体にはA1も認められるので、個体数が少ないため数値には現れにくい現象なのかもしれない。

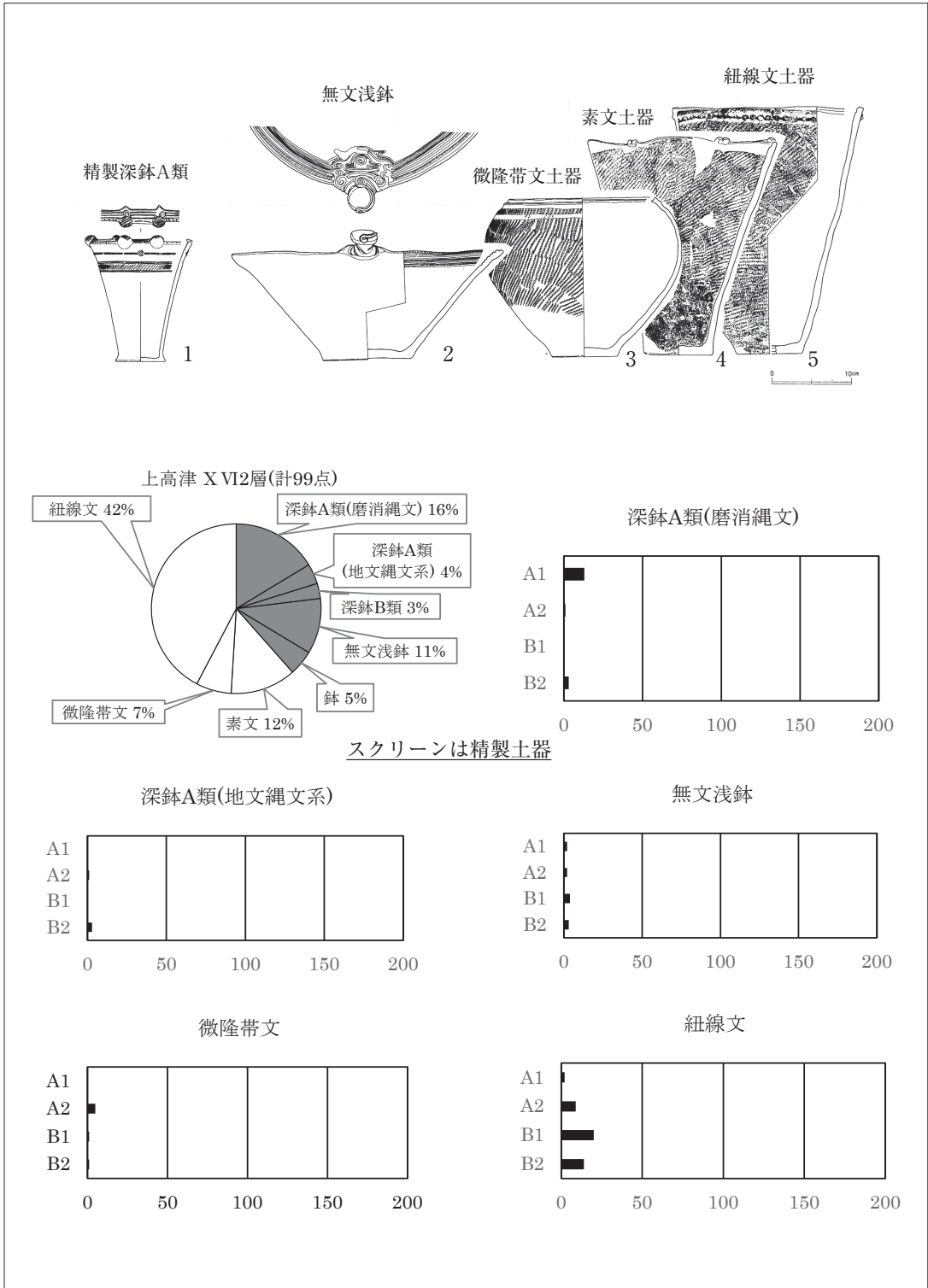
(4) 中妻貝塚 (第9・10・11図)

茨城県取手市に所在する中妻貝塚は、後期前葉から晩期前葉にいたる集落遺跡でヤマトシジミの大形の貝層を形成する汽水性貝塚である。本遺跡は大規模な調査が1973年に実施され、出土土器の多くが『取手の先史文化』上・下巻(取手市教育委員会1979)に掲載されている。多数の破片資料が細片に至るまで口縁部を中心に掲載されており、出土土器の全体の傾向が把握できると判断され、報告書掲載資料の中で所在が確認できた口縁部資料1175点について観察をおこなった。

①器種組成 (第9図)

観察した資料は、加曽利B1式を主体に加曽利B2式の資料で型式判別の難しい資料が若干含まれるが、分析点数の多さを勘案すると、大半は加曽利B1式期の傾向を捉えているとみて良い。

器種判定をおこない、明らかな風化や二次焼成を受けた土器を除外した1009点の器種判別と色調観察をおこなった(第10図)。その結果、器種組成率では精製深鉢のA類は11%、加曽利B1式に出現する小型の椀や鉢形土器が19%を占め、無文浅鉢が7%、粗製土器では紐線文土器が27%、縄



第 8 図 上高津貝塚の器種組成と色調組成 (グラフ横軸は口縁部破片数)

の文施文のみ深鉢が31%で構成されていることがわかった。

これらを概観すると、精製土器が37%に対して粗製土器が58%となり、粗製土器が全体の約6割を占めていることがわかる。精製土器の中で、当該地域に特徴的とされる「中妻系列」(鈴木1979)とされた土器は、0.7%で、組成率の上では低率である。さらに本論文では文様帯を持たないため粗製土器とした「微隆帯文土器」は5%程度を占めている。この土器は堀之内2式の終末に出現することが上高津貝塚の層位的な関係から判断することができる。低率であるが、加曽利B式期にまで一定量が存在し、東関東地方を特徴づける器種の1つである。

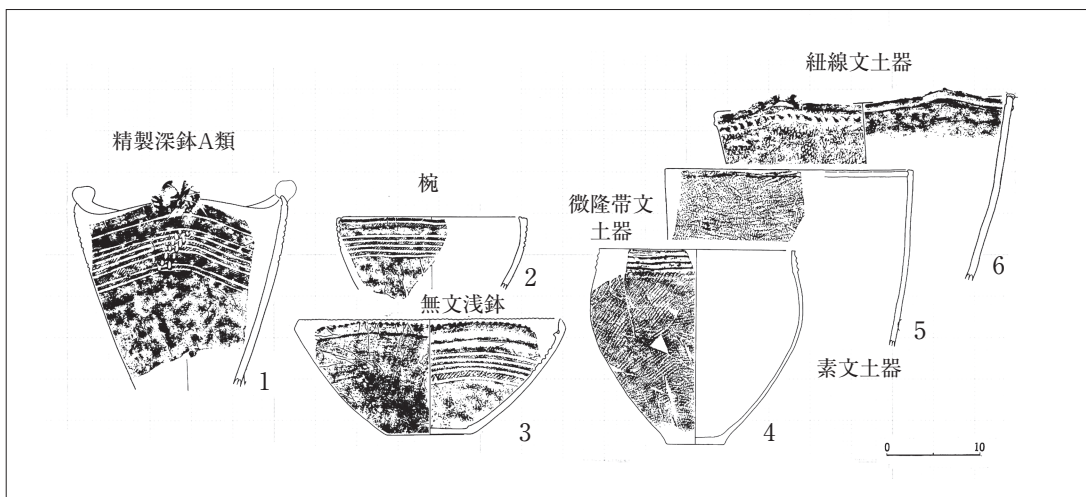
また道具立てとして加曽利B式土器を特徴づける食料の分配用と考えられる小形の椀や鉢は19%を占めおり、組成率の上でも加曽利B式以降に急増している点は注目すべきであろう。

②焼成色と器種の関係

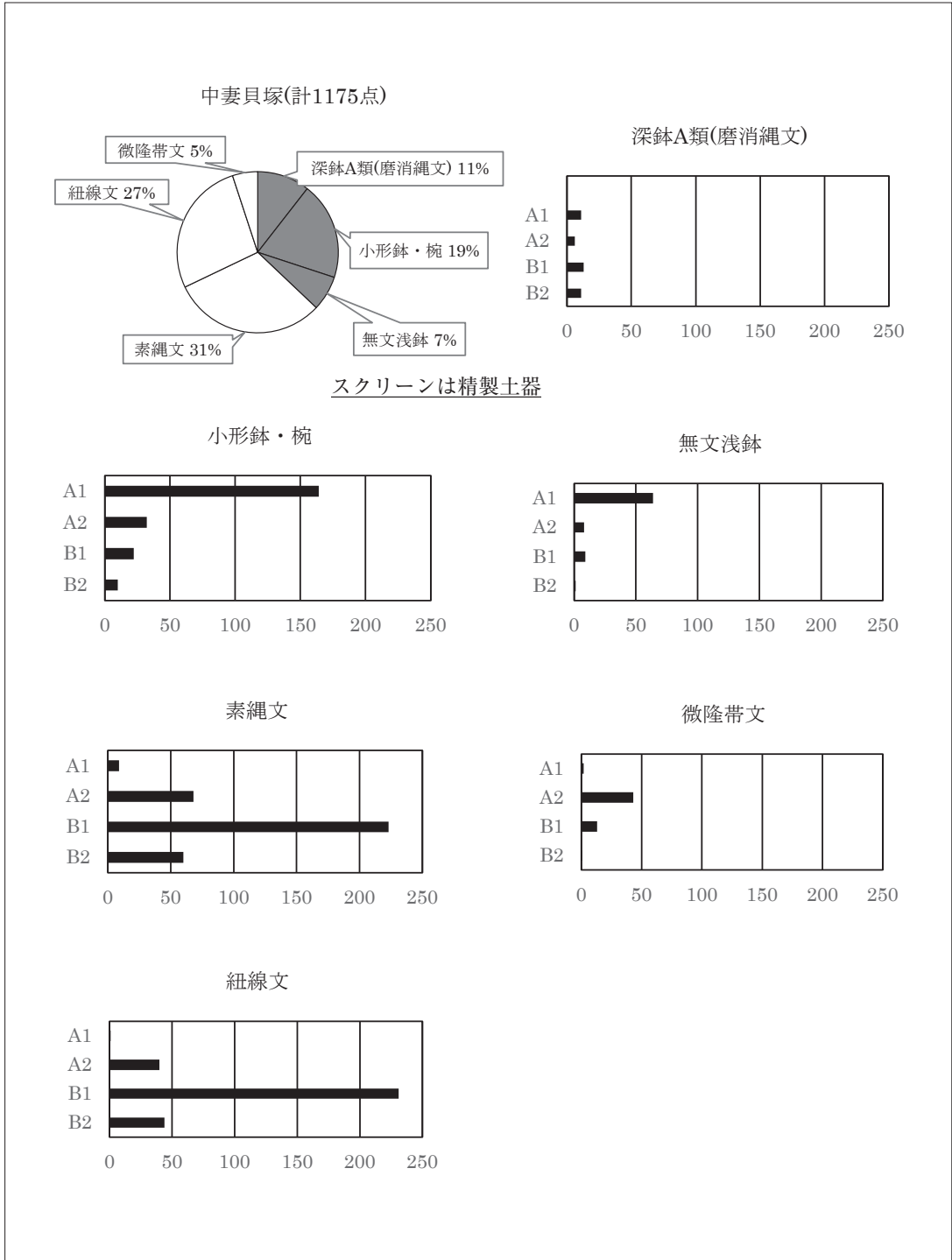
器種と器面の色調の関係として、精製土器である深鉢A類では、黒色の焼成色であるA1が69%を占めており、同様の傾向は精製の鉢形土器でも認められ、A1が72%余りを占めている。さらに煮沸用の深鉢A類に加えて、無文浅鉢もA1が78%を占めていることが注目される。これらの器種はともに器面を丁寧に研磨する点でも共通した器面調整技術をもつといえる。

煮沸用土器は、使用によって煤が付着して色調が変化する可能性も考えられるが、後期前葉の小茶園西遺跡の堀之内1式期では、大半が煮沸用の深鉢で構成されており、B1を主体とした褐色系で酸化した色調を特徴としている点から、中妻貝塚の加曽利B式の色調が煮沸によって変色したとは基本的には考え難いので、土器の表面色調は土器焼成段階での特徴をとどめているものと判断した。

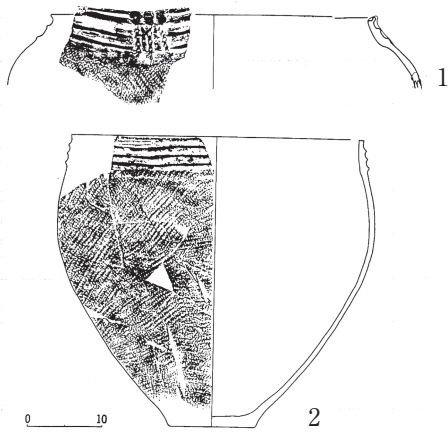
加えて、小形の鉢や椀形土器も内外面の黒色化が指摘できる。これらは非煮沸系土器である点からみても、器面の色調は焼成段階のものにとどめている可能性が高いので、これらの器種ごとの傾向から、加曽利B1式では精製土器は黒色処理を行っていた可能性が高いことが指摘できる。器種組成率



第9図 中妻貝塚の器種組成



第10図 中妻貝塚の器種組成と色調組成 (グラフ横軸は口縁部破片数)



第 11 図 中妻貝塚の微隆帯文土器

焼成後に内面に黒色を呈するような焦しをおこなったか、焼成後に内面のみ有機物を塗るような、特殊な加工が施された可能性がある。

(5) 大木戸遺跡 (第 12・13 図)

大木戸遺跡は大宮台地に位置する後期前葉から中葉の集落遺跡であり、台地上からは多数の竪穴住居が発見されている(埼玉県埋蔵文化財調査事業団 2018)。また、集落のある台地下の低地部の調査が実施され、後期前葉から中葉の泥炭層が検出され、ここから大量の土器と木製品類が出土している。とくに漆製品には注目されるものが多く、なかでも一部の土器に漆の利用が認められる。土器は後期前葉から中葉が多く、報告書には全体量が把握できる 497 点の口縁部資料が掲載され、未掲載資料数も提示されており、全体像を把握できる可能性が高い。加えて、低地部出土の土器には、使用にともなう土器炭化付着物も多く観察されたため、台地上の遺存状況の異なる資料群との比較も可能である。さらに土器の内面に付着した炭化付着物は炭素・窒素の同位体分析が実施されている(米田・阿部 2020)。とくに漆は台地上の高燥な環境では遺存しないため、土器に塗布した漆の本来の特徴が把握できる可能性が高い。

① 器種組成

大木戸遺跡の報告書掲載資料で加曽利 B1 式を中心に口縁部資料を抽出し、器種判定をおこなった資料は 408 点である。一部の精製土器の口縁部には加曽利 B2 式との識別が困難な磨消縄文の資料も存在するが、全体数の中では少数であるため、資料の全体は、ほぼ加曽利 B1 式期の傾向を捉えていると考えることができる。器種組成は精製深鉢 A が 16%、無文浅鉢が 15%、小形の鉢、椀が 29% を占めている。粗製土器では紐線文土器が 21%、素文の縄文土器が 19% となり、格子目文土器が 9%

の約半数(57%)を占める粗製土器は、内外面が褐色を呈する B1 が主体を占めていることは、精製土器と明らかに異なる特徴として指摘できる事実である。紐線文土器では B1 が 73%、縄文施文のみの深鉢では 67% を占め、精製土器とは大きく異なる傾向がある。さらにまた、こうした色調は後期前葉の堀之内 1 式期の沸用深鉢と類似した特徴を見ることができる。

一方で微隆帯文土器とした鉢形の粗製土器(第 11 図)は組成率が 5% と少ないものの、焼成色組成は全体の 73% が A2 で占められている。この土器は外面が褐色に焼成され、口縁以下の内面が黒色を呈するため、内面に残された煮沸痕とは異なる^(注6)。他の土器の色調構成とは異なるため、焼

が含まれる。大宮台地は関東東部に多い紐線文粗製土器と武蔵野台地から相模の台地にかけて分布する格子目文土器が共存し、これに素文の縄文土器が伴うという独自の構成を示すが、これら3者の粗製土器は全器種の組成率で45%となり、粗製土器自体の比率は東関東に比べるとやや低い。その一方で小形の鉢や椀形土器は全体の27%を占めており、高率で存在する点は、東関東の上高津貝塚や中妻貝塚と類似する。

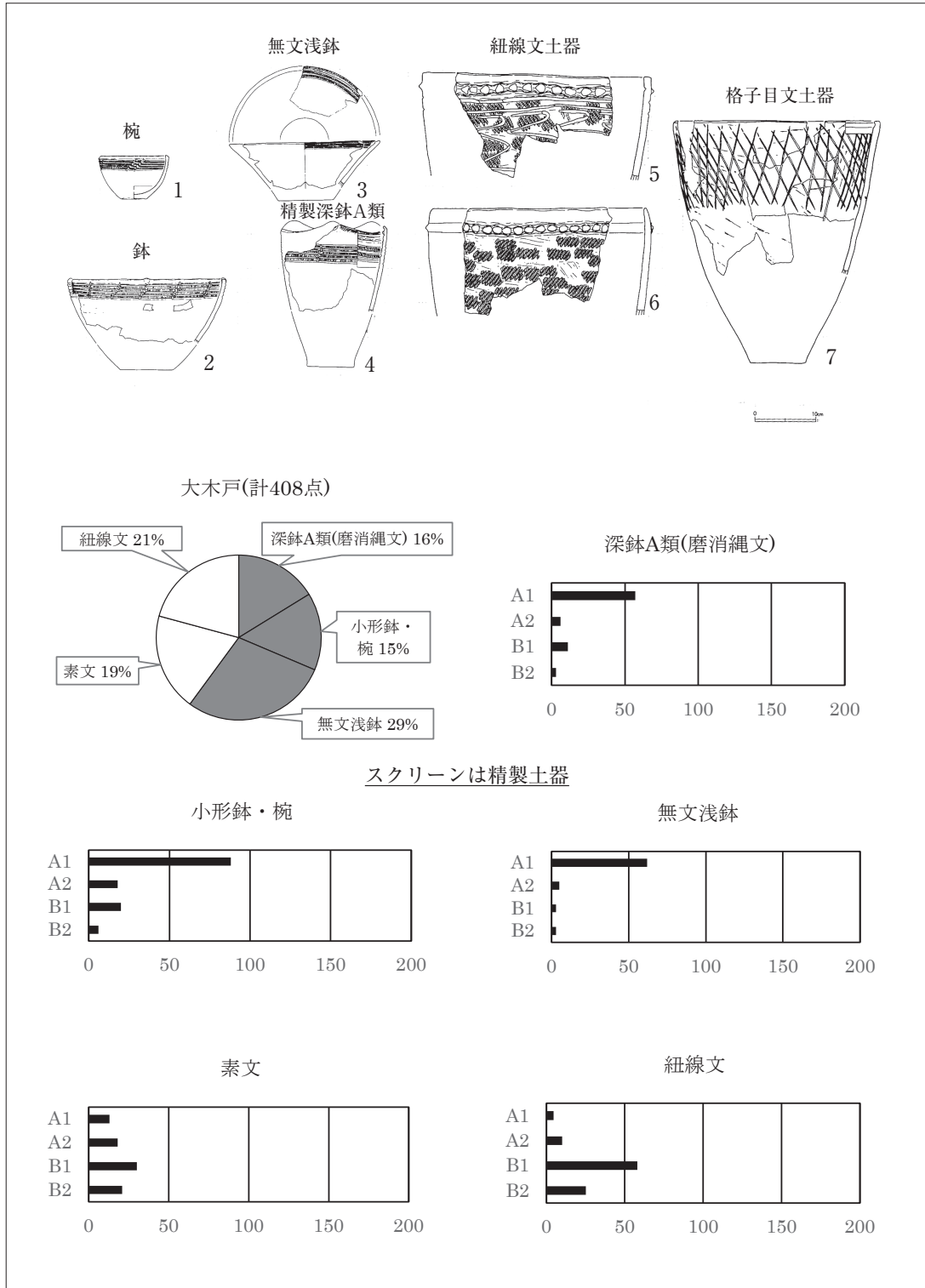
②焼成色と器種の関係

焼成色では、精製の深鉢Aでは、黒色処理を施すA1が73%と主体を占めている。無文浅鉢は85%で小形の鉢や椀も63%を占める。これら精製の器種の大半は黒色に焼き上げられていることが指摘できる。一方で粗製土器の中で主体を占める紐線文土器は、B1が51%を占め、全体の約半数が褐色を呈することが指摘できる。因みに紐線文土器の中で、B2とした内面が褐色で外面が黒色を呈するものは21%を占めている。B2の色調構造は低湿地遺跡のために外面の煤の付着、黒化の使用痕跡が良好に残されたものと評価すれば、煤など使用段階での痕跡を残すが本来は全体の7割程度が赤化した焼成色であった可能性が指摘できる。これは高燥な環境の台地上の遺跡から出土する粗製土器の焼成色や吹きこぼれと考えられる炭化物が付着した資料が多く観察できた。

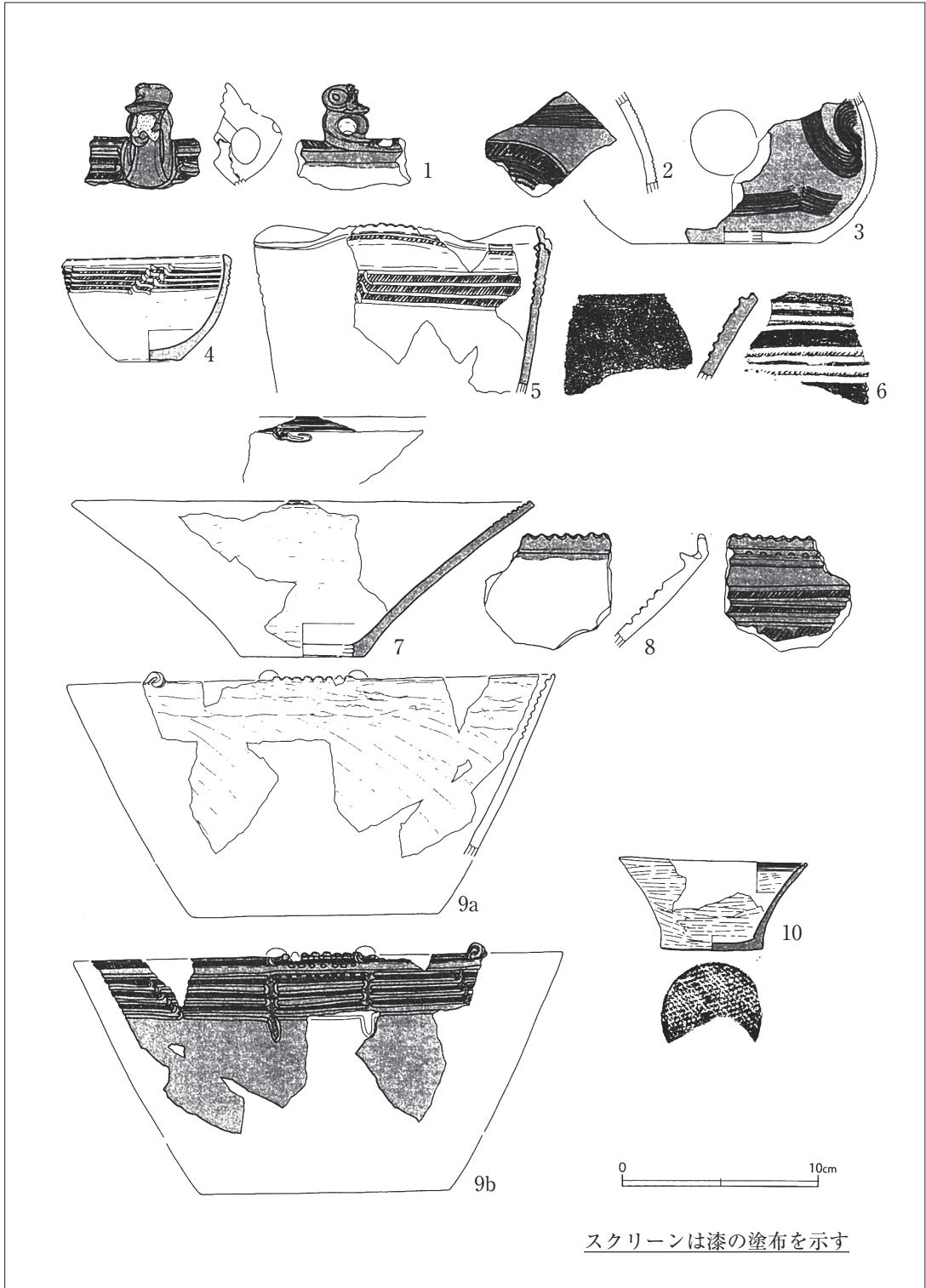
大木戸遺跡では、精製土器がA1を主体とした内外面が黒色を呈することを確認したが、これらの資料の中には、精製深鉢A、無文浅鉢、鉢に加えて、全体の組成率は低いものの、注口土器の破片には黒色の器面上に生漆を塗布した個体が複数存在する点は注目される(第13図1~3)。これらの漆には赤色の顔料などは含まれず、黒色化した器面の色調が半透明の漆液の塗布により、土器表面に反映されるため、光沢のある黒色を呈する。

漆塗土器の中には少数ではあるが、煮沸に利用される深鉢A類も存在することは、非煮沸系の容器として転用されたか、漆を塗布して煮沸に供することもあったかのどちらかであろうが、資料の中には煤の付着した資料が存在する。これらの漆の塗布の目的は黒色の器面に光沢を与え、かつ防水を目的としたとするならば、それらの土器の煮沸作業の上での効果が注目されるべきであろう^(注7)。

また、漆塗の黒色磨研土器の存在が低湿地遺跡という遺存状況のなかでのみ、確認できたとするならば、台地上の資料には本来は存在しても残存しなかった可能性が指摘できる。低地から出土した黒色の精製土器のすべてに漆が塗布されているわけではないので、精製土器の中に漆を塗布するものと、そうではない個体が選別されていた可能性も考慮する必要があるだろう。



第12図 大木戸遺跡の器種組成と色調組成 (グラフ横軸は口縁部破片数)



第13図 大木戸遺跡出土の漆塗土器

(6) 池之元遺跡 (第 14 図)

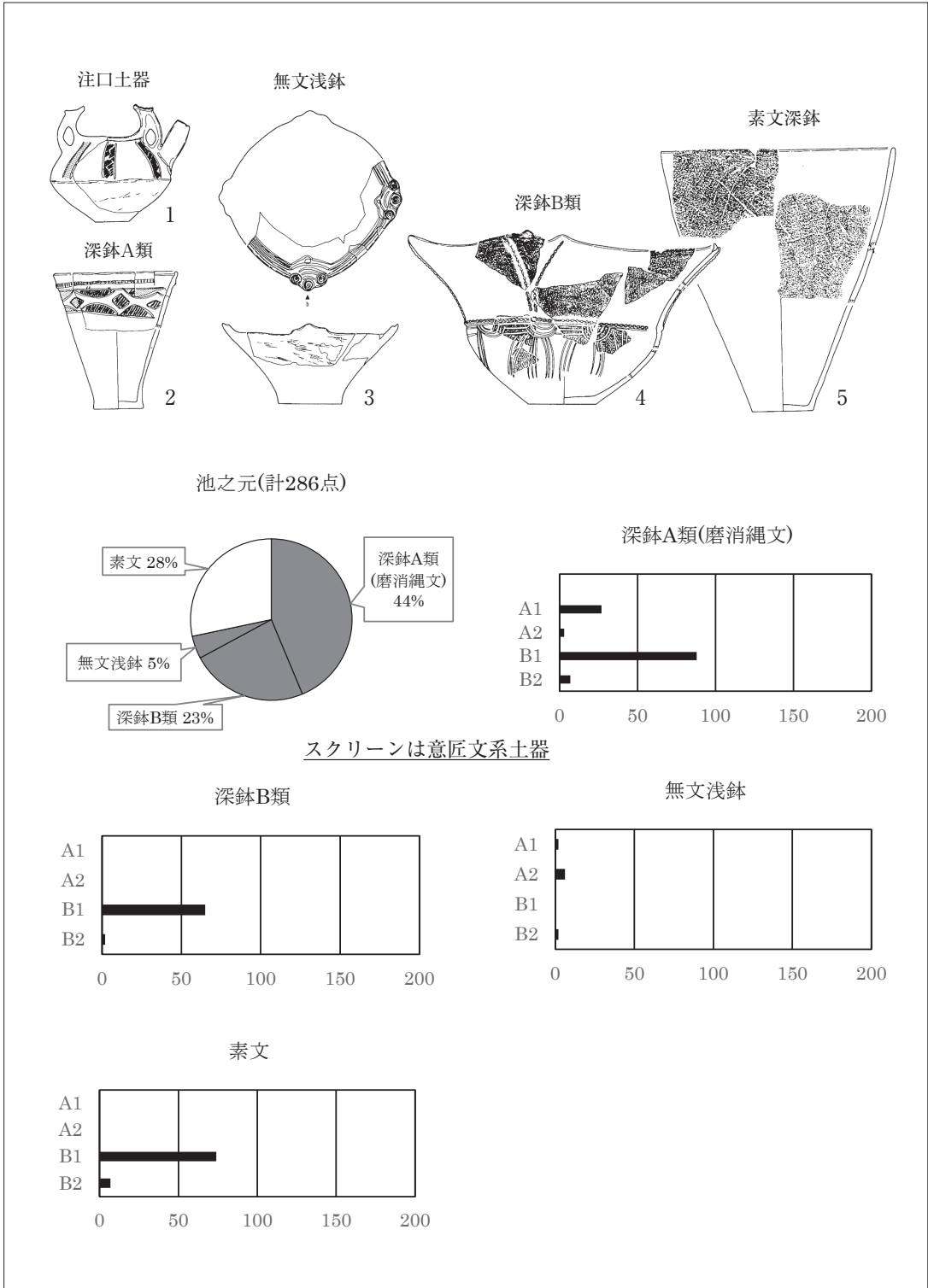
池之元遺跡は富士山麓の台地上に残された集落遺跡で発掘調査により 2 軒の竪穴住居を検出した集落遺跡である (富士吉田市教育委員会 1997)。今回は調査で出土した資料で口縁部破片 274 点を対象とした。

①器種組成

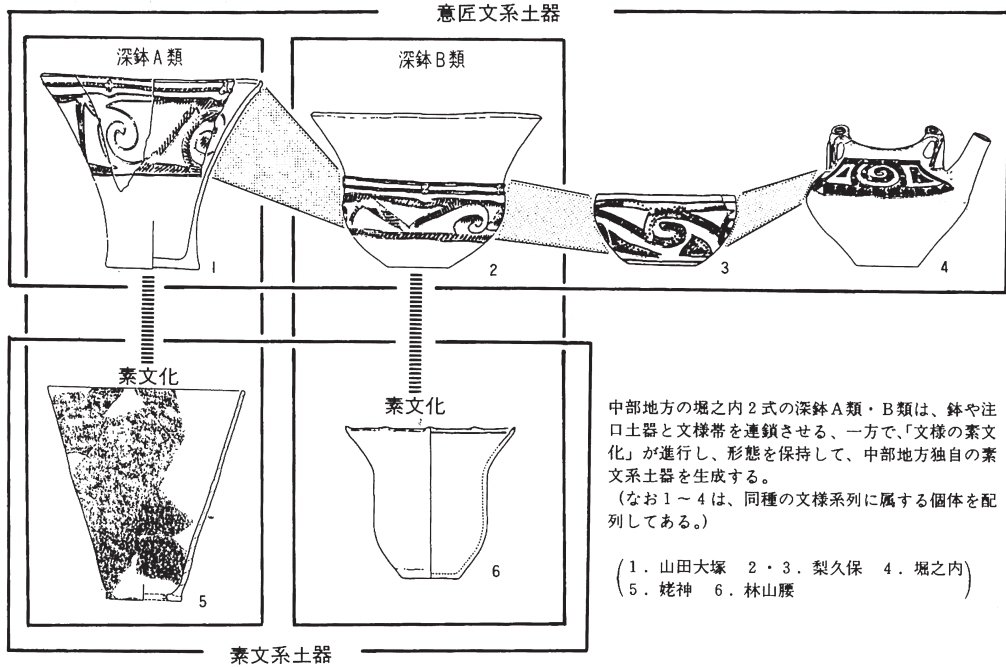
器種判別可能な口縁部破片と復元個体を含めた 286 点の器種組成は、主要器種である精製の深鉢 A 類が 126 点 (44%) を占め、深鉢 B 類が 67 点 (23%) を占める。素文系土器は 80 点 (28%) を占める。素文系土器は神奈川県上土棚南遺跡 (阿部 1998) では 21% を占め、一方で東関東の上高津貝塚では素文系土器 12% に加え紐線文粗製土器が 42% を占める事実から、関東西南部から本遺跡の位置する中部地方にかけての粗製土器の比率は、東関東地方よりも低率で 20～30% が常態であったのかもしれない。これは従来より粗製土器の組成率が全体の約 7 割程度を占めるという一般的な認識とは異なる。この事実は、東西の粗製土器を相互に比較した場合に、指摘できる東関東の粗製土器の素文化の顕在化と一致する (阿部 1998)。また、中部地方の素文系土器は精製土器の形態 (深鉢 A 類と B 類) を踏襲し、文様が無文化したものが主体を占めるようであり、東関東のような独自の粗製土器が存在しないことも、この地域の特徴である (阿部 1998) (第 15 図)。

②焼成色と器種の関係

焼成色と器種の対応関係は、精製の深鉢 A 類は 127 点中で A1 が 20% で、大半が B1 とした赤化が進んだ個体が 88 点 (70%) 余りを占めている。ただ、少ないながらも黒色を呈する A1 は深鉢 A 類の小形品に多く認められる傾向がある。深鉢 B 類では 68 点中で A1 は 0 点であり、65 点 (95%) が赤化の進んだ B1 であることは、深鉢 A 類と B 類の顕著な違いである。ただし、本遺跡では出土していないが、土坑墓などに副葬される小形の深鉢 B 類は、往々にして黒色を呈しており、深鉢 B 類から型式学的に変化する内文を描く浅鉢には、黒色を呈するものがある事実は注意する必要がある。



第14図 池之元遺跡の器種組成と色調組成(グラフ横軸は口縁部破片数)



第15図 池之元遺跡の精製土器と粗製土器の型式学的な関係(阿部1998)

3 土器の焼き分けとその意義

(1) 器種組成の変遷と地域性

ここでは土器の焼き分けの有無を評価するために器種組成の地域性について検討する。堀之内2式期は、器体の薄手化と磨消縄文の成立に契機する無文部の器面研磨が発達する時期である(山内1969)。

堀之内2式の精製土器は深鉢A類とB類から構成されているが、この傾向は関東地方から長野・山梨方面の中部地方にまで広がりをもつ。すでに指摘したように、関東地方の内部において、器種組成率に著しい地域差をもつことが明確に指摘できる。

堀之内2a式期では千葉県鎌苅遺跡と神奈川県上土棚南遺跡とを比較すると、東関東の鎌苅遺跡では392個体の中で主要器種である深鉢A類が45%、深鉢B類が4%、素文系土器が42%の構成を示す。これに対して神奈川県上土棚南遺跡の堀之内2a式では、92個体のうち深鉢A類36%で深鉢B類が35%、素文が21%を示す。両者の間で最も顕著な違いは深鉢B類が上土棚南遺跡で高比率を占める反面、東関東では極めて低い組成率にとどまっている事実である。

素文系土器は、東関東の鎌苅遺跡で42%に対して、関東西部の上土棚南遺跡では21%と低率であることも地域的な違いを示している。

さらに詳細に踏み込むと、東関東では精製深鉢 A 類が磨消縄文（16%）と地文縄文の土器（29%）の二者から構成されているが、西関東では磨消縄文のみで 36% の深鉢 A 類が組成されており、これに磨消縄文の深鉢 B 類が 35% を占めており、器種組成全体で見ると磨消縄文を用いる土器が関東西部において高い組成率を持つという地域的特徴も指摘できそうである。

中部地方の山梨県池之元遺跡は、堀之内 2b ~ 2c 式を主体としているが、ここでは器種組成率では深鉢 A 類が 44%、深鉢 B 類が 23% と上土棚南遺跡の組成に近い。逆に東関東と西関東の中間の大宮台地では、グラフ化していないが大木戸遺跡で深鉢 A 類（87%）と深鉢 B 類（4.7%）となり、深鉢 A 類が高比率で存在するのに対して、深鉢 B 類が低比率である点は、東関東に類似していると評価できる。大木戸遺跡のある大宮台地は堀之内 2 式期においては関東西部と東部との中間的な様相を示している。

加曾利 B 式期の西関東のデータはないが、大木戸遺跡では精製深鉢が 16% に対して、中妻貝塚では 11% となり、小形の椀と鉢では大木戸遺跡では 15%、中妻貝塚で 19% と類似している。しかし紐線文と素文の粗製土器は中妻貝塚で 58% を占めているのに対して、大木戸遺跡では 36% となっており、大きく見た場合、粗製土器の組成率と精製土器の構成と組成率の違いに東西差が存在することを指摘することが出来る。この事実はかつて筆者が指摘した動向（阿部 1998）を数値で再確認したことになる。

(2) 紐線文粗製土器の成立

ここで加曾利 B 式の粗製土器の主要な器種である紐線文土器の出現過程に注目してみよう。再び茨城県上高津貝塚の層位的な状況を観察すると、堀之内 2c 式を主体とする出土個体数の豊富な X IV 2 層出土資料である 99 個体の口縁部破片を基にした器種組成率では、磨消縄文の精製深鉢 A 類が 16%、地文縄文が 4% であり、これに無文浅鉢が 11% 加わる構成である。精製土器は全体の 39% であるのに対して、粗製土器では紐線文が 42% を占め、これに縄文のみを施文する深鉢が 12% 組成している。東関東における堀之内 2 式初頭の状況をよく伝える鎌苅遺跡では、紐線文粗製土器の存在は認められない。少なくとも紐線文土器の出現は上高津貝塚の例のように堀之内 2 式の後半（堀之内 2c 式期）に出現し、組成率の上でも一定の比率を示すまで比較的短期間のうちに消費量が増加したことを示唆する。上高津貝塚が立地する霞ヶ浦製南岸地域には、美浦村陣屋敷低湿地遺跡（美浦村教育委員会 2011）があり、集落から離れた低地部から大量の粗製土器が出土しており、粗製土器を利用した集約的な資源の加工が行われた地点と想定されている（阿部 1996）。東関東地方における紐線文粗製土器の出現の背景には、こうした作業場での粗製土器の大量消費が想定できるが、同様の消費傾向は集落遺跡においても同様に起こっていたことを上高津貝塚や中妻貝塚の土器組成率は物語るであろう。

紐線文土器は堀之内 2 式の精製深鉢から生成したことが、具体的には口縁部の紐線文の技術が、刻みから指頭による押捺に変化したり、胴部に縄文を施文したり、さらに半截竹管による幾何学的な文様を描くものなど、鎌苅遺跡の土器群で主体を成した深鉢の文様表出技法の伝統上に成立したことが

型式学的に説明できる。ただし、鎌苅遺跡など東関東の多くの精製土器が深鉢 A 類とした、朝顔形の深鉢であるのに対して、上高津貝塚では胴部に括れを形成し、紐線が 2 段に配置される器種が出現している^(注 8)。このタイプは 2 条の紐線間に文様を描く点から 2 帯構成と呼称した(阿部 1998)。この土器は、加曾利 B2 式で主体をなす粗製土器に変遷するため、これまで文様が粗雑であるとして一括されてきた粗製土器にも独自の構成と複雑さがあることは重要であろう。また、微隆帯文土器も 7% 余り存在し、堀之内 2c 式期において加曾利 B1 期の器種組成の基盤が形成されたことが指摘できる。

(3) 焼き分けの時期的特徴

土器の焼成色は縄文時代後期前葉では褐色系を主体としてい

ることは、小茶園西遺跡の土器群において明確に指摘できた事実である。褐色系の焼成色に変化が指摘できるのは、堀之内 2 式期であり、その中でも 2c 式期では精製深鉢 A 類や無文の浅鉢、注口土器などの 1 部に黒色処理を指摘できた。この類型は煮沸などの使用による煤の付着や二次的な器面の黒化ではないものと推測できる。とくに精製深鉢 A 類の中でも小形の土器に偏在する傾向が指摘出来、同一の文様と形態の土器でも焼き分けが存在したことを示唆することは興味深い(第 16 図)。これらの色調は色調類型では B1 としたタイプで内外面が黒色化しているものが主体を占めている。

一方、文様表出技法から堀之内 1 式と同 2 式土器を比較した場合に指摘できるのは、堀之内 2 式期における器体の薄手化とともに起こる磨消縄文と無文部の研磨技術の盛行である。器面の黒色化は焼成技術として個別的に起こった現象ではなく、文様表出技法と一体化した技術であった可能性を指摘できる点は重要である。

堀之内 2 式期の時間的細別のなかで、これらの技術変化の過程はどのように跡付けることができるだろうか。筆者は堀之内 2 式土器を 3 つの時間的単位に細別している(阿部 1998)。この変遷観を基



第 16 図 器種組成の変化と黒色化

にすると、堀之内 2a 式の鎌苜遺跡では、精製深鉢 A 類の中でも少数ではあるが、小形の磨消縄文の土器に黒色化が進行し、大形の個体や、半截竹管や地文縄文の深鉢 A 類には黒色化の比率が低いことが指摘できた。

堀之内 2c 式期の上高津貝塚では、精製土器である深鉢 A 類に加え、無文浅鉢の器種組成率の増加が認められ、加えて現時点では安定的な数が得られていないので数値化できていないが、胴部破片資料の観察も加えると、注口土器の黒色処理が一般化した様相を確認することができる。これらの事実からすると堀之内 2 式期の中で特に終末段階（堀之内 2c 式期）に器種組成と黒色化の技術をめぐって、大きな変化があったことが指摘できる。

後期中葉の加曾利 B1 式でこれらの器種を単位とした焼き分けは、安定的な様相を示して東日本を中心に広域化するが、特に東北地方では注口土器や小形の浅鉢や精製深鉢などを中心に展開する。この段階において、従来の指摘にあるいわゆる黒色磨研土器の存在が普遍化し、土器焼成技術の変革を指摘することができる。さらに加曾利 B1 式期になると盛り付け用の小形の椀や鉢形土器の増加も関係して、黒色処理を行う土器の増加が顕著になる。これらの多くが非煮沸系の容器であることも重要であろう。

関東地方において、その前段階における堀之内 2 式期において、すでに述べたように器種の増加、磨消縄文を特徴とする土器文様の表出技術の変化などの段階的な変化が生じ、器種の多様化や薄手化などの技術が成立したのであろう。本論で指摘してきた土器の黒色化をともなう焼き分けは、器種の分化、精製と粗製の成立という後期から晩期に広く認められる変化の動向と関係する可能性が高い。

そしてまた、これらの一連の土器製作技術の変化は、堀之内 1 式と加曾利 B 式との間で明確な違いとして認識できるが、その中間に位置する堀之内 2 式が変化の漸移的な様相を示していることは、これら一連の技術変化が関東地方を中心におこった自生的な変化であった可能性を示唆することに注意しておきたい。

(4) 黒色化の意味と技術について

本論の中心的な課題の 1 つとした器面の黒色処理技術は、燻しによる炭素の吸着であることが推測できる。これまでの器面黒色化の議論は、あくまでも土器の表面の色調の由来を議論の対象としたものであったが、本研究でおこなった土器内外面の色調構造の観察によると堀之内 2 式期以降に顕在化する黒色化の技術は土器の内面にも及ぶことが明らかにできた。

とくに壺形や注口形などの器形の内面においても色調が黒色を呈する事実は、例えば、漆などの塗料を塗布する方法では再現できず、気体化した油煙などの燻しによる方法の可能性が高い。また、こうした事実は黒色化の目的が外面的で視覚的な問題だけではないことを示唆する。

注口土器の内面黒色処理の有無が器体の吸水率と相関的な関係を示せば、黒色化を伴う燻しが色調などの外面的な差異だけでなく、防水性の獲得に関係していることを証明する事実になる。またこれらの内面処理は注口土器や壺形などの液体の貯蔵が想定される器種において認められる事実は重要であり、この解釈が有効であるならば、土器本来の用途に土器の焼成技術が深いかわりをもつことになる。器面黒色化の技術の本質的な目的は、外観による表面的な評価ではなく、容器本来の機能性と

の関係が改めて議論されなくてはならない。

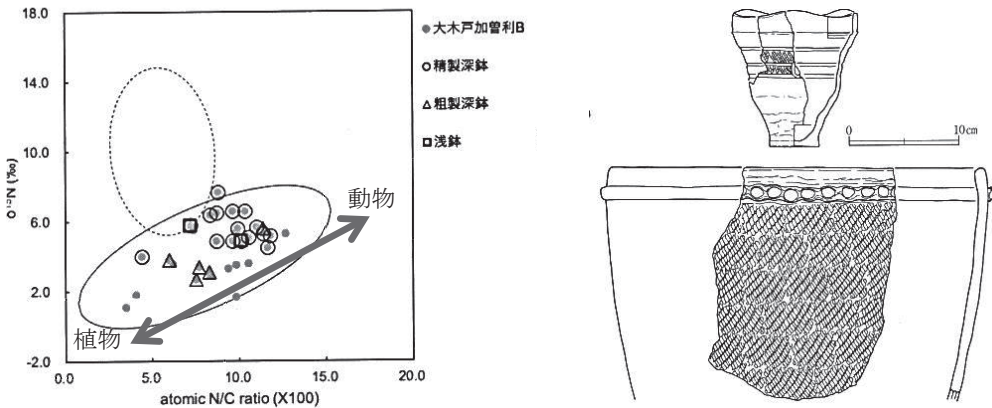
以上に述べてきたように、後期中葉の土器製作技術として器面黒色化の問題を捉え直し、それが関東地方の後期前葉から中葉にかけておこる事実を土器編年の上で確認し、いわゆる精製器種を中心にこれら技術が運用されたことを指摘するとともに、今後のいくつかの展望も指摘した。

本研究の課題として指摘できるのは、器面研磨と器面の黒色化という現象は、土器に限らず、土偶や耳飾などの土製品においても同様にして認め得る事実であることと、多くに赤色塗彩痕を残す事実である。赤色の塗彩痕が漆の利用であった場合、器面黒色化の目的が、漆の塗布と関係する可能性もあり、その要因と2つの技術の因果関係の解明を今後の課題としておきたい。

(5) 土器の加工対象物と焼き分けの関係 (第17図)

縄文後期における土器の型式変化は、単なる土器文様の時間的な変化ではなく、道具としての特性とその背後にある生業活動の変化を予測させるもので、器種の複雑化、粗製土器の出現によって引き起こされる器種組成率の変化などが、これまで指摘されてきた。

筆者は、米田穰らと大木戸遺跡から出土した後期土器の内面付着炭化物の同位体分析と器種との関係を検討し(米田・阿部 2021)、土器を用いた加工対象物と器種のあいだに有意な関係が存在することを指摘した。ここではその成果と土器の焼き分けとの関係について評価する。分析に供した資料は加曽利 B1～2 式の精製土器と粗製土器である。分析試料には明確に細別型式の判定が困難な粗製土器も若干が含まれているが、いずれも加曽利 B1 式から同 2 式に含まれることは確実なので、この時



黒色処理された精製土器と褐色の焼成色の組成土器はサイズや形態のほかに、調理した対象物に違いが指摘でき、土器の焼成方法と加工物との間に関係性を指摘出来る。

第17図 大木戸遺跡の精製土器と粗製土器の炭化物の同位体分析(米田・阿部 2021)

期の傾向を知る上で大きな支障にはならない。

この分析手法では、陸上の植物とそれを捕食する草食動物、海産物を評価することができる。大木戸遺跡の低地から出土した土器の内面付着炭化物では、第17図に示すように粗製土器は植物に精製土器は動物質の資源を加工したことが予測できた(米田・阿部2021)。この事実は、本論で主題とした土器の焼成色とよく一致した対応を示し、黒色処理をおこなう精製の小形の深鉢は、基本的には動物質の資源の加工に用いられ、粗製土器は植物質の加工に使い分けられていた可能性が指摘できた。

植物質食料の加工を想定させる粗製土器は、本論でB1として褐色の内外面をもつものが多いのは、土器自体が高熱で煮沸されたか、繰り返し高温の酸化炎によって煮沸された熱履歴を反映したものと考えることができる。一般にトチなどのアクをもつ堅果類などの熱加工には、長時間にわたる煮沸が行われた作業が推測される。この場合に煮沸によって器表面に付着した煤や吹きこぼれは使用時の付着物であり、泥炭層遺跡などの密閉性の高い環境では残存するものの、多くの場合は風化によって分解し、本来の焼成色が表出すると考えることができる。

これに対して小形の精製土器は、動物質の加工作業が想定されるが、完形土器などを観察すると、被熱による赤化は、胴部下半に限定されている状況から、長時間高熱で加熱した状況は考え難い。堅果類のアクヌキに比べれば、比較的短時間での煮沸が想定できる。土器の内面付着炭化物と土器の焼成色の形成要因の関係がより明確化できれば、土器の機能用途と加工技術の関係を、間接的ではあるがより多量の資料から評価することも可能になるに違いない。

土器付着炭化物の同位体分析は、特に土器の内面に形成されたオコゲを対象とした分析から、比較的高い確度でその内容物を推測できるようになってきた(米田・阿部前掲)。しかし、それは遺跡出土資料の中で遺存状況の良好な資料に限定されている。

だが、粘土で作られた土器は無機質であるため、遺跡では破損した破片である場合が多いものの、口縁部破片の型式学的な分類などの基礎的なデータを蓄積することで、理論的には遺跡における器種構成や土器の消費量を推測することができる。そのうえで、全量を対象とした土器の焼成色の観察は、製作技術や煮沸技術の多様性を通時間的にまた広域な地域で比較検討できる可能性がある。そして炭化付着物の同位体分析などを組み合わせ、土器の内外面の色調構造の由来を評価することができれば、土器を介した生業活動の復元の足がかりとできるに違いない。

この段階において、個々の破片を正確に型式分類する作業の有効性は指摘できるが、その半面で特定の土器文様に偏重した文様論のみの型式学では、土器から生活史を描くための問題を深耕することができない^(注9)。また民族考古学的な類推は、仮説の検証の方法を具体的に提示した議論が必要であり、本研究の射程にはない。従来の文様論的な研究に一定の意義を認めつつも、これらの学史に内在する土器の機能性と用途の解明は、今後を検討すべき重要課題であろう。将来的な展望として、これら両者の視点と方法を交差させることで、「道具としての縄文土器」(阿部1999)の特性を読み解くことが可能となるに違いない。

まとめ

個々の遺跡の器種と焼成色について検討を加えてきた。ここで指摘できた事実には年代的な変化や地域性を反映していると考えられる事象が混在しているので、あらためて整理して本論のまとめとしておきたい。

- 1 縄文時代後期以降に指摘されてきた土器の黒色化は、関東地方の後期前葉の堀之内2c式に一部の精製器種に出現が確認できる。この傾向は小形の鉢や椀、浅鉢など精製器種の増加と並行して出現率が増加する。
- 2 黒色化はいわゆる精製土器の器面の研磨技術と一体化して展開しており、低地遺跡出土の黒色磨研土器には生漆を塗布した個体が確認でき、黒色化は漆の塗布とも関係する可能性がある。
- 3 黒色化とは異なり、内外面を赤化させた土器は、後期前葉の堀之内1式期の煮沸用深鉢では主体を占め、堀之内2式期においても、大形の煮沸用深鉢に多く認めることができ、さらに後期中葉以降に主体を占める紐線文粗製土器にも共通した焼成技術の伝統性を認めることが出来る。
- 4 1～3の所見を統合すると、土器の焼き分けは器面研磨、土器の薄手化、精製粗製土器の分化とほぼ時期を同じくして起こった土器焼成技術の大きな変革を意味する現象として説明することが可能である。

謝 辞

本研究の推進にあたり、東京大学総合研究博物館の米田 穰氏と明治大学特任教授栗島義明氏からは、土器付着炭化物の同位体分析をはじめとした土器の用途論的な解釈についてのご教授いただいた。明治大学大学院の竹林香菜氏にはデータの整理や図版の作成で協力を頂いた。あわせて御礼申し上げたい。

また、本研究で分析した資料の実見において、篠原 武、布施光敏、金子直行、野中 仁、亀井 翼、一木絵里、川村 勝、馬場のぶ子、中村哲也、本橋弘美、能勢幸枝の各氏にご協力いただいた。また、埼玉県教育委員会、取手市埋蔵文化財センター、印西市印旛歴史民俗資料館、土浦市上高津貝塚ふるさと歴史の広場の諸機関の協力があつた。記して御礼申し上げたい。

注

- 1 土器焼成技術に関しては新井司郎による製作実験による燃焼温度の測定などが行われたが(新井1973)、焼成温度の高低が一元的に評価されたのみで、原始的な製陶技術という理解の範囲を出るものではなかった。
- 2 煮沸用の縄文土器の器体の劣化は、煮沸による2次的な被熱を受ける胴部下半部において顕著に認められ、この部位の破片が赤化して脆くなっている資料が多いのは、こうした土器の素材上の特質と利用方法を示している。
- 3 筆者が実験した煮沸用実験土器の風化実験では、煮沸時に土器上半部に付着した煤は、屋外で6ヶ月程度放置するだけで、煤は分解し、焼成時の色調を示すことが確認されている。そのため、台地上の高燥な環境の遺跡から出土する縄文土器の多くは、外面が下を向いて埋没しない限り、その多くは風雨による風化を受けて、二次的

な加熱痕跡は焼失していると考えることができる。

- 4 堀之内式土器の研究において、関東地方内部の地域的特性の解明や、以後の加曾利 B 式期における地文縄文土器の解明が進まなかったのは、こうした標識資料に内在する資料的偏在性であろう。だがしかし、山内の目的は列島全体をカバーする土器編年の構築に第 1 の目的を置いていたことは、多くの研究者が認めるところである。問題はこうした資料的な偏在性を注視することなく、特定土器の分類と年代的・地域的配列に偏重してきたその後の研究動向にあらう（石井 1984 等）。
- 5 土器の文様分類を行う場合、磨消縄文と地文縄文や半截竹管や櫛歯状工具などによる施文手法の違いについて、磨消縄文を精製の文様と認識する単純な評価は感覚的で危険かもしれない。この問題はまず、優劣の問題ではなく、それらの文様が具体的にどのような規範と特定の工具を用いた製作工程から成り立つのかという文様表出技術の問題として客観視する必要もあらう。
- 6 本器種は底部の外末端部などに摩滅痕を残す事例も多く、非煮沸系の土器であることが推測できる。内面は黒色を呈するのは全面に亘り認められ、特定部位に炭化物が形成されて色調が変化する粗製土器などとは黒色化の要因が大きくことなる。
- 7 漆塗土器は通常は非煮沸系の壺や注口、皿や鉢などが一般的であるが、中には赤漆によって装飾された鉢形土器が特徴的に煮沸に供される晩期後半の浮線文の鉢形土器などもあり、漆の塗彩を一概に装飾的な意味だけを敷衍するには慎重であるべきだろう。
- 8 東関東地方における紐線文粗製土器には口縁部の紐線の条数と文様帯が 1 段と 2 段の違いから区別を行い変遷案を示したことがある（阿部 1997・1998）。
- 9 縄文土器の研究は、型式編年を構築するために時間的・空間的な特性を反映しやすい精製土器が対象として利用され、粗製土器などは検討から除外される場合が多く、そのため一遺跡の土器の出土量が分析されることもきわめて稀である。土器を生活用具として認識し、出土資料の全体を図化の労力を緩和して数値情報などで資料化し、そこから当時の生活史を復元する作業は、今後の大きな課題である。

引用・参考文献

- 新井司郎 1973『縄文土器の技術』中央公論美術出版
- 阿部芳郎 1987「縄文時代後期前葉型式群の構造の動態—堀之内 1 式と東北地方の型式群の関係について—」『駿台史学』第 71 号駿台史学会
- 阿部芳郎 1995「土器焼きの火・料理の火」『考古学研究』42 卷 3 号 考古学研究会
- 阿部芳郎 1997「堀之内 2 式の器種構成と組成率」『池之元遺跡発掘調査研究報告書』富士吉田市史編さん室
- 阿部芳郎 1997「土器製作技術からみた堀之内 2 式土器の特性」『池之元遺跡発掘調査研究報告書』富士吉田市史編さん室
- 阿部芳郎 1998『上土棚南遺跡第 3 次調査』綾瀬市教育委員会
- 阿部芳郎 1998「上土棚南遺跡出土の後期土器の分類と編年」上土棚南遺跡第 3 次調査』綾瀬市教育委員会
- 阿部芳郎 1998「堀之内 2 式土器の構成と地域性」『縄文時代』9 縄文時代研究会
- 阿部芳郎 1998「縄文土器の器種と地域構造」『駿台史学』第 102 号
- 阿部芳郎 1999「道具としての縄文土器」『縄文時代』第 10 号 縄文時代研究会
- 阿部芳郎 2002「縄文後期における土器の集中保有化と遺跡形成」『考古学研究』47 卷 2 号
- 阿部芳郎 2006「縄文土器のライフサイクルと情報整備に関する基礎的研究」『人文科学研究所紀要』第 58 冊 明治大学人文科学研究所
- 阿部芳郎 1999「道具としての縄文土器」『縄文時代』縄文時代研究会
- 石井 寛 1982「南関東西南部」『シンポジウム堀之内式土器資料集—各地の堀之内式土器とその変遷—』市立市川考古博物館

- 石井 寛 1984「堀之内 2 式土器研究（予察）」『調査研究収録』第 5 冊港北ニュータウン埋蔵文化財調査団
市立市川考古博物館 1982『シンポジウム堀之内式土器資料集—各地の堀之内式土器とその変遷—』市立市川考古
博物館
市立市川考古博物館 1983『シンポジウム堀之内式土器』市立市川考古博物館
綾瀬市教育委員会 1993『吉岡堀ノ内横穴群 上土棚遺跡（縄文時代編 9・上土棚南遺跡）』綾瀬市教育委員会
埼玉県教育委員会 2019『大木戸遺跡』Ⅲ
鈴木正博 他 1979『取手と先史文化』上巻・下巻 取手市教育委員会
土浦市教育委員会『上高津貝塚 A 地点』
美浦村教育委員会 2011『陣屋敷低湿地遺跡』
美浦村教育委員会 2017『御茶園西遺跡』
八千代市教育委員会 1980「鎌苅遺跡」『東京電量送電線鉄塔工事建設事業に伴う発掘調査』
山内清男 1939「堀之内式」『日本先史土器図譜』先史考古学会
米田穰・阿部芳郎 2021「土器の用途の解明と理化学分析」『季刊考古学』第 155 号 雄山閣

東京オリンピック・パラリンピック大会の評価に向けた
予備的調査：2020年東京オリンピック・パラリンピックに
対する都民の意識の変化

高 峰 修

Pilot survey for evaluation of the Tokyo Olympic and Paralympic Games: Changes in Tokyo residents' awareness of the Games

TAKAMINE Osamu

This study aims to show the changes in the consciousness of the host city residents of the Tokyo 2020 Games, and to compare such consciousness depending on their approval or disapproval for the Games. The data were collected through an online questionnaire survey of residents in Edogawa Ward and Chofu City, Tokyo in 2020 and 2021, with 1,000 subjects in Edogawa Ward and 400 in Chofu City in each of the 2020 and 2021 surveys, for a total of 2,800 subjects. The main results are shown below.

Regarding the changes in the awareness of the host city residents over time, the percentage of those who supported each reason for approval decreased significantly from 2020 to 2021, and in the 2021 survey, "Because it would be negative for Japan if the Games were not held" ranked high. Thus, the reasons given by those in favor of the Games were no longer positive. The percentage of those who chose each reason for opposing the Games also decreased significantly from the 2020 survey to the 2021 survey. Meanwhile, more than 90% of the respondents in the 2021 survey selected "Because the impact of COVID-19 makes it difficult to do so". While overall interest in Tokyo 2020 waned between 2020 and 2021, there was no significant change in the desire to be involved in Tokyo 2020. Despite the increase in opposition to Tokyo 2020 between 2020 and 2021 and the decline in interest, the tendency to want to remain involved in some capacity with Tokyo 2020 shows the complex feelings of Tokyo residents. The number of people who know that Tokyo 2020 is aimed at facilitating reconstruction from the Great East Japan Earthquake increased significantly from the 2020 survey to the 2021 survey, while the number of people who think that Tokyo 2020 is helping that recovery decreased. The percentages of those who feel proud to be Japanese, competitive orientation, and gender egalitarian orientation all shifted toward a generally liberal trend in the 2021 survey.

In comparing residents' attitudes toward hosting the Games, we found that basic socio-demographic attributes were not relevant in determining whether the Tokyo 2020 Games should be held, with the only exception being annual income. This showed a tendency for those with relatively high household incomes to support hosting the Games and those with low incomes to oppose it. While those in favor of the Games expressed high expectations for the event, there was also a tendency to be puzzled by the idea of holding the Games. More than 90% of those opposed to the Games selected "COVID-19 has made it too difficult to hold the Games", indicating their lack of mental capacity. There was also an ambivalent sentiment among those who opposed the Games, with a large percentage of them also showing interest in it. Knowing that Tokyo 2020 is positioned as the Olympics for reconstruction from the Great East Japan Earthquake and positively

appreciating its position as such was among the factors in favor of hosting the Games. Furthermore, those who support Tokyo 2020 tend to be more patriotic.

東京オリンピック・パラリンピック大会の評価に向けた 予備的調査：2020年東京オリンピック・パラリンピックに 対する都民の意識の変化

高 峰 修

1. はじめに：復興を課された五輪

2020年に開催が予定される第32回オリンピック競技大会の開催地が東京都に決まったのは2013年9月のことである。プエノスアイレスで開かれた国際オリンピック委員会（以下、IOC）の総会における東京都の最終プレゼンテーションにおいて、当時の安倍首相の“The situation is under control.”“It has never done and will never do any damage to Tokyo.”という発言は、2011年3月に起こった東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故の影響がオリンピック大会開催に及ぶのではという海外の心配を払拭するためのものであった。

今大会の招致活動において、東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会は東京における開催の大義名分として「復興五輪」を掲げていた。近代オリンピック大会の開催は国単位ではなく都市単位であるので、東京で開催する大会の大義名分を東日本大震災で大被害を受けた東北の復興に求める必要はない。それでも復興五輪を掲げたのは、2回目となる東京での開催に他に有力な意義を見出せなかったからという理由がある。そうした中で招致委員会は、復興五輪こそが国際的にも国内的にも支持を得られると期待したのであろう。また過去2回東京で開催されたオリンピックにおいて、1940年大会（返上）では関東大震災からの復興、そして特に1964年大会は戦後復興が謳われており、自国でのオリンピック開催の背後に復興を感じる日本人のノスタルジーも影響したのかもしれない。

こうして東北の復興は招致過程から2020年東京オリンピック・パラリンピック大会（以下、東京2020）に包摂されることになる。しかし東京2020にとって東北、特に福島を包摂することは両刃の剣でもあった。なぜならば東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故によって放出された放射能が大会の開催や運営を滞らせるのではないかという懸念が主に海外で湧き起こったからである。実際、2013年9月の段階では、事故が起こった原子炉では燃料デブリを冷やした水と建屋に流入した地下水が混ざりあった汚染水が大量にあふれ出し、地面を凍らせて地下水を止めるといった案まで真剣に考えられていた。こうした状況で発せられた上記の元首相の発言は、東北および福島を東京2020の

ムーブメントに包摂すると同時に排除する姿を浮き彫りにした（高峰，2020）。

東京2020の招致過程において復興五輪が語られたことについて山田（2015）は、東京が2008年大会の招致に失敗した例を挙げ、その理由を「なぜ」東京なのかを説得できなかった点にあるとした。そして2020年大会招致に際しては「災害からの復興」が東京での開催をアピールする力をもったが、同時に他の候補都市と比べた場合の日本の長所となる「安全」を損なわないために「原発事故の収束」が絶対条件になったと説明している。こうして2度目となる東京での開催の意義を見出すために、本来は異質な二つの要素を混在させたのである。さらに佐伯（2015）は、この「復興五輪」というコンセプトによって、国内的には東京2020招致活動にオールジャパン体制がもたらされたと説明する。こうして出来上がったオールジャパン体制が、東京2020開催の意義を開催地東京都のみならず日本全国で共有させるものにし、そのことが招致反対派と不支持派を封じ込めたと指摘している。

2. 検証・評価に向けて

ところで、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、組織委員会）が公表した2020年12月時点の経費は、組織委員会経費が7,210億円、その他の関連経費が9,230億円、計16,440億円であった（公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会，2020）。その他の関連経費は東京都（7,020億円）と国（2,210億円）が分担して負担する^(注1)。その後、無観客による開催が決まったため、組織委員会の収入として見込まれたチケット収入900億円は期待できなくなった。したがって東京都と国による負担額は今後増える可能性が高い。こうした巨額な税金が投入されること、また東京2020が東京都に留まらず日本社会全体に多方面にわたって多大な影響を及ぼすことなどから、東京2020は極めて公共性が強い事業であるといえる。そうした事業に対しては、その公共性の高さに準じた入念かつ綿密な検証評価が行われるべきことは言うまでもないであろう。

日本では過去に二度の冬季オリンピック大会も開催されている。1998年に開催された長野大会の際には、その招致段階で長野県が交付した招致交付金の使用の違法性が裁判で問われ、会計帳簿など経理に関する書類が処分され社会問題化した（江沢，1999）。こうした経験を持つ国で再度オリンピック大会を開催する場合、轍を踏まないよう対策をとるのが成熟した社会、あるいは行政や組織の対応だろう。しかし例えば、会計検査院特別検査課の協力要請に対して東京2020組織委員会が「ほぼ公開資料」しか提供しない事例（青島，2021）から判断すると、組織委員会による公正かつ透明な検証評価を期待することはできないだろう。

オリンピック・パラリンピック大会のようなメガイベントともなると、検証評価の分野や項目は実に多岐にわたり、大会開催による効果や影響は社会の様々な分野、あるいは様々な地域に及ぶことになる。例えば2012年に開催されたロンドン大会では、このことを視野に入れ、大会開催前にすでに大会の効果やレガシーを評価する“ねらい”や“調査課題”“戦略”“方法論”についての議論を始めている^(注2)。

東京 2020 で 4 回目のオリンピック開催を迎える日本国内で、イギリスほどの体系的な取り組みがあるとは言い難い状況である。とはいえ学術的な取り組みは行われており、例えば石坂と松林(2010)は1998年長野オリンピック大会(以下、長野大会)が地域社会に与えた影響について調査し検証している。そこでは長野大会開催から約10年後の2009年に、長野県内5市町村の住民計808名を対象とする質問紙調査が行なわれており、長野大会に対する賛否について大会前と比べて大会後は賛成が減り反対が増えていること^(注3)、長野大会開催をめぐって最も評価が高いのは長野新幹線の開業であること、長野新幹線の開業を評価しない人は政治に対する評価も低い(国民の意見や希望が政治に反映されていない)こと、等が示されている。

石坂と松林の研究グループはその成果を『<オリンピックの遺産>の社会学』にまとめているが、その最終章にて、オリンピックの検証に際して必要なこととして以下の点をあげる：

- (1) IOCが提唱するレガシーのポジティブな面だけでなくネガティブな面にも目を向けること
- (2) 競技場やインフラの整備といった目に見える有形の遺産だけではなく、ボランティアネットワークの形成やオリンピック開催の経験・記憶といった目には見えない無形の遺産も視野に入れること
- (3) 長期的な視点で検討すること 松林と石坂(2013, p190-198)

また筆者は東京 2020 開催の文脈において、2013年の土砂災害によって被災地になった東京都大島町の住民を対象に2018年に意識調査を行った(高峰, 2019a, 2019b)。その結果、次のような点が明らかになった：

- ・東京 2020 に対する賛否は、住民の基本的属性によっては特徴づけられない
- ・大島町住民による東京 2020 開催に対する賛否や興味は概して肯定的である
- ・しかし東京 2020 の開催が大島町の活性化や観光促進につながったり、その他様々な変化を大島町にもたらしたりすることへの期待は高くない
- ・東京 2020 開催に際して海外との交流を望む反面、外国人の訪島を忌避する傾向がみられる

3. 研究目的

以上のように、オリンピック大会開催の検証評価においては、その開催に関わる住民の意識とその変化が一つの視点となってきた。東京 2020 の開催が間近に迫り、開催後の検証評価を想定すると、大会開催前に開催地住民の意識を把握しておくことが求められる。そこで、本研究では東京 2020 開催後の事後評価を見据えた予備的調査として、都内2市区の住民を対象に開催前の意識を明らかにすることを目的とした。分析の枠組みとしては、(1) 大会開催前の2時点で意識調査を行うことにより、開催地住民の経年的な意識の変化を明らかにすること、そして(2) 開催に対する賛否を軸にし

て開催地住民の意識を把握すること、以上2点を設定した。

4. 研究計画の概要

本研究開始時の計画は、東京都内で東京2020の競技が開催される2市区の住民に対して2020年3月に、上記2市区とはほぼ同じ人口規模で競技が開催されない2市区の住民に対して2020年4月にオンライン上で質問紙調査を実施するというものであった。両調査を実施する時期には1ヶ月程の間隔しかなく、社会的な出来事の影響は無視できるだろうという想定のもと、競技が開催される地域と開催されない地域における住民意識の違いを分析する予定であった。しかしコロナウイルス感染拡大の影響を受け東京2020の開催自体が不明瞭に、最終的には1年間延期になったため、2020年3月の調査を終えた段階で研究計画の変更を余儀なくされた。

そこで2020年4月に実施予定であった住民調査はできる限り延期し、かつ調査対象市区も2020年3月調査と同じ市区にすることにした。このように変更することによって、少なくとも東京2020の競技が開催される市区の住民における経年的な意識の変化を確認することができると思われる。

5. 調査方法および項目

(1) 調査対象地区

調査対象となる都内市区は、東京2020の競技が開催される市区のうち、上述のように人口規模を勘案して江戸川区と調布市を選定した。江戸川区の2020年3月1日現在の人口は532,612人であり、区内ではカヌーのスラロームが開催された。調布市の人口は180,496人であり、バドミントンをはじめとする5競技の開催地となった(表1)。

表1. 調査対象地区の情報

市区名	江戸川区	調布市
人口	532,612人	180,496人
開催競技	カヌー・スラローム	バドミントン サッカー 7人制ラグビー 近代五種 自転車競技(ロード)

※人口は2020年3月1日現在の20~79歳

(2) 調査対象者および調査時期

インターネット調査会社が保有するモニターのうち、江戸川区在住者2,475名、調布市在住者978名を母集団とする回答者候補に対してメールで調査への参加を依頼した。これら回答者候補に「年齢=20~79歳」と「東京2020開催の認知=知っている」でスクリーニングをかけ、該当者に任意で回答を求めた。またその際には「性別」と「10歳刻みの年齢層」について、各調査市区の人口分布に沿うよう調整を行った。1回目の調査は2020年3月13~18日に、2回目の調査は2021年2月12~16日に実施した。

(3) 調査項目

調査項目は、1998年に開催された長野冬季オリンピック大会による地域の変容に焦点を当てた先行調査（石坂・松林，2010）を参考にしており、上述の大島町調査（高峰，2019a, 2019b）時の調査項目に準じた。また上述の問題意識から、復興五輪に関する質問項目を含めた。具体的には「東京2020開催への賛否とその理由」「東京2020への興味と関わり」「東京2020開催による居住地域への変化の期待」「復興五輪としての東京2020の評価」、その他個人的属性等である。

(4) 回収対象の代表性

2020年3月に行った1回目の調査（以下、2020年調査）では、最終的に江戸川区在住者1,000名、調布市在住者400名から回答を得た。住民基本台帳における調査対象市区の20～79歳人口（2020年3月1日現在）は、江戸川区532,612人、調布市180,496人である。これらの母集団に対する回収対象の代表性を性別と10歳刻みの年齢層で行ったところ、江戸川区の性別では有意な偏りは認められなかったが（ $\chi^2=2.028$, d.f.=1, n.s.）、年齢層では1%水準で有意な偏りが認められ（ $\chi^2=181.413$, d.f.=5, $p<0.01$ ）、回収対象では20歳代と70歳以上の年齢層で有意に少なく、40、50歳代が多かった。調布市では性別で5%水準（ $\chi^2=5.571$, d.f.=1, $p<0.05$ ）、年齢層でも1%水準（ $\chi^2=31.820$, d.f.=5, $p<0.01$ ）で有意な偏りが認められた。具体的には調布市の回収対象では女性が少なく男性が多い、また20歳代と70歳代が少なく50歳代が多いという偏りを示した。

2021年2月に実施した2回目調査（以下、2021年調査）の結果、江戸川区在住者1,000名、調布市在住者400名から回答を得た。2021年3月1日現在の住民基本台帳における調査対象市区の20～79歳人口は江戸川区529,063人、調布市181,779人である。2020年調査と同様に代表性を検討したところ、江戸川区と調布市の性別と年齢層いずれにおいても有意な偏りが認められた。江戸川区の性別では1%水準（ $\chi^2=7.423$, d.f.=1, $p<0.001$ ）、年齢層でも1%水準（ $\chi^2=174.554$, d.f.=5, $p<0.001$ ）で有意な偏りが認められ、回収対象では男性、40歳代と50歳代の年齢層で有意に多く、女性、20歳代と70歳代で少なかった。調布市では性別で5%水準（ $\chi^2=6.211$, d.f.=1, $p<0.05$ ）、年齢層では1%水準（ $\chi^2=37.853$, d.f.=5, $p<0.01$ ）の有意な偏りが認められ、回収対象では男性と50歳代が多く、20歳代と70歳代が少ないという偏りを示した。

以上の代表性の検証から、今回の調査の回収対象は江戸川区、調布市いずれの市区においても代表性が保証されているわけではなく、各市区の住民を母集団とするとき性別、年齢層において一部偏った集団であることが前提となる。

6. 結果および考察

(1) 分析対象の基本的属性について

表2には分析対象となる2,800人の基本的属性の分布を示した。各調査対象地点の人口に対する分析対象の代表性についてはすでに確認したので、ここでは分析対象者の江戸川区と調布市、また

表2. 分析対象の基本的属性

	全体		2020年調査		2021年調査		江戸川区		調布市	
	2,800人	100.0%	1,400人	100.0%	1,400人	100.0%	2,000人	100.0%	800人	100.0%
性別										
男性	1,538	54.9	759	54.2	779	55.6	1,094	54.7	444	55.5
女性	1,258	44.9	641	45.8	617	44.1	904	45.2	354	44.3
その他	4	0.1	0	0.0	4	0.3	2	0.1	2	0.3
χ^2 検定結果			n.s.				n.s.			
年齢層										
20歳代	233	8.3	108	7.7	125	8.9	162	8.1	71	8.9
30歳代	498	17.8	248	17.7	250	17.9	351	17.5	147	18.4
40歳代	699	25.0	361	25.8	338	24.1	505	25.3	194	24.3
50歳代	827	29.5	398	28.4	429	30.6	619	31.0	208	26.0
60歳代	385	13.8	202	14.4	183	13.1	264	13.2	121	15.1
70歳代	158	5.6	83	5.9	75	5.4	99	5.0	59	7.4
χ^2 検定結果			n.s.				p<0.05			
婚姻										
未婚	867	31.0	414	29.6	453	32.4	599	30.0	268	33.5
既婚	1,705	60.9	870	62.1	835	59.6	1,219	61.0	486	60.8
離別	180	6.4	92	6.6	88	6.3	147	7.4	33	4.1
死別	48	1.7	24	1.7	24	1.7	35	1.8	13	1.6
χ^2 検定結果			n.s.				p<0.01			
学歴										
中卒	55	2.0	27	1.9	28	2.0	46	2.3	9	1.1
高卒	602	21.5	300	21.4	302	21.6	481	24.1	121	15.1
短大・専門学校卒	583	20.8	293	20.9	290	20.7	433	21.7	150	18.8
大卒・大学院修了	1,551	55.4	775	55.4	776	55.4	1,034	51.7	517	64.6
その他	9	0.3	5	0.4	4	0.3	6	0.3	3	0.4
χ^2 検定結果			n.s.				p<0.001			
職業										
会社役員	90	3.2	47	3.4	43	3.1	61	3.1	29	3.6
常勤雇用者	1,296	46.3	632	45.1	664	47.4	898	44.9	398	49.8
非常勤雇用者	432	15.4	221	15.8	211	15.1	310	15.5	122	15.3
自営業	232	8.3	119	8.5	113	8.1	167	8.4	65	8.1
なし	662	23.6	334	23.9	328	23.4	499	25.0	163	20.4
その他	88	3.1	47	3.4	41	2.9	65	3.3	23	2.9
χ^2 検定結果			n.s.				n.s.			

	全体		2020年調査		2021年調査		江戸川区		調布市	
	2,800人	100.0%	1,400人	100.0%	1,400人	100.0%	2,000人	100.0%	800人	100.0%
職種										
専門職	292	13.7	140	13.1	152	14.2	197	13.1	95	14.9
管理職	288	13.5	149	14.0	139	13.0	202	13.5	86	13.5
事務職	631	29.5	310	29.1	321	29.9	417	27.8	214	33.6
販売職	172	8.0	74	6.9	98	9.1	118	7.9	54	8.5
労務職	115	5.4	60	5.6	55	5.1	86	5.7	29	4.6
サービス職	209	9.8	107	10.0	102	9.5	154	10.3	55	8.6
保安職	26	1.2	10	0.9	16	1.5	14	0.9	12	1.9
第一次産業職	4	0.2	1	0.1	3	0.3	4	0.3	0	0.0
その他	401	18.8	215	20.2	186	17.4	309	20.6	92	14.4
χ^2 検定結果			n.s.				p<0.01			
世帯収入										
～300万円	562	20.1	288	20.6	274	19.6	422	21.1	140	17.5
300～600万円	998	35.6	493	35.2	505	36.1	717	35.9	281	35.1
600～1000万円	822	29.4	413	29.5	409	29.2	579	29.0	243	30.4
1000万円～	418	14.9	206	14.7	212	15.1	282	14.1	136	17.0
χ^2 検定結果			n.s.				n.s.			
支持政党										
自民党	531	19.0	301	21.5	230	16.4	378	18.9	153	19.1
立憲民主党	154	5.5	77	5.5	77	5.5	108	5.4	46	5.8
国民進歩党	16	0.6	5	0.4	11	0.8	10	0.5	6	0.8
公明党	75	2.7	41	2.9	34	2.4	59	2.9	16	2.0
日本維新の会	58	2.1	25	1.8	33	2.4	42	2.1	16	2.0
日本共産党	978	3.5	49	3.5	49	3.5	75	3.8	23	2.9
社会民主党	9	0.3	4	0.3	5	0.4	5	0.3	4	0.5
れいわ新選組	47	1.7	24	1.7	23	1.6	36	1.8	11	1.4
N党	21	0.8	12	0.9	9	0.6	15	0.8	6	0.8
沖縄社会党	1	0.0	0	0.0	1	0.1	1	0.1	0	0.0
その他	16	0.6	12	0.9	4	0.3	11	0.5	5	0.6
支持政党なし	1,774	63.4	850	60.7	924	66.0	1,260	63.0	514	64.3
χ^2 検定結果			p<0.05				n.s.			

2020年と2021年の調査結果の分布に偏りがないかを確認する。まず2020年と2021年調査の分布に偏りがないかを確認したところ、表2に示した項目のうち支持政党以外は有意な分布の偏りを示さなかった。つまり、2020年調査と2021年調査に回答した人たちの属性はほぼ同じであるといえる。唯一、支持政党において2020年調査では自民党とその他の政党を選ぶ割合が多かったのが、2021年調査では「支持政党なし」にシフトしており、2020年から2021年にかけての世相を反映しているようで興味深い。

次に江戸川区と調布市の分布に偏りがないかを確認したところ、両居住地の回答者の基本的属性に

はいくつかの違いがみられた。江戸川区の回答者は調布市と比べて50歳代、離別者、中卒および高卒、職種が「その他」に該当する人が有意に多く、他方、調布市では70歳代、大卒・大学院修了者、事務職が多かった。しかし江戸川区と調布市の分析対象はそれぞれの母集団を反映していることが前提になっているので、必ずしも江戸川区と調布市の基本的属性の分布が同じになることが望ましいわけではない。上述のように本調査のサンプリング時には「性別」と「10歳刻みの年齢層」で調整を行っているが、年齢層に関しては江戸川区では母集団よりも40歳代と50歳代の偏りが多く、調布市では70歳代が少なかった。表2からは江戸川区は調布市よりも50歳代の偏りが、調布市では江戸川区よりも70歳代の偏りがそれぞれ多いことを確認できる。以上のことより、年齢層に関しては、江戸川区は調布市よりも50歳代の分布が多かったが、そこには50歳代の意向が母集団よりも強く反映されている可能性がある。また調布市では江戸川区よりも70歳代の分布が多かったが、母集団と比べた場合むしろ70歳代の意向が反映される度合いは弱いかもしれない。

(2) 調査対象地による違い

本稿の分析枠組みの一つである「東京都民の意識における経年的変化」の分析に入る前に、本研究の調査対象地である江戸川区と調布市において東京2020等に関する意識の回答傾向が異なるか否かについて確認しておく。各調査項目と調査対象地のクロス集計を行い、カイ二乗検定の統計値を表3(2020年)と表4(2021年)に示した。ちなみに表3以降の図表における(居住地)という箇所には、江戸川区、あるいは調布市を入れて解釈する。

表3に示した2020年調査では、まず東京2020の開催に賛成する理由として「新たな競技施設が建設されるから」「(居住地)の観光客が増えるから」「(居住地)の活性化につながるから」をあげる人、東京2020との関わりとして「関連イベントへの参加」を希望する人が江戸川区よりも調布市において多かった。また東京2020に関する期待項目としてあげた10項目のうち8項目において有意な分布の偏りが認められ、うち7項目に「期待している」と回答した人が調布市において多かった。他方、「東京2020開催の賛否」「東京2020開催に反対する理由」「東京2020への興味の有無」「復興五輪の認知」「復興への役立ち」「日本人としての誇り」、3つの「社会的価値観」については江戸川区と調布市とで回答傾向に偏りはみられなかった。

表4には2021年調査における分析結果を示した。東京2020の開催に賛成する理由として「(居住地)の観光客が増えるから」「(居住地)の活性化につながるから」をあげる人、反対する理由として「新型コロナウイルスの影響でそれどころではないから」をあげる人が江戸川区よりも調布市において多かった。また東京2020に関する期待項目としてあげた10項目のうち5項目において調布市民は「期待している」、江戸川区民は「期待していない」と回答する有意な傾向が認められた。また東京2020が「復興五輪」として開催されることを「知っている」人の割合が調布市において多い傾向がみられた。ちなみに2020年調査において東京2020が「復興五輪」として開催されることを知っている人の割合は江戸川区において67.8%、調布市において73.0%であったが、2021年調査ではそれぞれ増加しており江戸川区72.4%、調布市79.5%であった。江戸川区における増加量は4.6ポイントで

表3. 2020年調査の居住地比較

項目	2020年調査	
	統計値	多重比較結果
東京2020開催の賛否	$\chi^2=1.593, df=3, n.s.$	
東京2020開催に賛成する理由		
得がたい経験ができるから	$\chi^2=0.606, df=1, n.s.$	
(居住地)の活性化につながるから	$\chi^2=44.807, df=1, p<0.001$	該当者が調>江
東京都民として誇りに思うから	$\chi^2=0.254, df=1, n.s.$	
世界中の人々と交流できるから	$\chi^2=2.394, df=1, n.s.$	
(居住地)の観光客が増えるから	$\chi^2=34.832, df=1, p<0.001$	該当者が調>江
新たな競技施設が建設されるから	$\chi^2=5.422, df=1, p<0.05$	該当者が調>江
開催しないと日本にとってマイナスになるから		
新型コロナウイルスに打ち勝った証しになるから		
東京2020開催に反対する理由		
新たな競技施設は無駄だから	$\chi^2=0.029, df=1, n.s.$	
外国人が多くやってくるから	$\chi^2=2.343, df=1, n.s.$	
(居住地)の観光には影響しないから	$\chi^2=0.202, df=1, n.s.$	
(居住地)には関係ないから	$\chi^2=3.067, df=1, n.s.$	
動員されるのが嫌だから(ボランティアなど)	$\chi^2=0.115, df=1, n.s.$	
(居住地)が結果的に衰退するから	$\chi^2=0.761, df=1, n.s.$	
新型コロナウイルスの影響でそれどころではないから		
大会運営に不祥事や問題が多いから		
東京2020への興味の有無	$\chi^2=0.756, df=3, n.s.$	
東京2020との関わり		
試合の観戦に行きたい	$\chi^2=2.628, df=1, n.s.$	
ボランティアとして参加したい	$\chi^2=3.148, df=1, n.s.$	
開催エリアに観光に行きたい	$\chi^2=0.162, df=1, n.s.$	
オリンピック関連のイベントに参加したい	$\chi^2=9.312, df=1, p<0.01$	該当者が調>江
どれも考えていない	$\chi^2=2.524, df=1, n.s.$	
東京2020への期待		
(居住地)の経済によい影響がある	$\chi^2=9.562, df=3, p<0.05$	「期待している」が調>江
(居住地)に活力があふれる	$\chi^2=31.180, df=3, p<0.001$	「期待している」が調>江
(居住地)の公共施設のバリアフリーが進む	$\chi^2=4.373, df=3, n.s.$	
(居住地)の(への)交通網などのインフラが(再)整備される	$\chi^2=9.562, df=3, p<0.05$	none
(居住地)の国際交流がすすむ	$\chi^2=15.565, df=3, p<0.01$	「期待している」が調>江
(居住地)民の市民活動がすすむ(ボランティアなど)	$\chi^2=12.365, df=3, p<0.01$	「期待している」が調>江
(居住地)の社会の価値観が変わる	$\chi^2=17.413, df=3, p<0.01$	「期待している」が調>江
(居住地)民がよりスポーツに親しむようになる	$\chi^2=12.352, df=3, p<0.01$	「期待している」が調>江
(居住地)に海外の文化が入ってくる	$\chi^2=11.667, df=3, p<0.01$	「期待している」が調>江
(居住地)民の健康が増進される	$\chi^2=3.712, df=3, n.s.$	
「復興五輪」の認知	$\chi^2=3.630, df=1, n.s.$	
「復興」への役立ち	$\chi^2=1.349, df=3, n.s.$	
日本人としての誇り	$\chi^2=2.668, df=3, n.s.$	
社会的価値観		
競争主義	$\chi^2=5.287, df=3, n.s.$	
環境保護主義	$\chi^2=0.378, df=3, n.s.$	
男女平等主義	$\chi^2=5.126, df=3, n.s.$	

表4. 2021年調査の居住地比較

項目	2021年調査	
	統計値	多重比較結果
東京2020開催の賛否	$\chi^2=0.591, df=3, n.s.$	
東京2020開催に賛成する理由		
得がたい経験ができるから	$\chi^2=0.302, df=1, n.s.$	
(居住地)の活性化につながるから	$\chi^2=17.173, df=1, p<0.001$	該当者が調>江
東京都民として誇りに思うから	$\chi^2=0.161, df=1, n.s.$	
世界中の人々と交流できるから	$\chi^2=3.624, df=1, n.s.$	
(居住地)の観光客が増えるから	$\chi^2=4.026, df=1, p<0.05$	該当者が調>江
新たな競技施設が建設されるから	$\chi^2=0.172, df=1, n.s.$	
開催しないと日本にとってマイナスになるから	$\chi^2=2.219, df=1, n.s.$	
新型コロナウイルスに打ち勝った証しになるから	$\chi^2=2.055, df=1, n.s.$	
東京2020開催に反対する理由		
新たな競技施設は無駄だから	$\chi^2=0.595, df=1, n.s.$	
外国人が多くやってくるから	$\chi^2=0.432, df=1, n.s.$	
(居住地)の観光には影響しないから	$\chi^2=0.002, df=1, n.s.$	
(居住地)には関係ないから	$\chi^2=0.002, df=1, n.s.$	
動員されるのが嫌だから(ボランティアなど)	$\chi^2=0.007, df=1, n.s.$	
(居住地)が結果的に衰退するから	$\chi^2=0.140, df=1, n.s.$	
新型コロナウイルスの影響でそれどころではないから	$\chi^2=8.487, df=1, p<0.01$	該当者が調>江
大会運営に不祥事や問題が多いから	$\chi^2=2.834, df=1, n.s.$	
東京2020への興味の有無	$\chi^2=3.293, df=3, n.s.$	
東京2020との関わり		
試合の観戦に行きたい	$\chi^2=2.975, df=1, n.s.$	
ボランティアとして参加したい	$\chi^2=3.045, df=1, n.s.$	
開催エリアに観光に行きたい	$\chi^2=0.781, df=1, n.s.$	
オリンピック関連のイベントに参加したい	$\chi^2=0.308, df=1, n.s.$	
どれも考えていない	$\chi^2=1.690, df=1, n.s.$	
東京2020への期待		
(居住地)の経済によい影響がある	$\chi^2=7.170, df=3, n.s.$	
(居住地)に活力があふれる	$\chi^2=15.683, df=3, p<0.01$	「期待している」が調>江
(居住地)の公共施設のバリアフリーが進む	$\chi^2=9.453, df=3, p<0.05$	「期待している」が調>江 「期待していない」が江>調
(居住地)の(への)交通網などのインフラが(再)整備される	$\chi^2=8.130, df=3, p<0.05$	「期待していない」が江>調
(居住地)の国際交流がすすむ	$\chi^2=10.612, df=3, p<0.05$	「期待している」が調>江 「期待していない」が江>調
(居住地)民の市民活動がすすむ(ボランティアなど)	$\chi^2=6.063, df=3, n.s.$	
(居住地)の社会の価値観が変わる	$\chi^2=4.833, df=3, n.s.$	
(居住地)民がよりスポーツに親しむようになる	$\chi^2=6.866, df=3, n.s.$	
(居住地)に海外の文化が入ってくる	$\chi^2=8.544, df=3, p<0.05$	「期待していない」が江>調
(居住地)民の健康が増進される	$\chi^2=6.881, df=3, n.s.$	
「復興五輪」の認知	$\chi^2=7.568, df=1, p<0.01$	「知っている」が調>江
「復興」への役立ち	$\chi^2=1.251, df=3, n.s.$	
日本人としての誇り	$\chi^2=1.623, df=3, n.s.$	
社会的価値観		
競争主義	$\chi^2=3.431, df=3, n.s.$	
環境保護主義	$\chi^2=8.244, df=3, p<0.05$	「どちらかといえばB」が江>調
男女平等主義	$\chi^2=5.873, df=3, n.s.$	

あるのに対して調布市では6.5ポイントであり、わずかではあるが調布市において「復興五輪」の認知がより進んだことがわかる。社会的価値観のうち「環境保護主義」では「どちらかといえば『環境がある程度悪化しても、経済成長と雇用対策が優先されるべき』」を選ぶ人が江戸川区で有意に多かった。他方、「東京2020開催の賛否」「東京2020への興味の有無」「復興への役立ち」「日本人としての誇り」、そして「社会的価値観」のうちの競争主義と男女平等主義については江戸川区と調布市とで回答傾向に偏りはみられなかった。

以上のように両調査対象地点の回答傾向はいくつかの回答において異なっており、東京2020開催に賛成する理由や期待することについては概して江戸川区よりも調布市の方が積極的な評価をしている傾向を確認できる。しかし同時に、繰り返しになるが「東京2020開催の賛否」自体であったり、「東京2020への興味の有無」「復興への役立ち」「日本人としての誇り」、「社会的価値観」においては両調査対象地点の回答傾向に偏りがみられないことも確認できる。以上のような調査対象地による分布の偏りを前提にして、この後、分析枠組みの一つである2020年3月から2021年3月にかけての経年的変化においては、江戸川区と調布市をまとめて東京2020の開催地として扱うことにする。

(3) 開催地住民の意識の経年的変化

a) 東京2020開催の賛否

表5には東京2020開催の賛否の分布を示した。2020年3月の段階では「賛成」が34.6%、「どちらかという賛成」が31.9%を占めていたが、2021年3月になると「賛成」は12.8%まで21.8ポイント、「どちらかという賛成」も6.8ポイント減少し、「反対」が27.2%、「どちらかという反対」が34.9%を占めた。カイ二乗検定の結果は有意な偏りを示している。筆者が2018年2月に行った東京都大島町民を対象とする調査では「賛成」が47.9%、「どちらかという賛成」が31.1%、両者で79.0%を占めた。その値と比べてとしても賛成派は2020年調査時には12.5ポイント、さらに2021年調査時には28.6ポイント減少しており、特に2020年3月から2021年3月にかけて賛否をめぐる意見が大幅に変わったことを確認できる。

コロナ禍における東京2020開催の賛否については、早稲田大学スポーツビジネス研究所・同志社大学スポーツマネジメント研究(2020)も調査を行っている。この調査は2020年6～7月中の3時点で行われ、コロナ禍の開催について「通常開催」「無観客開催」「縮小開催(入場制限をした開催)」

表5. 東京2020開催の賛否

n	賛成	どちらかという賛成	どちらかという反対	反対
2020年 1,400	34.6	31.9	20.4	13.1
2021年 1,400	12.8	25.1	34.9	27.2
	23.7	28.5	27.7	20.2

$$\chi^2=273.494, d.f.=3, p<0.001$$

セル内数値は調査年のパーセント

の3パターンについて、「どちらでもない」を中央として賛成と反対を両極とする5択で質問している。本研究では4段階で質問しているため、ここではそれぞれの両極である「賛成」と「反対」の割合を比較してみたい。

時期としてはちょうど本研究の2回の調査の間に行われたこの調査では、「通常開催」について「賛成」と回答した割合は3時点それぞれ9.9%、8.0%、6.4%であり、「反対」は25.3%、29.1%、32.7%であった。つまり2020年6～7月というわずか1ヶ月間においてさえ、賛成する人が減少し、反対する人が増加する傾向を確認できる。この後は3時点のうち2回目（2020年6月26日）に行われた調査結果を参照する。「無観客開催」の場合は「賛成」が11.1%、「反対」が19.3%、「縮小開催」の場合は「賛成」が8.9%、「反対」が18.4%であった。

これに対して本研究の「反対」は2020年3月の時点では13.1%だったが、2021年3月になると27.2%まで14.1ポイント増加した。この13.1～27.2%の範囲と早稲田・同志社調査の「反対」の値（通常開催29.1%、無観客開催19.3%、縮小開催18.4%）はほぼ重複し、両調査において東京2020の開催に「反対」する人の割合に差はないといえよう。一方、「賛成」の値は本研究では34.6%から12.8%まで減少したが、早稲田・同志社調査における「賛成」の値はこの範囲よりも低く、つまり本研究の分析対象は早稲田・同志社調査の分析対象と比べて東京2020に賛成する傾向がやや強いと思われる。これはサンプルの居住地の違い、つまり後者が日本全国を対象にサンプリングしているのに対して、本研究は東京2020開催地である東京都の住民を対象にしていることとも関わっているかもしれない。

b) 開催に賛成する理由

それでは開催に賛成／反対する理由はそれぞれどのようなもので、どのように変化したのだろうか。表6にはまず東京2020開催に賛成する理由の分布を示した。2020年調査時に最も支持された理由は「得がたい体験ができるから」であり52.3%、ついで「(居住地)の活性化につながるから」で40.5%、「東京都民として誇りに思うから」35.9%と続く。2018年の大島町調査でも賛成の理由の第1位は「得がたい体験ができる」(58.0%)であったが、第2位は「東京都民として誇りに思う」(42.0%)であり、「大島町の活性化につながる」は20.8%の第4位であった。こうした在住する市区町の「活性化につながる」という判断の背景には、調査実施時期の違いに加えて東京23区内、またそれに隣接する市と離島という地理的な違いも含まれており、大島町民の判断に比べて江戸川区、調布市民は居住地の活性化を理由に東京2020の開催を支持する傾向が強いといえる。

2021年調査時の賛成理由の上位は2020年調査時と同一であるが、2021年調査時に新たに加えた項目のうち「開催しないと日本にとってマイナスになるから」が37.4%で第2位に入った。この項目は開催に賛成する理由としては消極的なものであり、開催を賛成する人々も必ずしも積極的な理由だけでなく、「ここまできたからにはやるしかない」といった理由によって開催に賛成していたことがわかる。2020年から2021年にかけて各賛成理由を支持する人の割合は概して減っており、6項目中4項目では有意であった。

表6. 東京 2020 開催に賛成する理由 (多重回答)

	2020年	2021年	統計値
	n=930	n=530	
得がたい経験ができるから	52.3	50.6	$\chi^2=0.387$, d.f.=1, n.s.
(居住地)の活性化につながるから	40.5	31.1	$\chi^2=2.795$, d.f.=1, p<0.001
東京都民として誇りに思うから	35.9	27.4	$\chi^2=11.210$, d.f.=1, p<0.01
世界中の人々と交流できるから	26.3	16.0	$\chi^2=20.499$, d.f.=1, p<0.001
(居住地)の観光客が増えるから	23.7	17.5	$\chi^2=7.480$, d.f.=1, p<0.01
新たな競技施設が建設されるから	13.7	10.2	$\chi^2=3.737$, d.f.=1, n.s.
開催しないと日本にとってマイナスになるから		37.4	
新型コロナウイルスに打ち勝った証しになるから		19.4	

c) 開催に反対する理由

2020年調査における開催に反対する理由の上位は「新たな競技施設は無駄だから」(52.3%)、「外国人が多くやってくるから」(51.5%)であった(表7)。調査を実施した2020年3月中旬といえは新型コロナウイルスの国内感染が拡大しつつある中、安倍元首相が全国の小中高校に臨時休校を要請し、中国と韓国からの入国制限、春の高校野球が中止、プロ野球の開幕が延期され、WHOがパンデミックを表明(3月11日)した時期である。オリンピックに関してはIOCと安倍元首相は予定どおりの開催を表明していたが、アメリカ合衆国のトランプ元大統領は1年延期に言及していた。この時期には人々はまだ国際的な移動がほぼ全面的に難しくなることなど想定していなかった。東京2020の開催に反対する人の約半数が「外国人が多くやってくるから」を理由としたのは、インバウンドによって海外からコロナウイルスが国内に持ち込まれることを忌避する反応だといえよう。

2021年調査では「新たな競技施設は無駄だから」は15.2%まで37.1ポイント、「外国人が多くやってくるから」も33.8%まで17.7ポイント減少した。その他の反対理由もいずれも有意な減少を示している。そのかわりに開催反対の理由としては「新型コロナウイルスの影響でそれどころではないから」が91.0%を占める。また2021年2月3日には森元組織委員会会長がJOCの臨時評議員会にて女

表7. 東京 2020 開催に反対する理由 (多重回答)

	2020年	2021年	統計値
	n=470	n=870	
新たな競技施設は無駄だから	52.3	15.2	$\chi^2=208.158$, d.f.=1, p<0.001
外国人が多くやってくるから	51.5	33.8	$\chi^2=39.817$, d.f.=1, p<0.001
(居住地)の観光には影響しないから	11.5	4.0	$\chi^2=27.434$, d.f.=1, p<0.001
(居住地)には関係ないから	11.5	2.1	$\chi^2=53.261$, d.f.=1, p<0.001
動員されるのが嫌だから(ボランティアなど)	9.8	3.3	$\chi^2=24.056$, d.f.=1, p<0.001
(居住地)が結果的に衰退するから	6.4	2.5	$\chi^2=12.153$, d.f.=1, p<0.001
新型コロナウイルスの影響でそれどころではないから		91.0	
大会運営に不祥事や問題が多いから		33.9	

性を蔑視する発言をして辞任するに至るが、「大会運営に不祥事や問題が多いから」が33.9%を占めた背景にはこうした出来事が影響したと思われる。

d) 東京 2020 への興味の有無と関わり方

表 8 には東京 2020 に対する興味の有無の分布を示した。2020 年調査と 2021 年調査、いずれにおいても「やや興味がある」人が 30%を超えて最も高い割合を示すが、2020 年から 2021 年にかけて興味thatなくなる方向に分布がシフトしており、そうした偏りは統計的に有意であった。

表 9 は東京 2020 とどのように関わりたいかの希望を多重回答で聞いたものであるが、「どれも考えていない」は排反項目であり、その他の項目と重複はしていない。東京 2020 との関わりとしては「試合観戦」が両調査ともに最も高く 4 割を超える。そしていずれの項目も 2020 年調査から 2021 年調査にかけて有意な増減を示していない。開催に対して反対派が増え（表 5）、興味もなくなりつつあった（表 8）一方で、大会との関わりにおいては大きな変化は示さないことになる。これについては表 19 にて改めて検討する。

e) 東京 2020 開催による変化への期待

東京 2020 を開催することによって自分の居住地にどのような変化が生じるか、その期待を 10 項目について質問した。「とても期待している」に 4 点、「まったく期待していない」に 1 点を与えて平均値を求めると（表 10）、期待が高かった項目は 2020 年調査と 2021 年調査結果で共通しており、「（居住地）の経済によい影響がある」「（居住地）に活力があふれる」「（居住地）の公共施設のバリアフリーが進む」「（居住地）の（への）交通網などのインフラが（再）整備される」であった。他方、期

表 8. 東京 2020 への興味の有無

	n	とてもある	ややある	あまりない	まったくない
2020年	1,400	28.7	33.9	20.5	16.9
2021年	1,400	20.9	34.3	24.2	20.6
		24.8	34.1	22.4	18.8

$\chi^2=26.406$, d.f.=3, $p<0.001$

セル内数値は調査年のパーセント

表 9. 東京 2020 との関わり（多重回答）

	2020年	2021年	統計値
	n=1,163	n=1,112	
試合の観戦に行きたい	40.9	44.0	$\chi^2=2.160$, d.f.=1, n.s.
オリンピック関連のイベントに参加したい	16.1	15.5	$\chi^2=0.160$, d.f.=1, n.s.
開催エリアに観光に行きたい	11.1	13.5	$\chi^2=3.036$, d.f.=1, n.s.
ボランティアとして参加したい	9.0	8.3	$\chi^2=0.410$, d.f.=1, n.s.
どれも考えていない	47.4	44.5	$\chi^2=1.876$, d.f.=1, n.s.

待が高くない項目は「(居住地)民がよりスポーツに親しむようになる」「(居住地)に海外の文化が入ってくる」「(居住地)民の健康が増進される」である。2020年調査と2021年調査の回答分布変化については(表11)、10項目すべてにおいて有意な偏りが確認され、すべての項目において2020年調査では期待されていた評価が、2021年調査では期待されない方向にシフトしていた。

f) 「復興五輪」の認知および評価

東京2020が東日本大震災からの復興をうたった「復興五輪」として位置づけられていることを知っているかについて質問したところ、2020年調査時に「知っている」と答えた人の割合は69.3%、2021年調査時には74.4%であり、1年間のうちに5.1ポイント増加していた(表12)。ちなみに2018

表10. 「東京2020開催による変化への期待」の平均値

	2020年	2021年
(居住地)の経済によい影響がある	2.73	2.57
(居住地)に活力があふれる	2.65	2.46
(居住地)の公共施設のバリアフリーが進む	2.60	2.47
(居住地)の(への)交通網などのインフラが(再)整備される	2.59	2.44
(居住地)の国際交流がすすむ	2.47	2.29
(居住地)民の市民活動がすすむ(ボランティアなど)	2.43	2.27
(居住地)の社会の価値観が変わる	2.42	2.27
(居住地)民がよりスポーツに親しむようになる	2.40	2.25
(居住地)に海外の文化が入ってくる	2.32	2.14
(居住地)民の健康が増進される	2.31	2.15

表11. 東京2020開催による変化への期待

	調査年	とても	やや	あまり	まったく	統計値
(居住地)の経済によい影響がある	2020	23.8	40.7	20.0	15.5	$\chi^2=20.412, d.f.=3, p<0.001$
	2021	20.6	35.6	23.9	19.9	
(居住地)に活力があふれる	2020	21.1	40.1	21.2	17.6	$\chi^2=26.050, d.f.=3, p<0.001$
	2021	16.6	35.2	26.0	22.2	
(居住地)の公共施設のバリアフリーが進む	2020	17.9	40.9	24.3	16.9	$\chi^2=12.665, d.f.=3, p<0.01$
	2021	14.9	37.7	26.5	20.9	
(居住地)の(への)交通網などのインフラが(再)整備される	2020	20.6	36.4	24.7	18.4	$\chi^2=18.505, d.f.=3, p<0.001$
	2021	17.9	31.1	28.0	23.0	
(居住地)の国際交流がすすむ	2020	13.7	37.7	30.3	18.3	$\chi^2=28.251, d.f.=3, p<0.001$
	2021	10.7	30.9	34.8	23.6	
(居住地)民の市民活動がすすむ(ボランティアなど)	2020	12.7	36.9	30.9	19.5	$\chi^2=20.557, d.f.=3, p<0.001$
	2021	9.4	32.4	33.7	24.5	
(居住地)の社会の価値観が変わる	2020	15.1	34.0	29.2	21.7	$\chi^2=23.213, d.f.=3, p<0.001$
	2021	11.9	28.1	34.9	25.0	
(居住地)民がよりスポーツに親しむようになる	2020	11.6	36.9	31.9	19.7	$\chi^2=19.374, d.f.=3, p<0.001$
	2021	9.1	32.0	33.6	25.3	
(居住地)に海外の文化が入ってくる	2020	10.8	32.7	34.4	22.1	$\chi^2=31.970, d.f.=3, p<0.001$
	2021	8.1	25.1	39.4	27.4	
(居住地)民の健康が増進される	2020	11.4	31.4	34.1	23.1	$\chi^2=22.541, d.f.=3, p<0.001$
	2021	8.1	26.4	38.6	27.0	

セル内数値は調査年のパーセント

年大島町調査の結果では「知っている」人の割合は62.0%であった。

「復興五輪」という位置づけを知っていると回答した人に対して、東日本大震災の被災地の復興はどれくらい進んだと感じるか、0～100%の11段階で評価してもらった（表13）。兩年の調査にお

いてもっとも選択が多かったのは「50%」ほど進んだという回答であったが、2021年調査においては「60%」という回答の偏りが有意に多かった。

さらに東京2020が「復興五輪」と位置づけられていることを説明したうえで、実際に東京2020が東日本大震災の復興に役立っていると思うか否かを4段階で質問したところ、兩年ともに「あまり思わない」の回答が最も多かった（表14）。さらに全体の分布は有意に偏っており、2020年調査では役立っていると「思う（とても+やや）」に偏っていた分布は、2021年調査では「思わない（あまり+まったく）」にシフトしていた。

表 12. 「復興五輪」の認知

	n	知っている	知らない
2020年	1,400	69.3	30.7
2021年	1,400	74.4	25.6
		71.9	28.1

$$\chi^2=9.155, \text{d.f.}=1, p<0.01$$

セル内数値は調査年のパーセント

表 13. 「復興」の程度の評価

	n	100%	90%	80%	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%	0%
2020年	1,400	0.8	1.0	5.1	14.2	16.4	27.1	11.7	13.3	5.5	3.1	1.8
2021年	1,400	0.7	1.1	6.6	16.6	20.1	23.1	11.6	11.5	4.2	2.8	1.7
		0.8	1.0	5.9	15.4	18.3	25.1	11.6	12.4	4.9	2.9	1.8

$$\chi^2=19.399, \text{d.f.}=10, p<0.05$$

セル内数値は調査年のパーセント

表 14. 復興への役立ち

	n	とても思う	やや	あまり	まったく思わない
2020年	1,400	8.2	35.3	38.5	18.0
2021年	1,400	5.2	25.1	47.2	22.4
		6.7	30.2	42.9	20.2

$$\chi^2=52.412, \text{d.f.}=3, p<0.001$$

セル内数値は調査年のパーセント

g) 日本人としての誇り

表 15 には日本人としての誇りをどの程度感じるかについての回答分布を示した。両年において最も高い回答は「どちらかといえば感じる」であり、2020 年調査では 47.7%、2021 年調査では 48.0%であった。全体としては両年の分布には有意な偏りが認められ、2020 年調査では「とても感じる」に、2021 年調査では「どちらかといえば感じない」に偏っていた。

表 15. 日本人としての誇り

	n	とても感じる	どちらかといえば感じる	どちらかといえば感じない	まったく感じない
2020年	1,400	32.7	47.7	14.2	5.4
2021年	1,400	27.6	48.0	17.9	6.5
		30.2	47.9	16.0	5.9

$$\chi^2=13.313, \text{d.f.}=3, \text{p}<0.01$$

セル内数値は調査年のパーセント

h) 社会的価値観

回答者の社会的価値観を測定する項目である競争主義、環境保護主義、男女平等主義の回答傾向を表 16 に示した。環境保護と経済成長の優先性を問う「環境保護主義」では 2020 年と 2021 年両調査の分布に変化はみられなかったが、社会における競争の評価を問う「競争主義」、男女平等観を問う「男女平等主義」ではそれぞれ分布に有意な偏りが確認された。具体的には、競争主義では「競争は、社会の活力や勤勉のもとになる」といった競争を重視する価値観から「格差を拡大させるなどの問題をうむ」といった競争を否定的に捉える考え方へとシフトしていた。また男女平等主義においても伝統的性別役割から男女平等的な価値観へ、概してリベラルな方向へとシフトしたといえるだろう。この結果は表 2 で確認したように、2020 年調査から 2021 年調査にかけて自民党支持が減少し、「支持政党なし」が増加した傾向と関わっていると思われる。

表 16. 社会的価値観

	調査年	Aに近い			Bに近い	
A. 競争は、社会の活力や勤勉のもとになる	2020	11.6	57.5	23.3	7.6	B. 競争は、格差を拡大させるなどの問題をうむ
	2021	10.9	51.9	28.2	8.9	
	統計値	$\chi^2=12.228, \text{d.f.}=3, \text{p}<0.01$				
A. 環境がある程度悪化しても、経済成長と雇用対策が優先されるべき	2020	5.6	34.9	48.4	11.1	B. 経済成長率が低下しても、環境保護が優先されるべきだ
	2021	6.1	31.5	50.0	12.4	
	統計値	$\chi^2=4.146, \text{d.f.}=3, \text{n.s.}$				
A. 男性は外で働き、女性は家庭を守るべきだ	2020	4.8	24.3	43.7	27.2	B. 女性も外で働き、男性も家事・育児をすべきだ
	2021	2.9	16.2	44.5	36.4	
	統計値	$\chi^2=48.108, \text{d.f.}=3, \text{p}<0.001$				

(4) 「賛成派」「反対派」の特徴

次に、本稿のもう一つの分析枠組みである「開催に対する賛否を軸にした開催地住民の意識」について検討する。

a) 東京 2020 開催「賛成派」と「反対派」のグルーピングと賛成／反対理由

図1には表5に示した東京2020開催への賛否の分布を図示した。今後、このうち「賛成」と「どちらかという賛成」を「賛成派」、「どちらかという反対」と「反対」を「反対派」とグループ化する。2020年調査では賛成派が66.5%、反対派が33.5%であるが、2021年調査では賛成派が37.9%、反対派が62.1%となり、ほぼ反転したことがわかる。

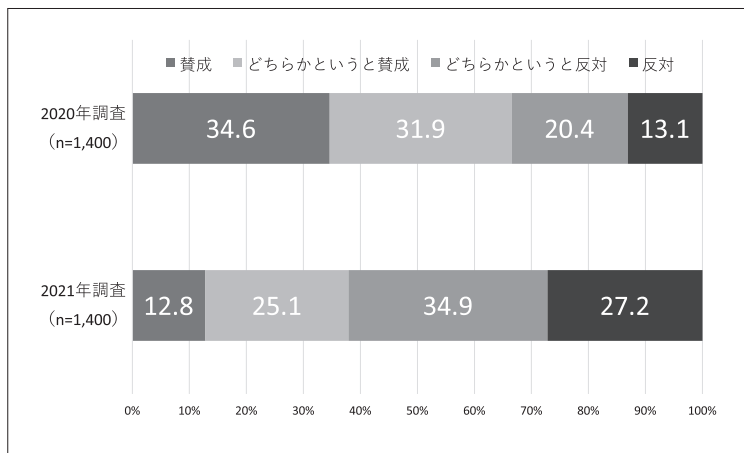


図1. 東京2020開催への賛否（表5の数値を再掲）

b) 「賛成派」「反対派」の基本的属性

表17には、東京2020開催「賛成派」と「反対派」の基本的属性を調査年別に示した。まず性別については2021年調査では賛成派が男性に、反対派が女性に多いという有意な偏りが生じた。2020年調査では有意な偏りこそ示さなかったが、やはり男性に賛成派、女性に反対派が多い傾向は確認できる。

年齢層では2020年、2021年の両調査にて有意な偏りが認められたが、賛成派と反対派の分布に関しては一貫した傾向は認められない。

婚姻状況については2020年調査では既婚者に賛成派が、未婚者に反対派が多い傾向を確認できるが、2021年調査ではそうした偏りはみられなくなっている。

職業については2021年調査結果において、常勤雇用者が開催を支持する傾向を確認できる。しかし例えば反対の傾向、つまり非常勤雇用者が開催に反対するという傾向が強まったわけでもないようである。

2020年と2021年調査において一貫して有意な傾向を示したのが世帯収入である。いずれにおいても600～1,000万円という相対的に高い世帯収入層が大会開催を支持し、300万円以下という低世帯収入層が大会開催に反対している。

他方、学歴と職種においては2020年と2021年いずれの調査においても大会開催賛成派と反対派に

表 17. 東京 2020 開催の賛否と基本的属性のクロス集計表

属性	2020年調査		2021年調査	
	賛成派	反対派	賛成派	反対派
全体	930	470	530	870
性別				
女性	44.1	49.1	39.4	46.9
男性	55.9	50.9	60.6	52.6
その他	0.0	0.0	0.0	0.5
統計値	$\chi^2=3.224, d.f.=1, n.s.$		$\chi^2=10.314, d.f.=1, p<0.01$	
年齢層				
20歳代	6.1	10.9	7.5	9.8
30歳代	18.0	17.2	16.8	18.5
40歳代	26.9	23.6	28.3	21.6
50歳代	26.5	32.3	31.1	30.3
60歳代	16.1	11.1	11.9	13.8
70歳代以上	6.5	4.9	4.3	6.0
統計値	$\chi^2=21.045, d.f.=5, p<0.01$		$\chi^2=11.105, d.f.=5, p<0.05$	
学歴				
中卒	1.6	2.6	2.3	1.8
高卒	21.2	21.9	19.2	23.0
短大・専門学校卒	21.7	19.4	19.8	21.3
大卒・大学院修了	55.2	55.7	58.7	53.4
その他	0.3	0.4	0.0	0.5
統計値	$\chi^2=2.451, d.f.=4, n.s.$		$\chi^2=6.835, d.f.=4, n.s.$	
婚姻				
未婚	26.7	35.3	28.5	34.7
既婚	65.2	56.2	62.5	57.9
離別	6.2	7.2	7.2	5.7
死別	1.9	1.3	1.9	1.6
統計値	$\chi^2=13.229, d.f.=1, p<0.01$		$\chi^2=6.278, d.f.=3, n.s.$	
職業				
会社役員	3.3	3.4	3.4	2.9
常勤雇用者	46.8	41.9	52.3	44.5
非常勤雇用者	15.4	16.6	13.4	16.1
自営業	7.8	9.8	8.1	8.0
なし	23.5	24.5	20.9	24.9
その他	3.1	3.8	1.9	3.6
統計値	$\chi^2=3.893, d.f.=5, n.s.$		$\chi^2=11.497, d.f.=5, p<0.05$	
職種				
専門職	12.2	14.9	15.3	13.5
管理職	15.3	11.3	15.3	11.5
事務職	30.4	26.5	30.3	29.7
販売職	6.2	8.5	8.1	9.8
労務職	5.6	5.6	5.7	4.7
サービス職	10.4	9.3	8.4	10.3
保安職	0.8	1.1	1.7	1.4
第一次産業従事者	0.1	0.0	0.2	0.3
その他	18.8	22.8	15.0	18.8
統計値	$\chi^2=9.932, d.f.=8, n.s.$		$\chi^2=7.999, d.f.=5, n.s.$	
世帯収入				
～300万円	18.3	25.1	14.9	22.4
300～600万円	34.6	36.4	36.6	35.7
600～1000万円	31.8	24.9	33.0	26.9
1000万円～	15.3	13.6	15.5	14.9
統計値	$\chi^2=13.016, d.f.=3, p<0.01$		$\chi^2=13.840, d.f.=3, p<0.01$	

※色の濃いセルは人数の偏りが有意に多かったセルを表す。

て有意な分布の偏りを示さなかった。

以上のことから、東京2020の開催に賛成するか反対するかは、表17で取り上げたような基本的属性であまり説明できないようである。こうした傾向は同じ調査項目を用いて2018年に行った大島町調査でも示されており、この調査では唯一、学歴において賛成派に高卒者が、反対派に大卒・大学院修了者が多い傾向を示すのみであった。しかし今回の調査ではやはりコロナ感染の影響を無視することはできず、その影響が世帯収入に及び、さらに人々の賛成・反対意識に影響したのだと思われる。

c) 開催に賛成する理由

東京2020の開催に賛成／反対する理由についてはすでに表6に示したが、賛成派、反対派それぞれの基本的属性を確認した段階で、改めて確認することにした。開催賛成派の賛成理由を調査年別に図2に示した。開催に賛成する理由としては半数以上の人々が「得がたい体験ができるから」を選んでいる。2回目の調査を行った2021年2月の時点ではまだ、東京2020が開催されるのか、開催されとしても競技会場に観客を入れるのか否かは見通せなかった。こうした時期にあって開催賛成派のほぼ半数の人々は、何か「得がたい体験ができる」といったやや漠然とした期待のために開催を望んでいたことがわかる。さらに他の開催理由が2020年から2021年調査にかけて選択率を大きく下げているのとは比べると対照的である。次に高い割合を占めたのは「(居住地)の活性化につながるから」である。本調査の調査対象地点はいずれも東京2020で競技が開催された市区であり、そのことが直接・間接的に各居住地を活性化させることを期待していることがわかる。居住地が活性化すると、

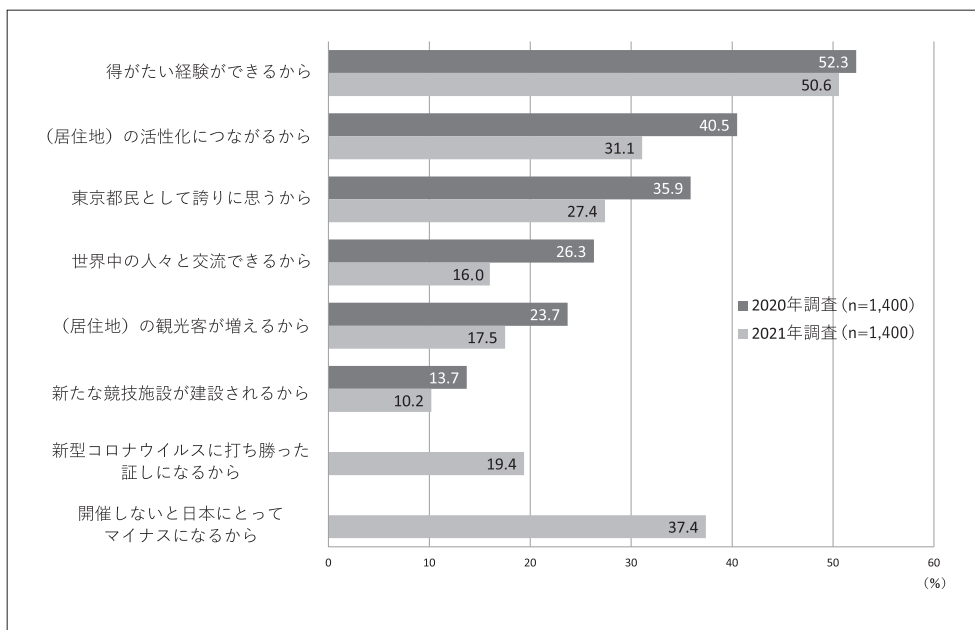


図2. 開催賛成の理由 (表6の値を再掲)

東京 2020 の開催を機に居住地外から人々が訪れ、居住地の人々とコミュニケーションをとったり様々な消費をしたりする、あるいは居住地の住民が、例えばボランティア活動のように、それまでにはなかった関係を築き何らかの活動を展開し始める、といった姿が想定される。そこでは人々が自由に移動しコミュニケーションをとれることが前提になっているが、コロナ感染拡大によってその前提は崩れたことになる。こうした前提の変化が「居住地の活性化につながるから」という開催賛成理由の選択率が 2021 年調査にかけて減少した背景にあるだろう。このことは「世界中の人々と交流できるから」「居住地の観光客が増えるから」といった賛成理由の減少にも共通しているだろう。

2020 年調査で 3 番目に高い開催理由は「東京都民として誇りに思うから」であり、やはり 2021 年調査では選択率を減らしている。こうした変化は人々の移動やコミュニケーションとは直接は関係ないと思われ、むしろ世界的なパンデミックの中では誇りをもって東京 2020 を開くことができない、あるいは開くべきではないといった考えが生じている様子を感じ取ることができる。このようにコロナ感染禍において大会を開くことへの戸惑いが表出しているのと同時に、「開催しないと日本にとってマイナスになるから」という後には引けない、切羽詰った理由が 2021 年調査では 37.4% を占めている。このように開催賛成派においても、大会開催に対して期待する一方で戸惑いも生じていたり、あるいは追い詰められたような感情も現われるといった変化がみられる。ちなみに、2020 年には東京 2020 で使用される競技施設はほぼ完成していることもあり、新しい競技施設の建設を理由に挙げる人の割合は 1 割程度であった。

d) 開催に反対する理由

2020 年調査における開催に反対する理由の上位は「新たな競技施設は無駄だから」であり、2020 年調査では反対派の約半数がこの理由を選択している（図 3）。新たな競技施設の建築は東京を超えて、オリンピックを招致し開催しようとするあらゆる都市における反対派の主たる理由の一つである。上述のように 2020 年調査時には東京 2020 で使用される競技施設はほぼ完成していた。しかし大会開催後の競技施設の運用計画は現時点でも未定であり、巨額な赤字が生じることが危惧されている。2020 年調査時の開催反対派の意識にはこうした点も含まれていたと思われる。しかしこのような施設に関する反対理由も 2021 年調査では意識の外に置かれたようである。2021 年調査では新型コロナウイルスの影響でそれまでどおりの生活を送れなくなったり、収入が減ったり、場合によっては職を失う、そうした一人一人の私的な生活上の変化が、国際的な巨大イベントである東京 2020 の開催よりも重視されたのだろう。表 17 に示された世帯収入の多寡と賛成・反対との偏りは、その一端を表しているのだと思われる。「新型コロナウイルスの影響でそれどころではないから」という反対理由の 91.0% という数字の奥にはそうした人々の追い詰められた意識を感じ取ることができる。

e) 東京 2020 開催賛否と大会への興味や期待

表 18 には東京 2020 に対する興味の有無や期待度について賛成／反対別、調査年別に示した。その結果は概して明瞭であり、理解しやすいものである。

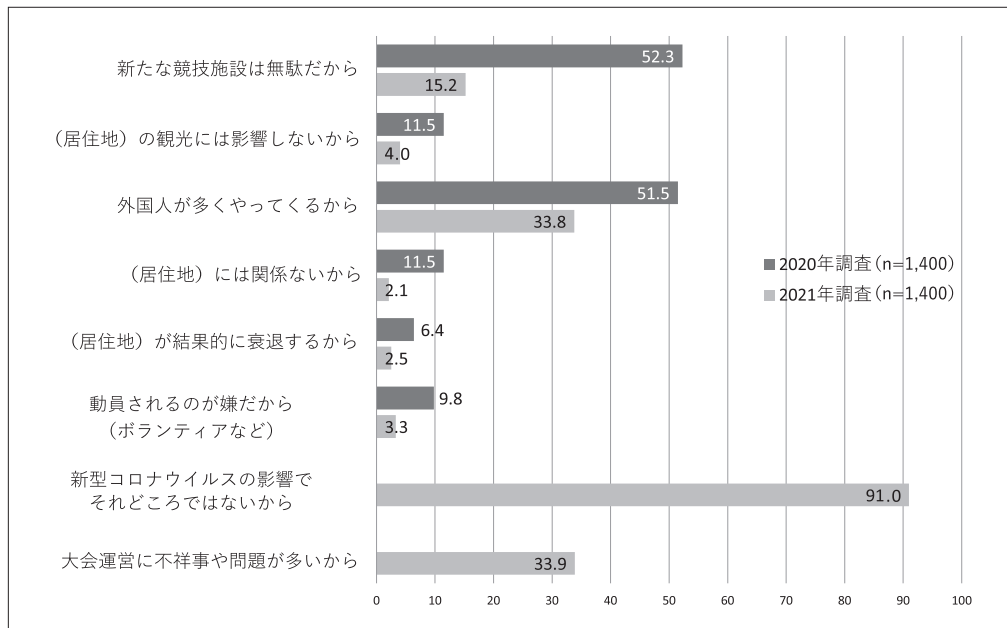


図3. 開催反対の理由 (表7の値を再掲)

まず2020年調査における大会に対する興味の有無についてみると、賛成派では大会に興味をもつ(「とても」+「やや」)人が83.2%、反対派では興味をもたない(「あまり」+「まったく」)人が78.3%を占め、極端な偏りを示している。さらに2021年調査では興味をもつ人が86.2%と3ポイント増加し、やはり有意な偏りを示す。同時に反対派であっても大会に興味をもつ人の割合は2020年調査で21.7%だったのが2021年調査では36.3%まで増加しており、開催に反対はしながらも興味を引かれる、という人々のアンビバレントな感情を見出すことができる。

東京2020開催によって生じる変化への期待については、10項目すべてにおいて有意な偏りが認められ、いずれも同一の傾向を示した。つまり開催賛成派はそれぞれの項目のような変化が生じることを期待し、反対派は期待しない、という傾向であり、またそうした傾向は2020年調査、2021年調査いずれにおいても一貫していた。

f) 東京2020開催賛否と大会への関わり

表9において、東京2020とどのように関わりたいかの希望についてはいずれの項目も2020年調査から2021年調査にかけて有意な増減を示していないことを確認した。この結果は、開催に対して反対派が増えている(表5)傾向とは対照的である。このことについて確認するために、表19に東京2020大会との関わり方の希望を調査年別、東京2020開催の是非別に示した。その結果、「観戦に行く」「イベントに参加する」「観光に行く」「ボランティアとして参加する」のいずれの関わりにおいても、希望する人は東京2020開催賛成派に多く、希望しない人は反対派に多かった。さらに細かく数値を

表 18. 東京 2020 開催の賛否と興味・期待のクロス集計表

属性	2020年調査		2021年調査	
	賛成派	反対派	賛成派	反対派
全体	930	470	530	870
興味の有無				
とても興味がある	40.4	5.5	38.3	10.3
やや興味がある	42.8	16.2	47.9	26.0
あまり興味がない	12.7	36.0	10.4	32.6
まったく興味がない	4.1	42.3	3.4	31.0
統計値	$\chi^2=550.154, d.f.=3, p<0.01$		$\chi^2=359.010, d.f.=3, p<0.001$	
期待①「(居住地)民がよりスポーツに親しむようになる」				
とても期待している	16.5	1.9	15.8	4.9
やや期待している	47.4	16.0	49.1	21.6
あまり期待していない	28.1	39.4	25.3	38.7
まったく期待していない	8.1	42.8	9.8	34.7
統計値	$\chi^2=344.081, d.f.=3, p<0.001$		$\chi^2=219.211, d.f.=3, p<0.001$	
期待②「(居住地)民の健康が増進される」				
とても期待している	15.7	3.0	13.8	4.6
やや期待している	40.0	14.5	38.7	18.9
あまり期待していない	33.9	34.5	36.4	39.9
まったく期待していない	10.4	48.1	11.1	36.7
統計値	$\chi^2=300.871, d.f.=3, p<0.001$		$\chi^2=164.051, d.f.=3, p<0.001$	
期待③「(居住地)に活気があふれる」				
とても期待している	28.9	5.5	29.2	8.9
やや期待している	50.2	20.0	47.2	27.9
あまり期待していない	14.7	33.8	17.0	31.5
まったく期待していない	6.0	40.6	6.6	31.7
統計値	$\chi^2=417.352, d.f.=3, p<0.001$		$\chi^2=237.528, d.f.=3, p<0.001$	
期待④「(居住地)の(への)交通網などのインフラが整備(再整備)される」				
とても期待している	26.8	8.3	27.0	12.4
やや期待している	44.8	19.6	39.2	26.1
あまり期待していない	21.4	31.3	26.0	29.2
まったく期待していない	7.0	40.9	7.7	32.3
統計値	$\chi^2=313.966, d.f.=3, p<0.001$		$\chi^2=144.893, d.f.=3, p<0.001$	
期待⑤「(居住地)の経済により影響がある」				
とても期待している	32.0	7.4	33.4	12.8
やや期待している	48.8	24.7	45.8	29.4
あまり期待していない	14.6	30.6	15.3	29.2
まったく期待していない	4.5	37.2	5.5	28.6
統計値	$\chi^2=379.741, d.f.=3, p<0.001$		$\chi^2=208.639, d.f.=3, p<0.001$	
期待⑥「(居住地)の国際交流がすすむ」				
とても期待している	18.7	3.8	17.5	6.6
やや期待している	47.3	18.7	44.0	23.0
あまり期待していない	26.7	37.4	30.2	37.6
まったく期待していない	7.3	40.0	8.3	32.9
統計値	$\chi^2=312.486, d.f.=3, p<0.001$		$\chi^2=173.553, d.f.=3, p<0.001$	
期待⑦「(居住地)に海外の文化が入ってくる」				
とても期待している	14.8	2.8	12.8	5.3
やや期待している	42.7	13.0	36.0	18.4
あまり期待していない	32.7	37.9	40.2	39.0
まったく期待していない	9.8	46.4	10.9	37.4
統計値	$\chi^2=318.334, d.f.=3, p<0.001$		$\chi^2=148.037, d.f.=3, p<0.001$	
期待⑧「(居住地)の公共施設のバリエーションが進む」				
とても期待している	23.2	7.4	21.3	11.0
やや期待している	48.4	26.0	48.5	31.1
あまり期待していない	22.6	27.7	23.0	28.6
まったく期待していない	5.8	38.9	7.2	29.2
統計値	$\chi^2=287.545, d.f.=3, p<0.001$		$\chi^2=130.112, d.f.=3, p<0.001$	
期待⑨「(居住地)民の市民活動がすすむ(ボランティアなど)」				
とても期待している	17.6	3.0	15.7	5.6
やや期待している	46.9	17.0	46.2	23.9
あまり期待していない	27.5	37.7	28.7	36.8
まったく期待していない	8.0	42.3	9.4	33.7
統計値	$\chi^2=327.924, d.f.=3, p<0.001$		$\chi^2=171.260, d.f.=3, p<0.001$	
期待⑩「(居住地)の社会の価値観が変わる」				
とても期待している	20.5	4.3	20.0	7.0
やや期待している	43.8	14.7	41.5	20.0
あまり期待していない	26.7	34.3	28.7	38.7
まったく期待していない	9.0	46.8	9.8	34.3
統計値	$\chi^2=343.927, d.f.=3, p<0.001$		$\chi^2=188.962, d.f.=3, p<0.001$	

※色の濃いセルは人数の偏りが有意に多かったセルを表す。

表 19. 東京 2020 開催の賛否と大会との関わりのクロス集計表

属性	2020年調査		2021年調査	
	賛成派	反対派	賛成派	反対派
全体	892	271	512	600
試合の観戦に行きたい				
該当	48.7	15.5	59.0	31.2
非該当	51.3	84.5	41.0	68.8
統計値	$\chi^2=94.512, d.f.=1, p<0.001$		$\chi^2=86.770, d.f.=1, p<0.01$	
オリンピック関連のイベントに参加したい				
該当	11.0	2.6	11.7	5.3
非該当	89.0	97.4	88.3	94.7
統計値	$\chi^2=17.872, d.f.=1, p<0.001$		$\chi^2=14.843, d.f.=1, p<0.01$	
開催エリアに観光に行きたい				
該当	13.6	3.0	18.2	9.5
非該当	86.4	97.0	81.8	90.5
統計値	$\chi^2=23.740, d.f.=1, p<0.001$		$\chi^2=17.771, d.f.=1, p<0.01$	
ボランティアとして参加したい				
該当	19.5	4.8	21.3	10.5
非該当	80.5	95.2	78.7	89.5
統計値	$\chi^2=33.329, d.f.=1, p<0.001$		$\chi^2=24.594, d.f.=1, p<0.01$	
どれも考えていない				
該当	37.9	78.6	27.9	58.7
非該当	62.1	21.4	72.1	41.3
統計値	$\chi^2=138.139, d.f.=1, p<0.001$		$\chi^2=105.672, d.f.=1, p<0.01$	

※色の濃いセルは人数の偏りが有意に多かったセルを表す。

みると、例えば2020年調査において東京2020開催に反対する人の中で「観戦に行く」と回答した人の割合は15.5%であったが、2021年調査では31.2%に増えていることを確認できる。そしてこうした傾向はその他「イベントに参加する」「観光に行く」「ボランティアとして参加する」いずれの関わりにおいても認められるのである。つまり、大会の開催には反対だけでも試合の観戦をするなど大会と関わりを持つことを希望する傾向が全体として強まったことになる。本研究で2回目の調査を行った2021年2月12～16日という時期は、まだ東京2020大会を開催できるのか否かも確定していない時期であったが、違う捉え方をすれば、大会が中止されるのか、再延期なのか、入場者数を制限すれば開催できるのか、あるいは無観客開催なのかといったいくつかの可能性が残されていた。コロナ禍で通常開催には賛成できないけれども、もしコロナ感染拡大に配慮して規模や入場者数を制限するかたちで開催できるのであれば観戦に行きたい、あるいはボランティアとして参加したいといった、東京都民の複雑な心境を読み取ることができる。

g) 東京 2020 開催賛否と復興五輪の認知や評価

表 20 には東京 2020 が復興五輪であることの認知、また東京 2020 の開催が東日本大震災の被災地の復興に役立つか否かの評価を賛成派／反対派別、調査年別に示した。すでに2020年から2021年にかけて復興五輪の認知が進んだことは述べたが、開催賛成派には東京2020が「復興五輪」という位置づけで開催されることを知っている人が、反対派には知らない人が有意に多かった。またこの傾向は両調査において確認できる。表 18 では開催賛成派は大会に興味をもち、反対派は興味をもたない

表 20. 東京 2020 開催の賛否と復興五輪認知・評価のクロス集計表

属性	2020年調査		2021年調査	
	賛成派	反対派	賛成派	反対派
全体	930	470	530	870
「復興五輪」認知				
知っている	73.3	61.3	79.4	71.4
知らない	26.7	38.7	20.6	28.6
統計値	$\chi^2=21.327, d.f.=1, p<0.001$		$\chi^2=11.227, d.f.=1, p<0.01$	
「東北復興に役立つか」				
とても役立つ	11.6	1.5	11.1	1.6
やや役立つ	46.0	14.0	43.8	13.8
あまり役立たない	35.6	44.3	40.9	51.0
まったく役立たない	6.8	40.2	4.2	33.6
統計値	$\chi^2=329.471, d.f.=3, p<0.001$		$\chi^2=309.161, d.f.=3, p<0.001$	

※色の濃いセルは人数の偏りが有意に多かったセルを表す。

表 21. 復興五輪認知と復興五輪評価のクロス集計表

	とても役立つ	やや役立つ	あまり役立たない	まったく役立たない
<2020調査>	$(\chi^2=14.797, d.f.=3, p<0.01)$			
知っている	82.6	71.5	65.7	66.7
知らない	17.4	28.5	34.3	33.3
計	115	494	539	252
<2021調査>	$(\chi^2=25.270, d.f.=3, p<0.001)$			
知っている	89.0	81.0	69.3	74.5
知らない	11.0	19.0	30.7	25.5
計	930	470	530	870

※色の濃いセルは人数の偏りが有意に多かったセルを表す。

傾向を確認したが、大会の興味に復興五輪のことが含まれているとすれば、整合性のある結果だといえよう。

東京 2020 が東日本大震災の被災地復興に役立つと思うかの評価については、賛成派では役立つと思う（「とても」＋「やや」）人が 55%前後、反対派では役立たないと思う（「あまり」＋「まったく」）人が 85%前後を占め、やはり有意な偏りを示した（表 20）。

さらに、復興五輪の認知と東京 2020 が被災地復興に役立つかの評価の二変数をクロス集計した結果を表 21 に示した。これら両変数も有意な関連を示し、復興五輪としての位置づけを知っている人は東京 2020 が被災地復興に役立つと回答する傾向がみられる。これらの結果からは、少なくとも東京 2020 大会開催に賛成すること、東京 2020 が復興のための大会として位置づけられていることを知っていること、そうした位置づけを積極的に評価していることが相互関係にあることを確認できる。

h) 東京 2020 開催賛否と日本人の誇り

表 22 には、日本人としての誇りを感じるか否かについて賛成派／反対派別、調査年別に示した。2020 年と 2021 年調査の結果は同一の傾向を示し、開催賛成派には日本人としての誇りを「とても感じる」と回答した人が多く、反対派には感じない（「どちらかといえば」＋「まったく」）と回答した人が有意に多かった。日本人としての誇りを感じる、つまり愛国心の強い人がオリンピック開催を支持するという関係は、長野オリンピックの開催地である長野県民を対象に調査を行った上野（2013）も報告している。上野の報告では日本人の誇りを感じるかについて 3 択で質問した結果、「そう思う」が 76.8%、「どちらともいえない」が 19.5%、「そう思わない」は 3.7%であった。一方、本研究の 2020 年調査の結果は「とても感じる」32.7%、「どちらかといえば感じる」47.7%、「どちらかといえば感じない」14.2%、「まったく感じない」5.4%（表 15）であった。回答の選択肢の数が異なるので両者の比較にあまり意味はもたないが、2020 年の段階においても愛国心と国家的イベントであるオリンピックの開催賛否には有意な関連がみられることは確認できる。

表 22. 東京 2020 開催の賛否と社会的価値観のクロス集計表

属性	2020年調査		2021年調査	
	賛成派	反対派	賛成派	反対派
全体	930	470	530	870
日本人としての誇り				
とても感じる	40.1	18.1	36.8	22.1
どちらかといえば感じる	49.5	44.3	51.1	46.1
どちらかといえば感じない	8.3	26.0	9.4	23.0
まったく感じない	2.2	11.7	2.6	8.9
統計値	$\chi^2=169.872, d.f.=3, p<0.001$		$\chi^2=80.993, d.f.=3, p<0.001$	
競争主義				
Aに近い	13.9	7.0	13.8	9.2
どちらかといえばAに近い	61.5	49.6	60.0	47.0
どちらかといえばBに近い	20.4	28.9	21.9	32.1
Bに近い	4.2	14.5	4.3	11.7
統計値	$\chi^2=73.214, d.f.=3, p<0.001$		$\chi^2=49.235, d.f.=3, p<0.001$	
環境保護主義				
Aに近い	4.4	8.1	6.2	6.1
どちらかといえばAに近い	33.2	38.3	31.1	31.7
どちらかといえばBに近い	51.8	41.5	51.1	49.3
Bに近い	10.5	12.1	11.5	12.9
統計値	$\chi^2=17.392, d.f.=3, p<0.01$		$\chi^2=0.761, d.f.=3, n.s.$	
男女平等主義				
Aに近い	4.1	6.2	2.8	2.9
どちらかといえばAに近い	25.3	22.3	15.7	16.6
どちらかといえばBに近い	45.6	40.0	47.7	42.5
Bに近い	25.1	31.5	33.8	38.0
統計値	$\chi^2=10.921, d.f.=3, p<0.05$		$\chi^2=3.821, d.f.=3, n.s.$	

※色の濃いセルは人数の偏りが有意に多かったセルを表す。

<競争主義>

- A. 競争は、社会の活力や勤勉のもとになる
- B. 競争は、格差を拡大させるなどの問題をうむ

<環境保護競争主義>

- A. 環境がある程度悪化しても、経済成長と雇用対策が優先されるべきだ
- B. 経済成長率が低下しても、環境保護が優先されるべきだ

<競争主義>

- A. 男性は外で働き、女性は家庭を守るべきだ
- B. 女性も外で働き、男性も家事・育児をすべきだ

i) 東京 2020 開催賛否と社会的価値観

表 22 には社会的価値観として競争主義、環境保護主義、男女平等主義と東京 2020 開催の賛成／反対の関係も調査年別に示してある。まず競争主義については開催賛成派に競争を肯定する立場の人が、反対派に競争を否定する立場の人が有意に偏っていた。オリンピックやパラリンピックが様々な形態をもつ身体活動のうち最も競争主義であることを考えるならば、この結果は当然ともいえる。またこうした傾向は 2020 年と 2021 年の両調査結果に共通していた。

次に環境保護主義については、2020 年調査の結果では有意な偏りが認められたが、開催賛成派に環境保護を優先する人、反対派に経済成長と雇用対策を優先する人が多く分布していたのは興味深い結果である。冬季オリンピックでは森林伐採をはじめとして概して環境問題が表面しがちであり、その開催に反対する立場には環境保護を優先する人が多く集まると思われる（ちなみに長野オリンピックに関する長野県民の意識を調査した上野（2013）では、長野オリンピック開催の賛否と環境保護主義には有意な関連がみられなかった）。しかし夏のオリンピックの文脈では環境問題はそれほど注目されず、むしろコロナ感染拡大によって経済や雇用への心配が高まっていた 2020 年調査の段階では、東京 2020 の開催に反対する立場と環境問題よりも「経済成長と雇用対策を優先」する立場は親和性が高かったのだと思われる。

最後に男女平等主義については、2020 年調査において、どちらかといえば「女性も外で働き、男性も家事・育児をすべきだ」というリベラルな判断をする人が開催賛成派に有意に多かった。しかし「女性も外で働き、男性も家事・育児をすべきだ」という意見に「近い」と「どちらかといえば近い」と回答した人の割合を合わせると、2020 年調査では賛成派 70.7%、反対派 71.5%であり、特に賛成派に多いという傾向は見えなくなる。むしろこれらの値が 2021 年調査においては賛成派 81.5%、反対派 80.5%と 10 ポイント前後増えている点が興味深い。既述のように 2021 年調査の直前である 2 月上旬には当時の組織委員会会長であった森喜朗氏による女性蔑視発言があり、こうした出来事が平等な男女関係を志向する要因になったと思われる。

上述の上野（2013）では愛国主義と競争主義、環境保護主義、男女平等主義と長野オリンピック開催賛否との関連を確認しているが、このうち愛国主義と競争主義だけが開催への賛否と有意な関連を示し、日本人であることに誇りをもち、競争主義であることが長野オリンピックの開催賛成と関わっていた。本研究においては 2020 年調査結果の環境保護主義や男女平等主義と東京 2020 開催の賛否に有意な偏りが認められたが、日本人としての誇りや競争主義と比べるとその偏りは部分的で弱いものであった。さらにそうした傾向は 2021 年調査では認められなかった。こうしたことから、愛国主義と競争主義、環境保護主義、男女平等主義とオリンピック開催賛否との関連について、本研究の結果は上野（2013）の結果を支持すると判断できる。

7. まとめ

本稿では、2020年と2021年に東京都江戸川区と調布市の在住者を対象として行った質問紙調査の結果について、(1)開催地住民の経年的な意識の変化を明らかにすること、(2)開催に対する賛否を軸にして開催地住民の意識を把握すること、以上2点の分析枠組みに基づいて分析を行った。その結果明らかになった点について以下にまとめる。

開催地住民の意識の経年的な変化については、2020年から2021年にかけて各賛成理由を支持する人の割合は有意に減っており、また2021年調査では「開催しないと日本にとってマイナスになるから」が上位に入った。こうしたことから、開催に賛成する人の理由が積極的なものではなくなっていったと考えられる。開催に反対する各理由を支持する人の割合も2020年調査から2021年調査にかけて有意に減少しており、同時に2021年調査では90%以上の人が「新型コロナウイルスの影響でそれどころではないから」を選んだ。東京2020に対する興味は2020年から2021年にかけて全体的に薄れていったが、東京2020とどのように関わりたいかの希望については大きな変化はみられなかった。2020年から2021年にかけて東京2020への反対派が増え、興味が薄れたにもかかわらず東京2020には何らかの関わりを持ち続けたいという傾向からは、東京都民の複雑な心境を感じとることができる。東京2020が復興五輪としての位置づけをもっていることを知っている人は2020年調査から2021年調査にかけて有意に増えたが、東日本大震災の復興に役立っているかについては「思う」から「思わない」にシフトした。日本人としての誇りや競争主義、男女平等主義は、2021年調査では概してリベラルな傾向へと変化した。

開催に対する賛否で開催地住民の意識を比較したところ、基本的属性は東京2020の開催の賛否をあまり説明しなかったが、唯一、年収だけは相対的に高い世帯収入層が大会開催を支持し、低世帯収入層が大会開催に反対する傾向を示した。開催賛成派は大会開催に大きな期待を示す一方で開催することに戸惑う傾向もみられた。開催反対派の90%以上が選択した「新型コロナウイルスの影響でそれどころではないから」という理由からは、都民の追い詰められた意識を感じ取ることができる。また開催反対派には、反対はするものの少くない割合が興味も示すというアンビバレントな感情がみられた。復興五輪に関しては、東京2020が復興のための大会として位置づけられていることを知っており、かつそうした位置づけを積極的に評価することが大会開催に賛成する一つの要因になっていることが示された。また東京2020の開催を支持する人は愛国心が強い傾向も確認された。

本研究は2020年調査と2021年調査の回答者をそれぞれ江戸川区と調布市の住民から抽出された一つの集団として扱っており、両集団の回答者は実際には異なっている。2021年調査では2020年調査への回答状況を確認する項目を設定しており、その結果は2021年調査の回答者1,400人のうち2020年調査にも回答した覚えがあると答えた人は246人であった。この回答を信用するとすれば、これら246人が両調査に回答したパネルということになり、この集団の2020年と2021年の回答傾向を比較することで厳密な意味での経年的変化を明らかにすることができる。この点については今後の課題である。

注

- 1) 国が2017～2019年度に東日本大震災の復興拠点の除染などに費やした費用は約936億円であり、東京2020にかけた金額の半額に満たない（東京新聞、2021年7月22日付朝刊）。
- 2) 例えば Department for Culture, Media and Sport (2011) "Meta- Evaluation of the Impacts and Legacy of the London 2012 Olympic Games and Paralympic Games – Summary of Reports 1 and 2: 'Scope, research questions and strategy' and 'Methods' –". など
- 3) ここでの「大会前」の評価は、2009年の調査時点から1998年の長野大会前をふり返る「回顧型」の評価である。

文献等一覧

- 青島顕 (2021) 「3兆円超？五輪・パラ経費 検証できるのか…全体監査機関なく」毎日新聞 (2021年8月28日付)
- 石坂友司・松林秀樹 (2010) 「長野五輪が地域社会に与えた影響に関する調査」報告書.
- 江沢正雄 (1999) 『オリンピックは金まみれ 長野五輪の裏側』雲母書房.
- 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 (2020) 「組織委員会予算 (V5 予算)」
<https://olympics.com/tokyo-2020/ja/organising-committee/budgets/> (2021年9月30日最終アクセス)
- 松林秀樹・石坂友司 (2013) 「誰にとってのオリンピック・遺産なのか」石坂友司・松林秀樹 (編著) 『<オリンピックの遺産>の社会学』青弓社, pp190-198.
- 佐伯年詩雄 (2015) 「2020 東京オリンピック競技会 —レガシー戦略の虚像と実像—」スポーツ社会学研究 23 (2) : 25-44.
- 高峰修 (2019a) 「東京 2020 と周辺地域社会 —東京都大島町住民の意識調査結果—」明治大学人文科学研究所紀要 84: 3-14.
- 高峰修 (2019b) 「誰が東京オリンピック・パラリンピックに賛成し、反対するのか —東京都大島町住民を対象とする意識調査より—」明治大学教養論集 538: 213-233.
- 高峰修 (2020) 「“復興五輪”としての東京 2020 —エネルギー問題をめぐる国内植民地—」高峰修 (編著) 『夢と欲望のオリンピック その多様な姿』成文堂, p193-210.
- 上野淳子 (2013) 「スポーツ・メガイイベントと地域開発 —長野オリンピック開催を支持したのは誰か?—」石坂友司・松林秀樹 (編著) 『<オリンピックの遺産>の社会学』青弓社, pp74-94.
- 早稲田大学スポーツビジネス研究所・同志社大学スポーツマネジメント研究 (2020) 「スポーツ観戦需要等に関する調査：2020 東京オリンピック・パラリンピック開催の賛否について (第1報)」https://www.waseda.jp/prj-risb/press_survey_olympic_paralympic.html 2022年1月11日最終アクセス.
- 山田健太 (2015) 「東日本大震災・オリンピック・メディア —国益と言論—」マス・コミュニケーション研究 86 巻: 39-62.

道徳的規範性：R. M. ヘアーの選好功利主義と
B. ウィリアムズの内在主義

柴 崎 文 一

Moral Normativity: The Preference Utilitarianism of R. M. Hare and the Internalism of B. Williams

SHIBASAKI Fumikazu

Developments in Anglo-American ethics and other fields of philosophy in the 20th century were based on methods of conceptual analysis, strongly influenced by the “linguistic turn.” Among these theoretical approaches to ethics, the work of R. M. Hare is considered by many to be among the most influential. This paper considers the essential features of his thought, and raises some basic questions about his ethics; it also attempts to identify new directions in contemporary ethics after Hare, by investigating disputes between B. Williams and J. H. McDowell and others.

In his earlier ethics Hare advocated “universal prescriptivism,” a method of moral reasoning, and in his later work proposed what he called “preference utilitarianism,” based on a “two-level account of moral thinking.” This two-level account sees moral thinking as consisting of an intuitive level and a critical level. On the intuitive level, we cope with most of the moral questions that we face in our ordinary life. On the critical level, we select the best set of *prima facie* principles for particular situations and/or resolve the moral problems caused by conflicts of principles. Preference utilitarianism is an ethical theory on which critical thinking can be based.

Critical thinking tries to resolve a problem arising from a conflict of moral principles, seeking to identify the most rational action based on the “prescriptivity thesis” and the “universalizability” of moral judgement. Hare said there is a “requirement of neutrality” for critical thinking, that it may not suppose any moral difference between the related preferences to be tested. In other words, Hare’s preference utilitarianism takes a standpoint of “moral neutrality.” But we can often see, in his discussions about concrete moral questions, that he argues from the point of view that is somewhat *substantial*. Unfortunately, however, no explicit justification for introducing such a *substantial morality* can be found in his ethical theory.

Contemporary ethics after Hare seems mainly in pursuing questions about “reasons for acting” and their “ultimate grounds.” Representative thinkers in this area include D. Parfit, J. H. McDowell and C. M. Korsgaard. But it was a 1979 article by Williams called “Internal and External Reasons,” that set this trend in motion. Williams advocated in this article and his subsequent essays what he called “Internalism” in relation to reasons for acting.

The first section of this paper reviews the essential features and fundamental problems of Hare’s ethics, while the second considers ethical discussions after Hare. Particular focus is given to

an investigation of Williams' internal theory and critiques by McDowell and J. E. Hampton. Williams' internal theory seems to give us useful clues for how to explain internal processes that feature in the relation between our actions and their reasons. But as McDowell and Hampton claim, his theory actually depends on various *normative frameworks* of rationality, language and so on. It can be concluded that Internalism does not succeed in making clear the grounds for "normativity." It therefore appears that Internalism cannot provide a clear basis for "substantial morality," the problem which was also left entirely unexplained in Hare's ethics.

道徳的規範性：R. M. ヘアーの選好功利主義と B. ウィリアムズの内在主義

柴 崎 文 一

20世紀の英米系倫理学は、哲学の他の諸分野と同様に、「言語論的転回」linguistic turnの影響を強く受け、言語分析の手法を用いた様々な理論を発展させた。R. M. ヘアー (Richard M. Hare) の倫理学は、その中でも特に大きな影響力をもった理論の一つであると言ってよいだろう。本稿は、ヘアー倫理学の基本的な論点と問題点を再確認するとともに、B. ウィリアムズ (Bernard Williams) によって提唱された「行為の理由」に関する内在主義的解釈の理論を検証することによって、ヘアー以降の現代倫理学における根本課題と、その解決に向けた方向性を探ろうとするものである。

ヘアーは、前期の倫理学において「普遍的指図主義」universal prescriptivism と呼ばれる道徳的論証の方法論を提起し、後期の倫理学では、この発展形として、道徳的思考の「二層理論」two-level account of moral thinking を基盤とした「選好功利主義」preference utilitarianism を提唱した。本稿ではまず第1節において、こうしたヘアー倫理学の基本的な論点を検証することにより、彼の倫理学が、「道徳的中立性」の立場を標榜するものでありながら、特に実質的道徳問題に関する論述において、彼自身が支持する「実質的道徳性」に基づいた視点を、全く正当化の手順をへることなく、密かに導入していることを明らかにする。

ヘアーが犯したこのような誤謬は、ヘアー倫理学の根本的な問題点を露呈させるものであると共に、実質的道徳問題の解決には何らかの「実質的道徳性」に基づく視点が必要不可欠であることを示唆している。そしてこの「実質的道徳性」の源泉を探究することこそ、ヘアー以降の現代倫理学における最重要課題の一つに他ならない。

「実質的道徳性」の源泉をめぐる現代の議論は、ウィリアムズに代表される「内在主義 Internalism」と、D. パーフィット (Derek Parfit) らによる「外在主義 Externalism (対象主義 Objectivism)」との間で¹、「行為の理由」と「規範性」の関係に関する解釈の問題と関連して盛んに展開されている。しかしこのような方向性での議論の発端は、ウィリアムズが彼の論稿「内的理由と外的理由」Internal and External Reasons, 1979において、「行為の理由」に関する強い内在主義的解釈を示したことにある。そこで本稿の第2節では、「実質的道徳性」の源泉をめぐるヘアー以降の倫理学的議論に関する前哨的考察として、ウィリアムズの内在主義的理論を詳細に検討し、「実質的道徳性」の源泉を「内在主義」の立場から提示することの可能性を検証することにしたい。

1 一般的道徳観念と実質的道徳性：ヘアーの選好功利主義

ヘアーの二層理論によれば、我々の道徳的思考は、一見して明白な道徳的原理 *prima facie* moral principles に従うことによって、日常的な社会生活で出会う大半の道徳的問題に対処している直観的レベル intuitive level と、一見して明白な原理の最良の組み合わせを選択することや、こうした原理が衝突することによって生じる道徳的問題の解決を基本的な課題とする、批判的レベル critical level から成り立っているとされる。そして、選好功利主義に基づく道徳的論証の方法論は、批判的レベルの道徳的思考が依拠すべき理論に他ならない。

批判的思考は、基本的には、どのような選好の充足を目指すことが最も合理的であるかという観点からの論証を、指図性テーゼ prescriptivity thesis と普遍化可能性テーゼ universalizability thesis に従って展開することにより、上記のような課題に対処する (cf. MT: 87 f.)²。この時、批判的思考には、普遍化可能性テーゼの観点から、如何なる選好にも予め道徳的な差異を措定しない、という「中立性の要求」が課されることになる (EET: 209)³。そしてこの点に基づき、選好功利主義は、「道徳的中立性」の立場を標榜する。すなわち選好功利主義では、道徳的論証の展開に際して、関係する全ての当事者の選好を、その内容に拘わらず、常に、同等に扱う——質的な差異を認めない——ことが要求されるのである (MT: 129, 144)。そして、道徳的判断の帰結に実質的方向性を与えるのは、「選好の程度あるいは強さ」degrees or strengths of preference である、とされるのである (MT: 117)。

こうした主張に対しては、次のような批判の可能性が考えられる。すなわち、選好功利主義に従えば、一般に、善い選好と見なされているものにも——例えばマザー・テレサの選好——、悪しき選好と見なされているものにも——例えばサド侯爵の選好——、道徳的論証の展開に際して、質的な差異は認められない。また選好功利主義は、道徳的中立性を基盤としているため、道徳の実質的規定 substantive property を有していない。従って、選好功利主義に従えば、たとえ一般には良きものと見なされる選好の強度よりも、悪しきものと見なされる選好の強度が強ければ、この悪しき選好に基づく判断が、正当化されることになる。これはしかし、我々の一般的な道徳的理解と矛盾する (MT: 140 f.)。これに対してヘアーは、このような批判は、彼の選好功利主義に対する有効な反論とはならない、と主張する。何故なら、このような批判は、批判的レベルの道徳的思考に直観的視点を持ち込んでいるからである (MT: 141)。

特定の環境で成長した我々成人は、道徳に関する特定の直観的基準を既に所有している。ヘアーの用語法に従えば、我々は既に一連の一見して明白な道徳的原理を所有している。こうした観点から言えば、我々は、我々が所有している一見して明白な道徳的原理に従って、マザー・テレサの選好を善きものと直観的に判断し、サド侯爵の選好を悪しきものと直観的に判断している、と言える。そして選好功利主義は、こうした判断を退けるものではない。上述のように、ヘアーによれば、我々の道徳的思考は、直観的レベルと批判的レベルによって構成されている。そして、選好の強さを比較することに基づく道徳的論証は、直観的なレベルにおいてではなく、直観的な思考では処理できない課題を解決するための、批判的なレベルの思考によって展開されるものである。その際、批判的思考は、合

理性 rationality が課す、「論理」logic と「事実」facts に基づく条件のみに従って遂行される——そして選好の強さは、「事実」を構成する要素に他ならない (MT: 40, 101, 214 ff.)。従って、批判的なレベルの思考に、直観的な視点を持ち込むことが許される余地は、どこにもないのである。

しかし、上掲の批判は、マザー・テレサの選好を善きものと見なし、サド侯爵の選好を悪しきものと見なすという直観的な見解を、何らの論理にも、事実にも照らすことなく、批判的論証の中に持ち込んでいる。それ故、このような批判は、彼の選好功利主義に対する有効な反論とはなっていない、とされるのである (cf. MT: 140 f.)。

ヘアーによれば、同様の点は、通常は道徳的な行為にとっての重要な成立契機と見なされている、「愛情」affection や「忠誠心」loyalty のような感情に関しても指摘され得る、とされる。ヘアーは、しばしば功利主義を批判するために利用される、次のような事例を挙げている。

功利主義は、通常は特定の個人に対して我々が持つと考えられている義務や、人類一般にではなく、そうした特定の個人と我々をつないでいる愛情や忠誠心に対する結びつきに対して、何らの重みも与えることを許さない。…… [しかし] 例えば、通常、我々は、我々の配偶者や子どもに対して特別な義務を有しており、全くの他人よりも、彼らに対してより大きな愛情と忠誠心を持つべきであり、それ故、彼らの幸福を熱心に求めるべきだ、と考えられている。(MT: 135 f.)

批判の骨子は明瞭である。一般に、我々が特別な義務を負う個人や集団に対して、「愛情」や「忠誠心」の感情を持つことは、善いことだと見なされている。これに対して功利主義の理念に従えば、こうした感情を持つことの効用は、自明ではなく、またこうした感情に基づく行為は、平等の原則に反するとも考えられる。しかし我々の現実の社会で、これらの感情を持つことは、道徳的な行為の実行をうながす重要な契機であることと見なされていることは事実である。このことは、功利主義の理念が、我々の現実社会における道徳観念と矛盾する、ということを示唆するものに他ならない。換言すればこのことは、功利主義は、我々の現実社会における道徳的指標として妥当なものではない、ということの意味している。

しかしヘアーによれば、こうした批判は、上述の「悪しき選好」の例と同様に、道徳的思考の直観的レベルと批判的レベルの混同に基づく不完全な見解以外の何ものでもないとされる (MT: 136)。上述のように、この批判の要点は、功利主義の理念は、現実社会の道徳観念と一致しないと見なす点にある。しかしヘアーの「二層理論」に従えば、現実の社会において受け入れられている道徳観念は、直観的レベルにおける道徳的思考が従うべき一連の「見して明白な原理」が示す一般的特性に他ならない。こうした観点から言えば、上記の批判は、その妥当性が批判的思考によって初めて基礎づけられる道徳観念を、批判的判断自体の帰結根拠にしてしまっている、という誤りを犯しているのである。

一方でヘアーによれば、自分の配偶者や子どものような、我々が特別な義務を負っている特定の個人や集団に対して、愛情や忠誠心のような感情を持つことの重要性を基礎づける根拠を、功利主義の観点から提示することは可能であるとされる。ヘアーは次のような問いを掲げている。

例えばある母親には新生児がいて、彼女の母性の感情は、この子を育てるように彼女を促すが、他人の子どもを育てるように促したり、もしくは自分の子どもと同じように、他人の子どもを育てるように彼女に働きかけたりはしないとしよう。功利主義者は、こうした偏りを非難するべきだろうか？ (MT: 136 f.)

ヘアーによれば、我々はまず、どのレベルの道徳的思考で問題が考えられようとしているのかを、明確にする必要があるとされる (MT: 136)。すると、「母親が、自分の子どもに対して特別な愛情を持つことは善いことだ」という意見が、直観的レベルの道徳的思考に基づいているということは明らかだ、とされる。何故なら、こうした意見は、それ自身において、自己の道徳的妥当性を基礎づける批判的な根拠を提示してはいないからである (MT: 137)。

しかしヘアーによれば、選好功利主義の観点から、こうした意見の重要性を基礎づける合理的な根拠を提示することは可能であるとされる。すなわちヘアーによれば、もし世の中の母親というものが、世界の全ての子どもたちを、同等に扱うようになったら、世界の子どもたちは、今現在のように世話をされ、養育され、愛されることはなくなってしまうだろう、とされる (MT: 137)。何故なら、母親が自分の子どもに特別な愛情を持つことは、遺伝子レベルで規定されている、人間の進化的事実だからだ、というのである (MT: 137)⁴。言い換えるなら、母親の心理というものは、自分の子どもと全く同様に、他の子どもも愛するようには、生物的に規定されていないということである。このことはまた、もし母親が、あらゆる子どもたちを、自分自身の子どもと全く同様に扱うように強制されたら、世界の子どもたちは、事実上、現在と同様の仕方で、母親から愛情を注がれなくなってしまうだろう、ということを示唆している。従ってヘアーによれば、母親が自分の子どもに対して特別な愛情を持つことは、人類の繁栄にとって本質的な役割を果たしている、という功利主義的な観点から、我々は、このような愛情の重要性を基礎づけることができる、とされるのである (MT: 137)。

さらにヘアーは、愛情や忠誠心といった感情に加えて、「快樂」 pleasure という観点から功利主義に対して向けられる批判を取り上げている。

功利主義の反対者がよく利用する事例として、「快樂機械」というものがある。……この機械は、脳に対する電気刺激などの方法によって、全く副作用や後遺症なしに、ボタンを押し続ける限り、いつまでも我々に純粋な快樂を与えるとされている。そして我々全員が、機械の管理や、電気や、食料の調達、その他の必要なことを順番で行うために必要な時間を除いて、この機械を利用して、可能な限り絶え間のない快樂を得るために、功利主義者はこの機械を大量に生産することを推奨しなければならないだろう、と想定されるのである。(MT: 143)

功利主義に対するこうした批判に対し、ヘアーはまず、彼が提唱する選好功利主義は、快樂を功利の指標とする理論ではないと主張する⁵。ヘアーの功利主義は、「選好」に基づく論証を基盤とするものであるということは、既に述べた通りである。従って、そのような機械がどれほど感覚的な「快

楽」をもたらそうと、そうした機械を使用すべきか否かという問いは、彼が提唱する功利主義的論証にとって、何らの困難ももたらさない、とヘアーは言うのである (MT: 143)。ヘアーによれば、彼の功利主義的立場にとって問題であるのは、そのような機械の使用を選好することが、はたして合理的なことであるか否か、という問いであるとされる。ヘアー自身は、このような機械の使用に対してどのような選好を持つかと問われれば、「正直なところ私は、(多分、しようもなく落ち込んでしまった時とか、あまりにも暗い前途に直面した時に、自殺する代わりとして) 一時的な使用のためにこういう機械が利用可能であってもよいと思っているが prefer、控えめな使用にとどめておくことができるほどに、私が強い心を持つことを望んでいる hope」と答えるだろう、としている (MT: 143)。そして、選好功利主義の観点から見て重要なのは、彼のこのような選好が、はたして合理的なものか否かを問うことだ、とヘアーは言うのである。しかし、ヘアーによれば、このような選好功利主義が要求する問いに、ここで明確な答えを見出すことは不可能であるともされる。何故なら、彼の選好における合理性を検証するためには、当初の問題設定において与えられている情報が、あまりにも不足しているからである (MT: 144)。ヘアーによれば、合理性は道徳的思考に対し、「論理」と「事実」に照らした論証を要求する、とされる (MT: 40, 101, 214 ff)。この要求に従うためには、「事実」を特定するための情報が必要である。しかし当初の問題設定では、例えば、このような機械が本当に存在し得るか否か、また存在し得ると仮定した場合、この機械は、具体的には、いったいどのような影響を我々に与えることになるのかといった、本来、こうした問題の考察にとって不可欠であると考えられる情報が、十分に与えられていない (MT: 143 f)。従ってここでは「快樂機械」の問題に確定的な回答を提示することはできないが、これは選好功利主義に理論的な難点があることを示唆するものではない、というのがこの問題に対するヘアーの見解である。

私見では、「快樂機械」に関するこのようなヘアーの論証は、一種の詭弁のように思われる。ヘアーによれば、この問題を詳細に検討し、明確な回答を提示するためには、十分な情報が問題設定において与えられていなければならないが、当該の問題設定では必要な情報が十分に与えられているとは言えず、従ってこの問題に確定的な回答を提示することはできない、とされている。しかしこの問題を設定したのは、他ならぬヘアー自身である。すなわちヘアーは、不十分な問題設定を自ら行っておきながら、問題設定に不備があるため、当該の問題に確定的な回答を与えることはできない、と主張しているのである。

しかし、このような形式的な問題以上に重要なのは、「快樂機械」に関するヘアーの議論には、彼自身の直観的で実質的な道徳観が暗に示されているという点である。上述のようにヘアーは、「快樂機械」に関する議論の中で、人生の危機ともいうべき状況で「一時的な使用のためにこういう機械が利用可能であってもよいと思っているが、控えめな使用にとどめておくことができるほどに、私が強い心を持つことを望んでいる」と言っている (MT: 143)。また別の箇所では、「こういう機械が利用できるようになった時、人々が本当にこういう機械につながれた生活を望む prefer としたら、私は驚くだろう」ともしている (MT: 144)。こうした立言には、「このような機械を使用することは、あるべき人間の生き方に反する」という彼自身の実質的な道徳観が含意されていると言ってよいだろう。

このような実質的・道徳性に依拠したヘアーの立言は、ここでのみ偶然に見られる例外的なものではなく、実質的な道徳問題に関する彼の議論では、しばしば見うけられるものである。既に別稿でも指摘したように、狂信主義に関する論述においてヘアーは、純粋な狂信主義を彼の普遍的指図主義や選好功利主義の立場から理論的に排除することはできず (cf. FR: 192; MT: 181)、彼の立場からなし得ることは、現実の世界では純粋な狂信主義は存在し得ないと主張するか (MT: 181 f.)、道徳的言語の論理性という観点からは導出し得ない「人類の望みと好み」the desires and inclinations of the human race という実質的・視点に基づいた論証を展開する以外にはない、としている (FR: 195)。ただし一方で彼は、「自分が信奉する理念のために、本当に自己自身をも犠牲にする覚悟があるような、十分に狂信的なナチ」が存在し得ることを認めており (FR: 192)、この意味で「純粋な狂信主義は現実には存在し得ない」という彼の主張は、到底、十分な説得力を持っているとは言い得ないものなのである。むしろ狂信主義に関するヘアーの議論には、「人生における重要な事柄のほとんどに関する人々の好みは、同じになる傾向がある」として (FR: 97)、「仮に我々がユダヤ人を除外した社会という理想を持っていたとしても、我々のほとんどは、こうした理想に対して、ナチスが彼らの理想を実現するために行ったような虐殺を禁じる、正常な道徳的原理を優越させるだろ」(FR: 169) という極めて素朴な直観主義的・道徳観が色濃く示されており、J. L. マッキー (John Leslie Mackie) も指摘するように、ヘアーの倫理的議論に特定の「実質的・道徳性」が含意されているということは、否みようのない事実なのである (Mackie 1977: 97)。

しかし既述のようにヘアーの倫理学は、道徳的言語や道徳的判断に認められる論理的特性と、当該の判断が要求されている状況の客観的事実のみに基づくものとして、「道徳」の記述性を否定する「道徳的中立性」を掲げるものであり、「我々のほとんど」が持つ「正常な道徳的原理」といった記述的・実質的・視点は、本来、彼の理論体系には導入が許されていないものなのである。ただし、道徳的言語の論理性に基づく道徳的論証の方法論自体は、純粋に形式的なものであり、本質的には、如何なる実質的な道徳性とも両立可能なものである。言い換えるなら、ヘアー倫理学における根本的な問題は、「道徳的中立性」の理念であり、これを放棄すれば、彼が示した倫理学理論の大半は、彼が密かに自己の論述に忍び込ませていた「実質的・道徳性」と矛盾なく機能し得るとも考えられる⁶。しかし、ヘアー自身によって示唆された彼の「実質的・道徳観」は、断片的なものであるばかりでなく、——「道徳的中立性」を標榜する立場からは当然のことながら——本来は厳密になされるべき基礎づけなども、一切行われてはいないのである (cf. 柴崎 2020: 241-247)。

2 行為の内的理由と外的理由：ウィリアムズの内在主義

ヘアー以降の現代・英米系倫理学は、J. ロールズ (John B. Rawls) の正義論や、T. M. スキャンロン (Thomas M. Scanlon) の契約論を巻き込みながら、道徳的行為の理由 reasons が持つ性質と、その究極的な根拠 grounds の探究に向かっている。代表的な論者としては、D. パーフイット (Derek Parfit)、J. H. マクダウェル (John H. McDowell)、C. M. コースガード (Christine M. Korsgaard)

らの名を挙げるができるが、議論の発端は、ウィリアムズの論文「内的理由と外的理由」Internal and External Reasons, 1979であったと言ってよいだろう⁷。本節では、現代の倫理的議論に関する前哨的考察として、この論文と、これに続く一連の論稿によって提唱されたウィリアムズの内在主義について、詳細な検討を行うことにしたい。

ウィリアムズは、合理的な行為には必ず理由 reason があるとし、その関係を次のように定式化している。

A の主観的動機群 (S) から A が ϕ することに至る健全な熟慮のルートがある場合にのみ、A には ϕ する理由がある。(Williams 2001: 91)

ここで S は、A の主観的な動機群 subjective motivational set を意味し、 ϕ は、何らかの具体的な行為を意味している。また、行為者の主観的な動機と実際の行為の間には、必ず「健全な熟慮のルート」sound deliberative route がなければならない、とされているところから、ここで議論の対象となっている行為は、あらゆる行為一般ではなく、「合理的な行為」と見なされ得るものであることが分かる (Williams 1979 [2001]: 79)⁸。なお、ウィリアムズ自身ははっきりと述べていないが、行為の合理性は、理由の合理性に基づくと考えられている、と筆者は理解している。

このように、合理的な行為の理由には、必ず行為者の「主観的な動機」が含まれるとする説を、ウィリアムズは、行為の理由に関する「内的解釈」internal interpretation と呼び (Williams 1979 [2001]: 77)、後に「内在主義」internalism とも呼んでいる (Williams 2001: 91)。また、内的解釈に基づく行為の理由は、「内的理由」internal reason と呼ばれる (Williams 1979 [2001]: 77)。これに対して、「適切な動機」appropriate motive がなくても、行為の理由は説明され得るとする立場は「外的解釈」external interpretation と呼ばれ (Williams 1979 [2001]: 77)、「外在主義」externalism とも呼ばれる (Williams 1989: 38)⁹。ウィリアムズは、内的解釈こそが合理的な行為の理由に関する解釈として妥当なものであり (Williams 1989: 35)、外的解釈は「はったりと脅し以上のものではない」として、外在主義を完全否定する (Williams 2001: 98, 99)。

ウィリアムズによれば、下記の4つの条件(細目を独立した条件として数えるなら5つの条件)が満たされる時、合理的行為の理由が成立するとされる。

(i) 内的理由の立言は、Sの中に適切な要素が無ければ、偽とされる。

(Williams 1979 [2001]: 78)

(ii) もし〔欲求〕Dの存在が〔Aの〕間違っただ信念に依存しているか、または、 ϕ することがDを充足することになるというAの信念が間違っているなら、Sの成員であるDは、Aに ϕ するための理由を与えない。

(Williams 1979 [2001]: 79)

(iii) a. A は、彼自身に関する内的理由の立言を間違って信じているのかもしれない。そして
(我々は付け加えることができる)

b. A は、彼自身に関する真なる内的理由の立言を知らないのかもしれない。

(Williams 1979 [2001]: 79)

(iv) 内的理由の立言は、熟慮に基づく論証 deliberative reasoning において見出され得る。

(Williams 1979 [2001]: 80)

合理的な行為の理由には、行為者の主観的動機が不可欠である、という条件こそ、ウィリアムズが提唱する内在主義にとって、最も重要な点であるため、これを規定する (i) が最初に提示される。しかし (i) の規定には、必ずしも明確ではない点がある。それは、S における「適切な要素」とは何かという点である。これは、S の構成要素には、欲求、評価の傾向性、情緒的反応の諸様式、個人的な忠誠心、企図など、行為者が懐く様々な心理的関与の形態が含まれ得る (Williams 1979 [2001]: 81)、とされているところから、それぞれの要素の的確さを示すことが難しかったからではないかと思われる。しかし、条件 (iv) に規定されるように、行為の実行当初には S の要素の詳細が不明確であったとしても、事後的な「熟慮」によってその詳細が明確にされ、S の適切な要素が特定されれば、条件 (i) に抵触することにはならない、と解釈され得る。

上述のように S の構成要素には、行為者の様々な心理的関与の形態が含まれ得るが、議論の簡便化を図るため、ウィリアムズは、主に「欲求」(D と名づけられる) に関わる事例を取り上げて、行為の理由となる主観的動機群の役割を説明している。また、主観的動機の内容は、固定的なものではなく、行為者自身の熟慮の結果や、他者からの説得など、その他の情報によって変化し得るものであるともされている (Williams 1979 [2001]: 81, 84)。ただし、誤解や過失による行為を、「合理的な行為」の範疇から排除するために、合理的な行為の理由となる主観的動機は、必ず行為者の「真なる信念」に基づいたものでなければならないとされ、条件 (ii) が規定されている。

例えば、行為者 A がジントニックを飲みたいという欲求 D を持っているとする。A の前には、トニックウォーターの入ったボトルと、ジンが入っていると思っている瓶があるが、実際の瓶の中身はガソリンだったとしよう (cf. Williams 1979 [2001]: 78)。そして A が、ガソリンをトニックウォーターで割ったカクテルを飲んだなら (φ したなら)、彼の行為 φ は、(ii) の後半の規定により、不合理な行為として解釈される。何故なら D の内容は、「ジントニックを飲みたい」というものだったにも拘らず、瓶の中身はジンではなく、ガソリンであるため、A の行為 φ は、D を充足しないからである。

次に、A の前には美味しそうなショートケーキがあるが、そのケーキのクリームには青酸カリが混ぜられているとしよう。しかし A はそのことを知らず、そのショートケーキを見た A は、それを食べたいという欲求 D を持ったとする。A が実際にそのショートケーキを食べた (φ した) 場合、A の行為 φ はどのようなものとして解釈されるだろうか。A がもつ D の内容は、「目の前のショートケーキを食べたい」というものだったので、一見すると、φ は D を充足するように見える。しかし、

特別な事情がない限り、通常、人は青酸カリ入りのショートケーキを食べたいなどという欲求を持つことはない。それ故に A が当初持った D は、「そのショートケーキは美味しく、もちろん健康を害するようなものではない」という「間違っただ信念」(iii a) に依存していることになる。従って、(ii) の前半の規定から、この場合の D は、A に ϕ するための合理的な理由を与えないと解釈される。

それでは、A には特別な事情があり、A は、自殺したいという願望を持っていたとしよう。今、A の前には青酸カリの入った瓶と、水の入ったコップがあり、A は「コップの水に青酸カリを溶かして、それを飲みたい」という欲求 D を持っているとする。そして A が実際に、青酸カリの入ったコップの水を飲んだ (ϕ した) 場合、A の行為と、その理由はどのように解釈されるのだろうか。

ここで重要な役割を果たすのが、(iv) に規定される「熟慮に基づく論証」deliberative reasoning である。内在主義の定式では、「健全な熟慮」という表現も使用されている。ウィリアムズによれば、「健全な熟慮」とは、「合理性」rationality と「想像力」imagination に基づく思考であり、思考の合理性は、「知識」knowledge と「経験」experience と「知性」intelligence を必須の構成契機とする、とされている (cf. Williams 1989: 38)。

ここで A が持つ「青酸カリの入ったコップの水を飲みたい」という欲求 D は、A の真なる信念に基づいたものなので、(ii) の条件は満たされている。しかし A は、(iii a) に言われるように「彼自身に関する内的理由の立言を間違っただ信じているのかもしれない」。しかし、「熟慮に基づく論証」の結果、A の内的理由の立言が、A の真なる信念に基づくものであることが分かれば、A の行為は合理的な理由に基づくものであると解釈されることになる。

そこで、この事例を構成する記述的諸要素をもう一度振り返ってみると、今問題にしている D は、A の「自殺したい」という、さらに深層の欲求 D' に基づいたものであったという点が注目される。ここで A は、中学生で、長い間、学校で「いじめ」にあっていたとしよう。彼には知的障害も精神疾患もないが、彼の知識、経験、知性、想像力の能力は必要最低限のものだとする——何故ならここでは、可能な状況が一つ想定され得さえすればよいからである——。彼の家は下町のメッキ工場で——だから彼は青酸カリを手に入れられたのだが——、母親はずっと以前に病気で亡くなり、父親も経営の苦しい工場の仕事と金策で忙しく、家には彼の抱えている問題を相談できるような人がいなかったとする。さらに教師たちは A に対する「いじめ」に気づいていたが、気づかぬふりを装い、意識的に彼に関わらぬよう行動していたとする。このような状況に長い間置かれていた A は、「いじめから解放されたい」というより深層の強い欲求 D'' を持ったのだった。D'' は A の真なる信念に基づいた欲求なので、D'' に誤謬の余地はない。A は、D'' を充足するための方法(手段)を熟考した。もちろん「自殺」以外の方法によって、A が D'' を充足できるような状況を想定することは可能である。しかし、A が熟慮に熟慮を重ねても、彼には「自殺」以外に D'' を充足できる方法が見つけれなかった、という状況を想定することは不可能だろうか。ここで重要なことは、彼にとっては「自殺」以外に D'' を充足できる方法が見つからない状況を想定することが、絶対に不可能なのか、ということである。筆者は、そのような状況を想定することは可能だと考えている。この場合、A の「自殺したい」という欲求 D' は、彼の真なる信念と熟慮に基づいた欲求であるということになる。

従って D' は、(i) から (iv) のいずれの条件も満たすことになり、D' の充足を実現することになる行為 ϕ の実行に直接つながる欲求 D も、この場合、A の真なる信念と熟慮に基づいた欲求であると認められ得るだろう。こうして、「青酸カリの入ったコップの水を飲む」という A の行為 ϕ は、適切な内的理由を持つ合理的な行為であると見なされることになる。

このような結論に対して、自殺を禁止する特定の宗教的、あるいは道徳的観点から批判を加えることには、意味がない。何故ならここに示した事例は、行為者の外部から宗教的・道徳的影響が与えられたり、行為者の内心に宗教的・道徳的理念が所有されていたりする状況を、排除しているわけではないからである (cf. Williams 2001: 92)。この事例では、このような外的影響や内的傾倒が働いた場合、熟慮の過程で、行為者の主観的動機の内容が変化することは、認められているのである。この事例は、たった一つでも、行為者の主観的動機が、自殺を禁止するような生き方に向くことができないような状況を想定し、その場合に、A の行為はどのように解釈され得るかを示しているに過ぎないのである。

次に、A が、都会の道端で苦しんでいる人を偶然目にし、その人を助けるために、その人に歩み寄って声をかけた (ϕ した)、とする事例を考えてみよう。この時の彼の主観的動機は、「その人を助きたい」という欲求 D だと言えよう。しかし我々は、「何故 A はその欲求 D を持ったのか」とさらに問うことができる。「困っている人には助けの手を差し伸べる」ことを勧めるような特定の宗教的理念や道徳律を、A が予め明確に信奉していたとすれば、A の欲求 D は、A が所有している、彼にとってより根本的な主観的動機の要素——この場合は、特定の信仰や倫理観——に基づくものと解釈され、D は熟慮に基づく論証をへるまでもなく——熟慮に基づく論証を展開しても明確な内的理由は見出されるので、(iv) に反するわけではない——、A に ϕ する内的理由を与えていると言える。——ただし、特に信仰の対象である宗教的理念は、多くの場合、信仰者自身の内的要素に成立契機を持つものではなく、何らかの「外在的事実」に基づいて与えられるものである。このような問題を考慮に入れると、「行為の理由」は、純粋な内在的視点からのみ捉えることが難しくなる。この問題に関しては、道徳的規範性の由来を尋ねる観点から、後に改めて取り上げることにする。

それでは、A が欲求 D の背景となるような明確な主観的動機の要素を持っていなかったとしたらどうだろうか。すなわち、A は、言わば反射的に ϕ をしたのである。A がいかに熟慮を重ねても、D の背景となる合理的な理由が見出されなければ、条件 (i) を満たしていないと考えられるところから、この場合の A の行為 ϕ は、合理的な理由を持たないものと解釈されることになるだろう。

しかし同様に、 ϕ の実行当初には、A にとって D の背景となる理由が明らかではなかったとしても、熟慮の結果、例えば、A がこれまでの社会生活によって、ヘアーが言うような一見して明白な道徳的原理を身につけていたからである、ことが明らかになった場合には、S の内容が特定されたと見なされて、A の行為 ϕ は、合理的な内的理由に基づくものであると解釈されることになる。——ただしこの場合、一見して明白な道徳的原理は、A 自身によって形成されたものではない場合が多く、また、こうした原理の習得についても、A 自身の意志に基づいたものではない場合が多いため、内在主義の解釈は A の行為の理由を十分に捉えていると言い得るのか、という批判が加えられる可

能性がある。マクダウェルの批判は、正にこの点を問うものだが (McDowell 1995)、この問題についても後に改めて扱うことにする。

しかし、同じく一見して明白な原理に直観的に従った場合にも、A は本来「面倒なことは出来るだけ避けたい」と常々思っていた人間で、苦しんでいる人に声はかけてしまったものの、「矢張り、立ち去ろうか」という思いがよぎったのだが、周囲の目もあり、既に立ち去るわけにもいかず、A はそのまま救護活動にあたらざるを得なかった場合はどうだろうか。この場合は言うまでもなく、A の S には行為 ϕ の合理的な理由となる適切な要素があるとは見なし得ないので、A の行為 ϕ は不合理な行為であるということになるだろう¹⁰。

ところが、A がその場所に通らなかった時、周囲には幾人もの人がいて、その中に B がいたとする。B は、目前に苦しんでいる人がいることに気づいていたが、日頃から、「他人のことなど、どうでもよい」と考えていて、「面倒なことには関わりたくない」と思っていたので、彼は、そのような人がいることに気づかなかったふりをして、その場を通り過ぎたのだった。——これは、電車の中などで、老人や、どこか具合の悪そうな人が自分の目前にいても、スマートフォンなどに気を取られているふりをして、気づかぬふうを装っているのと、同じタイプの行為であり、現代の日本では、男女を問わず、こうした行為を見かけることは、決して珍しいことではない。

この場合、どの時点の B の行為を問題とするかで、分析の行程は多少変わることになるが、ここでは B が「気づかないふり」をしたことを ϕ として、その理由を考えてみたい。B による ϕ の根拠となった S の要素が、「他人のことなどどうでもよい」という信条であろうと、「面倒なことには関わりたくない」という思いであろうと、B がそれを明確に自覚していれば、それらは (i) から (iii) の条件を満たすことになるだろう。そして条件 (iv) の「熟慮に基づく論証」だが、この点も B の信条が確固としたもので、例えばヘアーの普遍化可能性テーゼに基づく論証にも揺るがぬようなものであれば、B の「気づかないふりをする」という行為 ϕ は、B の適切な S に基づいた合理的な行為であると解釈されることになる。

心中では「したくない」という欲求をもちながら、結果的に救護活動をしている場合の A の行為は、不合理な行為であると見なされ、「他人のことなどどうでもよい」という信条に基づいて、苦しむ人に対して「気づかないふりをする」という行為が、合理的な行為であると見なされることに、違和感を持つ人がいるかもしれない。しかし、この A と B の置かれた状況が、120 年前のドイツのある都市で、苦しんでいるのは、川で溺れて死にそうになっている子どものころのヒットラーだった、としたらどうだろうか (cf. Willis 2012)¹¹。これを聞いて先ほどの違和感が揺らいだ人がいても、少しもおかしなことではないだろう。いわゆる「道徳的直観」というものは、これほどに信頼性のないものなのである。

以上のような合理的な行為の理由に関するウィリアムズの内在主義的理論は、基本的に、行為とその理由の性質を考える上で、有用な視点を提供していると筆者は考えている。またそれ故に、この理論は発表されるや、外在主義の立場を採る論者たちのみならず、類似した内在主義の論者たちの間にも多くの議論を巻き起こすことにもなったのだった。その中で、特に道徳的行為との関係で、筆者が

着目したいのは、マクダウェルやハンプトン (Jean E. Hampton) らによって指摘された、「規範性」normativity に関する問題である (cf. McDowell 1995: 70 f., 82; Hampton 1998: 75-78; 銭谷 2013: 7 f.)。

ウィリアムズの理論では、上述のように、動機群 S から実際の行為に至る過程で、「健全な熟慮」に基づくルートの存在が重視される。何故なら、彼の理論において考察の対象とされているものは、あらゆる行為一般ではなく、合理的な行為と、その理由だからである。そして、ここに言われる「健全な熟慮」とは、具体的には、行為者のおかれた状況及び自己自身に関する事実についての正しい信念 belief と (ii)、そうした信念と行為者が持つ動機とを構成契機とする的確な実践的論証 practical reasoning によって展開される (iv)、合理的な思考の過程に他ならない。しかし、彼の議論ではその詳細がほとんど示されていないが、信念の「正しさ」と論証の「的確さ」は、何によって測られるのだろうか。さらに、このような熟慮の要請根拠は、何に基づくのだろうか。これらは全て、「合理性の規範」に基づいていると考えられる。そして、こうした規範性の根拠を徹底した内在主義の観点から求めれば、ヘーゲルに代表されるような観念論にならざるを得ないと思われるが、ウィリアムズの求める方向性が、ヘーゲル的な観念論に向いているとは考えられない。従って、ここで彼が採り得る現実的な方向性としては、マクダウェルやハンプトンが指摘するように、規範性の根拠を、行為者の内部にではなく、「外部」に求める以外にはないのではないだろうか¹²。

またこの点は、「道徳的な行為の理由」に関する考察においても、極めて重要な意味を持っている。ウィリアムズによって示された、行為とその理由の関係に関する図式が、基本的には正しいものだとすれば、合理的な行為の成立に、「健全な熟慮のルート」が求められたように、道徳的な行為の成立には、「健全な道徳的熟慮のルート」が求められることになる。従って、健全な熟慮のルートで「合理性の規範」が必要とされたように、健全な道徳的熟慮のルートでは、「合理性の規範」に加え、「道徳性の規範」も必要とされることになるだろう。

道徳的原理に関するヘアーの議論では、一見して明白な道徳的原理の形成過程が明確に示されていなかったが、道徳的な規範性の問題を考える場合には、実はこの点に注目することが極めて重要な意味をもつと言える。ヘアーが素描的な形で示した一見して明白な道徳的原理の形成契機は、次のようなものであった。すなわち、「一見して明白な原理には、あらゆる人に共通する原理、特定の役割を担っている人々に共通する原理、個人に特有な原理、といった少なくとも三つの下位レベルがある」とされ (MT: 203)、殺人や盗みなどを禁止するような「あらゆる人に共通する原理」は、人類の歴史とともに社会的に形成され (cf. MT: 59, 90)、医師や技術者などの「特定の役割を担っている人々に共通する原理」は、それら特定の人々の集団における批判的思考によって形成され (cf. MT: 175)、さらに「個人」に特有な原理は、各個人が属する社会や集団の批判的思考によって形成されたり、親から与えられたり、自己自身の批判的思考によって形成されたりする (cf. MT: 193 ff.)、とされていた。このようにして形成された一見して明白な道徳的原理は、いずれにしても一定の道徳的規範性を持つ。従って、行為者が、こうした一見して明白な道徳的原理に従って行為した場合、彼の行為の理由には、当然のことながら、彼が従った一見して明白な道徳的原理の規範性が含まれることになる。そして、この一見して明白な道徳的原理が、彼自身の批判的思考によって直接構成されたものではない

い場合には——直接構成された場合にも、おそらく同様に——、この原理が持つ規範性の由来は、その行為者以外に求めざるを得ないだろう。それ故、少なくとも、このような行為の理由を考える場合には、すべての要素を行為者の内部に限定することは不可能なのである。

それでは、このような規範性の由来を、我々はどこに求めたらよいのだろうか。道徳的規範性の源泉を、明確な形で、我々の主観性の「外部」に求める理論として、現代の倫理的議論において最も注目されているものの一つに、D. パーフィットの理論を挙げることができる。しかしパーフィットによる道徳的規範性の外在的実在性に関する議論の検証には、独立した別稿がふさわしい。そこで本稿では小論を閉じるにあたって、規範性に関するウィリアムズの見解について、私見を示しておくことにしたい。

ウィリアムズの理論を、無批判に「規範性」の観点から解釈しようとする論者がいるが、これは正鵠を射た見方とは言えない¹³。以下に示すように、ウィリアムズは、彼の内在主義的理論にとって、「規範」の概念は、矛盾するものではないが、必要なものでもないと考えている、と思われる。これに対して外在主義的理論は、「規範」の概念を必要不可欠なものとして要求する。従って、「規範性」の観点からウィリアムズの理論を解釈することは、当の理論にとって不必要な概念を用いて解釈することになると共に、最も重要な外在主義との本質的な差異も見失うことになりかねないのである。

1979年に発表されたウィリアムズ自身の原著を見れば明らかのように、そもそも彼の論稿自体に、「規範」normの概念を用いた論述は見出されない。ただし、この論文の発表後に、行為の理由には外在主義の観点から解釈できるものが存在する、と主張する批判が多く寄せられたところから、この批判に応えるウィリアムズの議論に、「規範」に関する言及が散見されるようになる (cf. Williams 1989: 36)。

私見では、「行為の理由」との関連で見るとき、「規範」の概念には、少なくとも二つの異なった働きが見出し得る。一つは、基準となる「正しさの提示」であり、もう一つは、行為を励起する「指図性 prescriptivity の効果」である。内在主義的理論を提唱するウィリアムズの議論には、当初から実質的に、この二つの要点が含意されている。このことが、彼の最初の論文において、「規範」の概念がことさらに言及されなかった理由であると考えられる。

「行為の理由」に関する彼の理論において考察の対象となっている行為は、行為一般ではなく、「合理的な行為」に限定されている。そして、行為の「合理性」は、行為者のおかれた状況と自己自身に関する事実についての正しい信念と (ii)、そうした信念と行為者の動機とを構成契機として展開される確実な実践的論証によって確保される (iv)。言い換えるなら、ウィリアムズの議論では、当初から、信念と論証の「正しさ」を要求する合理性の観点が示されているのである (Williams 1989: 36)。それ故彼の議論には、合理的な行為と、その理由との関係を論じるにあたって、「規範」の概念を導入する必要がなかったのである。また、合理性の観点から要求される「正しさ」は、「規範」の概念とも矛盾なく両立可能である。従って、この概念が議論に導入されてから後も、彼は、彼の内在主義的理論に修正を加える必要がなかったのである。——ただし、ウィリアムズの理論では「合理性の規範」そのものの源泉を明確に示し得ない、という根本的な問題があることは、既に指摘した通りで

ある。

さらに、彼の内在主義的理論は、行為の成立契機を、行為者の「動機」に基づいて説明しようとするものであったという点も、彼が「規範」の概念を導入する必要がなかった理由として挙げることができる。「動機」には、元来、行為を励起する指図性が含まれている。従って彼の理論では、行為の成立契機としての指図性の由来を、ことさら尋ねる必要がないのである。

これに対して行為の理由を、外在主義の観点から説明しようとする立場にとっては、「規範性」の概念を導入することが、必要不可欠な課題となる。外在主義的理論は、行為者の主観性の外部から与えられる情報に基づく直接的な結果として、または、そのような情報に関する合理的な熟慮の結果として、行為者の主観的動機を介さずに、行為が成立する場合がある、と主張する理論である (Williams 1989: 35)。外在主義の理論にとって、ここで最も問題となるのが、行為を励起する指図性の源泉である (Williams 1979 [2001]: 85)。外在主義は、行為者の主観的動機を前提としないため、この源泉を行為者の動機に求めることができない。そこで外在主義は、外在的情報に「規範性」を認めることによって、この規範性に行為を励起する指図性の源泉を求めようとするのである。これが、外在主義の理論において「規範性」の概念が重視される、根本的な理由である。

ウィリアムズは、このような外在主義の理論を全く合理的な根拠のないものとして完全否定する (Williams 2001: 98, 99)。ただし既に指摘したように、「正しさ」の提示としての規範性の源泉に目を向けると、ウィリアムズの内在主義では説明しきれない問題が存在することも事実である。こうした内在主義の根本的な問題点を的確に把握するためにも、ウィリアムズの内在主義を、当初から「規範性」というレンズを通して解釈しようとする見方は、適切なものではないのである。

本稿は、「道徳的中立性」を根本理念とするヘアー倫理学の検証から出発した。実質的道徳問題を解決するためには、「実質的道徳性」を理論に導入する必要があるが、実質的道徳性の導入は、道徳的中立性と矛盾する。しかし、実質的道徳問題に関するヘアーの議論には、彼が密かに特定の実質的道徳性を自己の理論体系に忍び込ませている痕跡が認められ、本来なされるべき基礎づけなどは、——「道徳的中立性」を標榜する立場からは当然のこととも言えるが——全く行われていないことが改めて確認された。

次に、行為の理由に関するウィリアムズの内在主義的理論の検証を行った。その結果、内在主義には「規範」の源泉を明示できないという本質的な問題のあることが明らかになった。このことは、少なくともウィリアムズ的内在主義の視点からは、「道徳的規範」がもつ実質的道徳性の源泉を示し得ないということを示唆している。実質的道徳性の源泉を、我々は一体、どこに求めたらよいのだろうか。一つの可能性は、パーフィットに代表される外在主義が主張するような「外在的事実」に求める方向性だが、これについては稿を改めて検討することにした。

謝 辞

本研究は明治大学人文科学研究所個人研究第2種 (2019-2020) 及び科研費 20K00016 の助成を受けた成果の一部である。

注

- 1 パーフィットは、自らの立場を「外在主義」Externalism と称することもあるが (OWM II: 269 ff.)、「行為の理由は、〔行為者の〕欲求と目的 desires and aims の対象 objects に関する事実 facts によって与えられる」(OWM I: 45) とする観点から、より正確には自身の立場を「対象主義」Objectivism と呼んでいる。
- 2 ヘアーの指図性テーゼに関しては柴崎 1996 を、普遍化可能性テーゼに関しては柴崎 1997 を参照のこと。
- 3 ヘアーは、道徳判断の普遍化可能性テーゼに基づき、判断者には「道徳的中立性」が要求される、と主張するが、私見では、この主張は妥当性を欠いていると思われる。確かに普遍化可能性テーゼは、判断の実質的内容に拘わらず——この点こそが、ヘアーが普遍化可能性テーゼに基づいて「道徳的中立性」を主張する根拠となっている——判断者に対して、当該の判断を下した状況と本質的な点において同等であると見なされ得る全ての状況において、同一の判断に与することを要求する。しかし普遍化可能性テーゼは、判断者に対して、「道徳的中立性」を要求し得るものではない。何故なら、仮にその判断者が予め「特定の実質的道徳性」に与していても、普遍化可能性テーゼの観点から言えることは、当該の実質的道徳性に基づいた判断を下すなら、その判断を下した状況と本質的な点において同等であると見なされ得る全ての状況において、同一の実質的道徳性に基づいた判断に与しなければならない、ということだけだからであり、その実質的道徳性を捨てて、「道徳的中立性」の立場を採ることを、普遍化可能性テーゼの観点から、判断者に要求することはできないからである。
- 4 ただしこの点に関する詳細な生物学的論証は示されていない。
- 5 選好の充足は、喜びを必然的に伴うが故に、「快楽功利主義」と「選好功利主義」との間に実質的な差異はない、という反論が寄せられるかもしれない。しかし、こうした批判は、ヘアーの選好功利主義において説かれる選好は、個人の直観や恣意に基づくものではなく、道徳的判断の普遍化可能性テーゼと指図性テーゼという、論理的手順に従った批判的思考の結果として措定されるものである、という点を忘れてはならない。批判的思考に基づく道徳的論証の結果としてもたらされる選好の充足は、必ずしも感覚的な喜びを伴うものではなく、直観的には苦痛を伴う場合もあり得る。『自由と理性』においてヘアーが取り上げているコーラスグループの例で考えてみよう (FR: 121)。
- 私は、ジョーンズをグループから除外したいという選好を有していると仮定する。しかし私は、ヘアーの提唱する功利主義的な論証の結果、ジョーンズは、グループに残るべきだという、より強い新しい選好を持つことになった。選好功利主義の理念に従えば、私は、この新しい選好に従って、私の道徳的判断を帰結すべきであるということになる。この判断はしかし、必ずしも私にとって、文字通りの喜びを伴うものではないだろう。何故なら、私は、確かに批判的思考の結果、ジョーンズはグループに残るべきだとする判断を帰結しているが、心理的には今なお、彼とは一緒にコーラスの活動をしたくない、という感情を持っているからである。この事例は、明らかに、選好功利主義の理念に従った理性的な論証に基づく選好の充足が、必ずしも「喜び」を伴うものではない場合があり得る、ということを示している。
- 6 上記の注3でも指摘したように、「道徳的中立性」と「道徳判断の普遍化可能性」は、それぞれ異なった性質であり、普遍化可能性テーゼから道徳的中立性の定立根拠を導出することはできない。しかし、だからこそ、特定の実質的道徳性と普遍化可能性テーゼは両立可能なのである。
- 7 この論文は最初、Harrison 1979 に収録され、その後、Williams 1981 及び Williams 2001 に収録されている。この間に、ウィリアムズの理論をめぐる多くの議論が展開された結果、そうした議論を反映して、各版には若干の修正が加えられている。本稿では、基本的に、事実上の最終稿と見なし得る 2001 年版を Williams 1979 [2001] と表記の上、この論文の引用元として使用する。
- 8 Williams 1979 [2001] では、“action rationally”、“agent’s rationality”、“ ϕ -ing is rationally related to D”などの表現は使用されているが、“rational action”という表現は使用されていない。しかし議論の内容から、彼が考察の対象としている行為が、いわゆる「合理的な行為」であることは明らかである。
- 9 本稿ではウィリアムズ自身の用語法に従い、行為の理由を、行為者の「主観的な動機群」と「正しい信念」及び「健全な熟慮」によってのみ解釈しようとする立場を「内在主義」internalism と呼び (Williams 2001: 91)、この解釈に依らない解釈の立場——典型的には、行為者の「主観的な動機群」の役割がなくても行為の理由を説明できるとする立場 (Williams 1989: 35) ——を「外在主義」externalism と呼ぶ (Williams 1989: 38 f.)。
- なお、天野 (2010: 45) は、ウィリアムズの「行為の理由」に関する理論についての議論において、「内的解釈

- ／外的解釈」と「内在主義／外在主義」を明確に区別するべきであると提案しているが、少なくともウィリアムズ自身の用語法に則して言えば、このような区別を支持する根拠は見当たらない。天野は「内在主義／外在主義」を、「とりわけ道徳的な動機付けを主題的に扱う議論である」としているが（2010: 45）、ウィリアムズ自身が、1979年の論文で「行為の理由」の「内的解釈」と呼んでいた見解を、後の論稿 *Postscript: Some Further Notes on Internal and External Reasons* (Williams 2001: 91-97) において「内在主義」internalism と呼んでおり、ここでの議論は「道徳的な動機付け」に限定されてはいない (Williams 2001: 91)。
- 10 この分析は、道徳的行為の意味を考える場合に興味深い問題を提起している。A の行為 ϕ は、彼の S の内容がどのようなものであろうと、他者の救護活動を行っていることに変わりはない。従って、行為の結果を重視する伝統的な功利主義の視点から見ると、積極的に評価されるべき道徳的行為であるということになる。しかし、行為者の意志の内容を重視するカント主義は言うに及ばず、選好の充足を功利と考えるヘアーの選好功利主義の視点から見ると、A の選好は満たされているとは言えないので、この場合の A の行為は、自己欺瞞に満ちた行為であるということになる。ただしヘアーの理論では、最終的に行為の内的理由となった S の内容が、S の他の要素に対して優越させられたと解釈されるなら、この場合には A の行為 ϕ は道徳的行為であると見なされることになる。なお、道徳的判断／行為と「優越性」に関するヘアーの見解に関しては、柴崎 2020 を参照のこと。
- 11 Willis 2012 は、ヒトラーが4歳の時にパッサウの川で溺れそうになった際、そこに居合わせた神父によって救助されたことを報じている。
- 12 ただし管見の限り、McDowell 1995 は、“normativity”という概念を明示的に使用していない。また、マクダウェルとハンプトンでは、規範性の根拠となる「外部」に関する理解が異なっている。ハンプトンの言う「内部」は、ウィリアムズと同様に、行為者の心理的状态を意味し、「外部」はこうした心理的状态を除く事物一般を意味していると思われる。従って、この意味での「外部」には、厳密には行為者の肉体も含まれるが、Hampton 1998 が主に想定しているものは、行為者が置かれている物理的・客体的状況や、そうした状況を構成する客体的事物である。これに対してマクダウェルの場合は、「外部」が、言わば二つの意味で区別されている。ただしマクダウェルの「外部」に関する用語法は、個々の著作物やそれぞれの時期によって一様ではない。それ故ここでは、McDowell 1994 の用語法に基づいて、二つの「外部」に関する彼の見解を素描するなら、一つは、ウィリアムズやハンプトンが想定している「外部」に相当する物理的・客体的事物の世界であり、これは「脱呪術化された自然」disenchanted nature と名づけられる (McDowell 1994, 84)。もう一つは、言わば行為者の意識において区別される「主観と客観」における「客観」であり、脱呪術化された自然に開かれた「経験」の領域である。彼はこの領域を、「第二の自然」second nature と名付けている (McDowell 1994, 84)。そして道徳的価値は、この第二の自然の世界に実在するとされるのである (cf. McDowell 1981: 216)。従ってマクダウェルの理論における「規範性」は、この「第二の自然」の世界に存在根拠を持つことになる。しかしハンプトンの言う「外部」は、マクダウェルの「脱呪術化された自然」の世界に相当するものであり、マクダウェルの考える「第二の自然」は、言わば行為者の内在的客観の世界であるため、規範性の源泉としての「外部」の意味は、両者において異なっていると考えられる。
- 13 鶴田 (2003: 75) は、「通常、動機づけの議論は規範的理由についてなされているものであり、以下『理由』という語は規範的理由を指す」として、詳細な検討をへることなく、ウィリアムズの論じる「行為の理由」を「規範的理由」とみなす観点からウィリアムズの内在主義に関する考察を進めている。

参考文献

A. 略記

EET: Hare, R. M., *Essays in Ethical Theory*, Oxford University Press 1989.

FR: Hare, R. M., *Freedom and Reason*, Oxford University Press 1963 (pbk. 1965)

MT: Hare, R. M., *Moral Thinking: Its Levels, Method, and Point*, Oxford University Press 1981.

OWM: Parfit, D., *On What Matters*, Oxford University Press, 2011-2017.

B. 参考文献

- Hampton, Jean E. (1998): *The Authority of Reason*, Cambridge UP.
- Mackie, John L. (1977): *Ethics: Inventing Right and Wrong*, Penguin Books, 1990.
- McDowell, John H. (1981): Non-cognitivism and Rule-following, S. Holtzman & Christopher M. Leich (eds.), *Wittgenstein: To Follow A Rule*. Routledge, 141-162.
- (1994): *Mind and World: With a New Introduction*, Harvard UP, 5th printing 2000.
- (1995): Might There Be External Reasons? *Mind, Value, and Reality*, Harvard UP, 68-85.
- Harrison, Ross (1979): *Rational Action: Studies in Philosophy and Social Science*, Cambridge UP.
- Williams, Bernard (1979): Internal and External Reasons, in Harrison 1979, 101-113.
- (1979 [2001]): Internal and External Reasons, in Williams 2001, 77-89.
- (1981): *Moral Luck*, Cambridge UP.
- (1989): Internal Reasons and the Obscurity of Blame, *Making Sense of Humanity and Other Philosophical Papers 1982-1993*, Cambridge UP, 1995.
- (2001): *Varieties of Practical Reasoning*, Elijah Millgram (ed.), MIT Press.
- Willis, Amy (2012): Adolf Hitler 'nearly drowned as a child', *The Telegraph*, 06 Jan 2012, <https://www.telegraph.co.uk/history/world-war-two/8996576/Adolf-Hitler-nearly-drowned-as-a-child.html> (2018年6月18日閲覧)
- 天野 真将 (2010): バーナード・ウィリアムズにおける行為の理由への社会的アプローチ、関西学院大学『関西学院哲学研究年報』第44巻、37-66.
- 柴崎 文一 (1996): 前期 R. M. ヘアー道徳哲学に於ける〈価値判断の指図的特性〉に関する理論の基礎的研究、曹洞宗宗務庁『曹洞宗研究員研究紀要』第27号、1-21.
- (1997): 価値判断の〈普遍化可能性〉: R. M. ヘアー〈普遍化可能性〉テーゼに関する批判的考察、日本倫理学会『倫理学年報』第46集、173-185.
- (2020): 狂信主義と無道徳主義: R. M. ヘアー選好功利主義の批判的検討、明治大学『人文科学研究所紀要』第86号、229-253.
- 銭谷 秋生 (2013): 内的理由と外的理由: 再考、秋田大学教育推進総合センター『秋田大学教養基礎教育研究年報』15号、1-9.
- 鶴田 尚美 (2003): 行為の理由の内的解釈について——ウィリアムズの議論を中心に——、日本イギリス哲学会『イギリス哲学研究』第26号、73-85.

クレタ青銅武具法碑文「スペンシテイオス規定」の 形質・形態とポリス社会の法受容

古 山 夕 城

Material and Form of the Inscription on the Cretan Bronze Mitra or so called the ‘Spensithios Decree’, and the Acceptance of Law in Polis Society

FURUYAMA Yugi

The Spensithios Decree has attracted the attention of many scholars since its publication, not only giving valuable information of the administrative and social systems of Archaic Crete, but also providing important clues to the investigation for the development of the legal system and the character of the community in ancient Greece.

The interest in this inscription gradually changed from analysing the inscription itself to positioning the inscription in the legislative problem from a view of the political constitution or the social structure as a result of the archaeology of the post-minoan Crete and the development of research in ancient Greek history. The significance of the study of this bronze armor inscription is still enormous when considering issues related to studies of marginal area of Crete, where societies were still in limited literacy.

This presented study reexamines the Spensithios Decree from the viewpoint of material trait and morphological characteristics, and attempts to probe the acceptance of the law in the polis society, under the circumstance of an archaic Cretan community that emerges from the analysis of this inscription as a case-study.

The Spensithios Decree was a legal inscription with very peculiar characters in terms of material and form. This is because all the other inscriptions of Crete were engraved on the stone, while the Spensithios Decree was engraved on the bronze mitra, both on the front and back with small and shallow scripts. It is natural to think that its specific peculiarity is generally inconvenient and obstructive for understanding of legal texts, and besides, it is difficult or impossible to read the whole law on the mitra, even if it were publicly displayed.

The state of the legal inscription suggests that a specific opportunity and place, and a specific person were needed for the law to manifest and be accepted by society. The Spensithios or his descendant as the Poinikastas, lifelong official, which fulfilled that particular role, could not involve in the interests of elite citizens in the community. On the other hand, through the ritualized process of any occasion, e.g., succession of the Poinikastas or/and annual assumption of office of Cosmos, he would be able to access, touch and read out the Spensithios Decree.

By performing an oath to God as the name implies, he was the only one who was allowed to show the law and give precedents at the meetings and judgments. Spensithios or his direct heir was certainly irreplaceable and valuable to the community, not because of their functioning as practical archivist, but because their duties were an important tool for the community to ask for the divine will about public affairs. Through his godish voice, the members of the community were able to perceive the “written law” and the “law in memory” in a physical experience.

The Spensithios Decree's unique characteristics of the material and form among the Cretan law inscriptions — the legal text was engraved on both sides of the bronze mitra and it is hard to read it — are nothing but physical evidence that substantially expresses that fact.

クレタ青銅武具法碑文「スペンシティオス規定」の 形質・形態とポリス社会の法受容

古 山 夕 城

大英博物館が1969年に入手した青銅製武具パーツの碑文（いわゆる「スペンシティオス規定 *Spensithios Decree*」）は、翌年、碑文学者 L. H. Jeffery と言語学者 A. Morpurgo-Davies により詳細なコメントとともに文面が公開され、アルカイック期クレタの行政や社会の制度に貴重な情報を提供するものとしてだけでなく、古代ギリシアにおける法体系の発展や共同体の性格に関する問題にも重要な手掛かりを与えるものとして多くの研究者に注目され、その内容の分析と解釈について様々な議論が交わされてきた。

この碑文史料に対する関心のあり方は、以下で概観するように、クレタにおける調査の進展やギリシア古代史における研究の展開に応じて、しだいに碑文そのものの分析から俯瞰的な問題の中に碑文を位置づける方向へと、その関心が移り変わってはきている。

しかし、手掛かりの非常に少ないアルカイック期クレタのポリスが、どのような社会状況のもとにあり、それに対応するいかなる国家制度を備えていたのか、また、クレタのようなりテラシーの広がり限定的地域において、法規定がどのようにして社会に認知され受容されたのか、といった周縁地域研究にかかわる問題を考察する際に、この青銅武具法碑文の研究が持つ意味はいまだにきわめて大きいと言えるであろう。

こうした問題意識をもって本研究は、改めてこのクレタ青銅武具法碑文「スペンシティオス規定」を研究主題に採り上げる。まず、公開以降、これまでこの碑文に関する研究の進展を可能な限り追跡し、それらの議論の中にかかわれる関心のあり方と問題点を整理した上で、形質・形態上の特徴という観点から、「スペンシティオス規定」の性格を再検証し、そこから浮かび上がるアルカイック期クレタの状況をケーススタディとして、ポリスの法受容と法碑文のかかわりについて考えてみたい。

それは、このクレタ青銅武具法碑文をめぐる近年の研究動向が、法文の文面と内容をギリシア古代史の大きな枠組みから解釈しようとするあまり（それ自体は非常に意欲的で刺激的な議論なのではあるが）、史料批判の初歩とも言える碑文の存在状況についての基本的な確認が等閑に付されてしまったままだと思うからである。

この碑文は本体下部の欠損といくつも *hapax*（他に例のない語）によって、文面の解釈は困難な部分も少なくないが、ダタラの人々 *Datalais* とスペンシティオス *Spensithios* なる人物との間に交わさ

れた約定に始まり、クレタの他では知られない役職ポイニカスタス *poinikastas* の職務と手当および役得権益に関する諸々の規定を¹、碑文表裏両側のほぼ全面に総計 39 行にわたり記しているという点で、手続き規定や処罰規定が簡潔に述べてあるだけのクレタで一般的なアルカイック期法碑文の中では、たしかに異彩を放っている。

他方で、このクレタ青銅武具法碑文は形質・形態上の観点からも、他のクレタ法碑文とは一線を画す非常に特異な性格を有している。まず何よりも、この法碑文は他のすべてのクレタ法碑文とは異なり、青銅板に刻まれている。1969 年以降、クレタにおける考古学的調査はアルカイック期に関して大きく進展し、新たな発見を加えて現在 152 の法碑文が刊行されているが²、青銅に記された公的碑文は、いまだこの青銅武具法碑文「スペンシティオス規定」の一例のみである³。すなわちこの青銅法碑文は、クレタの碑文慣行から逸脱した特異で稀有な事例なのである。

また、スペンシティオスとの約定とポイニカスタス職の任務と役得の規定という公的法文を記載する支持媒体として「ミトラ *mitra*」という武具パーツが選ばれていることもきわめて異例である。奉納銘と思しき短い銘文がミトラをはじめ、武具パーツに刻まれている事例はアルカイック期のクレタにも存在する。しかし、それらの私的銘文は前 7 世紀末頃に年代推定されており、文面内容で公私の性格が違うだけでなく、前 6 世紀末頃 (c.500B.C.) とされる「スペンシティオス規定」とは時期的にもおよそ 1 世紀以上離れている⁴。

さらに、この碑文はミトラの表裏両面に刻まれているということでも異例である。石材ブロックのクレタ法碑文においても、正面だけでなく左右の側面にまで文面がおよぶ事例や、複数の規定が石柱の 4 面にぐるりと刻まれている事例が存在するが、全く読めないわけではなく碑文の記載に沿って周囲を巡れば内容を追うことは可能である⁵。しかし、「スペンシティオス規定」が想定されているように壁面に貼り付けられていたとすれば、そのままでは裏面の記述を決して読むことはできない。つまり、法規定を刻文にして公示しておきながら、それを読んで理解することを妨げているという、碑文形態と碑文状況の矛盾が存在するのである。

こうした形質・形態上の特異な特徴をもつ「スペンシティオス規定」を考察していくにあたり、本研究は、改めて青銅武具ミトラの法碑文本体の計測と記載法文の確認作業を行い、他方で、同地域に由来すると思われる私的銘文およびクレタの青銅製武具パーツ（とくに銘文記載のミトラ）を可能な限り観察・実測することによって、比較分析するという研究方法のアプローチを採ることにした。

その計画のもと、2019 年秋にドイツのハンブルク美術工芸博物館 (Museum für Kunst und Gewerbe Hamburg) 所蔵のクレタの青銅製武具パーツを実地検分して実測データを収集し、2020 年度夏期には

1 クレタでは、エレウテルナ (Gagarin & Perlman (2016), Ele 11, l. 3) に *poinika* [-] の類例があるが、役職名であるかは不明。また、エルテュンナ (ibid. Eltynia, l. 1. 2) に *poinikêia* の語が確認できる。

2 Gagarin & Perlman (2016). Cf. 古山 (2017a)。

3 古山 (2018), 141f.

4 アフラティ村出土と推測される青銅武具の銘文の年代については、武具の形態および装飾様式と銘文の字形より推定されている。Cf. Hoffmann (1972), 41-46.

5 古山 (2013), 40-44. 典型的にはプリニアスのキュルビス状碑文 (Gagarin & Perlman (2016), Pr.1) である。

大英博物館に収蔵されている当該史料の青銅武器ミトラ法碑文を実地調査して本体の実測と記載文字の同定作業を行い、加えてクレタ島イラクリオン考古学博物館においても類例となる武具パーツ銘文の実地検分を行う予定であった。

しかしながら、2020年は春からの新型コロナウイルス感染拡大により海外への調査が事実上不可能となり、大英博物館およびイラクリオン考古学博物館での実物調査を断念せざるを得なくなった。その結果、本研究の計画を大幅に見直し、在宅で収集できる限られた資料と情報をもとに進めることを余儀なくされた。

したがって、ここでは実見観察によるものではなく二次的な手段で得られたデータではあるが、大英博物館のオンラインサイトや既存の史料集・文献から、このクレタ青銅武器法碑文および他の類例青銅碑文について収集した情報を整理・比較対照し、当該史料の青銅板碑文としての本質的な共通性と特異性を明らかにする。そして、形質と形態の観点から「スペンシティオス規定」の存在状況を再解釈し、それを通じてアルカイック期クレタ社会における法受容プロセスの解明に向けた方法上の見直しを示すことにしたい。

I 「スペンシティオス規定」の実態概要と初期の研究

1. クレタ青銅武器法碑文としての形状と形態

現在のところ、「スペンシティオス規定」を記載したクレタ青銅武器（ミトラ）法碑文は、一般展示としては公開されておらず、大英博物館のオンラインサイトにおいて、写真画像で参照することのみが可能である。本研究では、明治大学人文科学研究科個人研究の申請に先立ち、2018年度明治大学新領域創成型研究の助成を得て予備調査として大英博物館ギリシア・ローマ室において碑文本体を実見しているが、そこでは詳細な観察と実測を行うまでには至っていない。

そこで、ここではまず、大英博物館がこの青銅武器法碑文を購入した翌年、*Kadmos* 誌上に掲載された Jeffery & Morpurgo-Davies (1970) による碑文スケッチを転載し、青銅武器法碑文「スペンシティオス規定」の特徴的な実態の概要を示し

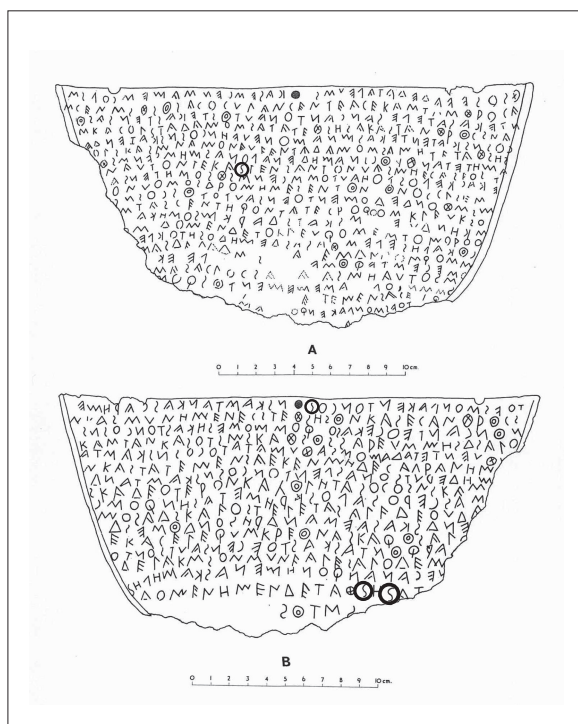


図1 「スペンシティオス規定（スケッチ）」
Jeffery & Morpurgo-Davies (1970), Fig1; Fig2 より転載
(ただし、○印は古山)。

ておくことにする〔図1参照〕。

「スベンシティオス規定」の記された青銅板は、おおよそ次のような特徴を備えている。まず、横（上辺）25.5cm×縦（中央）12.9cm（完形推定 c.14cm）の大きさで、外側に細い縁取りのある半円形の板である。ただし、A面側から見て左上から右下までの外縁部が欠損し、そこに刻まれていた文字も失われている。

こうした外形上の特徴から、「スベンシティオス規定」はクレタ戦士の武器パーツで下腹部の防具であるミトラの再利用だと考えられている⁶。防護する体躯に合うように元々曲体であった形状をハンマー打ちで平板化され、その後、左右にせり上がった両端が水平化のために切除されたと思われる⁷。技術的な面から考慮すると、ミトラの平板化は凹曲となる裏面にも碑文を刻みやすくするためだったかもしれない。

平板化ののち上辺を水平に切りそろえられた結果、上縁部に3つ並ぶ小孔は、中央の一つを残して左右の2つが上半分を切り取られており穴の意味をなしていない。これらの小孔は、類例のミトラに付属している青銅のリングの存在から推せば、本来は腰部のベルトに吊り下げたため穿たれていたのは確実である。

下辺の縁まで22行からなる表（A面）の碑文テキストは、文字の大きさがまちまちで（0.3～1.0cm）、左右の文字間に比べ上下の行間が狭く、文字の刻みが浅くかつ薄い。碑文テキストは、右上端から左向記載で始まる牛耕式で、全面にわたりほぼ隙間なく記載されている（後半の所々に見られる空白には、文字痕跡を視認できないが、文字の存在は推定されている⁸）。行が進むにつれて徐々に蛇行の度合いが大きくなる傾向がわかる。最低部の欠損部分に1行ないし2行が続いていたであろう。

これに対し裏側（B面）では、やはり右上端から左向に開始する牛耕式で記されているが、比較的大きな文字（0.6～1.2cm）で刻まれ、底部に若干の余白を残して17行で完結する。B面でもやはり後半は蛇行が生じているが、A面よりは文字の確認をしやすい。テキストの右側の1文字ないし2文字が欠損により失われ、最終行のみは5文字程度の喪失である。

留意すべき点として、「S」の字形で表されるクレタの「イオタ」は、この碑文では牛耕式の進行方向にもかかわらず、どの行でも裏文字で記されているが⁹、A面8行目左から10番目とB面1行目中央小孔の右、そしてB面16行目右から3番目と5番目では、表に返した表記である〔図1.○印の箇所〕。最初の2例は同じ行にある他の「イオタ」の向きとは違い、とくにB面1行目の事例は行の進行方向に逆らっており、どちらも刻み手の誤りと思われる。これに対し最後の2例は揃って牛耕式に倣って正しく刻んであるため、このことは最終条文が後の追加記載であるという推定に¹⁰、さらなる根拠を与えるであろう。

6 Jeffery & Morpurgo-Davies (1970), 118-120.

7 Raubitschek (1972), 47.

8 Ibid. 124. Cf. Gagarin & Perlman (2016), 183.

9 Jeffery & Morpurgo-Davies (1970), 121.

10 Ibid. 120; 146.

2. クレタ青銅ミトラ碑文の公刊初期（1970–1980）

Jeffery & Morpurgo-Davies (1970) によって、この碑文の写真・スケッチ・テキスト・翻訳とともに、碑文学と言語学の両面から詳細な注解と歴史的な考察を含む長大なコメントが発表された。それは *editio princeps* として、今なお「スベンシティオス規定」研究のもっとも重要な基礎となるものである。形質と形態の観点からこの碑文を再検討する本研究にとっても、「スベンシティオス規定」の特徴を知るために、その碑文本体に関する注記と考察は多くの貴重な情報を提供してくれる¹¹。

この青銅板法碑文の大きさ・形状・加工部などの基本的実態状況を示すほかに、Jeffery & Morpurgo-Davies の注意深い観察による情報からは、「スベンシティオス規定」が、クレタの他のポリスに見られる同時期の石の法碑文のように、明確な文字で整然と視認しやすいようには刻まれていないということがわかる。彼女ら自身、表面の洗浄後でも肉眼では判読が困難で、高度な写真撮影の技術によって文字の確認を助けられたと告白しているが¹²、鏽化の進んでいない碑文成立時の状態でも、おそらく各文字の視認は容易ではなかったであろう。

また、公示されるには記載文字があまりに小さく、碑文の刻まれたミトラ自体も下腹部を保護する防具としては小さいという印象を与えるという。碑文の由来地は不明であるが、その字形の特徴はリュクトス・アフラティ地域のもものと認められ、碑文の作成年代は開放形の「エプシロン E」や垂直線の突き抜けない「コッパ Q」などの存在から、アルカイック期末の前 500 年頃と推定されている¹³。

法文テキストに現れる文言については、「スベンシティオス規定」の記述内容を網羅的に扱いつつも、*Datleis* のスタルトス（名門氏族）への同定や、*poinikazen* と *mnemoneuFên* の 2 動詞の語義概念の訳出（それぞれ「フォイニケイアをなす、書く」「ムナモンとして務める」）、スベンシティオスの市民身分とポイニカスタス職の任務と立場の推定など、以後の論争の焦点となる重要な論点を提示している。ただし、「スベンシティオス規定」の特異な形質・形状については状態の説明にとどまり、両面記載という実態に関しても観察結果以上の踏み込んだ考察はなされていない。

Jeffery & Morpurgo-Davies (1970) 論文の補足ノートとして同じ *Kadmos* 誌上に掲載された Raubitschek (1970) は、「スベンシティオス規定」の *poinikazen* と *mnemoneuFên* のフレーズを「記録し、暗誦する」と訳出し、ポイニカスタス職の職務を公的な決定内容の記録だけでなく、アテネの書記と同様、過去の文書記録を読み上げることでもあったと主張している。また、碑文冒頭の「ダタレイスにより決議さる」に次ぐ 2 つの文 (ll.1-10) は、リュクトスとスベンシティオスおよびその一族との古き約定であり、その後ポイニカスタス職の職務と報酬に関する決議条文が始まる、と考える。古き約定の成立は、クレタに成文法の制定が確認される前 7 世紀末頃、というのが Raub-

11 本研究は当該碑文の記載内容やその解釈を問うものではなく、形質・形態上の特徴からの再検証を主題としているため、「スベンシティオス規定」の法文を示すことはしない。この碑文の Transliteration と訳文については、Gagarin & Perlman (2016) 183-185 に編者による検証を踏まえた新たなものが掲載されている。なお和文訳としては、Jeffery & Morpurgo-Davies (1970) の Transliteration をもとにしたものであるが、古山 (2013) 52-53 の拙訳を参照のこと（ただし今後の実地検分の結果、文字同定に異読の生じる可能性があり、あくまでも暫定的な和訳であることに留意されたい）。

12 Jeffery & Morpurgo-Davies (1970), 119, n.2.

13 Ibid. 199-121.

itschek の想定である。

クレタの青銅製武具を網羅的に研究した Hoffmann (1972) の中で、補遺として改めてこの法碑文を取り扱った Raubitschek (1972) は、クレタの武具、とくに銘文のある武具との関連性やポイニカスタス職の設置と任期にまで議論を広げている。すなわち、碑文の冒頭部分にある古き約定は、フェニキア人のもたらしたアルファベットがクレタで利用され始め、他の武具銘文が現れる時代（前7世紀）に結ばれたが、石への法碑文の記録が一般化した前6世紀末頃にはもはや効力を持たなくなり、この青銅板法碑文によってポイニカスタス職が設置されることになった、という理解である。そして、ポイニカスタス職をコスモス職と緊密な連携をもつ1年任期のポリスの役職と考えるのである。

「スベンシティオス規定」の実見観察による形態上の特徴把握にもとづいて、法文内の表現上の齟齬や役職の性格と機能を、時代の変遷という観点から説明する Raubitschek の立場は、本研究にとって参考となる点が多い。ただし、碑文テキストには武具との関連を示すところはなく、この法規定を記すことに決めた者が、支持媒体である青銅のミトラを着用していたとは考えられないとして、既存の武具奉納品の再利用を示唆している。したがって Raubitschek は、ミトラに法規定が刻まれた理由は不明であるとし、両面記載の意味についても考察を加えていない。

さて、この法碑文公表後には、即座に多くの研究者たちから関心が寄せられ、そのほとんどがテキストの校訂に関する対案と法文に現れる語句の解釈をめぐる議論であった¹⁴。それらには傾聴に値する指摘も少なくないが、ここでは「スベンシティオス規定」を全面的に取り扱った2人の研究者の論考を軸に、この時期の研究動向を整理しておきたい。

まず、Beattie (1975) は、校訂を見直した法文テキスト全文を掲載し対訳を付した上で、いくつかの重要な語句に関する新たな語義解釈を含む詳細な注解とクレタ社会に関連付けた条文の歴史的解釈を提示した。例えば、是認主体の *Dataleis* と *polis* について、前者を後にヘレニズム期の強国ラトの一部となるが当時は独立していた小さなポリスの市民総会とし、後者を各部族代表の長老たちからなる会議体と結論づける。その議論の過程で、クレタにおける他の碑文史料に2つの会議体が言及されることや、ドーリス系のポリスでは市民総会の他に指導的の市民の構成する「小民会」が、国家的案件の即時の判断と迅速な執行を担っていたことを例証し、自説の根拠としている。

ポイニカスタス *poinikastas* を「ポイネ *poine*」（殺人の賠償金）より派生した「重犯罪（流血事件）の審判役」の意とする新解釈については、Edward & Edward (1977) に批判されて以降、現在では支持を得られていないが、他方で、アンドレイオン *andreion* の機能を単なる共同食事の場ではなく、公事の協議や外国からの使節の迎賓がなされる中央公会堂であったという指摘は、ドシアダスの『クレタ事情』やアリストテレスの『政治学』、それにピュルギオンの『クレタのしきたり』などの文献史料の記述にもとづいた説得力のある主張であり¹⁵、そこにスベンシティオスやその後継者も参列

14 Willetts (1972)・(1974) 24f; Merkelbach (1972); Chantraine (1972); Gschnitzer (1974); Edwards & Edwards (1977); Bravo (1980), 767-769, 814-817; Descat (1986), 299f; Golin (1988). Cf. Robert, J. & R. (1973); Willetts (1977), 186-190.

15 Dosiadas: *FGrH* 458, F2 (=Athen. IV. 22, 143a-d), Aristot. *Pol.* II, 1271b; 1272a, Pyrgion: *FGrH* 467, F1 (=Athen. IV. 22, 143e).

し、必要に応じて過去の法や事例を提示した、という洞察も非常に興味深い。

スペンシティオスという人物に関し、Beattie は、先祖代々同じ重職を務めていた、その地域では周知の伝統ある家系の名士であり、この碑文の約定に彼の父名もエトニコンも記されなかったのは、そのためだと説明する。ここでも、『イリアス』に登場するカルカス、『オデュッセイア』のテオクリュメノスやフェミオス、そしてスパルタのタルテュビアダイヤアテネ（エレウシス）のエウモルピダイとケリュケスという名門家系を類例に挙げている¹⁶。そして、その特別な職能の故に、スペンシティオス一族は法文の条項からも明らかなように、ダタラの共同体で自己の管理する分有地を持たないという点で、クレタの市民土地所有制度の枠外に存在した、と論ずる。

Beattie は碑文の材質・形状については何も触れないが、2つの留意すべき指摘をしている。一つは Jeffery & Morpurgo-Davies (1970) がその法文の起草者をスペンシティオス自身に求めていることに反論して、そうであれば序文の一人称複数の動詞表現は、約定の是認主体である「ポリス」と彼本人とを混同していることになると述べ、法文起草は彼の職務ではない、と断じていることである。Beattie としてはポイニカスタス職の任務を重犯罪審判とする立場からの判断であろうが、ポイニカゼンを「重罪を裁定する」ではなく「文字にする」と解釈するのであれば、この約定の法文化はスペンシティオスの最初の仕事であったと理解することは可能であろう。そこからさらに、自分の関わる約定の法文をなぜ青銅のミトラに刻んだのか、という疑問が改めて想起されるのである。

もう一つは、B面1行目の書き出し文を条件構文の帰結節とみなし、その条件節はA面の失われた最終行にあったと推定していることである。これはすなわち、A面最後とB面最初の記述が一体で連続していることを意味し、その条文の理解はA面だけの読みでは完結しないため、即座に反転させてB面を読まねばならないということである。この事実からは、この法文を読む際には、読み手が青銅のミトラに直接手を触れているという情景が浮かび上がってくるであろう。

次に、やはり「スペンシティオス規定」の法文テキストと翻訳と訳注を提示した、Van Effenterre (1973) を検討しよう。彼の議論の主眼は、「ダタレイス」の同定とスペンシティオスの身分、そして、そこから推定されるポイニカスタス職のポリスにおける総合的機能である。Van Effenterre によれば、碑文に記されている種々の規定はスペンシティオスとポリスの公権力との間の対等な「業務契約 *contrat de travail*」であるが、ギリシアの公的碑文ではそうした事例はほとんどない。終身任期や職権の世襲を認めるような契約をポリスが結んだ相手は市民であったはずはなく、例外的な業務契約になった理由は、スペンシティオスが「特殊な能力を備えた外来の異邦人 *spécialite étranger venant*」だったからである。

そして、Van Effenterre はダタレイスの共同体をヘレニズム期のラトの碑文に現れる「ダッタラ *Dattalla*」に比定し、リュクトスとラトの境界付近の山岳集落と想定する。さらに、スペンシティオスは、この共同体が聖所の荒廃に見られるような宗教的危機に陥った時、それを救済すべく一年の特定期間に滞在して、聖俗の万事にわたる職務を担う代わりに特別な権利と報酬を得ていた、という歴

16 *Il.* i, 69; *Od.* xv, 250-295; xxii, 33. スパルタの名門家系については、Hdt. VII, 134; 137. アテネについては、Thuc. VIII, 53, 2. Cf. *OCD*. s.v. Eumolpus.

史状況を提示している。

その後、Van Effenterre (1979) では、国外から招聘される特殊能力の異邦人として、祈祷師・医術者・工人・彫刻家・陶工・詩人などを挙げ、そうした有益な技能外国人は重宝であるがゆえに引く手あまたで、とくに共同体に重大な問題が生じている場合には高い身分と多額の報酬によって待遇されており、スペンシテオスがアルカイック期のギリシアでは決して例外的な存在ではないと主張した。また、そうした異邦人を登用する規定の碑文に、彼らの職種は明示されていても、エトニコンや出自が記されていないことが多く、それを彼らの遍歴的性格に帰し、特定のポリスへの永続的帰属を望まなかった、としている。

Van Effenterre の非常に独創的な論考のなかで本研究が目するの、彼がスペンシテオス碑文の類例として挙げる、異邦人能力者に関する法規定に、石の碑文だけでなく複数の青銅板碑文が含まれていることである。クレタでの類例は石の碑文に限られるが、オリュンピアの聖所から出土した2枚の青銅板とキプロス文字で記されたいわゆる「イダリオンの青銅板」は、形質の面で「スペンシテオス規定」と共通する史料である¹⁷。そして、Van Effenterre の主張するところでは、それらはいずれも聖所に由来し、壁面に貼り付けられていたと考えられるという点でも一致しており、このことは約定の保証人ないし授恩者は神々であることを意味する。

以上のように、Van Effenterre は形質と形状が法碑文の性格に関わることに留意した、ほとんど唯一の研究者であるが、「スペンシテオス規定」の法文のように表裏両面に記載があるという碑文状況と、青銅板が壁面に貼り付けられていたという推定との矛盾を突き詰めて考察してはいない。また、「スペンシテオス規定」が他の青銅板碑文とは異なり、ミトラという武具パーツに記されていることにも言及していない。Van Effenterre の言うように、スペンシテオスがポリスに所属しない「特殊な能力を備えた外来の異邦人」であるとすれば、それはミトラから想起される武勇や軍事のイメージとは相容れないのではなからうか。

この青銅板碑文の法文に関し、スペンシテオスの市民性について改めて議論を起こしたのは、Golin (1988) である。彼女は、完全市民・隷属農民・奴隷・外国人に範疇分けされるクレタ社会の高度な階層性を背景に置いて、スペンシテオスが共同体内でどのような身分であったのかを論ずる。碑文に記載される種々の特権と、部族やスタルトスやヘタイレイアへの帰属については記載されないことを問題に採り上げ、古典期のアテネでのプラタイア難民受け入れを例に挙げて帰化民は神官職に就けないこと、また前5世紀ゴルテュン大法典の条文にはムナモン職は市民でなければならないと定められていることを指摘して、Golin はスペンシテオスが元々市民であったと結論付ける。

この主張には、難民と特殊技能者を同列に扱い、ゴルテュンのムナモン職とスペンシテオスの二重の職能を同等視するなど、議論の組み立てに問題が多く、彼への免税措置を市民権喪失の予防策とみることにも難点がある。そして、この青銅ミトラの碑文について、左右の隅にある小孔で吊り下げ

17 オリュンピア出土の2枚の青銅板とは、*NOMIMA* I, No.21:「カラドゥリア人とデウカリオンの協定」(本稿[表1-26])および*NOMIMA* I, No.23:「エリス人によるパトゥリアスへの協定」(本稿[表1-33])。「イダリオンの青銅板」は、キプロス島イダリオン遺跡出土のキプロス音節文字で表裏両面に記された青銅板碑文で、ポリスと王による医師オナシロスへの特権付与の約定である。Cf. Masson (1961).

て展示されたという冒頭の説明は、彼女が碑文本体の実見を怠った上、Jeffery & Morpurgo-Davies (1970) の躯体描写を誤解していることは明らかである。Golin に限らず、以後の「スペンシティオス規定」をめぐる、あるいはその法文を利用した議論は、研究がより大きなコンテキストのもとで進展していくにつれて、青銅ミトラ法碑文であるという実態からは次第に遠ざかっていくのである。

II 新たな視野・議論の広がりの実態からの乖離

1. 中期（1990–2010年頃）の研究動向

1990年代になると、古代のギリシアにおけるリテラシーの問題や「法の支配」の成立をめぐる議論の中に、クレタの「スペンシティオス規定」が位置づけられるようになる。なかでも、Thomas (1992; 1995) がアルカイック期から古典期前半までのギリシアにおいては、「文字にされた法」と「非文字の法」の並存が常態であり、前者は後者の支えのもとにはじめて実効性を持ちえたとする主張のなかで、「スペンシティオス規定」をその例証として採り上げている。

彼女は、この青銅板法碑文で多くの研究者の関心が集中する「書記役」とみなされるポイニカスタスではなく、スペンシティオスのもう一つの職責「ムネモネウウエン *mnemoneuFen*」に着目する。この動詞は「スペンシティオス規定」では最初に二度使われるのみで（A 面 ll. 5-6）、その後は碑文に現れない。その類例とみなされるムナモン／ムネモン職はゴルテュンをはじめ、他のギリシアのポリスでも「記憶役」として確認でき¹⁸、裁定者とともに法廷に同席して関連する法や判例と裁判手続きを示し記録を残す重要な役職であった¹⁹。

その事実から Thomas は、スペンシティオスの職責の中に「記憶にもとづく古き任務」と「文字を用いる新たな任務」との並存状態を見出す。そして、この碑文で明らかなスペンシティオスの多様な権限と手厚い待遇そして終身かつ世襲の職であることは、彼が記憶と文字の両面から共同体の法を独占的に管理している状況を表すとして、自説の根拠とした。法の成文化は権力者による恣意的な援用や改竄・捏造を防止するためには必要な条件で、「法の支配」への重要なステップであったが、当時のリテラシーのレベルや前民主政的な体制のもとでは、文字で表すだけは十分とは言えず、広範な非文字の慣習法とそれを用いる役職への監視をもって、公正な正義が実現された、と見なすのである。

Thomas の議論にはいくつもの注目すべき指摘がある。とりわけ、古代のギリシアにおける法の存在を「文字の法」と「非文字の法」の総合としてとらえ、「記録役」の職務と特権の規定としてのみ考察されることの多いこの碑文を、スペンシティオスの「記憶役」としての職責と権限をも内包した法碑文であることを示したことは重要である。また、アルカイック期のギリシアにおいて、「書き記しにかかわる役職」と「記憶にかかわる役職」は単なる司法や行政の補佐役ではなく、スペンシティ

18 ゴルテュンのムナモン（前5世紀）：Gagarin & Perlman (2016), G42 Bl. 6; G72 col.9, l.32, col.11, l.16・153；リュクトスのヒエロムナモン（ローマ期）：IC. I, xviii, 12, l.6-7. また、クレタ島外の類職として、ティリンスのヒエロムネモン（前7世紀末）：SEG. XXX, Nr.380; XXXIV, Nr.34；アルゴスのヒエロムネモネス（前5世紀）：SEG. XXXIII, Nr.275；ハリカルナソスのムネモネス（前5世紀）：ML, no.32. Cf. LSAG, 20f. Thomas (1995) 20f.

19 ギリシアにおけるムナモンないしヒエロムナモンの職務については、Aristot. Pol. 1321b, 33-39を参照のこと。

オスは共同体のすべての記録（書かれたものも書かれざるものも）を掌握・管理する権限を備えた国家の重要な役職であり、そのことが彼への報酬や特権そして終身任期と役職の世襲という特別待遇に表れているという指摘も、「スペンシティオス規定」の碑文理解の視野を広げることに大きく貢献したと言えるであろう²⁰。

しかしながら彼女は、「スペンシティオス規定」が青銅製のミトラに刻まれた碑文であるという特異な形質と形状については、何ら考察の対象としていない。文字が記される記録媒体（あるいは支持体）には、腐敗しやすいパピルス・皮革・木板、腐食しにくい金属（鉛・青銅・金銀）、そして腐食も錆化もしない石が存在し、公的碑文には青銅と石がもっとも利用されることを言及しているながらも²¹、Thomasの関心はもっぱら、碑文が石に刻まれることであり、法や決議の石碑化が記された内容の実体化になると主張する一方、青銅の碑文については掘り下げた議論を展開していない。

それはおそらく、Thomasも他の研究者と同様、石への法の碑文化は法の公示化・恒久化・不朽化そして普遍化をもたらすと考えているからであろう。一方で、青銅板に刻まれる碑文は、おしなべて石材の碑文に比べてはるかに小さく、したがって、それに記載される文字も公示して公衆に読ませるには不都合なほどに細かい。また、「スペンシティオス規定」のように両面への記載は、法文全体の理解には大きな障害となろう。青銅は確かに腐敗しないが、腐蝕や錆のために文字の判読が著しく困難になる恐れがあるし、薄い板の形状であれば欠損もしやすく、結果として文面の完全保存を必ずしも保証しない素材である。

しかし、その弱点は石の碑文においても結局は当てはまるのである。石材の公的碑文を実見観察すると、それらが必ずしも一目で読み易い形状や形式をとっているとは限らない²²。そして、Thomas自身が挙げているように、何者かによって碑文が破壊されたり文献が削除されたりする恐れが存在しただけでなく、「記憶の削除 *damnatio memoriae*」により法を記した石碑が公式に取り払われることもあった²³。

たとえ石に刻んで神域に設置し、宣誓と呪詛による碑文の保護がなされたとしても、それで恒久性や不朽性が保証されるわけではない。むしろ、そのような手続きこそが碑文の本質的な脆弱性を吐露している。つまり、青銅であれ、石材であれ、法や決議が文字にして刻まれて物理的実体を持てば、それはもはや普遍的存在ではなくなり、この世のはかなき存在になり下がったのである。こうした碑文の持つ本来的弱点は、現存する実物をつぶさに観察すれば判明してこよう。しかし、Thomas以降、「スペンシティオス規定」をめぐる議論は、しだいにますます、青銅武具法碑文という実体から

20 歴史の形成にかかわる記憶の継承を論じた Hartog (1990) 187f も、古代国家の記録管理の事例として「スペンシティオス規定」を採り上げ、スペンシティオスが公的証人としてのムナモン（「生ける記録」）と同時に書き記す役をも担うことで、忘却と闘うポリスにとって、決定や公事の可視化をもたらす政治の「道具」として機能した、とみなしている。

21 Thomas (1992) 82-84、なお、*NOMIMA I・II* ではアルカイック期から古典期前半頃の公的碑文の42%が金属（青銅または鉛）であり、*Koerner, Gesetzestexte* に収録されているアルカイック期法碑文の72%が青銅記載であり、金属の支持媒体は決して少なくない。Cf. 古山 (2018) 143-150。

22 クレタ法碑文の多様な形状・形式については、古山 (2013) 40-44 を参照のこと。

23 *SEG. XXVI 1976/1977, Nr.72, ll. 55f.* Cf. Stroud (1974), 158-188 (ph.).

は遠ざかり、現実から乖離した法解釈と司法制度の議論として展開されていくことになる。

他方で、この時期には「スペンシティオス規定」をクレタにおける地域社会の状況を知る手掛かりとして扱う研究も登場している。その代表例が Viviers (1994) である。彼はクレタ中央東部での考古学的調査による発掘や出土品の情報と、「スペンシティオス規定」の盗掘由来という推定、そして碑文に記された文言から、「ダタレイス」の共同体をアフラティ村近傍の諸集落の一つに同定し、文字形態の特徴の類似からリュクトス傘下の一定の自治権をもったペリオイコイ（周辺従属民）の共同体であったと結論付ける。

さらに Viviers は、前 6～5 世紀のリュクトスの勢力拡大と領土拡張の動きが、アフラティ村地帯の諸集落を刺激してアルカデスというポリスへのシュノイキスモス（集住）に至らしめ、アルカデスの小共同体ダタラの内部革新として、書記による行政・司法の諸条例の文書記録化という「スペンシティオス規定」の法碑文をもたらした、と想定する。その後、次第にリュクトスが強大化する中で、ダタラの共同体は経済面での減退をみるだけでなく、政治的にも自治的性格を喪失していった、とされる。

たしかに、前 6～5 世紀のクレタ中央部で展開したゴルテュンやクノッソスの領土拡張主義²⁴、それに対処せんとする周辺諸共同体の政治的結集は、性格の異なる多くの集団の政治的統合を生み出し、このことが各地のポリスで次々に法碑文を成立させた歴史的背景であったかもしれない。Viviers の言う、リュクトス領への吸収にともなう自律性の消失という歴史状況も、ダタラの共同体に「スペンシティオス規定」以降、法碑文が確認されないことを説明してくれるように思われる。

また Viviers が、「スペンシティオス規定」における文面上の齟齬、すなわち序文におけるスペンシティオスと約定を結ぶ主体たる「ポリス」と決議の主体であるダタレイスとの並立、そして 11 行目以降は二度とスペンシティオスの名が言及されずもっぱらポイニカスタス職の規定となることを理由に、この碑文には新旧二つの法文が記載されているという、それまで否定されていた Raubitschek の解釈を再評価したことは重要である。文字形態の比較検証によってリュクトスの影響を推察する点でも示唆に富む。

以上のような Viviers の見解は、「スペンシティオス規定」の理解に、新たな研究の方向性を拓いたと言えるであろう。しかし、表記形式における「スペンシティオス規定」の特異性については、必ずしも十分な検討がなされていない。たとえば「スペンシティオス規定」では、リュクトスをはじめクレタの公的碑文で一般的な縦の句読線がまったく用いられていないこと、長文の法碑文でしばしばみられる行間の水平線がないことなどは、はたして「スペンシティオス規定」の青銅板碑文が正式な公的碑文であるのかを疑わせるものであるが、それらの事実には触れていない。

さらに、ダタラの共同体にとって歴史的に重要な新旧二つの法文が、近傍のリュクトスを含む他のポリスのように神域建造物の壁面ブロックに記されるのではなく、なぜ武器パーツであるミトラを加

24 前 6～5 世紀に領土を拡大して西のファイストスや北のプリニアスを併合したゴルテュンについては、Watrous, et al. (2004) を参照のこと。また同時期のクノッソスの領土拡張主義は、北西のテュリッソスとの境界紛争に対するアルゴスによる仲裁碑文 (IC, I. viii, 4) から判明している。

工した青銅板の両面に刻まれたのか、という問題には立ち入った考察を試みてはいない。アフラティ村の遺跡から盗掘されたと言われる青銅製武具群との関連性を推定するのであれば、それらの一部に刻まれている銘文との比較分析も、アルカデス地域ないしはダタラ共同体のアルカイック期における歴史を跡づけるためには欠くべからざる検証であるが、その手続きを踏んではない。

2000年代に入っては、ギリシア古代における「碑文慣行」について、また法の制定と法の機能に関する議論の深まりによって²⁵、この碑文が改めて採り上げられるようにもなった。

その中では、「スペンシティオス規定」を正面から扱った Pébathe (2006) 論文の公表がもっとも注目に値しよう。アルカイック期のクレタにおける公的記録のあり方について、Pébathe はそれを担った役職として書記役 *scribe* あるいは記録保管役 *archiviste* を想定し、スペンシティオスの任務が2つの動詞で表現されることの意味を、クレタ内外の碑文に現れる類例と古典文献にある類職の記述にもとづきながら考察している。そして、個々の記憶と相互のコミュニケーションのみならず、建造物や記念祭そして文書記録などの文化伝統に根付いた「記憶の風土 *milieu de mémoire*」すなわち社会的記憶の中で、スペンシティオスは「記憶の名士 *le notable de mémoire*」として、法を碑文化する記念役 *mémoiriaste* の役目を担った、と述べる。

その議論で傾聴すべきは、当時のクレタにおける識字レベルが正規市民間のみの「制限識字」の段階にとどまることを前提に、記憶によって呼び出される法をあえて法碑文という物理的形態で文字化して示すことが、たとえ読まれなくとも碑文の展示によって法の社会化をもたらした、という見解である。口承の法記憶は文字化されて間接的認識となっても、法の記載への指示を契機として呼び覚まされる、という法の現象化のプロセスは、本研究も立場を共有するものである。

しかし Pébathe においても、物理的存在となった「スペンシティオス規定」の青銅武具碑文そのものへの観察と分析が欠けていることは残念である。碑文の両面への条文記載は、その法文が二次元の抽象的な存在ではなく、三次元の具象の実体であることを表象している。この矛盾に満ちた具体性（文字化されたためにむしろ読めなくなるという現実）こそが、「スペンシティオス規定」に象徴性を付与していると言えるであろう。さらに、この青銅板法碑文ではポイニカスタス職が共同体のあらゆる事柄を文字化すると定めているのに、それ以降のダタラで文字化された法が石の壁面ブロックにも金属の平板にも、何一つ我々の手には残されていないことを、歴史の偶然として片づけてよいのであろうか。

Marginesu (2008) も、書記役の威厳と書き記されたものとの権威の関係について、スペンシティオスを例にとって、公的事柄を書き記すことの意味を考察している。Marginesu によれば、スペンシティオスは共同体のすべての事案に関わって書き記し、過去の法と事例のすべてを知る唯一の存在と認められていたが、様々な特権と役得を与えられたのは、遍歴の特殊技能者であった彼を共同体に引き留めるためであった。彼の任務がポイニカスタスとして定職化すると、それらの特権には、ゴルテュンのムナモン職のように、制限が課されることになった、という。

また Marginesu の議論で興味深いのは、「スペンシティオス規定」を記したミトラが書記役の勤務

25 古代ギリシアの「碑文慣行」に関するこの時期の研究動向については師尾 (2009)・(2011) を、法定化と法機能の議論については Gagarin (2008) を参照のこと。

する場所（アンドレイオン施設）に掲示され、それが共同体における書記役の威厳を支える重要な要素の一つになっていたと考えることである。また、スペンシティオスという個人名についても掘り下げた考察を試み、この人名の *spendô*（「誓って約束する、保証する」）+ *thios*（=*theos*「神」）という *nomenclature* からスペンシティオスの職務は会議の決定事項を灌奠儀礼によって認可する手続きを行うことであった、と推定する²⁶。

「スペンシティオス規定」碑文の具体的存在状況や規定当事者の人名から、合議の決定に公的権威を付与する機能を推測する着眼点は、本研究にとっても非常に刺激的である。しかし、Marginesu においてもその約定の碑文がミトラという武器パーツに刻まれている理由や、青銅板の両面記載という事実が何を意味するのか、という「スペンシティオス規定」の物理的側面からの徹底した議論を展開してはいない。

アルカイック期のギリシアにおける法の制定と判決の宣告を扱った Papakonstantinou (2008) は、スペンシティオスを単なる書記ではなく、共同体の法制定に大きな影響力を与えた絶大な権限の役職者であり、その影響力の源泉は彼が伝統的な記憶による法知識に加えて、文字の記録をも利用した「法知識の生ける保管庫 *living repository of legal knowledge*」であったことにありと主張する。そして、クレタ社会は政治と法を掌握する上層と彼らに従属する下層とに分裂していたが、その階級差による対立よりも支配者層間の権力闘争の方が危機的であったとみる。Papakonstantinou によれば、成文法の制定はその利害調整の結果であり、調整役として働くスペンシティオスも上層階級の一人に他ならなかった。

Papakonstantinou が、ポリス内部にある複数の異なる共同体による法制定への関与を認めて、それが市民的法権威の後退ないし放棄につながっていたと論ずる根拠の一つは、「スペンシティオス規定」の序文に見られるダタラ人総体と評議会である「ポリス」との2段階の是認手続きである。しかし、その2段階が同一時期の法制定プロセスであったかどうかは、解釈の分かれるところである。もし、Raubitschek や Viviers が説くように「スペンシティオス規定」に古き約定と新たな決議が並んで記載されていたとすれば、2つの是認主体それぞれが規定する部分は、この法碑文テキストの中で区分されているのかもしれない²⁷。

26 Jeffery & Morpurgo-Davies (1970) 128 では、この人名の前半の構成部分 *spens-* と直前の動詞 *espensames* (*spendô* の直説法能動相アオリスト1人称複数形) との同根は単なる偶然と評されている。また Willetts (1972) 97 は、この固有名詞の命名法がその人物の就く役職の宗教的活動を何らかの関連性の存在を注記するにとどまる。Cf. Gagarin & Perlman (2016) 190.

27 初期クレタの法制定手続きと会議体としての「ポリス」を論じた Youni (2010) 156 も、「スペンシティオス規定」を例に挙げて、この時期のクレタでは立法と施行に2つの主体が関与しており、ダタラ共同体の「ポリス」は各部族から選ばれた者たち総勢15～20人程で構成される会議体であるが、恒常的な評議会ではなく特別な状況に対応する代表会議であると想定する。そして、同時期にドレーロスやエレウテルナでも確認できる「ポリス」は、政治的権威を行使して政治共同体を代表する集合体であったが、貴族政下の有力家系間の権力闘争の所産であった、としている。

たしかに、「ポリス」の構成について言及があるのは「スペンシティオス規定」だけなので、各部族からの代表選出は特別な機会であったのかもしれない。しかし、この青銅板法碑文の「ポリス」構成の規定や、スペンシティオスが共同体の俗事だけでなく神事にも深くかかわっていることから、ダタラの共同体内での権力闘争をうかがい知ることはできない。

そしてここでも、「スペンシティオス規定」の形質・形態の特徴は問題となるであろう。「生ける知の宝庫」としてエリート間の利害調整を務めたスペンシティオスは、当時のクレタで同様な目的で制定された法がすべて石に刻まれて公示されているにもかかわらず、なぜダタラにおいては小さな青銅板の表裏に記すことにしたのであるか。法文の読解に支障をきたす形質と形態の特徴は、Papakonstantinouの想定する利害調整の結果を公に示すという目的とは根本的に矛盾するのではなからうか。

法碑文と記載の音価表示をクレタ社会の「法リテラシー」の普及として論じた Kristensen (2008)にも触れておきたい。彼女は、クレタの法碑文が地域方言の発音どおりの文字表記であることを指摘し、アルファベット音価を知る者であれば誰でも法文を読み上げて内容を知ることができたとする。簡素な記載のように見える法文は、具体的な手続きが口頭で補足されることを通じて十分に機能し、クレタの人々は広範な識字能力を、それも法リテラシーのレベルで備え、成文法に親しんでいたと結論付ける。碑文に刻まれた文字が読み上げの音声と不可分の関係にあることは、法碑文の理解には重要な指摘である。しかしすでに述べたように、クレタの法碑文は必ずしも読みやすい状態にはない。青銅板両面記載の「スペンシティオス規定」は、そのことを最も顕著に示す事例である。

Kristensen (2012)では、ポリス成立過程で形成される「閩圏アイデンティティ place identity」の中で精神的な彼我の明確化にかかわる「法の閩圏 legal place」が論じられ、スペンシティオスについて、聖俗の共同体閩圏の定義に関与する核心的役割を果たす人物であり、当時進行しつつあった「法の閩圏」の定義そして「閩圏アイデンティ」に組み込まれた存在とみなす。しかし、この議論において、ダタラを無条件に（ゴルテュン東のメサラ平野に位置する？）ポリスに比定することや、Jeffery & Morpurgo-Davies (1970)の訳文に全面的に依拠していながら、碑文には記されていないムナモン職の存在を当然のこととして議論していることは問題であろう。

これらはやはり、この青銅武具法碑文の実態確認（史料批判の初歩であるが）を軽視する姿勢に起因すると思われる。その結果、「法の閩圏」がこの青銅板法碑文を通じて、どのようにダタラの共同体に具現化したのかという実態の論点を見過ごしているのである。こうした「スペンシティオス規定」の存在状況と向き合わない姿勢は、Kristensen (2014) 156でも踏襲されている。

2. 近年（2010—2019年）の研究の進展

ところで2010年前後には、それまでに展開されていた暗黒期・アルカイック期クレタについての考古学調査を総合する研究成果が公表されはじめ、従来の一面的なクレタの歴史を見直すような議論が活発化するようになる²⁸。そうした刺激のもとで「スペンシティオス規定」についても、当時のクレタの歴史的特質の中に位置づけて、その意味を再考する試みが現れてきた。

そのような問題意識の研究の代表として、Whitley (2009)が挙げられよう。彼は前8～7世紀の

28 今世紀初頭には、暗黒期・アルカイック期クレタに関する考古学の総合的成果として、Sjögren (2003); Watrous et al. (2004); Prent (2005); Erickson (2010); Wallace (2010); Coutsinas (2013); Niemeier et al. (2013); Pilz & Seelentag (2014); Gaignerot-Driessen & Jan (2014)などが陸續と出版された。

クレタが、東方化様式・陶器画の具象表現・アルファベットの採用・神殿の建築・法碑文の公示などでギリシアの先駆的役割を果たしているながら、前6世紀には成文法を除き、それらのほとんどを沈黙させてしまったため、古代においても「知恵と奇怪の島」（政治的正義と宗教的神秘の残る場所）と認識されるほどの独特の社会的特徴を持っていたとする。そしてそこに、有力な私的個人による示威的行動と自由な自己表現を排除し、凶像装飾も文字記載も不在のアンドレイオン（共同食事制度）に代表される、「原・全体主義 proto-totalitarian」の安定的で、血統と富にもとづく寡頭政的貴族体制を描き出す。

この議論の中で前6世紀に頻出するようになるクレタの法碑文は、ほとんどが既存規則の個別適用と罰則規定であるという事実、また公的碑文での個人名の欠如と私的銘文の希少性という点から、役職に就く者や裁定する者に対するエリート間の相互不信を表している、とみなされる²⁹。そして「スペンシティオス規定」も、公的書き記しを独占する役職とその担当者の共同食事への取り込みを明記しており、寡頭政的エリートの支配体制を裏付ける史料と評価される。

Whitley の主張は、美術史的・考古学的データから前8～7世紀と前6世紀の間にクレタに生じた変化を歴史的背景に置いて、法碑文そして「スペンシティオス規定」を再検証するという方法であり、個々の法文の解釈を越えた俯瞰的観点からの評価と言えよう。しかしそのため、「スペンシティオス規定」の形質・形態上の个性的特徴が見落とされている。たとえば、壁面ブロックに大きな文字で記された「石の法碑文」に比べ、下腹部を防御する程度の大きさの青銅製ミトラに小さな文字で細かく浅く刻まれた「スペンシティオス規定」は、はたして当時のクレタ社会においてエリート支配を表象するモニュメンタルな存在であったと言えるのだろうか。あるいは、裏面の法碑文の不可視性という根本的弱点を、Whitley の議論ではどのように説明できるのであろうか。

最近になって、アルカイック期クレタの市民権と共同食事の関係をアンドレイオンの実態解明からアプローチした Whitley (2018) では、建物のアンドレイオンではなく共同食事制度としてのアンドレイオンを考察するにあたり、クレタの同時代史料としてそれに言及する数少ない碑文の一つとして再び「スペンシティオス規定」に関心を寄せている。というのも、この碑文のB面でポイニカスタスのアンドレイオン参加の権利と、それに果たすべき貢献（食材の提供）とが表記されていることは、共同食事制度が正規市民の特権と義務の両側面に密接にかかわることを明らかにしているからである。

そうした文脈において彼は、「スペンシティオス規定」のミトラへの記載、戦利品獲得を誇る銘文のある他の武具とともに盗掘されたとの推定、その出土地点が神殿や聖所ではなく武器庫のごとき建物であったことなどから、この碑文は特定の神へ奉納されたのではなく、アンドレイオンのための施設に置かれていたと考える。そして、そこは市民候補たる若者の教育と成人市民の「市民であること」の定義づけが行われる「差異の会食 diacritical feasting」（男性市民・女性市民・未成年者の相違を示す会食）の場であった、とする。

²⁹ Osborne (1996) 186 も同様に、前7世紀クレタのドレーロス碑文をもとに、クレタ社会におけるエリート間の相互牽制を述べている。

Whitley の論点は、この青銅板碑文がアルカイック期のクレタ社会の考察に重要な資料であることを示唆している点で貴重である。しかしながら、碑文の実見観察を行っている割には、「スペンシティオス規定」の実態状況に十分な注意が向けられているようには思われぬ。この碑文は、なぜ他の武具銘文とは異なり、平面化加工を施してあるのか。テキストすべてが片面に記しうる大きな素材ではなく、なぜ裏面にまで記載が及ばざるを得ないミトラが選ばれたのか。そもそも、共同体の役職者規定を、なぜ戦士の武具に記さねばならなかったのか。Whitley が考古学者であるのなら、そうした考察対象の物理的状況にかかわる疑問を呈してしかるべきであろう。

さらに別の観点からも問題が指摘されよう。Whitley の想定するように「スペンシティオス規定」がアンドレイオンの施設に置かれていたとするなら、A面にスペンシティオスおよび彼の一族が独占的に掌握している共同体への職務とそれに相応する絶大な特権と役得を記した青銅板碑文が、若者の教育や「市民であること」の定義づけのなされる「差異の会食」のトボスに、いかなる意味と機能を持ったのであろうか。このことは、法の社会的受容の観点から法碑文を論じる時には、法がいかに見られ、いかに読まれ、いかに受けとめられたのかという、避けて通れない課題なのである。

クレタの歴史的特質を論ずるなかで「スペンシティオス規定」に触れている、もう一つの研究が Cross (2011) である。彼はクレタをギリシアの中で、後進で停滞した異様な社会体制の地域であったどころか、アテネとはまったく異なる制度で独自の社会と国家の可能性をダイナミックに展開させた創造性に富む地域であったという問題意識のもと、クレタにおける「法の支配」についても詳しく論じている。その議論において、クレタの法廷で裁定を下すのはアテネのような市民陪審員ではなく、上層階層から選出される高位の役職者（コスモス *kosmos*）や判定者（ディカスタス *dikastas*）たちであるが、その裁定が公平かつ公正に下されるべく、訴訟手続きや法の条文そして過去の判例を法廷で提示する別の役職者（*mnamon* と呼ばれる）が存在した事実を促す。

「スペンシティオス規定」には、スペンシティオスとその重大な役を任せられ、それと引き換えに共同体のなかで大いなる権限と報酬を得たことが記されているが、裁定の公平と公正を保証するためには、そうした役職は共同体内の党派性や係争からは超越した存在でなければならなかった。スペンシティオスが共同体成員と同等の待遇と分担を認められる一方で、役職の任期や輪番制にとらわれず、コスモスのような役職を務める市民とは異なるのは、彼の権威によって「法の支配」が実現することになるからである。以上のように考えて、Cross はクレタのポリス内の階層格差をみとめつつも、ついで僭主が登場することのなかったクレタの政治の在り方を、アテネの民主政とは異なる道を進んだもう一つの「法の下での平等」の形であると説くのである。

ただし Cross は全島の視野でクレタの社会と文化を論じながらも、彼が列挙するクレタの数多のポリスの中で、法碑文が島中央部のわずか 10 のポリスにしか確認されていない現状と、ダタラの「スペンシティオス規定」はそのうち唯一の青銅板碑文であることに留意しているようには見えない。クレタにおける「法の支配」の具体像を考えると、青銅武具パーツのミトラに刻まれた「スペンシティオス規定」を、他の壁面石材ブロックの法碑文と同列に扱ってよいのだろうか。あるいは法碑文なき共同体をも考察の視野に含めようとするとき、「スペンシティオス規定」のクレタで唯一無二の

形質と形態の特徴は、クレタのポリス社会における法受容の議論にどのように関わるのだろうか。

暗黒期・アルカイック期クレタに関する考古学調査研究にもとづく成果が次々と公表されてくることに対して、近年は文字史料を扱う歴史プロパーの立場からアルカイック期クレタの社会構成や国家構造の研究を再構築していこうとする反応も起こってきたが、その代表と言えるのが Seelentag (2015) の大著である。アルカイック期クレタの歴史研究としては、すでに Willets (1955) や Link (1994) がそれぞれ貴族政社会の状況やドーリス系ポリスの特質として論じているが、Seelentag は近年のクレタ法碑文をめぐる議論の深まりと考古学調査で明らかとなった新たな知見を踏まえて、クレタに成立したポリスのあり方を古代のギリシアにおける政治社会構造の展開に組み込んで跡づけたのである。

その中で「スペンシティオス規定」は、クレタのポリスの国家制度における高位役職者の機能の分業化、決議や任命に表れる平等性や機会均等の運営プロセス、外来の働き手に対する市民共同体の対応、市民資格の権利と義務に関する共同体規制などの文脈において、法文テキストの関連箇所を引用しつつ言及されている。そして Seelentag の見るところでは、スペンシティオスは、たしかに例外的な権限と役得を与えられた特別な存在であるが、彼のポイニカスタス職としての具体的な報酬や優遇を規定する条文には、確立した国家制度と運用体制が認められる。つまりポリスは共同体の社会構造のもとで、この特殊な能力者を効果的に制御し、制度化された役職として国家機構の中へ機能的に組み入れている。

アルカイック期クレタに関する Seelentag の議論は多岐にわたり、クレタのポリスの政治社会構造の様々な特質を余すところなく俎上に載せて総攬する総合的研究であり、今後のクレタ史研究の基礎となるものである。しかし彼の主張の根底には、権力を分担制や輪番制などの仕組みによって市民間で共有し、その諸制度の構築と拡大および適切な運用を具体化することが、ギリシアのポリスの進んだ（進むべき）道筋であるという信念があるように思われる。クレタは非常に多数の法碑文の作成によって、それをアルカイック期に実現した地域とされ、「スペンシティオス規定」もその文脈の中で分析され評価されている。

はたして、その歴史の道にクレタのポリスは、あるいは「スペンシティオス規定」は当てはまるものなのであろうか。たしかに、クレタ島ではアルカイック期に他の地域を圧倒するほど多数の法碑文を現出させたが、すでに述べたようにそれらは 10 の限られたポリスにおいてであり、しかもゴルテュンを除けばそれぞれの碑文数は少なく、前 6 世紀後半の一時的現象とさえ見える。クレタ東部のアゾリアのように法碑文なき共同体や、古典期には法碑文の作成を止めてしまったポリスは³⁰、Seelentag の目にはどのように映るのであろうか。

また、「スペンシティオス規定」が武具を打ち平らげた青銅板の表裏に刻まれている状態は、ダタラの共同体における市民権を裏付ける社会関係の構造や、法文に示される制度の平等化された運用とは、何の関わりもないことなのであろうか。歴史研究の文字史料プロパーとして「スペンシティオス

30 アゾリアの公的碑文の欠如に関しては、古山 (2018), 19-21 を参照のこと。古典期に法碑文作成が確認されないポリスの代表は、ドレーロスである。Cf. Gagarin & Perlman (2016) ; Wallace (2010) 331, 332 ; 古山 (2018) 138-140.

規定」を取り扱う Seelentag にとっては、この法碑文の形質や形状の特質は、さして意味のあることには思えないのであろう。しかし、そのような特異な法碑文を生み出した背景にある歴史のプロセスと、そこに記された法文を共同体の人々が受容する社会的コンテクストにも、注意の目が向けられてしかるべきであろう。

他方で、書き記された法や規定が、どのように共同体成員に真実性を持って受け入れられたのか、という本研究の問題意識とも重なる観点から、Masano (2016) が「スペンシティオス規定」を議論のケーススタディとして採用している。彼女によれば、「書き記すこと」と「記憶すること」がいまだ口承伝統の支配下にあったアルカイック期のクレタでは、公的な書き記しは記憶からの擁護があつてはじめて真実性を獲得した。したがって、書き記しに従事する者は口承文化に服従するものとして共同体に奉仕した。彼女は、スペンシティオスについてもダタラ共同体の劣格成員であつた者が、公務に就く市民を補佐する立場で、部分的市民待遇を得て記録業務に利用された、と説く。

「書き記されたもの」の真正性を口承による記憶が保証するという認識は、本研究も共有するところである。しかしながら、両者を従属的關係でとらえ、それを書き記し役の身分的立場に敷衍することは妥当ではない。「スペンシティオス規定」の法文にあるポイニカスタス職が神官不在の神への犠牲式を執り行うという規定は (II.45)、この職が単なる補佐役ではないことを示しており、そのことだけでも Masano の想定との反証となるのではなからうか。Masano (2016) は末尾に、「スペンシティオス規定」碑文のスケッチを Jeffery & Morpurgo-Davies (1970) より再掲するが、形質・形態あるいは存在状況について立ち入った検討をしてはいない。

クレタの法碑文に関しては、ICの集成以後も新碑文の発見が続いていたが、それらを含めてアルカイック期から古典期前半までのクレタ法碑文を総合的に蒐集した画期的成果が、Gagarin & Perlman (2016) として刊行された。このクレタ法碑文集のなかで、「スペンシティオス規定」は Da 1 としてエントリーされている。編者（おそらく担当者の Perlman）によって、大英博物館で改めて碑文の観察とテキストの確認も行われた。碑文の由来推定地についての議論とアフラティ村の遺跡に関する考古学的調査の紹介の後、碑文状況の説明およびいくつかの改訂を含む復元テキストが掲載され、そして最後に詳細な注解コメントが加えられている。

その碑文状況の説明では、形状・大きさ・欠損・字形の特徴が示されたのち、A面とB面の観察から、Γ(ガンマ)の形に違いがあることを指摘する。しかし、この碑文の editio princeps である Jeffery & Morpurgo-Davies (1970) のA面よりB面の方が熟達した書き手の印象があり、ABの記載は連続しないという結論に対し、Gagarin & Perlman は一人の書き手がB面の記載スペースの余裕を見て、より大きな字で続けて書き記したとみなしている。この観察はB面1行目の不可解な書き出しが、欠損で失われたA面最終行の継続文であると考えられることが傍証となると言う。

ただし、薄く壊れやすい青銅板に小さな文字で記された法碑文が、石に刻まれた法や決定と同じ意味の公的碑文とみなせるかは疑問だ、とも認めている。そして、スペンシティオス自身が自らとその一族のために、ポリスの公的碑文から転写した私的文書ではないか、と推察している。また、Gagarin & Perlman は、この碑文の支持媒体を「ミトラもしくはミトラ状の物体 mitra or mitra-like

object」と評しており、青銅武具パーツであることにも嫌疑を抱いているように思われる。そうした見解は、「スペンシティオス規定」の子細な実見観察にもとづく貴重な意見として尊重されるべきであろう。

編者のGagarin & Perlmanは、この法碑文集を最終決定版としてではなく、今後の様々な観点の判断を可能にする研究のプラットフォームとなることを望むと述べているが、今後のクレタ研究のみならず、ギリシア法研究やアルカイック期の社会と国家に関する研究、ひいてはギリシアにおけるポリス研究全体の基礎ともなるであろう。しかし惜しむらくは、このクレタ法碑文集では新出碑文にしか写真・スケッチが掲載されておらず、それ以外の法碑文について形状や形式を確認するためには、今なおICにあたらなければならない³¹。

「スペンシティオス規定」に関して言えば、A面については、13行目末の「ローρ」を「ラムダλ」に置き換える以外はアクセントの改訂のみだが、判読の比較的容易なB面は、初期の諸研究で出された校訂のいくつかを容れつつ、語句やセンテンスの区切りの変更を提示している。ルーペを用いてさえも文字の判読には困難を極めたと告白して、結局Jeffery & Morpurgo-Davies (1970)のスケッチをそのまま再録し、文字の同定については基本的にJeffery & Morpurgo-Daviesの判読を踏襲している。そのため、Gagarin & Perlmanの記念碑的なクレタ法碑文集は、「スペンシティオス規定」にかかわる研究を、むしろ碑文のテキスト確認についても、形質および形態の面でも、存在状況のコンテキストから乖離させてしまうのではないか、という危惧を抱かせる。

最近公表されたPaluchowski (2019)は、「スペンシティオス規定」を、クレタのポリスにおける政治社会状況が、成員による内部の序列的諸小共同体への集団帰属意識から、国家への個人的市民アイデンティティに展開していく過渡期の歴史的段階に位置づける。その際、彼が目にするのは、法文内に見られる二重性である。

ここに言う二重性とは、「ダタレイス」と表記されるダタラ人総体と部族の代表者たちから構成される会議体「ポリス」という是認主体の二重性であり、スペンシティオスが担う「ポイニカゼン」と「ムネモネウエン」という職務機能の二重性であり、終身かつ世襲の役職を得たスペンシティオスとおそらく1年ごとに交代するはずのコスモス職という公職任期の二重性であり、A面10行目まで動詞表現で示される任用の一般規定とそれ以降のポイニカスタス職の具体的職務と役得を定めた個別規定という条文の性格の二重性である。

Paluchowskiによれば、こうした二重性はこの法碑文がアルカイック期末のクレタの時代状況を反映しており、ダタラの共同体では部族・家族・ヘタイレイア・アンドレイオンなどの内部小共同体の結束が強く、国家やその機構の複雑化と自己統制化が進んでいないため、ポイニカスタスは特権的な終身職で特定家系に世襲され、古典期のゴルテュンのムナモン職のような一般職となっていないのである。

クレタのポリスの歴史的変化を社会的諸集団の紐帯に縛られた段階から、国家的諸制度を通じて市民アイデンティティの一般化した段階へと、発展的にとらえようとする問題意識には異論の余地がある

31 この新たなクレタ法碑文集の意義と問題点については、古山 (2017a) を参照のこと。

けれども、Paluchowski の議論には説得力を感じさせるところが多い。たとえば、「ポイニカゼン」と「ムネモネウウェン」はいずれも直接目的語を支配する他動詞として登場しているので、従来の「書記役になる」「記憶役になる」との一般的意識は適切ではなく、「～を記録する・書き示す」「～を記憶する・思い出す」と訳すべきという指摘は、スペンシティオスの役職理解の根本に関わるものである。また、この時期のクレタの小さな共同体に文書室の存在は想定できず、スペンシティオスは二重の職責を統合的に務め、集团的記憶の媒介者として、詩人のするように聴衆の面前で心に記録された内容を詠唱したとの推定は、法碑文の声による現象化という本研究の認識に近い。

ただし、Paluchowski は「スペンシティオス規定」の法文を全文掲載し、テキストの異読や原文批判・フランス語翻訳・解釈の注記を示した上で、論争になっている論点や自らの分析と議論を展開しているが、やはりこの史料の支持媒体（碑文本体）については考察を加えていない。ゴルテュン大法典のモニュメント性を市民間格差の具象化と固定化の装置であったと論ずるならば、そうした形状や形態への洞察を「スペンシティオス規定」にも向けるべきであった。

以上の概観で見てきたように、1990年代以降「スペンシティオス規定」の法碑文は、古代のギリシアにおけるリテラシーの展開や法の支配の成立に関する議論の広がり、また、青銅器時代以後のクレタに関する情報の増大と認識の深まりによって、様々な新たな観点から多くの研究者が再検討・再評価・再利用をするようになった。

それは、この法碑文がクレタの歴史研究のみならず、ギリシアの古代社会の理解にとっても、今なお重要な史料であることを物語っている。しかし他方で、そうした総合的・俯瞰的視野の中に「スペンシティオス規定」が取り込まれるにつれて、この法碑文が青銅板に記されていること、ミトラという武具パーツに刻まれていること、半月状に平面化された支持体の両面に記載されていること、という非常に特異な実態状況への留意が後退している傾向も読み取れる。この碑文の存在状況に考察を及ぼしている研究もあるが、ほとんどの研究者は、もっぱら法文テキストの内容のみを問題としていることも確認できるであろう。

Ⅲ. 両面記載の青銅板碑文としての「スペンシティオス規定」

ここでは、「スペンシティオス規定」の形質・形態上の特徴を考察していくにあたり、アルカイック期から古典期前半のギリシアにおける類例碑文について、その内容だけでなく形状についても情報を提供する3つの史料集 (*Koerner*; *NOMIMA*; *LSAG*) を基礎に、まず、青銅板の公的碑文の出現分布を時代と地域の点から概観し、クレタ島では稀有の存在である「スペンシティオス規定」が、古代のギリシアにおいてどのような歴史地理的位置にある碑文史料であったかを確認する。

それを踏まえて、とくに両面記載という点で共通する金属公的碑文を採り上げ、史料集に記載されている形態と形状に関する情報を整理し、画像資料の観察から得られる存在状況を「スペンシティオス規定」と比較分析することを通じて、このクレタでは稀有な形質と形態の青銅板碑文の存在状況が

持つ意味へアプローチを試みてみたい。

1. 金属公的碑文における両面記載の類例

ギリシア全域でのアルカイック期から古典期初頭までの公的碑文のうち、金属に刻まれたものは全体のおよそ4割を占め、決して少なくはない³²。ただし、その分布状況は地域的な偏りがあり、アッティカやイオニア地方そして島嶼部においては皆無に等しいのに対し、ギリシア本土中部・ペロポネソス半島そしてイタリア半島南部およびシチリア島には多くの事例が確認できる³³。とくにオリュンピアは青銅板公的碑文の出土例が集中して多い³⁴。

こうした現状の中でクレタ島は、金属碑文のほとんど出現しない前者のグループに入り、その点では「スベンシティオス規定」は特異な事例と言えるであろう。

アルカイック期から古典期初頭におけるギリシアの金属公的碑文を、3つの史料集から抜き出して時代順に並べたのが表1 金属公的碑文一覧である。これらの碑文には紀年の表記がなく、記載内容と字形からの年代推定に頼らざるを得ないため、碑文成立の時期特定には不確定な部分が残るが、大まかな時代趨勢はうかがえるであろう。すなわち、この表からは、金属公的碑文は前6世紀初め頃からギリシア世界に登場し、前5世紀後半にはほとんど姿を消すことになるが³⁵、その最盛期は前525～475年頃の約半世紀間であることが明らかとなる〔表1-4～33の太枠部分〕。

「スベンシティオス規定」の年代推定も同様に不確定的ではあるものの、前500年ないし前6世紀末頃ということで諸家の見解は一致している³⁶。したがって、この青銅武器法碑文は古代のギリシアにおける金属公的碑文出現の最盛期に属しており、時代性の面からみれば何ら特異な存在ではない。そして興味深いことに、クレタ島における法碑文の出現についても前6世紀後半は、中央部各地のポリスで法碑文が出現する時期であり、「スベンシティオス規定」成立の時代背景に、ギリシア金属公的碑文の隆盛とクレタ島での法碑文の頻出という周囲の環境的条件があったことをうかがわせる。

他方で、表裏両面に公的文面を記載した事例は限られており、管見の限りでは、シチリア出土の殺人法規定らしき青銅板碑文〔表1-4〕、ロクリス地方由来とされるいわゆる「パパダキス青銅板」〔表1-5〕、「スベンシティオス規定」〔表1-17〕、セリヌスの裁判呪詛を記した鉛円盤〔表1-18〕、オイアンティアとカレイオン相互の到来者保護協定〔表1-36〕そしてナウパクトス入植の法〔表1-37〕、以上の5件である³⁷。

まず、〔表1-4〕の青銅板碑文は、レオンティニとゲラの間にあるサン・マウロ山の小集落の遺跡から、かなり傷んだ状態の12の断片で発見され、すくなくとも2枚の青銅板に記載されていたと

32 *NOMIMA* I・II 所収前6～5世紀の公的碑文69件のうち29件(42.0%)が金属に刻まれている。Cf. 古山(2018)143-145.

33 同論文143; Thomas (1992) 84.

34 *Koerner*の挙げる青銅法碑文のうち、オリュンピアの事例は44.4%(8/18件)を占める。Cf. 古山(2018)143-150.

35 *Koerner*では、アルカイック期の金属法碑文は70%(法碑文23件中16件)となるが、前480年以降は法碑文(51件)の3.9%(2件)に過ぎなくなる。Cf. 古山(2018)143, 146f.

36 Jeffery & Morpurgo-Davies (1970), 122; *NOMIMA* I, 106; Gagarin & Perlman (2016) 182.

37 この5件について以下の本文の説明は、とくに注記のない限り *NOMIMA* I の記述に拠る。

表 1 金属公的碑文一覧

No.	出土・由来	内容	BC	形質・形態	NOMIMA	Koerner	LSAG
1	タナグラ	テーベの「選良」の奉納銘	610-550	青銅製平盃	70		94,7
2	オリンピア	祭祀規定 IvO1 1	(7/)6C	青銅板	-	36	
3	アルゴス	諸犯罪に対する罰則	575-550	青銅板	100	29	168,9;pl27
4	シチリア:カルタジロネ	カロンダスの殺人法?	525-500	青銅板表裏	01	86	247,2
5	ロクリス?	不動産に関する法、いわゆる「ババダキス青銅板」	525-500?	青銅板表裏	44	47・48	108,2;pl14
6	ドドナ	卑属に関する口頭試問	520-500	鉛板	II 29		230,13;pl44
7	オリンピア	法の変更に対する法的戒め	6C末	背面裝飾青銅板	108	38	220,9;pl42
8	オリンピア	種々の戒めに関わる法文	6C末	青銅板	109	41・42・43	220,5;pl42
9	アルカディア	役人の違反にかかわる神聖法	6/5C	青銅板	-	35	214,2;pl
10	ラコンニアのアイギアイ	ヒュアキンティオス族の奉納銘	6C/5C初	青銅製丸鉢	76		
11	オリンピア	外国人に対する規則	c.500	背面幾何学文青銅板	4		
12	オリンピア	セリヌス亡命者に関する協定	c.500	青銅板	17		
13	オリンピア	テオコロスとダミオルギアら高官職に対する保障	c.500	青銅板	24	39	223,10
14	オリンピア	エリスとエウアオイオス人?との協定	c.500	青銅板	52		220,6
15	オリンピア	Lex Sacra IvO1 5	c.500	青銅板	-	40	220,4
16	シキュオン	講仲間?に関する規定	c.500	青銅板	75	23	
17	クレタ	スベンシテリオスの職務と特権の約定	c.500	青銅武具表裏	22		
18	オリンピア	シュパリスとセルダイオイの協約	c.500?	青銅板	42		456,16;pl77,2
19	オリンピア	ザンクレと隣国との条約の断片	500-494	青銅板	58		247,5;pl49
20	オリンピア	神祇官の保護規定	5C初	青銅板	36		
21	ハリエイス	役職者規定? HM 620	5C初	青銅薄片	-	26	
22	シチリア:グランミケーレ	市民票	5C初	青銅板	79		
23	テルプーサ	布告役の錫杖	5C初	青銅製柄杓表裏	98		
24	コルクユラ	市場監督役の分銅	5C初	青銅円盤	99		
25	ゲラ	牛取引?	5C初	鉛板	II 63		
26	オリンピア	カラドゥリア人とデウカリオンの協定	500-475	青銅板	21		220,8;pl42
27	アルカディアのルソイ	二国間協定の一部?	500-475	青銅板	57		224,8
28	セリヌス	裁判相手への呪詛	500-475	鉛円盤表裏	5		
29	シチリア:カスマナイ?	市民権付与規定	484/3?	青銅板	18		
30	アルゴスorハリエイス?	宝物の運用規定	480-470	青銅薄片	107	27	269,20
31	オリンピア	オリンピックの裁定	480-450	青銅板	60		450,E;pl75,7
32	キプロス:イダリオン	「イダリオンの青銅板」:メディア人家系との取決め	478-470	青銅板表裏	31		
33	オリンピア	エレア人によるパトゥリアスへの協定	c.475	青銅板	23	37	222,15;pl43
34	アルゴス	オイクス人グノスタスへのプロクセニア規定	c.475-470	青銅板	35		169,22
35	オリンピア	アナイティオンとメタピオンの協定	475-450?	青銅板	51		220,12
36	ロクリス:カレイオン	オアイアンティアとカレイオン相互の渡来者保護協定	c475-450	青銅板表裏	53		108,4ab;pl15
37	ロクリス:カレイオン	ナウバクトス入植の法	460-450	青銅板表裏	43	49	108,3
38	アルゴス	ヒュルナティス族の会計報告	460-450	青銅板	65		
39	オリンピア	スキロンティア人に対するエリス?の法	450以前	青銅板	56		220,17
40	テッサリア:テトニオン	コリント人ソタイロスへの特権認可	450	青銅板	33		99,10;pl11
41	オリンピア	解放奴隷一覧表?	450より後?	青銅板	II 27		
42	アルカディアのルソイ	プロクセス・リスト	450-430?	青銅円盤	-		216,3
43	スキルス	国家の新秩序	450-425	青銅板	-	44	

NOMIMA = H.van Effenterre et F.Ruzé eds. *Nomima: Recueil d'inscriptions politiques et juridiques de l'archaïsme grec*. I (1994); II (1995)

Koerner = K.Hallof hrg. *Inschriftliche Gesetzestexte der frühen Griechischen Polis: Aus dem Nachlaß von Reinhard Koerner*. (1993)

LSAG = L.H.Jeffery with A.Jonston, *The Local Scripts of Archaic Greece*. (1990)

推定されている。法文の全容を知ることは不可能であるが、殺人 (*phone*[*a* 断片 1 裏・3 表裏・6 表) 逃亡 (*phe*[*ugei* 断片 1 裏) タラント (*talan*[*ta* 断片 5 裏) の文言が見え〔図 2 参照〕、殺人犯罪に関する処罰法の内容であることはほぼ確実で、そこからカタナの「カロダスの法」の一部ではないかとの推測もある。

ただし、句読点をともなう牛耕式で記載されている法文の文字はエウボイア系であり、したがっ

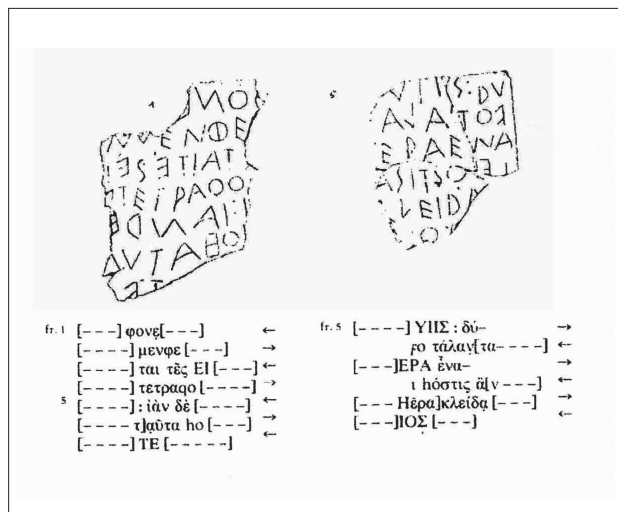


図 2 サン・マウロ山出土の殺人犯罪処罰法碑文断片 (Fr.1 & Fr.5)
 L. Debois ed. *Inscriptions grecues dialectales de Sicile*,
 Rome (1989) 16 より転載。

て、この青銅板碑文はドーリス系のクレタ人とロドス人が入植したゲラではなく、カルキス人の植民市レオンティニのものともみなされている。

注目すべきは、片面のみの法文断片が3ピース存在し(断片 2・4・12)、それらは校訂によれば表ではなく裏面の記載と判定されていることである。このことを *NOMIMA* の編者は、復元推定される完形 2 枚の青銅板碑文はいずれも同一の法の縮約版で、先に表面にいくつかの短い法文が刻まれ、それからほどなく裏面にそれと関連した追加ないし修正の長文法規が記されたと説明する。

次に、〔表 1-5〕の「パパダキス青銅板」碑文は、縦横 14.3 × 33.3/32.5cm・厚さ 0.3cm の長方形で、下辺左にはほぼ 1 行分の欠損が端から 1/4 程度あるのみの、ほぼ完形を残す青銅板である〔図 3 参照〕。表面には左上から右向記載で始まる牛耕式で 16 行の不動産に関する法規 (*tethmos*) が刻まれているが、6 行目ほぼ中央部に判読・解釈不能で不可解ないくつかの文字が存在する。刻み字が小さく、また行間が窮屈で、行が進むにつれて列が乱れることもあって、文面の判読はかなり難しい。

裏面は、左上端より書き出しの右向記載の一行目が右端手前で終了し、空白行を置いて新たな行が左端より右向記載で始まり、文末 2 文字のみ牛耕式で次行右端に刻まれ、また空白行を挟んで改行の後 3 行が続き、さらに、青銅板の上下を転倒させて、別の法文が 4 行にわたり牛耕式で記載されるという、非常に複雑な様相を呈している。

これら裏面記載の 3 つ法文の関係については、中央の 2 行は表面の土地分配法文の追加条項、下部の転倒記載の 4 行はダミウルゴス職の不法利益供与に対する処罰規定であることは判明しているが、冒頭の 2 行は、表面 6 行目の不可解記載の書き直しとする解釈と、別法文の末尾(上部は別の青銅板に存在と推定)という見解に分かれる³⁸。下部転倒の法文も開始は別の青銅板にあった可能性が高い。

38 *ML*, 23f. なお、*NOMIMA* I, 188 では後者の立場が採られている。

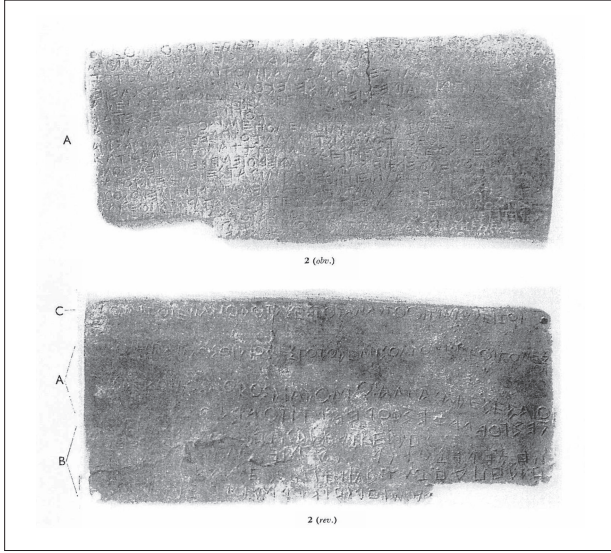


図3 「パバダキス青銅板」
LSAG, Plate 14, 2より転載。

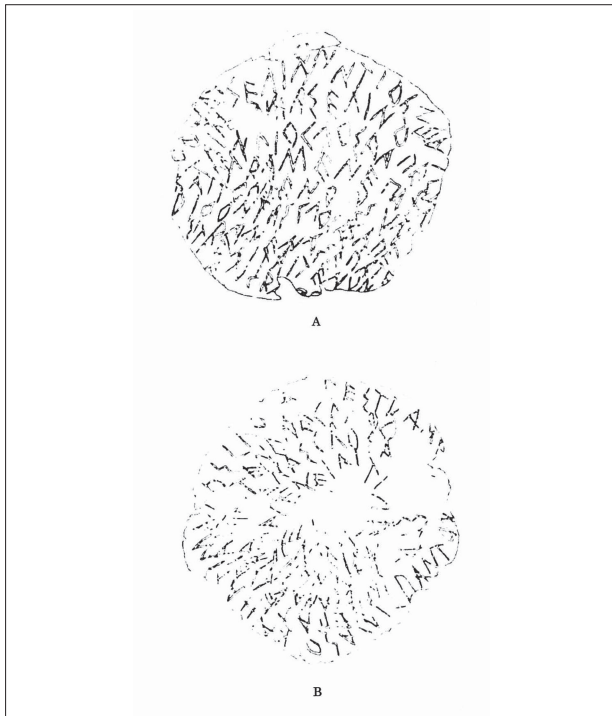


図4 セリヌスの裁判呪詛の鉛円盤
NOMIMA I, 43より転載。

この碑文はアイトリア東端のプサリアニまたはナウパクトスの地域に由来し、刻まれている文字はロクリス・オゾリスの形であるが、文面はアイトリア方言ないし北西ギリシア方言のものらしい。コッパヤプシの古形文字と文学的な文言の採用から、*NOMIMA*の編者は碑文作成に際し外部の影響を想定している³⁹。*ML*, No.13の解説では、この両面記載の法文がどの時点で公示されたのか謎とされるが、写真で観察すると、表に比べ裏面の文字はかなり大きく、空白行の介在や下部の文字転倒によって各条文の判別と判読は比較的容易であり、裏面に表の追加条項があるとすると、それが記された後に、その面が見えるように掲示されたとも考えられる。

前5世紀第1四半期に年代推定される〔表1-18〕は、直径4～4.5cmほどの鉛の円盤の表裏に、係争相手の名前とその者が述べることを呪縛する定式文句を繰り返す呪詛銘文であり、セリヌスのアクロポリスの西にある聖所から発見された〔図4参照〕。冒頭の *Selinonntio* が「セリヌスの人」ではなく、個人名ないしあだ名であるとすれば公的内容の碑文ではないであろうが、裏面2行目の *Turrana* が「エトルリアの女」を意味することから、外国人に関わる何らかの公的性格の内容が含まれているのかもしれない⁴⁰。

³⁹ *Ibid.*

⁴⁰ ゲイジャー (2015) 162f, No51 : 398f, n.90-92 では、円盤形状と「記入する *engraphein*」の用語の希少性が指摘され、非市民の共同告発人に対する証言呪縛の文言で、ある種の護符でないかと推測されている。あるいは、単なる口封じの呪詛ではなく、相手からの呪詛を公に祓うためのものとも考えられよう。

現在は紛失してしまったこの円盤碑文については、残されたスケッチで観察するしかないが、表面ではほぼ右向記載の並行行（一部に上向・下向の垂直行）で刻まれる一方、裏面では外縁から中心に向かって渦巻き状に記されている。どちらにも句読記号は見当たらない。公私いずれにしても呪詛盤であるなら、この碑文は呪詛儀式で読み上げられた後には人目につかない地中に埋められるか、聖所の内奥に秘匿されたであろう。したがって、その後は一般には見ることも読むこともない文言であったとも考えられる。

成立推定年代は前5世紀第2四半期に下るが、ロクリス地方のギャラクシディから2件の両面記載青銅板公的碑文が発見されている。その一つ、オイアンティアとカレイオン相互の渡来者保護協定〔表1-36〕は、左縁に直径4cm程のリングが付いた縦横8.3×28.5cm・厚さ0.8cmの鋳の刃状の青銅板に刻まれている〔図5参照〕。法文の文字は、両面とも左上から右向記載で整然と配列されており、表の最終行は下辺間際だが3/4行ほどの空白を残して終了し、裏の最終行は1/4行の空白とさらにその下に1行分の余白がある。

記載状況からは法文テキストは、それぞれの面で完結しているように見えるが、筆跡の違いによりA面8行目5文字目までと、それ以降B面末までの刻字は別人によると判定されている。

とくに、A面8行目までは文頭をはじめ、かなり頻繁に縦3点の句読記号が打たれているが、同行後半からは縦2点の句読記号に代わる。つまり表面の途中から書き手が代わったということであり、内容においてもA面8行目冒頭までは互いの国からの渡来者について身体と財産の安全保障を規定する条項であり、それ以降B面末までは *xenos* (異国の者) および *proxenos* (名誉領事) そして *Fastos* (市民)

それぞれが当事者となる裁判の手続きおよび裁定員の構成に関する規則という違いがある。

注意すべき点は、表(A面)と裏(B面)とでは文字が逆さまに記されているため、続けて読むには左右ではなく上下に返さねばならないことである。かなり横に長い形状でのA面からB面への連続性を重視したか、左縁部のリングの存在が原因なのかもしれない。もし、そのリングにフックを通して壁に掛けられていたとすれば、当然のことながら裏面の記載を読むことはできないが、その状態では見える側のテキストも90度横転するため読みづらかったであろう。

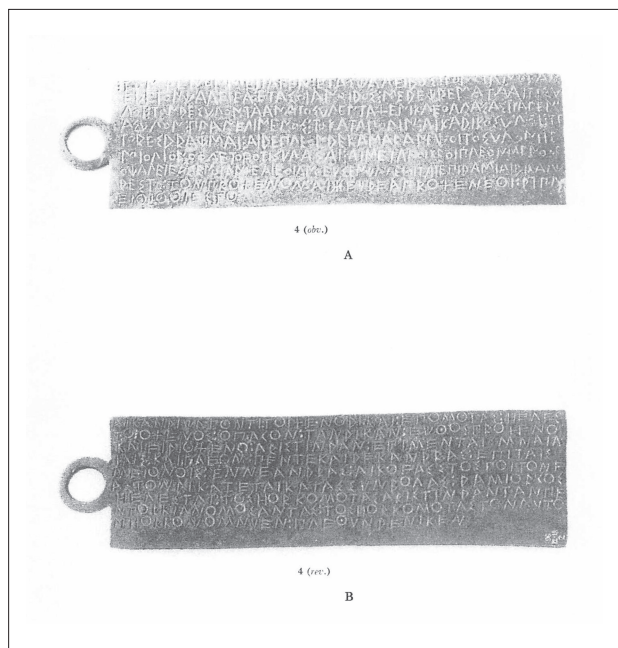


図5 オイアンティアとカレイオン相互の渡来者保護協定碑文
LSAG, Plate 15, 4より転載。

最後の〔表1-37〕は、ヒュボミディ

アのロクリス人のうちナウパクトスに入植した者たちに関する法規定で、縦横 18 × 33cm・厚さ 0.6 cmの青銅板両面に記されている〔図 6 参照〕。

成立年代は前 460～450 年頃と推定されているが、アテネによるメッセニア人のナウパクトス入植より前のものと考えられる⁴¹。テキストの文字は西ロクリスの特徴があり、内容は東ロクリス人（ヒュポミディアのロクリス人、オプスのロクリス人）のナウパクトス入植に関わる法規であるが、*NOMIMA* の編者は、発見地からみて裏面 47 行に言及のあるカレイオンに置かれた同法規の写しであると考えている⁴²。*Koerner* も一部の刻文の欠如と様々な解釈を可能にする書き方であることは否めないとし、この碑文はカレイオンのもので、本来のオプスでの法文を完全に再現したものではないという *IG* 編者の見解 (IX ,1,334) を注記している⁴³。

表側 (A 面) は 25 行あり、左上端より右下端まで右向記載で、序文と条項 A から E の途中までが刻まれており、最終行は 3 文字と句読記号だけで終了し、その行の残りは空白である。裏側 (B 面) も同様に、左上端よりの右向記載で条項 E の続きから θ までの 22 行があるが、右側の行間がやや詰んでいるため最終行の下の空白は、左端が 2 行分であるの対して右端は 4 行程度に拡大している。

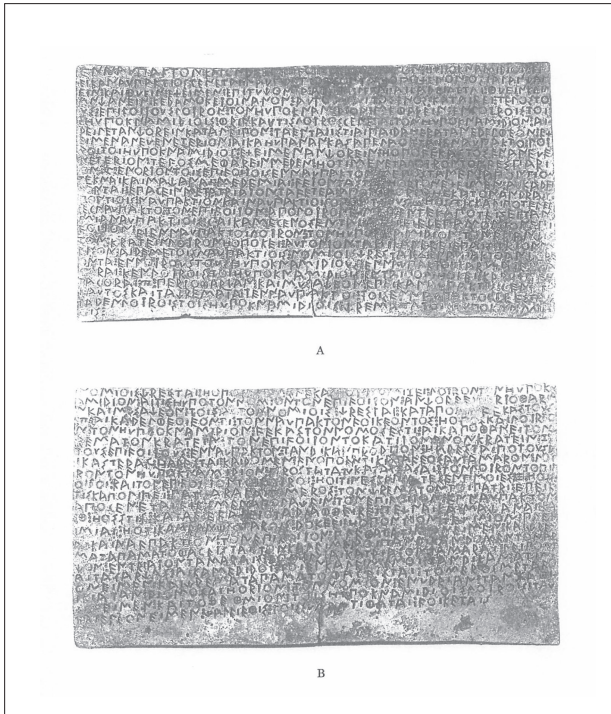


図 6 ナウパクトス入植の法碑文
大英博物館博物館オンラインサイトより転載。

https://www.britishmuseum.org/collection/object/G_1896-1218-1

41 Thuc. I, 103.

42 *NOMIMA* I, 178.

43 *Koerner*, 176, n.6.

しかし、行間線がなくとも列のきれいな並びとしっかりとした刻字によって、現在でも文字の判別が容易である。1行あたり 2～6 個の縦 3 点式句読記号が挿入されており、とくに各条項の冒頭に置かれるアルファベット数詞は、4 行目の先頭に位置する *F* (ディガンマ) をのぞき、すべからくその句読記号で前後を挟まれていて分かりやすい。そうした整然とした記載状況は、この碑文が正規の法文であるという印象を与えているが、他方で、この青銅板には小孔がなく、建造物の壁面に掛け貼られていたとは思われない。柵や壁龕に立掛けて置かれるか、あるいは、箱のような入れ物の中に嚴重に保管されていたかもしれない。

2. 「スペンシティオス規定」の共通する特徴と独自の特異性

以上のように、形状と形式の観点から他の両面記載の金属公的碑文の形態上の特徴と存在状況を観察すると、「スペンシティオス規定」〔表 1-17〕とのいくつかの興味深い相違点と共通点が浮かび上がってくる。「スペンシティオス規定」の具体的な存在状況については、すでに Jeffery & Morpurgo-Davies (1970) のスケッチをもとに述べてあるが、ここでは青銅板の両面記載碑文としての相違点と共通点を分析していくにあたり、改めて大英博物館オンラインサイトの公開画像を参照して⁴⁴、この碑文の機能と意味を考察してみたい〔図 7 参照〕。

これらの両面記載の碑文は、いずれも表裏で記載の形式が異なり、別人の手になるものか、刻文の時期の違いか、に起因するとの指摘がなされている。それは裏側の文面が、ないしはその一部が、追加条項であった可能性を示唆しており、この点では「スペンシティオス規定」も同様である。もし、既存の古き法に対して現状に対応した新たな条文を追加したとすれば、その新規定を公示して周知させることが重要であろう。その場合、古き法の側ではなく、新たな追加条文を記載した面を掲示したという状況が考えられるかもしれない。とくに、「カロンドスの法」と推測されるシチリアの青銅板

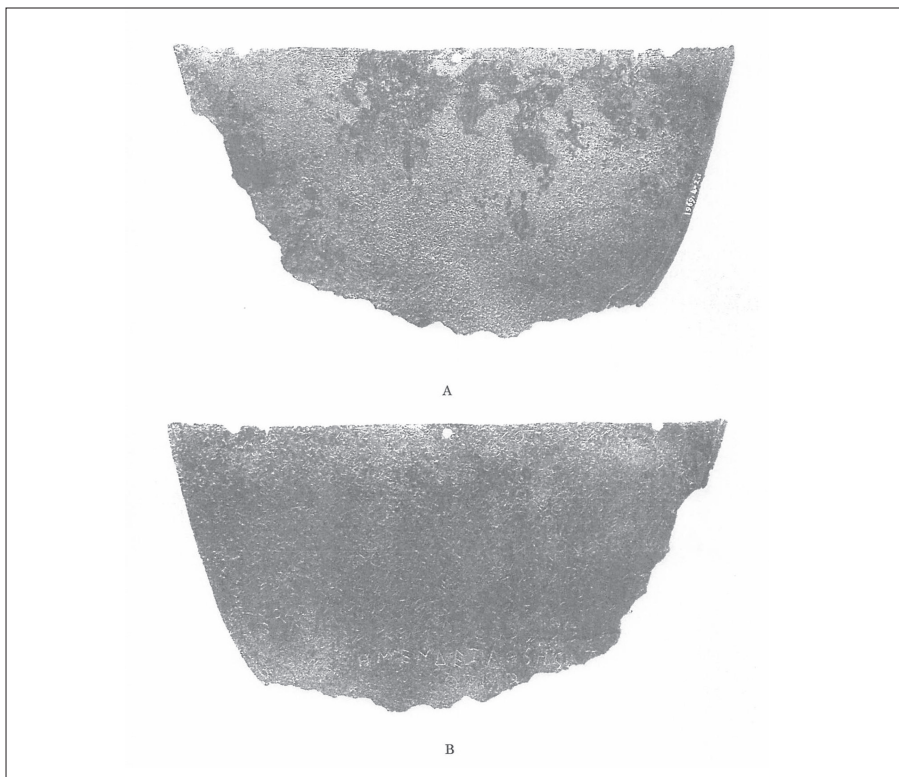


図 7 「スペンシティオス規定」(写真)
大英博物館博物館オンラインサイトより転載。

https://www.britishmuseum.org/collection/object/G_1969-0402-1

44 画像掲載：https://www.britishmuseum.org/collection/object/G_1969-0402-1 (最終アクセス 2021 年 11 月 11 日)

碑文〔表1-4〕は、裏面記載の条文が表に比べて長大であり、そちらの法を示す方が自然にも思える。

しかし、これらの両面記載の金属碑文の成立年代である前6世紀末から前5世紀初に、法文の文字による表記と公示という活動が活発になったという時代状況を考慮すれば、その頃には、古き法も新たな追加条文の記載を機会に、合わせて碑文として公示することが行われたのではなかろうか。いずれの場合も旧法と新法の記載時期は、さほど時間差は無いようなので、両者一連のものとして「法を文字として記すこと」に意味があったとは言えまいか。

むしろ問題は両面記載の碑文を掛けおく場合、正面（それがA面であれB面であれ）の法文しか読み取ることができないという事実である。裏面を読むためには碑文を返さなければならないが、神聖な空間に安置されていたと考えられる青銅板に手を触れて動かすことが、はたして誰にでも許されたであろうか。あるいは、青銅製という形質上の特性から、損傷や錆化の防止のため碑文本体が専用の保管箱や他の奉納品と同じ宝物庫に安置されていたならば、神官か、しかるべき役職にある者以外は、それに記された文字を読み取ることができるほどに近寄ることさえできなかったに違いない。

その点では鉛円盤の呪詛碑文〔表1-18〕の存在は示唆的である。この呪詛銘文は、すでに述べたように、神への祈願としてセリヌスのアクロポリスの聖所で読み上げられた後、その神域のどこかに埋められたか、特別な場所に秘匿されたと推察される。裏面の文面が別の機会に記されたのであれば、その際も同様な手続きが取られたであろう。もし、この呪詛銘文が何らかの公的意味を持っていたとすれば、それにふさわしい機会に、それにふさわしい者によってのみ、取り出して読み上げられたはずである。

碑文に記された公的呪詛を、ポリスの特定の役職者が定期的に読み上げるという手続きについては、明確な事例がある。「テオスの呪い *Teiorum Dirae*」と呼ばれる石のステレ両面の碑文 (*NOMIMA* 104; *Koerner* 78; *ML* 30) と、石柱4面に植民市アプデラにまでの拡大適用を記したもう一つのテオスの「呪い碑文」(*Herrmann* (1981); *NOMIMA* 105; *Koerner* 79) であり、いずれも前470年代頃の成立と推定されている。前者の国家反逆者に対する呪詛を記した碑文には、定期的な呪いの読み上げを高位の役職者の怠らざるべき必須の任務として次のように命じている。

「ティムコス職にありながら、アンテステリア祭およびヘラクレスの祭およびゼウスの祭において民会に列席せし時、権能にもとづく呪いをなさざる者は、その呪いに陥るべし。呪いを書き記したる石碑を損壊せし者、あるいはその文字を削り除きし者、あるいは不可視にせし者、その者は滅ぶべし、かの者自身も、かの者の一族も。」(*NOMIMA* 104, B ll. 29-41)

後者のアプデラ適用の「呪い碑文」にも、ほぼ同様の職務規定の条文があり (*NOMIMA* 105, D ll. 1-23)、テオスとアプデラ両方のポリスにおいて、一年に3度祝祭の機会に開催される民会 (*agôn*) の場において公衆の面前で石碑の文言を読み上げる (*analegô*: D l.14) ことが、ティムコス職とタミエウス職の任務であった。

先に見た「パパダキス青銅板」〔表1-5〕にも、「この約定を破りし者には、滅亡あらん、かの者

本人も子孫も、資産も。しかるに遵守せん者には、神の寵愛あらん。」(A ll. 14-16)との呪詛条文がある。おそらく、その読み上げは、B面に言及されるアルコン(B l. 21)もしくはダミウルゴイ(B l. 22)の役目であっただろう。

また、ナウパクトス入植に関する法〔表1-37〕の第9条項には、その法規定の違反者に対する市民権剥奪および財産没収の処罰規定と、違反告発者のためにアルコス職が30日以内に法廷を開くこと、アルコス職にある者がそれを怠った場合は同様に市民権剥奪および財産没収の処罰を受ける規定、さらに、その法廷の裁判員たちが法に基づく誓いを立て、評決投票はヒュドリアにいれねばならないことが明記されている(B ll. 38-46)。そして末尾にヒュボクネミディアのロクリス人へのこの法は、アンティファタスとともに入植したカレイオンの者たちにも同じ効力がある旨が記されている(B ll. 46f)。

カレイオンからの入植民とカレイオンの市民にとっては、この末尾の一文こそがもっとも重要であったであろうが、もともとのヒュボクネミディアのロクリス人には、最終条項の罰則規定が法の遵守にもっとも必要な規定であり、法廷の開催のたびに裁判員が宣誓するのと同じように、そしてまた、アテネのアルコンが就任時に「王の列柱館」で宣誓したように⁴⁵、アルコスもこの条文を読み上げて法の遵守を誓ったに相違ない。

クレタにおいては、コスモス職の10年間再任を禁止する前7世紀後半のドレーロスの法碑文が、アクロポリス鞍部にあるアポロン・ピュティオス神殿の壁面に刻まれ、その条項と違反者への罰則規定はコスモス職とダミオス職と「ポリス」の20人によって宣誓として読み上げられた⁴⁶。おそらくドレーロスでは毎年コスモス職に選出された者が就任する際に、この集団的宣誓がなされたと考えてよい。

すなわち書き記された法文は、それが呪詛であれ、宣誓であれ、あるいは役職の規定であれ、特定の機会(祝祭日や就任日)に特定の者(当該法に関係する者)によって、神聖な場で神に向かい読み上げるといふ儀礼的行為を通じて顕在化した。他方でこの機会には、読み上げの声を発する者とその声を耳にする者の両者が、儀礼行為の身体性をもって法を体感し、声によって現象化した法を共有感覚として自らの内へと受容することにもなったであろう。

以上の考察は「スペンシティオス規定」の理解にも当てはまるところが多い。「スペンシティオス規定」の条文には「読み上げ」の明確な文言は見られないが、小さな青銅板の表裏両面に記された法文は、それが聖所にしろ、アンドレイオン施設にしろ、壁面に貼り付けられて公示されていたとしても、そのままでは内容を周知させることはできない。まさに、この存在状況こそ、この法碑文の読み上げを前提としているのである。

そして何よりも、青銅板碑文の裏面の法文を読むためには、直に手に取って裏返さねばならない。法碑文を読み上げる者が、上記の比較考察で見たように、その法の発布と施行に責任を持つ、しかる

45 Aristot. AP, 55, 5. Cf. パウサニアス著・馬場恵二訳『ギリシア案内記』(上)1991年の訳注32, 14および解説304頁。

46 Gagarin & Perlman (2016) Dr.1. Cf. 古山 (2013), 48.

べき役職の者であったとすれば、「スペンシテオス規定」の法碑文を読み上げて、その条文内容を周知させる役目は、他ならぬポイニカスタス職が担ったはずである。

この読み上げが、いつ、どのような場面で行われたかは不明であるが、アテネのアルコン職の例を参考にすれば、スペンシテオス一族の後任者が新たにポイニカスタス職に就任する時の可能性ももっとも高い。あるいは、ドレーロスにおける集団宣誓の事例のように、会議や裁判においてポイニカスタスの随伴するコスモス職が一年ごとに交代する機会にも、関係者および公衆の前で読み上げられたのかもしれない。

「テオスの呪い」が祭礼においてなされたように、読み上げによる法の存在と効力を改めて顕現させる行為も、ある種の儀礼化された形式でなされたと思われる。そのことはスペンシテオス自身の人名から推測されよう。Marginesu が指摘するように⁴⁷、この人名は *spendo* と *thios* からなり「神に灌奠儀礼によって約束する」というほどの意味をなす。それ故に、この名の含意は、彼の記憶や書き記しによって申し示す法は、単に彼個人の特殊技能によって起草されたのではなく（無論、捏造や改竄によって自分に都合のよいように造り出したものでもなく）、御神水を注いで神に宣誓した上で現わされる「本物の法」である、という真正性（＝神聖性）の保証を示唆するものである。

さらに、スペンシテオスというギリシア世界で他に例をみない特殊な人名は⁴⁸、もしかすると終身のポイニカスタス職に就くことの許された人物によって代々受け継がれていった名で、特異な能力を持つ一族の名誉と権利を集団的に象徴する記号であったのかもしれない⁴⁹。また、この法文ではポイニカスタス職が常に単数で表記されていることは、この職務がスペンシテオス一族において一子相伝で継承されていたことをうかがわせる。一族内に複数の候補者がいたとしても、おそらく「スペンシテオス規定」自体に一族以外の者への権能承認に関し明文化されているのと同様、「成人の息子ら大多数の選び命じし者 (I.10)」だけが、正嫡の後継者として認められたのであろう。

一方で、このような文字で記された法文を儀礼と読み上げによって公衆に知らしめるという役割は、役職者の果たす積極的な行為を意味していると言えよう。したがって、「スペンシテオス規定」の *poinikazen* という動詞で示される職務は、単に「(聞き知ったことを) 書き留める、記録をとる」という受動的な役柄ではなく、「文字にして (皆に) 示す」という能動的概念を表わすと考えねばならない。

同様に、*mnemoneuFēn* もまた「記憶する」という保管的役目よりも、「(言葉で) 記憶を呼び覚ます」あるいは「(人に) 想起させる」という、その場にいる者たちに法の存在を意識させ、感化する作用の意味であることがふさわしい。その点では、ポイニカスタス職はアルキビスト（文書管理人）よりも、ラプソドス（吟唱の詩人）に近い。こうして法の現象化は、文字化された法については読み

47 Marginesu (2008), 398. Cf. Willets (1972) ; Gagarin & Perlman (2016), 190 ; Masano (2016), 267.

48 LGPN, I, s.v. *Spensithios*. ただし、*Spendōn* (LGPN, II・III, s.v.) という人名はアッティカはじめ各地に確認されるが、いずれもローマ期の出現である。

49 人物の社会的役割とステイタスを表わす「記号としての名前」の機能をスペンシテオスの名にも認めることについては、歌舞伎や落語あるいは相撲などの伝統的技能の家系に見られる襲名（名の継承）とのアナロジーを想起すればわかりやすいかもしれない。

上げによって、記憶の法は詠唱によって、いずれも役職者自身の声を通じて働きかけることで、はじめて実践され得たのである。

ポイニカスタス職にある者が、上に述べた能動的な *mnemoneuFên* の職務を果たす能力を備えていたとすると、「スペンシティオス規定」の法碑文が小さな青銅板の表裏両面に、薄くかつ微細な字で記されていたことは、まったく障害にならなかったであろう。むしろ、他の者にはほとんど判読困難な法文を、苦も無く読み上げ詠唱できるポイニカスタスは、そのたびに共同体のなかで特別な存在として認められ続けたと思われる。

むすびに換えて

アルカイック期から古典期前半に多数の法碑文を産んだクレタにおいて、「スペンシティオス規定」は形質・形態上、非常に特異な性格を持つ法碑文であった。クレタの他のすべての法碑文が石材に刻まれていたのに対し、「スペンシティオス規定」は青銅のミトラに、それも表裏両面に記されているからである。しかし、同時期のギリシア全体の碑文慣行からみれば、「スペンシティオス規定」は時期的にも形質・形状的にも、決して特異な存在ではなかった。

たしかに、両面記載の事例は稀であり、壁面に貼り付けられていたという状況を想定すれば、一般に法文の読解には不都合で不可解だと考えるのは当然である。けれども、当時のリテラシーの限定的広がりや記憶による法の伝統を前提に、この法碑文の形質・形態的特徴と存在状況を、改めて類例の金属公的碑文と比較考察すれば、「スペンシティオス規定」法碑文の特徴からアルカイック期クレタの社会の一面が浮かび上がってくるであろう。

その結果、本研究では法碑文を、成文化により権力者の恣意的な法の利用を防止し、金石に刻むことで法の恒久化・不朽化を実現したもの、とはとらえない。むしろ、「スペンシティオス規定」の法碑文の在り方は、公示されても法は読むことが困難な、あるいは不可能なことに意味があり、社会に法が顕現して受容されていくには、特定の機会と場所、そして特定の人物が必要であったことを示すことが明らかとなった。

その特定の役割を担う職務を果たすスペンシティオスないしポイニカスタス職は、共同体内の利害関係からは超然とした存在であらねばならず、その点ではコスモス職のような「裁定を下す」役目を果たすことはなかった。むしろ彼は、神への宣誓儀礼を行うことにより神に許されたものとして唯一人、会議の場や裁きの場で法を示し、過去の事例を挙げることができたのである。

多くの研究者が指摘する法文形式の齟齬からは、スペンシティオスと「ポリス」の間で締結された古き約定と、後に共同体の総意として示された「ダトレイス」による決議との相違が確認されよう。古き約定の時代には、「ポリスのために神および人の公事万端を書き示し想起させん」(A 11.45) との総合的な表記で充分であったが、その後、彼の一族が職務を継承していくうちに、具体的な業務とそれに関する報酬や彼らに関する司法手続きを明記する必要が生じ、この碑文の内容が共同体全体の確認事項として決議され、それまで無文字であった古き約定とともに記されたものと思われる。

したがって、「スペンシティオス規定」は彼ら一族のポイニカスタス職にある者（何代目かのスペンシティオス？）によって、書き示されたと考えられるのである。

しかし、スペンシティオスが記録と記憶を独占的に管理する絶大な権限を掌握していたとする従来の見解は、アルカイック期クレタの共同体における彼の任務を、近代的な文書行政に置き換えるような観点であり、本研究では受け容れることはできない。スペンシティオスとその一族は共同体にとって、たしかに他に代わる者のない貴重な存在であったが、それは記録の管理者としての実用機能からではなく、その職務が公事に関し神意をうかがう共同体の重要なツールであったことに由来する。

青銅板の両面に法文が刻まれているという「スペンシティオス規定」の形質・形態的特徴とその存在状況は、そのことを実態的に表現する物理的証拠に他ならない。

スペンシティオスとその一族の職務は、共同体の神および人の公事万端にかかわり、コスモス職の裁定や会議の業務にも常に同席し、さらに神官不在の神々への祭祀催行を取り仕切るという広範な業務であり、かつその職責は終身にわたるものであった。そのため、その職務にある以上は、軍務につくことはなかったと考えてよい。それなのに、なぜ「スペンシティオス規定」は戦士の象徴たる武具パーツのミトラに刻まれたのか。

本来であれば、この問いは本研究のもう一つの目的であった。しかしながら「スペンシティオス規定」のミトラ碑文本体も、類例となる他のミトラについても、十分な実見観察と精密測定ができなかったため、この問題については現状で手元にある情報から見通しを述べることで、本研究の今後の課題を確認し、もってむすびに換えることにしたい。

「スペンシティオス規定」の刻まれたミトラは重装武具の一部とされるが、このパーツは重装歩兵の密集戦術が発達したギリシア本土の戦士には用いられなかった。ミトラが出現するのは、オリュンピアやデルフォイなどで奉納品を除けば、クレタやトラキアといったギリシア世界の周縁地域である⁵⁰。そうした地域の軍事的特徴は、弓兵の重要性であった。Hoffmann (1972) は、このミトラというパーツを弓兵に対峙する重装歩兵の防具とみなすが⁵¹、むしろ弓兵自身が身に着ける装備品であったと思われる。

というのも、暗黒期からアルカイック期のクレタ工芸品に描かれる戦士は、しばしば重装の弓兵として登場しており、Whitley (2009) はクレタでは重装歩兵戦術はほとんど発達しなかったと推測している⁵²。彼の推測は、実際の装備面の実態考察からも支持できる。なんとなれば、ギリシア本土の重装歩兵が左腕に装着する大盾は、弓矢を射る動作には大きな妨げとなるからである。そのため、優れた弓兵として名高いクレタの戦士は、小さな丸盾もしくは（または、に加えて）ミトラを装備していたと考えられるのである。とくに、片膝をついた安定した姿勢で矢を射出する際に、無防備となる

50 Hoffmann (1972), 1 では、他にエトルリアが挙げられている。

51 Ibid, 10 ;16.

52 Whitley (2009), 284f は、イダ聖所のテュンパナ・タイプ（中央部張出型）の青銅大盾奉納の伝統が前7世紀中に途絶え、前600年以降ギリシア本土で標準的な重装武具の様式はクレタでは展開しなくなるが、その証左として該期の考古資料における青銅製の盾の欠如とミトラの存在を挙げている。Cf. Whitley (2018), 229.

下腹部を防護するにはミトラは必要不可欠であったであろう。

さらに、おそらく丸盾に比べてミトラの方がクレタ戦士の武具として重要視されていたのではないかと、ということも推測されうる。なぜなら、Hoffmann (1972) が世界各地から集成して公刊したクレタ武具一式のなかに丸盾が存在しないこと、そして、他のパーツに比べミトラに最も多くの銘文が刻まれているからである⁵³。すなわち、ミトラはクレタの正規の共同体成員が自らの戦士としてのアイデンティティを表象する武具、すなわちステイタス・シンボルであった⁵⁴。

それ故に、「スペンシティオス規定」が、そのようなクレタ戦士の象徴物たるミトラに記されたことには重要な意味があると考えなければならない。しかも、そのミトラは碑文を刻み付けるために、平板化と上辺の切りそろえという加工を施され、もはや防具としての機能を失っている。これは戦士のアイデンティティをないがしろにする行為のようにも見える。この矛盾する状況、すなわち文字による法文提示と戦士のステイタス・シンボルとの背反もまた、「スペンシティオス規定」の備える他の金属公的碑文とは異なる特徴なのである。

これはクレタ社会の歴史的時代状況の文脈と、クレタの共同体における戦士と法の関係性という観点から、取り組んで行かねばならない課題である。さらには、その取り組みは周縁地域のクレタにおけるポリスのあり様の解明がギリシアの古代史研究にもつ重要性を示すことにもなるであろう。しかし本稿では、その課題を確認したところで筆を置かねばならない。

Abbreviation

IC = Guarducci, M. (1935-50), *Inscriptiones Creticae, I – IV*.

FGrH = Jacoby, F. (1923-1958), *Die Fragmente der Griechischen Historiker. Teil I - IIIC*.

Koerner = Koerner, R. (1993), *Inchriftliche Gesetzestexte der frühen griechischen Polis*.

NOMIMA = Van Effenterre, H. & F. Ruzé (1994-95), *Nomima: rucueil d'inscriptions politiques et juridiques de l'archaïsme grec. I · II*.

LGPN = Fraser, P. M. & E. Matthews eds. (1987-2018), *A Lexicon of Greek Personal Names. Vol.1-5*.

LSAG = Jeffery, L. H. (1990), *The Local Scripts of Archaic Greece: A Study of the Origin of the Greek Alphabet and its Development from the Eighth to the Fifth Centuries B. C.* <Revised edition with Supplement by A. W. Johnston.>

ML = Meiggs, R. & D. Lewis eds. (1969), *A Selection of Greek Historical Inscriptions to the End of Fifth Century B. C.*

53 Hoffmann (1972), 1-20 で整理されているアフラティ村由来の武具パーツへの銘文は、兜：5件中3件・胴鎧：9件中3件に対し、ミトラは16件中9件である。また、ibid, 21-27 で挙げている他のクレタ由来の武具パーツでは、兜：5件・胴鎧2件に対し、ミトラ27件と圧倒的に多い。そして、盾の存在は確認されていない。

54 ギリシアにおける重装武具の持つ象徴性と国家のかかわりについては、古山 (2004) を参照のこと。

Bibliography

- Beattie, A. J. (1975), Some Notes on the Spensithios Decree. *Kadmos* 14, 8-47.
- Bravo, B. (1980), Sulân: représailles et justice privée contre de étrangers dans les cités grecques. *ASNP* 10, 675-691; 693-987.
- Chantraine, P. (1972), À propos du nom des Phéniciens et des noms de la pourpre. *Studia Classica* 14, 7-15.
- Coutsinas, N. (2013) *Défenses crétoises: Fortifications urbaines et défense du territoire en Crète aux époques et hellénistique*. Publication de la Sorbonne.
- Cross, M. (2011), *The Creativity of Crete: City States and the Foundations of the Modern World*. Oxford.
- Davies, J. K. (2003), Greek Archives: From Record to Monument. In M. Brosius ed. (2003) *Ancient Archives and Archival Traditions*. Oxford University Press, 321-343.
- Descat, R. (1986), *L'acte et l'effort. Une idéologie du travail en Grèce ancienne (VIIIe-Ve siècle av. J.-C.)*. Besançon.
- Edwards, G. P. & R. B. Edwards (1977), The Meaning and Etymology of ΠΟΙΝΙΚΑΣΤΑΣ. *Kadmos* 14, 131-140.
- Erickson, B. L. (2010), *Crete in Transition: Pottery Styles and Island History in the Archaic and Classical Periods*. < *Hesperia Supplement* 45 > .
- Gagarin, M. & P. Perlman. (2016), *The Laws of Ancient Crete c.650-400 BCE*. Oxford Univ. Press.
- Gaignerot-Driessen, F. & D. Jan Driessen eds. (2014) *Cretan Cities: Formation and Transformation*. Presses universitaires de Louvain.
- Genevrois, G. (2012), Cretica I. *REG* 125, 693-713.
- Golin, C. A. (1988), The Spensithios Decree and Archaic Cretan Civil Status. *ZPE* 74, 159-165.
- Gschntzer, F. (1974), Bemerkungen zum Arbeitsvertrag des Schreibers Spensithios. *ZPE* 13, 265-275.
- Hartog, F. (1990), Écriture, Généalogies, Archives, Histoire en Grèce ancienne. *Melanges Pierre Leveau* 5, 177-188.
- Hoffmann, H. (1972), *Early Cretan Armorers*. Fogg Art Museum.
- Jeffery, L. H. & Morpurgo-Davies, A. (1970), ΠΟΙΝΙΚΑΣΤΑΣ and ΠΟΙΝΙΚΑΖΕΝ: BM 1969.4.2.1, A New Archaic Inscription from Crete. *Kadmos* 9, 118-154.
- Johnston, A. (2013), Writing in and around Archaic Greece. In Niemeier, Pilz & Kaiser (2013) 427-435.
- Kristensen, K. R. (2008) Written Laws in an Oral Context: 'Legal Literacy' in Ancient Crete. <Oral presentation at the Classical Association Annual Conference, Liverpool 2008.> <https://www.academia.edu/5220274> (last access 20th January 2022).
- Idem (2012), Defining "Legal Place" in Archaic and Early Classical Crete. In B. Legas ed. (2012) *Transferts culturels et droits dans le monde grec et hellénistique*. Paris. 31-46.
- Idem (2014), Archaic Laws and the Development of Civic Identity in Crete, ca.650-450 BCE. In Pilz & Seelentag (2014) 141-157.
- Link, S. (1994), *Das griechische Kreta: Untersuchungen zu seiner staatlichen und gesellschaftlichen Entwicklung von 6. bis zum 4. Jahrhundert v. Chr.* Stuttgart.
- Marginesu, G. (2008), Perstigio dello scriba e autenticità dello scritto: il caso di Spensithios. *ASAtene* 84 [2006], 381-416.
- Masano, M. E. (2016), Scribi nella Creta arcaica? Il caso di Spensithios. In M. Figuera & K. Zebrowska eds. (2016), *International Course in Archaeology: Papers in Mediterranean Archaeology*. Catania. 265-276.
- Masson, O. (1961) *Les inscriptions chypristes syllabiques*. Paris.
- Merkelbach, R. (1972), Die Rechte des lyttischen ΠΟΙΝΙΚΑΣΤΑΣ. *ZPE* 9, 102-103.
- Niemeier, W. -D., O. Pilz & I. Kaiser hrsg. (2013) *Kreta in der Geometrischen und archaischen Zeit: Akten des Internationalen Kolloquiums am Deutschen Archäologischen Institut, Abteilung Athen 27. -29. Januar 2006*.

München.

- Osborne, R. (1996), *Greece in the Making 1200-497 BC*. London & New York.
- Paluchowski, A. (2019), Spensithios — dépositaire de la mémoire collective et expression de l'immédiateté dans les relations intracommunautaires. Ou l' éloge de la simplicité. In K.Balubuza, M.Musielak & K.Królczyk eds. (2019) *Memnistine? Memory and Oblivion in the Ancient World — the Ancient World in the Memory and Oblivion*. Poznań. 13-50.
- Papakonstantinou, Z. (2008), *Lawmaking and Adjudication in Archaic Greece*. London.
- Pébathe, Ch. (2006), Spensithios, scribe ou archiviste public? : Réflexions sur les usages publics de l' écriture en Crète à l' époque archaïque. *Temporalités* 3, 37-55.
- Perlman, P. (2014), Reading and Writing Archaic Cretan Society. In Pilz & Seelentag (2014) 177-206.
- Pilz, O. & G.Seelentag eds. (2014), *Cultural Practices and Material Culture in Archaic and Classical Crete: Proceedings of the International Conference, Mainz, May 20-21, 2011*. Berlin.
- Prent, M. (2005), *Cretan Sanctuaries and Cult: Continuity and Change from Late Minoan IIIC to the Archaic Period*. Leiden & Boston.
- Raubitschek, A. E. (1970), The Cretan Inscription BM 1969. 4-2.1: A Supplementary Note. *Kadmos* 9, 155-156.
- Idem (1972), Appendix I: A Mitra Inscribed with a Law. In Hoffmann (1972), 47-49.
- Robert, J. & R. (1973), Bulletin Épigraphique 1973, no.360-363. *REG*86, 131-133.
- Seelentag, G. (2015), *Das Archaische Kreta: Institutionalisierung in frühen Griechenland*. Berlin.
- Sjögren, L. (2003) *Cretan Location: Discerning Site Variation in Iron Age and Archaic Crete 800-500 B. C*. Oxford.
- Van Effenterre, H. (1973), Le contrat de travail du scribe Spensithios. *BCH* 97, 31-46.
- Idem (1979), Le statut comparé des travailleurs étrangers en Chypre, Crète et autres lieux à la fin de l'archaïsme. In V.Karageorghis ed. *The Relations between Cyprus and Crete, ca.2000-500B. C: Acts of the International Archaeological Symposium, Nicosia, 16th -22th April 1978*. Nicosia.
- Wallace, S. (2010), *Ancient Crete: from successful collapse to democracy's alternatives, 12th-5th centuries BC*. Cambridge Univ. Press.
- Watrous, L. V., D. Hadzi-Vianou & H. Blitzer, (2004) *The Plain of Phaistos: Cycles of Social Complexity in the Mesara Region of Crete*. Los Angeles.
- Whitley, J. (2009), Crete. In K. A. Raaflaub & H. van Wees eds. (2009) *A Companion to Archaic Greece*. 273-293. Oxford.
- Idem (2018), Citizenship and Commensality in Archaic Crete: Searching for the *Andreion*. In A.Duplony & R. W. Brook eds. (2018), *Defining Citizenship in Archaic Greece*. Oxford Univ. Press.
- Willels, R. F. (1955), *Aristocratic Society in Ancient Crete*. London.
- Idem (1972), The Cretan Inscription BM 1969, 4-2.1: Further Provisional Comments. *Kadmos* 11, 96-98.
- Idem (1977), *The Civilization of Ancient Crete*. Berkeley and Los Angeles.
- Youni, M. (2010), Polis and Legislative Procedure in Early Crete. In G. Thür hrsg. *Symposion 2009. Akten der Gesellschaft für griechische und hellenistische Rechtsgeschichte 21. Wien*. Wien. 151-168.

ジョン・G・ゲイジャー (志内一興 訳) (2015) 『古代世界の呪詛板と呪縛碑文』 京都大学出版会 [Gager, J. G. (1992), *Curse Tablets and Binding Spells from Ancient World*. Oxford Univ.Press.]

古山夕城 (2004) 「重装武具のシンボリズム —ギリシアにおける戦争と国家—」 『駿台史学』 162号, 95-118頁。

同 (2013) 「アルカイック期クレタにおける法碑文のコスモロジー —形式・形態分析と現象論—」 『駿台史学』 第

- 147号, 25-69頁。
- 同 (2014) 「クレタ暗黒期からアルカイック期の宗教変容と法の世界」山川廣司編『研究報告書 ミノア・ミュケナイ期～前古典期における国家と宗教の諸相と変容に関する研究』＜平成23年度～平成25年度科学研究費(基盤研究C)＞, 27-42頁。
- 同 (2017) 「聖所・神域・神殿におけるクレタ古法の現象化とポリス形成のコスモロジー」『明治大学人文科学研究所紀要』第81冊, 1-53頁。
- 同 (2017a) 「書評 M. Gagarin & P. Perlman, *The Laws of Ancient Crete c.650-400 BCE*. (Oxford Univ. Press 2016)」『駿台史学』160号, 179-187頁。
- 同 (2018) 「クレタにおける文字表象とポリスの法 —法碑文の数量分析からの考察—」『明治大学人文科学研究所紀要』第83冊, 136-156頁。
- 同 (2018a) 「アルカイック期クレタにおける文字の社会的機能 —私的銘文の数量分析的考証—」『駿台史学』162号, 1-36頁。
- 師尾晶子 (2009) 「古代ギリシアの石碑 —関係性の記録と記憶の共有—」『歴史学研究』859号, 144-152頁。
- 同 (2011) 「古代ギリシアの碑文研究の新潮流 —碑文習慣をめぐって—」『西洋史学』242号, 57-69頁。

テキスト、実景、イメージの連関 — 災厄表象をめぐって

倉石信乃

The Linkage of Texts, Views, and Images: Regarding the Representation of Disasters

KURAIISHI Shino

This paper discusses the research project titled “The Linkage of Texts, Views, and Images: Regarding the Representation of Disasters.” The project focuses on disaster, and seeks to bring to light a complex link between the aesthetics and politics by analyzing literary works, historical sources, and documents related to a specific place in relation to actual existing landscapes, photographs, paintings, and other records and expressions. Even though field surveys were restricted due to the spread of the coronavirus, it was compensated for by printed material surveys. I aim to compile them into a more comprehensive body of work in the near future and therefore, have continued our research since 2020. Moreover, I have been preparing tentative articles in advance, some of which have already been published.

Paper 1: “Towards Another Monument,” *FOUR-D*, November 15, 2020.

https://note.com/four_d_magazine/n/n49eb4b4eb7c6

Paper 2: “On the Margins of the Tradition Debate,” *FOUR-D*, January 24, 2021.

https://note.com/four_d_magazine/n/n0aec5fda6478

Paper 3: “Mute and Moaning: Towards Kishi Kota’s Photographs”, Kishi Kota (Photograph Collection), *Kizu, Mitame* (Wounds, Appearances), published by Shashinkoenrin and distributed by Sot-l’y-laisse Shoten, 2021, unpaginated.

Paper 4: “Some Thoughts on GSV (Google Street View)” *FOUR-D*, March 10, 2021.

https://note.com/four_d_magazine/n/nc0913966021d

Paper 1 argued that the atomic bomb disaster archives and the internal colonization of Hokkaido are related to the monuments. Paper 2 explored the significance of photographs in relation to the “tradition debate” in Japan’s post-war architectural history, with a focus on the “Hiroshima Project”. Paper 3 placed the latest work of Kishi Kota—a contemporary photographer—in the historical context of “yoseba”—as a place of poverty and hard labor. Paper 4 compared Google Street View (GSV) characteristics with those of traditional visual media. I examined starvation-related place names and topographical features that have been a part of Tohoku since ancient times and what they evoke, and compared them with GSV images.

This paper includes a newly written article titled “Landscape after Disaster: On Tomatsu Shomei and Mukai Junkichi,” which is one of the results of this research project. Chapter 1 explores Isozaki Arata’s evaluation of the anti-traditionalist significance of Tomatsu’s series of photographs titled “House,” which he produced in the wake of the 1959 Ise Bay typhoon. Additionally, it

compares the photographs with the photographs by Ishimoto Yasuhiro and Watanabe Yoshio, who were involved in the traditional debate of the 1950s. Chapter 2 focuses on the work of Hirayama Chuji and Futagawa Yukio as representative examples of minka (folk house), one of the focal points of the traditional debate of the 1950s, and examines its modernist characteristics. Chapter 3 discusses how Mukai Junkichi—who pursued “war painting” during the Fifteen Year War—changed his subject matter and started painting minka after the war, from the perspective of sustaining the “will to record.”

テキスト、実景、イメージの連関 — 災厄表象をめぐって

倉石信乃

はじめに

本研究課題は、天災、戦争、飢饉、犯罪、貧困など、「災厄」の表象をテーマに、特定の場所をめぐって言語化された文学作品や史・資料、エッセーと、リアルタイムで現存する風景、そして過去に写真や絵画などに記録され図像化されたものとの関連付け、その分析を通じてポリティクスと美学的なものの複合的なテキスト＝織物を現出させることを目的としている。

当初、本研究における取材対象として、国内外の現実の場所に赴いてのフィールドワークや、美術館・博物館・図書館・アーカイヴでの作品・史資料の調査、また劇場・音楽ホールでの生の演劇・音楽の鑑賞などを予定していたが、昨年（2020年）春以来の新型コロナウイルスの感染拡大によって、大がかりな移動を伴う実景の調査はもとより、上演された演目や展示物の実見が極めて限定的なものとなった。このため、写真集・ビデオなど実景・実物の複製物や、グーグルストリートビューに代表される地図と風景が照応される視覚装置も活用して、当初の目的の達成を補うべく務めた。

本研究課題では災厄表象を扱うことを掲げているが、当然のことながら災厄の各々が固有の歴史を持ち、対象地域も幅広い。そこで2020年度においては基礎研究を進めながら、近い将来により本格的な一冊の著作等にまとめることを念頭に、当該年度から折に触れ自ら発表媒体を見つけて、調査してはその都度暫定的な論考にまとめることとし、実際に複数回の論文発表も行なった。

2020年度以降、本研究課題に対する成果として暫定的な論文にまとめ、すでに発表した主なものは以下のとおりである。

- 1 論文：「もうひとつのモニュメントへ」『FOUR-D』2020年11月15日。
https://note.com/four_d_magazine/n/n49eb4b4eb7c6
- 2 論文「伝統論争の余白に」『FOUR-D』2021年1月24日。
https://note.com/four_d_magazine/n/n0aec5fda6478
- 3 論文「無告と呻吟——岸幸太の写真へ」岸幸太（写真集）『傷、見た目』写真公園林発行・ソリレス書店発売、2021年、頁なし。
- 4 論文「GSV（グーグルストリートビュー）雑感」『FOUR-D』2021年3月10日。

https://note.com/four_d_magazine/n/nc0913966021d

論文1では、原爆災害と北海道の植民地化とアーカイヴの問題を扱った。論文2では、戦後の建築史における「伝統論争」に関わった様々な写真表現の中で、特に「広島計画」に関するものに焦点を当てて論じた。論文3では19世紀以来の貧困や過酷な労働のトポスとしての「寄せ場」の変遷を、写真家の最新の仕事と絡めて論じた。論文4ではグーグルストリートビュー(GSV)の視覚の特性を、旧来のメディアのそれと比較し、実際には東北に古来残ってきた飢餓に関する地名について、GSVの活用により対応する実景の映像をブラウズすることを通じて検証した。

さらにここでは以下の通り、上記と同様に本研究課題の一部として新たに書き起こした論文「災厄以後の風景——東松照明と向井潤吉をめぐる」を収録する。

第1章では、東松照明が1959年の伊勢湾台風によって実家が流失したことから、これを想像上であがなうために連作《家》を制作する。そのラディカルな反伝統論的な特性を、とりわけ磯崎新の批評を手掛かりに、同時代の「伝統論争」に関わった石元泰博や渡辺義雄との比較において浮彫にする。

第2章では「伝統論争」において焦点となったテーマの一つである「民家」について、1950年代に制作した重要な作例として平山忠治と二川幸夫の仕事を挙げ、その特質を検証する。

第3章では画家・向井潤吉が日中戦争と太平洋戦争で従軍画家として活動した際に獲得した記録への意志と、戦後に民家を専ら描くようになるという転換におけるその動機付けの一端を、主に彼自身の言葉を参照しながら明らかにする。

以上の構成による新たな論文「災厄以後の風景——東松照明と向井潤吉をめぐる」は、災害そのものを扱った風景表現を概観するものではない。「災厄以後」という時間の中で、災厄を契機とするそれぞれの表現がいかなる意味を持ちうるかをたどろうとするものである。そうした時間とは「戦後」という特定の画期によって区切られたものである。災厄以後＝戦後という特定の時間を少しでも明るみに出すために、東松の「家」と向井の「民家」、そしてそれらを補完する平山や二川の「民家」がここでは招喚されている。災厄に連なり、しばしば新たな災厄と共にあった戦後という時間を考察するために、彼らの仕事は大いに資するものであることを付記しておきたい。

第1章 災厄以後の風景——東松照明と向井潤吉をめぐる

1 東松照明《家》

1959年9月の伊勢湾台風は死者4697名・行方不明者401名を数え、明治以降、つまり統計が取られて以降、最大の犠牲者を生み出した台風災害であった(北本、WEB)。この時、愛知県の東松照明の実家も流出する被害にあった。東松はそれを写真に記録するだけではなく、現実の台風で喪われてしまった自らの実家を、別処にあって自らが同一化する家によって、いわば仮想的にあがなうことに決める(東松・岡井、1984、105頁)。以前岩波写真文庫の取材で訪れた時に目星を付けていた、熊本県天草にあった家屋を再訪し撮影、それを元に「家」と題して月刊の写真雑誌『フォトアート』

に1960年1月号から9月号まで連載する^[註1]。ただし9月号には、伊勢湾台風の被害を受けて流失した、実際の実家の惨状が収録された。

これに先だって東松はすでに1953年愛知県一色町の水害を同年と翌年に撮影、当時スタッフだった岩波写真文庫の一冊『水害と日本人』（1954年）の主要イメージとして掲載された。1958年には伊豆半島を中心に狩野川台風取材、これを山本太郎の詩との共同制作により、「吹きだまり」と題して『婦人公論』1959年4月号に発表した。

《家》において、東松が想像上の実家と同一視する天草の「家」における壁面や屋根瓦、天井や床には、古びて染みや黴、傷みの目立つところが多い。それらの写真の中に「移築」された「記憶の家」は、いわゆる建築的な空間というよりも、明らかに生体的なものに類似している。家の全景が可視化されるのではなくそれは杳として定かな輪郭を持たず、つねに部分が衝迫力をもって切り取られていることも、その生命態的な顕れという印象を強めるのに貢献している。加えて、鼠の死骸や蠅取り紙にびっしり貼り付いた蠅、シルエットで出現する小屋の鶏など、実際に生き物の骸や影も、無機物の風化というよりは、獣じみたものどもの老化であり瀕死であるように見える。ひっそりと棲息していた、「かつて生きられた家」というもの。それらの写真はもうすでに死んでいるか、未だにずっと死につつある生き物として撮影される。この生体的もしくは半＝死体的なプレゼンスの力は、生物からその死体までの段階的な移行を表現する「物」とその気配から発する、無言で不可視の信号と見なすことができるかもしれない。岩波写真文庫の仕事で熊本・天草へも同道した（東松・大島、2008、197頁）という東松の初期からの理解者であった多木浩二は、このあたりの理路をうまく説明している。

「家」のような作品にわれわれは〈社会意識〉だけを見ることはできない。それは日本の農家であり、封建性のなごりと、文明からの疎外が明らかな場所である。そこを舞台に展開される〈もの〉のドラマツルギーは、たしかに日本の階級社会の根本的な問題を深部においてとらえているし、われわれがショックを受けるのも、われわれ自身の同様の関心においてでもある。だがこの深い絶望に裏打ちされた映像、きびしい拒絶に出会ったときにうけるような衝撃はどこからくるのか。

……東松は、そこにある〈もの〉から道具性をはぎとる、あるいは道具性を喪ったものが対象となる。その〈もの〉たちは人の世界からはなれかかっている。物体が人間の世界に属するのはただその道具性においてであり、それを喪うと意識に対して不条理な全的な存在となつてあらわれる。このように人の世界と物質の世界の境界にただよう〈もの〉は、われわれの意識をおそい、われわれを不安にする（多木、1966、41頁）。

多木の指摘を踏まえて言えば、東松の写真に、人間の視覚によって馴致できなくなった〈もの〉の側からの反撃という、近代主義批判を読みとることができる。そこには見る者である人間の特権が剥ぎ取られ、見られている存在であることの転倒に積極的な意義を見出そうとする姿勢がある。その後

70年代初頭までの東松や、多木もそこに加わった一世代若い「プロヴォーク」同人の写真家たち（中平卓馬、森山大道）は、かかる「人間中心主義」と読み替えられる近代主義の陥穽を衝くために、まずは写真家という制作主体をも不断に解体しようとする企てに勤しむことになる。

東松の連作《家》は、「生体的な廃墟」の側からの視線を「受け止める」という結構を持つ。それは台風による実家の流出という個人的な動機付けを発端にした企てであった。しかし1950年代末という時期は東松一人のヴィジョンを超えて、伝統的な家族制度と住居建築の双方の解体という、「家」をめぐる変革が進行しつつあり、東松にとっては近代以前の「家」の表象を取り上げつつ、近代への大がかりな異議申し立てのプロジェクトへと向かうかぎりにおいて、慎重に同時代の社会への接続を果たしていった。

伊勢湾台風を契機に制作された《家》の連作は、狩野川台風の取材に基づく連作《吹きだまり》などとともに、1967年の写真集『日本』に収録される。同写真集に寄せたエッセーの中で、《家》について、磯崎新は建築における「伝統論争」と結びつけている。

東松照明がこの〈家〉という作品群を発表した時期は、日本の建築界において、あたかも20年ごとに繰返えされる感のある伝統論争の最新版、といっても1955年頃からはじまった一種のブームであるが、その伝統論の最盛期にあった。しかもこの時期での伝統論は、みやびやかで透明感のある造型に対して、縄文的なもの、たくましく、あらあらしいものの評価に集中していた。……この時期での伝統論はたとえば縄文的というふうには、デザイン・ソースを探索することが主要なテーマであったから、僕には東松のこの〈家〉がますます重要な意味あいをもって感じられてくる。彼は連続性などを評価する意図にはもともと無縁なのであろう。無縁で無関心でありながら、同じく日本の農家の内部に浸〔ママ〕入し、こういう断片をひろいあげて、僕らのまえにほうりだすのである。伝統論のさなかに、伝統論を逆手にとって、それが陥っている退嬰的な姿勢をうらがわからくつがえそうとする。僕にはこんな部分にも東松のするどい批評精神を感ずるのだけれど、それは批評だけでもない。むしろ古ぼけて、時間さえ停止してしまったような状況を記録することによって、伝統的なものからの断絶を確認しているのである。（磯崎、1967、頁なし）

ここで磯崎が話柄にしている「伝統論争」は、『新建築』の編集を担っていた川添登が1950年代半ばに同誌で仕掛け、主に丹下健三の実作や言説を一種の「たたき台」の中心に据えた、弥生と縄文、前衛的モダニズムと左翼的リアリズムなどの対立軸を組織しながら、伝統をいかに再構築するかという問いを含んだ諸言説の交叉、または「擦れ違い」の総体を指している^[註2]。磯崎のいう「縄文的なもの」の優位だが、論争の帰趨においてはいかほどのイフェクトを持ち得ただろうか。「弥生的」な「透明感のある造型」の側に就くと目され、あえて批判される役割を引き受けたモダニスト＝伝統主義者である丹下においては、むしろ「縄文的なもの」やそれと一部重なる原初的で民衆的なエネルギーなどの対立項をもいつの間にか包摂する、ポリティカルな胆力をこそ示したとも言え、およそそ

の論争に勝敗は判然とするわけではない。この「論争」の中で浮上した具体的な作物を通じた「伝統論」の様々なる着地点は、桂離宮、伊勢の神宮といった「古典」の再評価と実作への参照、逆に白井晟一と岡本太郎に牽引される縄文的なるものの反近代主義的な評価、新和風（ジャパネスク）の流行、そして古典復興とはひとまず理念的には対抗的に措定された「民家」の称揚などであった。

ただ明らかなのは、少なくともその言説とそれを図示する機能を通じて支えた写真はどれも、占領期を脱した後に訪れた、「サンフランシスコ体制」という新たな「時制」に著しく拘束されていたことだ。さしあたり本論における関心は、「伝統論争」自体への再審問にはない。そうではなく当の論争における、むしろ「脇役」としての「写真家」の負担の仕方にあり、それとの対比において東松照明のような写真家が、結果的に写真史と建築史の交叉点において果たした、別の「役割」にある。1950年代を語る写真史は通例、土門拳と木村伊兵衛らが率いたリアリズム写真運動とその影響などをめぐって手厚く組織されるのが常套的であった（飯沢、1993、18-34頁／鳥原、2013、121-136頁）。しかしこの時代の「アメリカの影」の下にあった写真家たちのコンプレックスを読み解くには、サンフランシスコ体制下に拘束された彼らの、反動形成としてある伝統意識の帰趨を理解しておく必要がある。したがって「伝統論争」においてその巧みなメチエによって建築家と協働しながらこの論争を結果的に下支えした二人の写真家、「桂」を撮った石元泰博と「伊勢」を撮った渡辺義雄を挙げておくことに意味が出てくる。まして石元はアメリカに長く住んで、戦時中には日系人収容所での生活を経験しただけでなく、50年代に帰国してアメリカで受けた写真教育の方法を日本の大学・専門学校で広く普及させる役割を担った。1960年石元は丹下健三、ヴァルター・グロピウスとの共著『桂 日本建築における伝統と創造』を、1962年渡辺は丹下、川添との共著『伊勢 日本建築の原形』をそれぞれ出版する。いずれも1950年代から『新建築』を舞台に模索され、探究された結果としての、「伝統建築」の範例集という趣があった。

彼らが依拠するのはモダニズム的な造形主義であり、同時にクラシシズムへの傾倒である。だが、石元は『新建築』では一定の造形思想を共有する丹下の他に、彼の好敵手とも目される白井晟一の建築作品や彼の論考「縄文的なるもの」（白井、1956、4頁）の論拠となった葦山の江川家住宅をも撮影する。そればかりかモダニズム＝クラシシズム的な「桂」を戦略的に読み替える磯崎新らの解説を得た、1983年のカラー版の写真集『桂離宮——空間と形』も手がけている。磯崎は石元との共犯関係において、「伝統的な桂のなかから、かつて近代主義者がみいだそうとした、透明で、システムティックに編成された空間をみるのではなくて、より混淆がすすみ、重層し、両義性のふかまった、偶発的で不透明な構図をよみとろうと」したのだし（磯崎、1983、23頁）、石元の方も自らの従前の写真において、「引き算の美」を追求する姿勢を反省する一文をあとがきで記している（石元、1983、280頁）。こうした石元の一見融通無碍な「変貌」と見える身振りには、他方で彼が生涯にわたってシカゴや東京で街路のスナップショットを撮り続け、現実との通底器を写真家の身体に具備していたことと無縁ではない。時代と状況、および眼前の現実を受け止めるほかはない写真の作法と生理に忠実であった点で石元は、戦後自ら得意としたストリートでのスナップショットをほぼ封印して建築写真家としてのみ生き、皇室関係の建築と伊勢の遷宮、さらには奈良・京都の古社寺を撮り続けた渡辺

義雄とは対照的であった。石元のスナップ写真の形式も総体としてみれば、モダンフォトグラフィの文法的な正統性を体現していたにせよ、である。

他方、磯崎が東松に見出そうとしたのは、戦前・戦後を通じて文化的な権力という「擬制」の中心に位置し、モダニズム的な意匠を施されて見かけの更新を繰り返す「伝統」とそれと関連する作物に対する、字義的な解体である。かかる伝統もしくは捏造された起源＝「もどき」（磯崎、1996、2-49頁）から続くとされる文化的な系統を内側から食い破る、東松の《家》への評価には、戦禍によって焼尽した土地、すなわち子供時代における都市の廢墟を原風景として持つという、両者に共通の自伝的かつ視覚的なオブセッションがある。かかるオブセッションから透徹した視覚を起動させて、オルタナティブなルートを歩もうとする姿勢においても、二人には共通点があるといえるかもしれない。すなわち弥生的でも縄文的でもない、そうした二項対立それ自体を掘り崩していく、絶えざる日本という「同一性」の解体への欲望である。磯崎は折にふれ、そうした廢墟への欲望を他の写真家の仕事にも見出そうとしてきた。東松がその端緒だとすれば、1983年には宮本隆司の代表的な写真集『建築の黙示録』へ、2001年には金村修の写真集『Spider's Strategy』へそれぞれ寄稿することで、この国における写真と建築・都市との言説空間の闕を、その都度活性化させてきた（磯崎、1988、4-10頁／同、2001、頁なし）。東松、宮本、金村という資質の異なる、しかし各人の代表作への寄稿のベースになるのは、都市を廢墟と見なすことの汎＝時代的な通有可能性を推し量ることと、逆に時代ごとに異なる都市論的な知の水準を測深することの二つであった。

東松は《家》の連作を撮り終えた1960年代初頭、借りていたアパートを家具調度ごと多木浩二に貸して、しばらく定宿もたずにホテルを転々としていたことがある（東松・大島、2008、198頁）。地面ばかりを見つめて路上を佇み歩く日々の中で撮影したのが、連作《アスファルト》である。路上のアスファルト上に散らばる、微細な事物の破片や塵芥の類いは不定形な点や線を成して、画面は擬似抽象画的なものに接近する。詩人吉増剛造はそこに星辰の散らばる「宇宙的深淵」を看取したが（吉増、1968、40-41頁）、見ようによってはかえって、これほど路上生活者の飢渴の視線をトレースする作例もなかりう。1950年代末のたび重なる台風災害をきっかけに、《吹きだまり》から《家》へ、そして《アスファルト》へと展開した東松の反モダニズム的な写真記録はまた、1963年の東京オリンピックへ向かって「成長」過程にあった戦後日本における物質的空間としての〈家〉と家族という制度、その二つながらの「伝統」の解体と流出の、批評的かつ予示的な譬喩とも読まれうる。

第2章 災厄以後の風景——東松照明と向井潤吉をめぐって

2 1950年代の「写された民家」

1950年代半ばの建築史における「伝統論争」とそれ以降において、「民家」をめぐる一般的なイメージの定着に写真家の果たした役割は小さくない。「伝統論争」の舞台となった『新建築』上での仕事も多かった平山忠治は、50年代の仕事を包括する写真集『民家』を1962年に出版する。平山の手法と視点は、下記のごとく自身が解説するように、もっぱら建築の細部とフォルムを際立たせると

ころに徹底して主眼が置かれている。

カメラを用いる私の描写手段にとって問題となるのは、主に建物の姿・形あるいはその大小・高低のたぐいであるから、すべては見ることによって理解される直感的なことに限られる。したがって私の作業にとっておよそ建物に関する非視覚的な事柄は——あえて無用と断ずるほどでないにしても——しばらくの間これを二義的要素として取扱おうと思うものである。すなわち〈見ること〉の純度をできるだけ濃密に保つためには、ときには客観性を失ない、あるいは独断と偏見のそしりを買うとしても、なおそれら非視覚的事象については、白紙の態度をもって接する方が私の場合より望ましいと思うからである（平山、1962、9頁）。

写真集の解説の中で川添登はこうした手法によって捉えられている民家を評して、「現代の建築家たちが、あらゆる技術を用いて生みだそうとしてもがいている形態と空間とが、もっとも原初的な形において存在している」と述べ、また「現代という時代の特色は、アフリカのような未開社会にも時代の脚光をあてたところにある。一步ゆずって、民家を現代建築とよべないにしても、疑いもなく現代の建築でありそこでも人びとの生活が続けられている。現代建築のカメラマン平山忠治が、民家に眼を向けて古建築に眼もやらず、また同じ民家でも重要文化財を無視したのは、ここにも一つの理由がある」と主張している（川添、1962、182頁）。

しかし、視覚の「純度」を保持する強固なフォルムを、モダニズムの美学を生み出した当該の「先進的」な社会の「外部」、すなわち西洋社会におけるアジア、アフリカ、オリエント、あるいは先史時代の美術に求めることは、20世紀のアヴァンギャルド美術の常数であった。そこでは、同時代の時間と空間の「外部」におけるモチーフの「野生的」で「素朴」な抽出をしつつ、そうした「プリミティヴィズム」の要素を急速に洗練させ昇華させて自らの芸術に活用しようとする。そうした表現の範疇には、平山の場合のように、キュビズム以後の美学的形式に沿って捉えられた、「マスターピース」たる「民家写真」も含まれるのである。そこには「純化」や「浄化」を旨とする東西のモダニズム＝クラシシズムの重ね描きからなるヴィジョンが、濃密に押し付けられており、そこにプリミティヴな作物が馴致されるのである。すなわち丹下健三のイデオロギーを巧みに図示する渡辺義雄が「伊勢」や「正倉院」を撮影する際に、あたかもル・コルビュジエのピロティとの同型性を結果的に描出してしまおうと同様の企図と性向を、平山もまた共有している。

同時代の「民家」を主題とする出版には、全国を10か所のブロックに分けて伊藤ていじを解説者として、二川幸夫が撮影した『日本の民家』がある（二川・伊藤、1957-1959）。この最初期の形態では、各巻が薄手でB4版に近いサイズの判型で次々と出版されるというものであり、その撮影の仕方やページのレイアウトにも、雑誌的な機動性あるいは速報性が反映され、紙面デザイン制作にはモダニズム的な端正さとざっくりとした大胆さの質が混在している。この「10巻」を通観すれば、急速に喪われていく民家に対する二川と伊藤による保存への意思がかいま見えるとともに、そこには文化財として残すべき優越性を持つ建築を、自らの鑑識眼と知的営為を頼みとして訪れる土地ごとに「選

別」していくこと、つまりは「トリアージ」の意識が働いていることは確からしく思える。こうした意識は、二川が1962年版で同書の分冊形態を一冊に統合した後、さらに改訂を重ねて沖縄取材の成果なども盛り込んだ1980年版では明確となった。すなわち、1950年代末の出版に見られた雑誌的な体裁は全く様相の異なる洗練に向かったのである（二川・伊藤、1962／同、1980）。

平山や二川が優れた技倆で、生きた文化財としての民家の保存と伝承のために、それを取材したことは、少なからず「伝統論争」の言説において相補的な影響関係を持った、日本建築史と写真史の境界域を活性化させもしたのであろう。その言説の一端に着眼するならば、たとえば二川の盟友・伊藤ていじは『新建築』1956年11月号に、当の論争への火種ともなる「狂い咲きとしての桂離宮」を書いた（伊藤、1956、61-69頁）。すなわちそれは、ブルーノ・タウト以後見いだされつづけ、同時代にもモダニズム的な視点から見た「古典」として、称揚すべき対象でありかつ実作に重要な参照項となった「桂」を、「祭り上げられていた壇上からひきずりおろして、歴史の上のにのせる」ためであった。かかる「神話剥がし」の目論見は、とりもなおさず伊藤たちの努力が結実した、奈良・橿原の今西家住宅の保存と重要文化財指定、さらには二川との協働による、「民家」のより広範な調査結果として共著を公刊することと、表裏一体であった。同時に平山、二川、そして後の高井潔ら多くの「民家」に取り組んだ、建築を主戦場とする写真家たちの達成はいずれも、モダニズム的な感性によって「日本の美」のフォームを探究しようとする類型をついに免れてはいないし、文化行政的な高所から「良質」な建築を選び出すことに賭けていたことも疑いない。こうした前提から見ると、1960年代半ばの磯崎が、東松照明撮影による朽ち果て遺棄されて在る「民家」= 廃墟の写真に、ラディカルな「伝統からの断絶」の意味を見出したのは慧眼であり、特異な視点であった。

第3章 災厄以後の風景——東松照明と向井潤吉をめぐって

3 向井潤吉の「戦争画」と「民家」の絵画

東松とも、また平山や二川とも別のやり方で、戦後、画家向井潤吉は、ひたすら各地の民家を訪れてはこれを描き続けるようになり、「郷愁」をそこはかとなく喚起するその絵画は国民的な人気を獲得するに到る^[註3]。他方よく知られているように、向井は戦時中、中国大陸北部、フィリピン、そしてインパール作戦遂行中のビルマへ従軍画家として派遣され、日中戦争と太平洋戦争を最も旺盛に描いた画家の一人でもあった。戦争画を描くようになった動機づけについて向井は戦後次のように述懐している。

戦争中、私が戦争画を多くかいたのは、あゝした国家的な「動き」に刺戟され、私自身大正十年兵の上等兵でもありましたし、そうしたものに自分の情熱のはけ口を見つけたわけです。

……戦争による収穫は、物をリアルに描くことを練習したこと。それから絵かきが少なくなったため、それまで余りジャーナリズムに現われなかった純粋画家が進出したことでしょう。（島田、1949、35-36頁）

「国家的な「動き」に刺戟され」たという、向井の報道班員としての記録画には、空の高みに据えた視点から自身の位置する機体の影を俯瞰した代表作《影（蘇州）》（1941年）^{〔注4〕}や、戦闘機上のパイロット福山米助大尉とコックピットを斜め上方から描いた《福山機の壮絶なる勇姿》など、空中という非現実的な視点から戦闘シーンをスペクトルに捉えたものがある^{〔注5〕}。後者は1939年の聖戦美術展出品作であるが、特に向井の戦争画が、展覧会に出品されただけでなく、展覧会に併せて、戦時には不釣り合いなほど豪華な設えで編纂・制作された図録に、複製として収録されたことにも注目しておきたい。向井は戦争画の制作を通じて、記録や複製といった、写真的機能と絵画表現との関係にも大きく関わる概念について、鋭敏かつユニークな認識を持つようになる。戦争画には、現在では散逸し印刷媒体のみで知られているものも少なくない。展覧会を通じて一般の鑑賞者の好戦的な意欲を鼓舞する他に、戦地に赴いた兵士の家族、とりわけ戦死者を肉親に持つ遺族にとっては、複製により手許で見られる絵は、美術品の「実物」以上に故人につながる形見のごときものとして機能した。それは単に視覚の対象として鑑賞されるものではなく、実際の日常空間において「手」で親しく「触れる」ことのでき、深く哀切な感情を受け止められるものなのである。戦争画を評する上で、このことは十分に銘記されるべき要件となる。

実際そのような特別な意味と機能を持つ図録に陸軍省・海軍省編纂になる、靖国神社の春と秋の大祭を記念した、1939年から1944年秋まで『靖国之絵巻』があり、遺族にも配布されたという。陸軍大臣が表紙のタイトルを揮毫する習わしであった同書の過半では、東条英機がそこに署名している。向井は『靖国之絵巻』に昭和十八（1943）年春季大祭記念号に《寡兵敢闘敵陣に迫るわが部隊（ガダルカナル）》、昭和十九（1944）年春季大祭記念号に《マユ河畔に英印軍を捕捉殲滅》《躍進めざまし大満洲重工業》《不断に鍛へる関東軍精鋭》、昭和十九年秋季大祭記念号に《印緬戦線 敵機甲部隊を殲滅》、合計3巻に5作品を掲載した。向井を含めた画家たちの自作解説ではしばしば、兵士への謝意が綴られる^{〔注6〕}。『靖国之絵巻』は、遺族の悲歎を癒しながら故人が国に役立ったことを言祝ぐ、靖国という場の「感情の錬金術」（高橋、2005、43-45頁）という特性をよく表した作物の一つであったことが了解される。

戦況の現実を劇的なものに変え、一般に訴求するものとするためには、卓越した技量が伴わねばならないと向井は考えていた。

私達の世代で戦争に直面したのは思いがけぬ衝動であり、画家として初体験にそれを手がける場合、嘗て欧洲に学んだものは、ドラクロアやゴヤその他の戦いを扱った名作を思い泛べた筈である。しかも生半可な鈍い技量で「戦争画」など到底描けるものではない。基礎の描写力の不足や貧弱な想像力、構築性の欠乏、臨場感の皆無、時代の変遷などその他に面倒な制約がつきまるとして、結局は薄っぺらなママごとになってしまい、戦意昂揚とは逆に冷笑された作品が多く、その大半は失敗作であった。（向井、1980、8頁）

この一文は戦後、宮本三郎没後の回顧展に寄せたものであり、宮本の代表的な戦争画、《山下・

パーシバル両司令官会見図》(1942年)を例外と見なしてこれを評価する文脈で書かれている。しかしこの回想には戦時下における自らの活動への矜持もまた、透けて見えるだろう。さらには向井も参加した1942年の大東亜戦争美術展において、出品者の自作解説をまとめた図録の別冊『大東亜戦争陸軍作戦記録画解説』の「あとがき」で、次のように藤田嗣治が記した言葉の記憶を再生させたものといえるかもしれない。

日本は、只花鳥風月の画のみを作る時代ではなくなつたといふことは、決して過言ではない。ドラクロア、ベラスケスに勝る戦争画の巨匠を、我々の中から輩出せしむべき時代にたち到つてゐるのである。(藤田、1943、頁なし)

ただここで注意したいのは、1927年から30年までの滞欧期に向井が、「デューラー、レンブラント、ルーベンス、グレコ、ドラクロア、チチアン、ミレーその他21点」をルーブル美術館で模写することに多くの時間を費やしている反面、フジタをはじめとする同時代の新しい美術の動向にほとんど冷淡であったことだ(向井、2018(初出1974)、45-46頁)。画家一個の「表現」よりも愚直な「模写」を重んじる向井の志向は、欧州から帰国した後、アジアを転々として戦争を描く際の、「記録」の重視へと結びついたと理解できるだろう。1938年雑誌『美術』に寄稿したエッセーの中で、「戦争画」成立の難しさについて、戦地のリアルを描き切る技術は必要だが、リアルに徹することがかえって反戦的にとられる可能性があること、また「大衆の眼」を意識せざるをえないがそうすると表現の幅が狭くなることなど、多面的に指摘した上でこう結論付けている(向井、2018(初出1938)、79-80頁)。

〈突進して行く兵〉〈撃ち合っている状態〉又は〈殺戮〉の場面など多分に興味が盛られているということが大切な条件として要求されるに違いない。そのためには飽くまでも執拗かつ、適確、健全な写真でなければ喰い足りないように思う。芸術としてよりまず記録としての〈戦争画〉であるべきである。(向井、2018(初出1938)、80頁)

ここでいう「写真」とは比喩以上の何ものかである。向井はいわゆる絵画芸術の自明性を、戦争画制作を通じて疑っていき、「記録」の優位という教訓を引き出したのではなかろうか。

すでに見たように向井潤吉は、ドラマティックな仕立ての戦争画も描く一方、観者におよそ戦意高揚の念を催させることのない、たとえば《マユ山壁を衝く》(1944年)など、戦地の自然を「執拗かつ、適確」に描くデモニッシュな写実と記録も手がけた。そこではプロパガンダも国威発揚もほとんど態を成さないが、それこそが向井の戦争画制作を通じて得た「成果」というべきであろう。そのこととも関連するが、戦時下において向井は三冊の画文集『北支風土記』(1939年)『南十字星下』(1942年)『比島』(1943年)を刊行しており、「作戦記録画」を手がける一方で、戦地で自ら駐屯する小屋や現地の人々の暮らすバラックに始まり、城門や楼閣(北支)やコロニアルな教会建築(フィリピン)など歴史的建造物まで、様々な建築をテーマに多くはスケッチ風に、時には油彩など彩色を

伴って捉えている。そこにはすでに二重の「廃墟性」、すなわちすでに歴史を経た建造物が戦禍によって手入れが行き届かなくなることと、庶民の住むバラック的な家並みもまた痛み苛まれていることが、関心を持って見据えられている。これらの画文集に姿をのぞかせる、その土地ごとの指標を表す建築的モチーフへの執着は、やがては戦後の「民家」への執拗な取り組みに結びついていったと想定できる。

1944年4月火野葦平や古関裕而とインパール作戦に従軍した後、8月に帰国する。防空壕で空襲をやり過ごす日々の中で、向井は「民家」と写真を介して出会うことになる。その時のことを回想して、1957年に刊行した画集『民家と風土』の序文にこうしたためている。ちょうど建築史的には「伝統論争」の未だかまびすしい時期のことで、民家は強い関心を持って遇されていた主題でもあった。

空襲が初まってから、壕の中へ持ちこんだ雑書の中に緑草会発行の（民家図集）十二輯があった。そしてラジオや新聞で見聞する爆撃の報に結びついたように、このコロタイプ版の古めかしい民家の型が、不思議に私の愛情を喚びおこして、ふと国土が灰にならない中に、なんとか伝承の民家だけでも描き残しておきたいものだ、としきりに考えたのである。

終戦になって私が最初にスケッチしたのが、娘が学童疎開をしていた越後川口村であり、以後、忙中短時日の旅行をくり返して今日になったが、私の民家への思慕執着は益々強まって、終生この仕事に打ちこみたいと念願している。従ってこの仕事の性質や、画集の目的は私の芸術に就て云々するというよりも、慎ましやかに、やがて消えて行く、もろい、しかも平明湿潤の日本の風土の上に、永く保たれてきた民家を、ありのままに記録して、そこに私達の営んできた生活の根をみつめたいからなのである。（向井、1957、1頁）

戦争が画家に克明に記録すべき、そして時にはリアリズムを超出させるモチーフを提供する舞台であることを止め、災厄以外の何ものでもなくなった後、緑草会代表の建築家・写真家の横山信による写真を主に収録した『民家図集』（全12輯、大塚巧藝社、1930-31年）^[註7]を知ることを一つのきっかけに、向井は作風の大きな転換を果たしたかにみえる。しかしその萌芽はすでにみたように、大量死に隣接した戦地において、多義的に刷り込まれていった「記録」への意志と、その直接の発現形態としての戦争画の幾つか、また「外地」の建築物や風物のスケッチの幾つかにかいま見られるのである。

向井をして民家へ向かわせた緑草会編、大塚巧藝社発行の『民家図集』の前身となったのは、1918（大正7）年に刊行された、今和次郎が代表を務め、柳田国男らも会員に名を連ねた白茅会編・発行による同名の図録であった^[註8]。ちなみに柳田は戦時中、1942年の雑誌『写真文化』の座談会「民俗と写真」において、写真家の土門拳、濱谷浩、坂本万七らに囲まれて、民俗学の発展に対する写真の役割について、興味深い見解を披瀝している。

……有形文化さへとれば能事終われりといふやうに考へがちだけれども、われわれはそこから

更に進んで、無形文化の材料を写真で撮らうといふところまで行つて居るのです。言葉に言ひ表はせないけれど、写真ではピンと頭に感ずるやうなものがありますね。例へば同じ篤実な人間、人情のある人間といつても、都会人の顔付きと田舎の人の顔付きとは違う。そればかりでなく同じ地方といつても、地方に依つて特徴があるのです。眼の前に会つてみて優しい人だと思ふと、その優しさとかさういふものが失はれないで若し写真に撮れるやうな時代が来たら、大変にわれわれの学問が進むのです。(柳田ほか、1943、40頁)

こうして柳田は、「有形文化」だけでなく「無形文化」さらには「心意現象」に到るまで、むしろ写真に対しては、言語化しえない部分での民俗学への適用を期待していた。同じ座談会で土門が被写体の「典型」を抽出して、個人に職能を代表させることの意義を主張したのを柳田はたしなめ、「私の方はいつでもゼネラルなんです。個性を探つて居るのではないので、社会文化の研究が対象だから、いつでも伝承といふやうな一般的なものが知りたいのです」と応じている(柳田ほか、1943、41頁)。座談会におけるこの読みどころについて、民俗学者の菊池暁は「どれほど「典型的」と思われようが、それは一個の事実に過ぎず、「ゼネラル」はその飽くなき集積によってのみ到達可能なのである」と柳田の主張をまとめている(菊池、2001、161頁)。

向井の描いた民家の数々は、タイポロジ的な把握ともフォルムの定着とも異なり、訪れる地方ごとに差異ある風土の醸し出す雰囲気をつまようとするものである点で、柳田の見ようとした、言語化できない「日本(人)的なるもの」の漏出に通ずる民俗誌的な傾きを持っている。そもそも向井に靈感を与えた、横山信撮影・緑草会編の『民家図集』に収録された民家写真はどれも、細部のフォルムを強調するよりも、その全体像をやわらかく包み込むように凝視することに注力していた。そしていづれの仕事も、イメージの集積による一種のアーカイヴ性を自ずと備えている。

ちなみに1940年代とは、モダニズムの写真家のうちその重要な担い手であった土門拳と濱谷浩が、戦況に対する応接に苦慮する中で、土門は室生寺を主題とする文化財写真へ、また濱谷は新潟・桑取谷の自然と行事を主題とする民俗写真へと「転向」した。そうすることにより写真家としての戦時中の延命を図るだけでなく、当該の仕事を戦後も粘り強く継続することでそれぞれの仕方で、1950年代においてその成果を写真集に結実させた。ファシズムを否定した厭戦論者の濱谷とそれを肯定した土門はともに、戦時下における日本的な自然主義のはびこる雰囲気の中で国策宣伝を情緒的に遂行することを忌避して、「伝統」へと沈潜したと目される。その意味では1940年代から50年代にかけては、モダニズム美学に裏打ちされた「報道写真」の内部で起こったドラスティックな、「ethnographic turn」^[注9]の時代でもあり、1945年は必ずしも史的な分岐点とはならない。大掴みにいえば、向井による民家の「記録」もまた、戦争という災厄からの転回／転向を間接的に反映した、美術史的／写真史的な帰結とも言えるだろう。戦時において獲得した「記録」への意志は保持しつつも、向井は「民家」という主題との出会いによって、自らの住まう文化内におけるエスノグラフィックな関心に基づく記録へと転じたと見てよい。

この転回と長年の持続にあつては、著名で傑出した一個の対象を選別するのではなく、名もなき、

時に儉しさを表し時に平凡でさえあるような数多くの範列が次々に選ばれて、蓄積されていくことが——平凡の肯定が過ぎればそれ自体非凡な斥力を帯同してしまうにせよ——見逃せない要諦でなければならない。1945年終戦直後に始まった茅葺屋根の民家を描いた作品群は、不幸にも1961年世田谷区内にあったアトリエの火災により、その多くが灰燼に帰した。その後1961年から1988年までに描いた民家の数は1074点を数えるという。凶らずも画集『民家と風土』に収録された作品は、同書の複製画によってオリジナルなもの不在を代補することになった。

ちなみに向井は、民家を描く際に決まって、写真でも同じモチーフを撮影したことが知られている（橋本ほか、2002）。1961年から1988年までに撮影した写真の一部を時系列に沿って91冊のアルバムに収め、そこに貼付された写真はおよそ21,000を数えるという。向井にとって写真とは、キュレーターの橋本善八が説得的に論じているように、現地制作を旨とした以上、「絵画の手本や下敷きという、直接的な使い方をしてこなかった」であろうし、したがって「アトリエで引き伸ばされ制作された作品では、画面を構成していくさまざまな要素を確認していくための材料として、写真が活用されたことだろう」というほかはない（橋本、2002、14頁）。しかし向井が、戦時下に確定的に獲得された「記録への意志」を生涯保持したと仮定するならば、写真とは手段や媒材である前に、ひとつの理念型に類するものともいえる。しかも絵筆や木炭・鉛筆とは別に、律儀に現地で駆動した写真装置は、「記録の重畳」をもたらす必需品にはかならない。そして撮影とは、保存へのパッションを昂進する「執拗な」、あえてしなければならない反復的な身振りであった。イロジカルに言えば、向井による絵画と同一モチーフにおける撮影は、「油彩画という〈写真〉」に隣接して、もう一枚の写真それ自体を置きたいという強い欲求によるものではないか。そのリダンダンシーは、向井の絵画がよく写真的に見えると言われることと、幾ばくかの連関を持っているかもしれない。しかしおそらくより重要なのは、民家を前にその形姿を長く留め置きたいとする向井のミメシス的な欲望が結果として、当の「絵画の写真性」を招喚してしまうことなのである。このことは、美術の内容を充当するためにドキュメントをアーカイヴから抽出する行為が、それ自体制作とみなされる仕儀が常態化する今日、改めて示唆的である。こうした常態化の過程では、巨大な災厄が頻繁な参照項となる。クリスティアン・ボルタンスキーであれば、大量死を類推させる大規模なインスタレーションを支えるために、特定のアーカイヴから大量の生前の肖像写真を引き出してくるし、ゲルハルト・リヒターであればアーカイヴそれ自体を構築する連作《アトラス》において、解放時に目撃された強制収容所のルポルタージュ写真を雑誌などから切り取り、展示物に仕立て上げる。比較的に見やすく先駆的なものを挙げたが、現代美術においてこうした事例には、いまでも枚挙の暇がない。しかし向井にとっての「民家」は、画家に表現意欲の多くを与えた劇場としての戦場が全き災厄のトポスへと転じ、敗戦後という苦境の時間において厳しく見出された究極の目当てなのであってみれば、その切実さは今日的な作物との安易な比定を拒むものでもある。

注

- 1 東松についての年記の事項については特に以下を参照した。名古屋市美術館編、2011、283-301 頁。
- 2 『新建築』1955-56 年の記事の他に以下を参照した。川添登、1965。布野修司、1981、197-222 頁。磯崎新、2013、1-68 頁。中森康文、2011、242-248 頁。
- 3 向井についての年記の事項は特に以下を参照した。橋本善八ほか編、2002。橋本善八ほか編、2017。向井潤吉、2018 年。
- 4 本作を含めた向井による、またその他の画家による戦争画については、特に以下を参照した。針生一郎ほか編、2007 年。
- 5 同作の複製画は以下の画集の巻頭「口絵」に「原色版」（カラー印刷）で所収。陸軍美術協会編、1939 参照。
- 6 《寡兵取圍敵陣に迫るわが部隊（ガダルカナル）》のキャプションにはこう書かれているが、これを含めすべての絵のキャプションの著者は定かではない。「…あらゆる不利な条件や言語に絶する苦難をものともせず寡兵をもつて優勢な敵を攻めつけ、ニューギニヤやソロモンの要線に味方の陣地や新戦の為の陣地ができるまで、半年もの間食ふや食はずで戦つた兵隊さん達に泣いて感謝をしました。
そして又この方面に勇戦して散華した一万六千七百餘柱の英霊に対しても、いよいよ敵米英の撃滅を心にかたく誓つたのであります」。
- 7 本図集の事項については以下を参照した。古川修文、2003、371-375 頁。
- 8 本稿では詳らかに言及できなかった、戦前・戦後を通じた重要な「民家」をめぐる論者であり、かつ図像表現者の一人が無論今和次郎であろう。今の言説および彼の手による白茅会編『民家図集』表紙画の重要性にも着目した論考として以下を参照。中谷礼仁、2012、31-51 頁。
- 9 以下を参照。Hal Foster, 1996, pp.171-204. ここではフォスターの用語と議論をいわば時間逆行的に援用している。

文献

- 飯沢耕太郎、1993『戦後写真史ノート』中公新書。
- 石元泰博、1983『石元泰博写真集 桂離宮——空間と形』岩波書店。
- 磯崎新、1967【題なし】、東松照明『日本』写研。
- 磯崎新、1983「桂——その両義的空間」、石元泰博『石元泰博写真集 桂離宮——空間と形』岩波書店、4-23 頁。
- 磯崎新、1988「廃墟論」、宮本隆司『建築の黙示録 ARCHITECTURAL APOCALYPSE』飯沢耕太郎編、平凡社、4-10 頁。
- 磯崎新、1996『始源のもどき』鹿島出版会。
- 磯崎新、2001「蜘蛛の戦略、あるいは記法の廃墟に」、金村修『SPIDER'S STRATEGY』オシリス、頁なし。
- 磯崎新、2013「『日本的なもの』をめぐる問い」、『磯崎新建築論集1 散種されたモダニズム——「日本」という問題機制』岩波書店、1-68 頁。
- 伊藤ておち【ていじ】、1956「狂い咲きの桂離宮」、『新建築』11月号、61-69 頁。
- 川添登、1962「中央山岳民家論」、平山忠治『民家』彰国社、179-191 頁。
- 川添登、1965『日本文化と建築』彰国社。
- 菊池暁、2001『柳田国男と民俗学の近代——奥能登のアエノコトの二十世紀』吉川弘文館。
- 北本朝展 @ 国立情報学研究所「デジタル台風：台風 195915 号 (VERA) [伊勢湾台風]——災害情報」(<http://agora.ex.nii.ac.jp/cgi-bin/dt/dsummary.pl?id=195822&basin=wnp&lang=ja>) (2021 年 9 月 23 日)
- ワルター・グロピウス／丹下健三／石元泰博、1960『桂 日本建築における伝統と創造』造型社。
- 國學院大學研究開発推進機構 研究開発推進センター「靖国の絵巻」(<https://www2.kokugakuin.ac.jp/kaihatsu/maa/yasukuni/index.html>) (2021 年 9 月 23 日)
- 島田洋一、1949「アトリエ訪問 向井潤吉氏」、『美術手帖』8月号、33-37 頁。
- 白井晟一、1956「縄文的なるもの 江川氏旧葦山館について」、『新建築』8月号、4 頁。
- 高橋哲哉、2005『靖国問題』ちくま新書。

- 多木浩二、1966「名作の展望と作家研究7 東松照明論」、『カメラ時代』7月号、39-46頁。
- 丹下健三／川添登／渡辺義雄、1962『伊勢 日本建築の原形』朝日新聞社。
- 東松照明、「家」(連載)、1960『フォトアート』1月号-9月号。
- 東松照明・山本太郎、1959「フォトストーリー 吹きだまり」、『婦人公論』4月号、31-39頁。
- 東松照明・岡井輝雄(聞き手)、1984「東松照明の写真世界」、東松照明『昭和写真・全仕事 15 東松照明』朝日新聞社、102-105頁。
- 東松照明・大島洋(聞き手)、2008「ロングインタビュー 東松照明の軌跡」阿古真理構成、河野和典ほか編『写真年鑑2008』日本カメラ社、185-214頁。
- 鳥原学、2013『日本写真史(上)』中公新書。
- 中谷礼仁、2012「論考・民家における非田園的なもの 今和次郎『日本の民家』再訪に寄せて」、瀝青会『今和次郎「日本の民家」再訪』平凡社、31-51頁。
- 中森康文、2011「川添登『新建築』と伝統論争：日本的悲劇の突破口として」、森美術館編・発行『メタポリズムの未来都市展——戦後日本・今甦る復興の夢とビジョン図録』、242-248頁。
- 名古屋市美術館編、2011『写真家・東松照明 全仕事』『写真家・東松照明 全仕事』展実行委員会。
- 橋本善八、2002「向井潤吉の絵画と写真」、橋本善八ほか編『向井潤吉の絵画と写真 図録』世田谷美術館・神戸市立小磯記念美術館、8-15頁。
- 橋本善八ほか編、2002『向井潤吉の絵画と写真 図録』世田谷美術館・神戸市立小磯記念美術館。
- 橋本善八ほか編、2017『世田谷美術館コレクション選集 向井潤吉 風景へのまなざし』世田谷美術館・世田谷美術館分館 向井潤吉アトリエ館。
- 針生一郎ほか編、2007『戦争と美術 1937-1945』国書刊行会。
- 平山忠治、1962『民家』彰国社。
- Foster, Hal. "The Artist as Ethnographer." *The Return of the Real*. The MIT Press, 1996, pp.171-203.
- 藤田嗣治、1943「あとがき」、陸軍美術協会編・刊『大東亜戦争 陸軍作戦記録画解説』【大東亜戦争 陸軍作戦記録画集別冊】。
- 二川幸夫(撮影)・伊藤ていじ(文)、1957-1959『日本の民家』(全10巻)美術出版社。
- 二川幸夫(撮影)・伊藤ていじ(文)、1962『日本の民家』美術出版社。
- 二川幸夫(企画・撮影)・伊藤ていじ(文)、1980『日本の民家』A.D.A. Edita Tokyo。
- 布野修司、1981『戦後建築論ノート』相模選書、197-222頁。
- 古川修文、2003「『民家図集』の誕生」、2003『写真集 よみがえる古民家——緑草会編「民家図集」』柏書房、371-375頁。
- 古川修文ほか編、2003『写真集 よみがえる古民家——緑草会編「民家図集」』柏書房。
- 編著者記載なし、1954『水害と日本人』岩波写真文庫。
- 向井潤吉、1939『北支風土記』大東出版社。
- 向井潤吉、1942『南十字星下』陸軍美術協会出版部。
- 向井潤吉、1943『大東亜戦争画文集 比島』新太陽社。
- 向井潤吉、1957『民家と風土』美術出版社。
- 向井潤吉、1980「茫・忙五十年——宮本三郎君と私」、朝日新聞社東京本社企画部編『宮本三郎回顧展図録』朝日新聞社、7-9頁。
- 向井潤吉、2018『草屋根と絵筆 画家向井潤吉のエッセイ』橋本善八編、国書刊行会。
- 柳田国男ほか、1943「柳田国男氏を囲んで 民俗と写真 座談会」、『写真文化』9月号、39-45頁。
- 吉増剛造、1968「東松照明小論 波立ち騒ぐ海に」、『カメラ毎日』3月号、40-41頁。
- 陸軍省・海軍省編、陸軍美術協会謹製、1943『昭和十八年春季大祭記念 靖国之絵巻』。
- 陸軍省・海軍省編、1944『昭和十九年春季大祭記念 靖国之絵巻』。
- 陸軍省・海軍省編、靖国神社臨時大祭委員編・発行、1944『昭和十九年秋季大祭記念 靖国之絵巻』。
- 陸軍美術協会編・発行、1939『聖戦美術』。
- 緑草会編、1930-31『民家図集』全十二輯、大塚巧藝社。

数学教育現代化運動の三つの下地
— ベクトル・行列・一次変換に注目して —

佐 藤 英 二

Three Foundations of New Math Movement: Focusing on Vector, Matrix and Linear Transformation

SATO Eiji

Although New Math Movement (NMM) was institutionalized by the course of study from 1968 to 1970, it was criticized before 1970 and significantly retreated in the next course of study. Therefore, NMM has the appearance of a temporary excitement that failed. In this study, by analyzing the study of vector, matrix, and linear transformation before and after World War II, I examined when the foundations for the NMM of Japan were laid. As a result, the following four points were clarified:

- 1) High school teachers of mechanics were required to teach the concept of vectors in the mid-1920s. The vector diagram only expresses the sum of voltages with different phases in an AC circuit graphically, whereas the vectorial mechanics is a general method for numerically expressing space, with work and moment expressed by the concept of the inner and outer products of vectors. The vectorial mechanics in the mid-1920s was the deepest NMM foundation.
- 2) It became possible to teach the concepts of vector and matrix in high school around 1940. The new university inherited this wartime trend after World War II. This was the second foundation of NMM. This trend was the result of a lasting change in moving vectors from the realm of engineering and physics into that of mathematics.
- 3) The course of study of 1956 introduced the geometric interpretation of the four arithmetic operations on the complex plane, and that of 1960 introduced the translation and rotation of vectors and coordinate axes. This period of focus on learning systematically was the final foundation of NMM.
- 4) The introduction of matrix in high school in 1970 synchronized with the reorganization of analytic geometry into linear algebra in universities. In that reorganization, the discussion of oblique coordinate systems in analytic geometry was inherited in the form of vector representations using linearly independent vectors, whereas the analytic geometry once lost its connection to conic sections. Subsequently, although the study of linear algebra in universities was established, a unified treatment of linear transformation in high school weakened with the retreat of NMM.

The course of study of 1970 is understood as to be separated from the previous curriculum in case of focusing on introducing the concept of set theory. However, focusing on matrix and linear transformation, another side of the continuous changes since the prewar period appears. The

changes are the gradual introduction of vectors into mathematics, the reorganization of high algebra shifting from determinants to matrix, and the reduction and reorganization of analytic geometry. In addition, if we see NMM as a process of long-term change, we can open up the possibility of understanding it in a different framework from the way we see this movement as success or failure.

数学教育現代化運動の三つの下地 — ベクトル・行列・一次変換に注目して —

佐藤英二

はじめに

数学教育現代化運動は、現代数学の内容と思想の導入を通して初等中等学校の数学教育を改革しようとした世界的な運動である。戦前から生活適応主義の強い影響下にあったアメリカでは、スプートニク・ショック（1957）を契機に数学・理科の英才教育を重視する国家防衛教育法（1958）が制定され、連邦政府によって現代化カリキュラムの開発が支援された。最大の政府の補助金を受けた SMSG の教科書は¹、邦訳され日本にも影響を与えた。フランスでは、大学の数学教育を変えようとする問題意識からブルバキの『数学原論』が編まれ、そこで表現された構造の概念が J. ピアジェを介して教育全般に影響を与えた。日本では、民間教育団体の数学教育協議会によって現代化が提唱された後、国家レベルの組織的な動きとして 1964 年夏に SMSG セミナー（日本数学会主催、日本数学教育会後援）が開かれ²、文部省と教育委員会によって教員向けの講習会が実施された。1968 年（小学校）、69 年（中学校）、70 年（高等学校）に告示された学習指導要領（いわゆる現代化学習指導要領）によって、現代化カリキュラムが制度化されている。この時高校では、前回の学習指導要領改訂の際に入っていたベクトルに加えて、行列が新たに導入され、一次変換がカリキュラムの骨格をなした。しかし、小学校への集合の導入に対する小平邦彦の批判や学力低下に対するマスコミの批判によって³、高等学校の学習指導要領が実施された 1973 年にはすでに軌道修正が論議され⁴、1975 年には現代化運動否定論が「最高潮」に達している⁵。教育課程審議会は 1973 年に学習指導要領の次期改訂に向けた諮問を受け、1976 年に最終答申を行った。こうして成立した 1978 年告示の高等学校学習指導要領ではベクトルが必履修科目から外される程度の変更にとどまったが、次の 1989 年改訂版では、ベクトルと行列が（必履修科目ではない）数学 B・数学 C の選択領域の一つに移されるとともに、学習指導要領から一次変換の用語が消えている。この点を見る限り、現代化運動は失敗に終わった一時の盛り上がりだったようにも見える。

運動が「失敗」した原因は何だったのか。この関心から現代化運動を振り返る研究が始まっている。学習指導要領を改訂する方向性が見えていた 1976 年に、若槻実は、現代化運動の問題点として、教材過密（時間数減）、現職教育不足、教材の「小出し方式」（スパイラル方式）、早い時期の抽象

化・統合化等を指摘している⁶。その後、1982年の『現代教育科学』305号は、「数学教育現代化はなぜ失敗したか」という特集を組み、数学教育学者の石田忠男の提案に対して、田島一郎（数学者）、広岡亮蔵（教育学者）、銀林浩（数学者、数学教育協議会）を含む6名が応答している。石田の提案は、現代化が「現代数学の導入による改革」、「現代数学の方法、考えを生かすことによる改革」、「指導方法の改革」という三つの改革を志向した運動であると整理したうえで⁷、現代化の失敗とは、「児童の本性と教師の本性とに対する検討が十分でなかったこと」⁸などの問題によって、改革のねらいがうまく達成できなかった点にあったとしている。同年、現代化運動を推進していた矢野健太郎（数学者）は「算数・数学教育現代化はどこへ行った？」という短い記事を寄せ、現代化という用語が無用な誤解を招いたと述べている⁹。

今世紀に入り、当事者による反省という視線ではなく、（現在の関心からいったん切り離された）歴史的事象として現代化運動を再構成しようとする研究が生まれている。例えば、日本数学教育学会の「座談会 数学教育の現代化を振り返って」（2010）は、学校現場で運動を推進していた横地清、小高俊夫、磯脇一男から、現代化運動の当時大学院生でありのちに文部省に入る清水静海と、集合を中学校1年生で学んだという司会の磯田正美が聞き取る企画であり¹⁰、世代による時代認識の差が表現されており興味深い。とりわけ、1960年告示の学習指導要領で示された「系統学習」と1970年の学習指導要領に表現された現代化運動の関係をめぐる認識は、世代による違いが強く現れただけでなく、運動を推進していた三氏の間でも微妙な揺らぎを持っている。1960年の高等学校学習指導要領にすでに集合が入っていたことから、「その前〔1969年告示の中学校学習指導要領に集合が入る前〕から現代化の動きは高等学校の教育課程にもあった」とする小高に対し、横地は「系統学習と集合は独立に考えた方がよい」と述べ、結果として、1964年のSMSGセミナーは「これから現代化の教育課程を創ろうという」「けじめ」であったという理解で合意が作られている（〔〕内引用者、以下同じ）¹¹。これを司会の磯田は「現代化の素地は、系統学習の時代にできていた」という表現でまとめている。

それでは、ここで述べられた「現代化の素地」—本稿の言葉では現代化運動の下地—はいつ作られたのだろうか。先の石田の整理にもある通り、現代化運動は教育内容だけでなく、教育の方法や目的にも関わる総合的な運動であった。また、運動の主体も国に加えて複数の民間教育団体があり、それらが互いに緊張関係を持ちつつ運動が展開していた。そこで本稿では、これらの多面性を持つ現代化運動のうち、1970年の高等学校学習指導要領の特徴であった行列、一次変換、およびそれとの関連からベクトルという教育内容に注目し、それらの教育に関する現代化運動の下地の成立過程を考察しよう。

なぜ現代化運動の象徴ともいえる集合ではなく、行列、一次変換、ベクトルに着目するのか。集合に着目すれば、それ以前の時代に対する現代化運動の切断面が強調されるだろう。すでに1960年版の学習指導要領に「集合の考え」が入っていた高等学校は別としても、小学校や中学校については、集合は68～69年の学習指導要領で初めて導入された内容だったからである。横地は系統学習を普及している時期に「急遽、現代化が入りこんできた」と語り、小高は「現代化は外から入ってきた」と語っている¹²。確かに、国内における運動の必然性が熟する前に海外の動向が紹介され、対応を余儀

なくされた面が強かったのであろう。しかし、行列、一次変換、ベクトルの教育に関して、数学教育現代化運動の下地はなかったのかどうか。現代化運動の下地はせいぜい系統学習の時代までしかさかのぼれない、底の浅いものだったのだろうか。

本稿ではこの観点から現代化運動を捉え直すことを通して、戦前から続く長い運動としての現代化運動の側面を描いてみたい。それによって、性急に現代化運動の「失敗」の原因を問う問い方では見えてこない、数学教育改造運動と数学教育現代化運動の関係や、初等中等学校のカリキュラムの再構築という現代化運動の隠れた機能の一端に光を当てたいと考える。なお本稿が取り上げているのは、計画されたカリキュラムの次元における現代化運動である。実際の授業の実態など、他の次元における現代化運動は取り上げていない。

以下、第1節では、1970年までの学習指導要領と検定教科書において行列、一次変換、ベクトルがどのように扱われてきたのかを確認しよう。つづいて第2節では、この三者の中で最も早くから学校の教育内容に入っていたベクトルの教育について検討し、第3節では、戦前戦後の数学教育における行列と一次変換の扱われ方を検討しよう。ベクトル、行列、一次変換は、いずれも戦前の中等学校の数学科では扱われなかった。したがって、おのずと議論は旧制高校初年級の解析幾何学や高等代数学、あるいは数学以外の学科目の教育に及ぶことになる。そして以上の検討を踏まえて、最後に本稿で得られた結論を概括し、下地の理解を改めて示すとともに、残された課題に触れたい。

なお、本稿は日本数学教育学会第9回春季研究大会（山梨大学、オンライン開催、2021年6月6日）で発表した原稿に加除修正を加えたものである¹³。第1節の学習指導要領に関する記述、および第2節の1)におけるベクトルを扱った具体的な単行書の書名については大幅に圧縮した。

第1節 学習指導要領と検定教科書における行列・一次変換・ベクトルの扱い

本節では、学習指導要領と検定教科書における行列・一次変換・ベクトルがどのように扱われているのかを検討する。検定教科書に関しては、戦後最初の高等学校数学教科書を発行していた中等学校教科書株式会社の教科書、および公益財団法人教科書研究センター附属教科書図書館の「教科書目録情報データベース」において戦後から1981年使用開始分の教科書発行点数の多かった会社上位5社（数研出版、実教出版、大日本図書、好学社、三省堂）の教科書を調査対象とした。

(1) 1947年「新制高等学校の教科課程に関する件」と1948年「新制高等学校教科課程の改正について」

この二つの規定は（現在の科目にあたる）教科の名称と配当時間を定めるのみで、教育内容を規定していない。そこで、中等学校教科書株式会社の発行による『解析編（Ⅰ）』（1948）、『解析篇（Ⅱ）』（1947）、『幾何篇（Ⅰ）』（1947）、『数学幾何編（Ⅱ）』（1948）を見てみよう。これらのうち、ベクトルなどに関わる記述がなされているのは、解析幾何と題された『数学幾何編（Ⅱ）』である。本書では、冒頭で「向きを考慮に入れた線分」として「有向線分 AB 」が導入され、「 $AB = -BA$ 」であることが確認されている¹⁴。そして、「四章 座標変換・ベクトル」では、位置を問題にしない有向線分

としてベクトルが導入され、内積と外積も導入されている。座標変換としては、座標軸の平行移動と回転移動が扱われている。本書全体に通底しているのは、斜交座標系から直交座標系に入る座標系の導入の仕方や、虚円や根軸など解析幾何特有の概念の導入など、戦前来の解析幾何学の伝統が見られる点である¹⁵。その現れとして、ここでは円の接線の導入を見ておこう（説明にあたって、趣旨を変えない範囲で記号を改めた個所がある）。

円 $C: x^2+y^2=R^2$ 上の点 $P(x_1, y_1)$ における接線を求める際、まず点 P を通る直線を、方向余弦 λ 、 μ と媒介変数 r を用いて、 $x=x_1+\lambda r$ 、 $y=y_1+\mu r$ …①と表現している。この直線と円 C とのもう一つの交点 Q を求めるために、①の x 、 y を $x^2+y^2=R^2$ に代入して、 $r=-2(\lambda x_1+\mu y_1)$ を得る。ここで点 Q を点 P に近づける操作、すなわち r に 0 を代入する操作を行うことで、点 P における接線の式、すなわち $x_1x+y_1y=R^2$ が得られる（以上第5章）。この接線の導入法は、直交する二直線の傾きの関係を利用する今日の高校での導入法に比べ、複雑でテクニカルと思われるかもしれない。しかし、この手法は円以外の二次曲線に拡張できることから、一般的な二次曲線論を議論する解析幾何学（別名円錐曲線論 Conic Section）では一般的な手法であった¹⁶。

この点を旧制高校の教科書として知られた中川銚吉・竹内端三『新撰解析幾何学教科書』（1925）で確認しよう。 $A(x_1, y_1)$ における円 $x^2+y^2=r^2$ の接線は以下の通り導入されている¹⁷。まず円 $x^2+y^2=r^2$ の周上の2点 $A(x_1, y_1)$ 、 $B(x_2, y_2)$ について、2点の割線 $\frac{y-y_1}{x-x_1} = \frac{y_2-y_1}{x_2-x_1}$ と、 $x_1^2+y_1^2=x_2^2+y_2^2$ から導かれた関係式 $\frac{y_2-y_1}{x_2-x_1} = -\frac{x_2+x_1}{y_2+y_1}$ から $\frac{y-y_1}{x-x_1} = -\frac{x_2+x_1}{y_2+y_1}$ が導かれ、その式において $B(x_2, y_2)$ を $A(x_1, y_1)$ に近づけることで、点 A における円 $x^2+y^2=r^2$ の接線が導入される。『数学幾何編（Ⅱ）』における円の接線の導入は、媒介変数を用いたより洗練された直線の表現を取っているとしても、円と直線の割線を表現したうえで、二つの交点を近づけることで接線を導くコンセプトは戦前の解析幾何から変わっていない。

以上の通り、戦後初期の特徴は、ベクトルという用語の導入に加えて、それまで高等教育機関で扱われていた解析幾何を中等教育に導入した点に見られた。新制高校のカリキュラムを作るにあたって、旧制高校初年級に置かれた解析幾何が参照されたものと思われる。

(2) 1951年「中学校・高等学校学習指導要領数学科編（試案）改訂版」

この時はじめて「一般数学」「解析Ⅰ」「解析Ⅱ」「幾何」という科目の「性格」と内容が規定された（以下科目名には「」を付す）。その規定には、いずれの科目においても行列やベクトルという用語は見られず、座標変換も規定されていなかった。ただし、「幾何」では、解析幾何学の伝統の持続を示唆する規定が見られる（第Ⅴ章 §5）。例えば、「Ⅳ. 直線図形の性質を用いること」では、「代数的な方法を用いて、幾何学的な法則を実際問題に応用する能力をうる」という目標が置かれ、「Ⅴ. 円と球の性質を用いること」では、「2. 円や球の他の基本的な性質」において「b. 接線を割線の極限の位置と考えると、上の定理から接線の性質を導くこと」という規定がある。また、同じく「幾何」の「Ⅵ. 軌跡の概念を発展させること」では、「平行移動を座標によって表わすこと」や「座標軸の

位置を適切に選んで問題を解くこと」、「楕円や双曲線の標準形の方程式を知ること」がある。

それでは、ベクトル・行列・一次変換が教科書にあったかどうか、また先の「幾何」の規定がどのように具体化されていたかを、当時の「幾何」の教科書で確認しておこう。教科書研究センターの教科書目録情報データベースによると、この時期、大日本図書の『幾何』（末綱怨一・菅原正己、1951）、三省堂の『幾何 高等学校用』（三省堂編修所・清水辰次郎・石谷茂、1951）、好学社の『高等学校 幾何』（辻正次・吉田洋一・田島一郎、1951）の発行が確認される¹⁸。このいずれにも、ベクトルや有向線分などの用語は扱われていなかった。唯一、大日本図書の『幾何』が、メネラウスの定理について、「線分の方向により正負を考えれば」式の値が-1になると注で触れているにとどまった¹⁹。図形の移動や変換に関しても、三省堂の『幾何 高等学校用』は平行移動を扱っただけであり、比較的厚く扱った大日本図書の『幾何』にしても $f(x, y) = 0$ の表す図形を平行移動した図形の式 ($f(x-a, y-b) = 0$) に1頁を割き、その図形を原点を相似の中心として k 倍した図形の式は問いで考えさせるだけにとどまっている²⁰。1951年の学習指導要領は、それまで幾何1（初等幾何）と幾何2（解析幾何）に分かれていた幾何を一科目に合併しており、それに伴って解析幾何の部分は大幅に圧縮されたとみられる。「b. 接線を割線の極限の位置と考えると、上の定理から接線の性質を導くこと」という学習指導要領の規定にしても、割線の式から接線の式を導くことを想定しているとも読めるが、この扱いは上の三つの教科書ではなされていない²¹。

とはいえ円錐曲線を統一的に扱おうとする解析幾何のモチーフが消えたわけではなかった。好学社の『高等学校 幾何』では、2次方程式の判別式が0になることを用いて円の接線の式を導いたのち、この方法は、直線の傾きの性質を用いて接線を求める方法とは異なり、「円に限らず、楕円、双曲線、放物線の接線の方程式も全く同様にして求めることができる」²²と述べている。さらに、「楕円、双曲線の方程式は一括して、 $Ax^2 + By^2 = 1$ と書けることに注意すれば、楕円と双曲線とは別々にやらなくとも一度に考えられる」²³と述べて、式の形式性を利用した統一的扱いの意義を示唆している。

以上の通り、51年の学習指導要領（試案）では、ベクトルや一次変換を扱ったとまではいえないものの、解析幾何の伝統を残していた。

(3) 1956年「高等学校学習指導要領数学科編改訂版」

数学科は「数学Ⅰ」「数学Ⅱ」「数学Ⅲ」「応用数学」で構成された（第2章）。いずれの科目にも、ベクトルや行列という項目、および一次変換という用語は見られなかった。しかし、以下の通り「数学をよく用いる専門的な分野の学習を容易にする」ために、「数学Ⅰ」ないし「数学Ⅱ」に続いて履修させる科目とされた「応用数学」に複素平面が導入された点の一つの画期をなしている（第6章）。

c 複素数

「数学Ⅰ」の複素数の基礎の上に、次のような内容を指導する。

(1) 複素平面の意味

- (2) 複素数の極表示 ($z = \gamma (\cos \theta + i \sin \theta)$ となること)
- (3) 複素平面上における四則の幾何的解釈
- (4) ド=モアブルの定理 (指数が正の整数の場合)

さらに必要のある課程では、 e^x の展開などを利用してオイラーの公式を説明したり、複素平面上の図的解法を中心に指導したりすることも考えられる。

特に注目されるのは「(3) 複素平面上における四則の幾何的解釈」である。複素数の加法が図形の平行移動を意味し、複素数の積が図形の回転と拡大の合成写像であることが扱われたと考えてよいだろう。実際、写像という用語は用いられていないものの、実教出版の『数学の教室 応用数学』(福原満洲雄、柴垣和三雄他、1957)では、ベクトルという用語を導入したうえで、複素数の加減を図形の平行移動と関連付け²⁴、複素数の乗除については、極形式を導入したうえで、図1の通り、 $\angle Oz_1 \simeq \angle Oz_2z$ のとき $z = z_1z_2$ となることを示している²⁵。以上の通り、新制高校において一次変換の教育が導入されたのは、1956年の「応用数学」であったとみなすことができる。1951年の学習指導要領にも複素数の項目はあったが、複素平面はなかったからである。

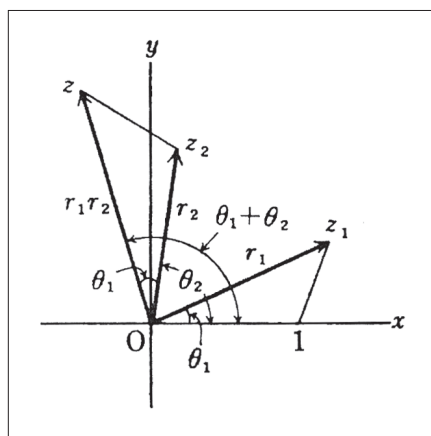


図1 実教出版の教科書における複素平面²⁵

他方「数学Ⅰ」「数学Ⅱ」「数学Ⅲ」では、座標変換や図形の移動に直接かかわる規定は見られなかった。しかし、この3科目に共通して、「概念を記号で表わすこと」などともに「中心概念」として「式や図形について不変性を見いだすこと」が挙げられている点は注目に値する。趣旨は以下の通りである(第3章)。

円周角の定理は、角の頂点の変化に対して不変な性質を示すものであり二次関数のグラフの形が放物線であることは、二次式の係数が変化しても不変な性質である。このように、数学の定理には、その背後に変化しているものを予想し、その間の不変な関係としてはあくすることによって、その意味が深くとられるものが多い。対称・射影等の変形で不変な点・直線に着目したり、式の変形において式の値が不変であることに着目したりするのもその例である。(下線は引用者、以下同じ)

ここでは「変形」と呼ばれているが、これを変換や写像と読み替えてもよいだろう。1970年の学習指導要領で強調された不動点や不動直線は、少なくとも、変換における不変量への着目という観点として、1956年の学習指導要領ですでに打ち出されていたのである。

以上の通り、1956年度改訂版で初めて「対称・射影等の変形で不変な点・直線に着目」（第3章）するという観点や複素平面上における四則の幾何学的解釈という内容が規定された。ベクトルや行列、一次変換という用語は学習指導要領に見られなかったとはいえ、すでに現代化運動の下地が作られていたことが確認される。

(4) 1960年「高等学校学習指導要領」

数学科は「数学Ⅰ」「数学ⅡA」「数学ⅡB」「数学Ⅲ」「応用数学」の5科目で構成されていた（第1章第2節）。この時初めて座標軸の回転等が扱われるとともに、ベクトルが導入され、「応用数学」の随意領域として行列式が例示された。一般の一次変換や行列は扱われなかったとはいえ、大きな変化といってよい。この点を「数学ⅡB」と「応用数学」で見よう（以下第2章第3節）。

第一に、「数学ⅡB」では、新制高校に初めてベクトルが導入されるとともに、「座標軸の平行移動・回転」も扱われた。ベクトルは、「三角関数とベクトル」という単元の中において、「ベクトルの意味」および「加法、減法、実数との乗法、内積」が扱われることとされている。三角関数の部分では加法定理の節の中で「複素数の極形式 ($z = r(\cos \theta + i \sin \theta)$) を含む」という規定が見られる。確認した5社の教科書のいずれにも複素平面が扱われており、そこで複素平面上における複素数の四則の幾何学的解釈が述べられている²⁶。

また座標軸の回転等については、「図形と座標」の単元において、二次曲線の標準形が扱われた後、「座標軸の平行移動・回転」が規定されている。「座標軸の回転については、曲線 $xy=k$ を双曲線の標準形に直すことなど簡単なものとする」という歯止め規定がある通り、座標軸の回転によって二次曲線の標準形に直す問題が想定されていたといえる。

第二に、1956年版で複素平面が導入された「応用数学」でも新たな内容が導入されている。今回「応用数学」は「数学Ⅰ」から接続する科目として設定されているが、ここでもベクトルの規定があり、内容として内積とともに外積が挙げられている。さらに、学科によって指導してもよい事項として行列式が挙げられている。行列式は、これまで中等教育段階では扱われず、高等教育の内容であった。

ところでベクトル等と直接関わっていない点にまで視野を広げると、次の現代化カリキュラムに連なる重要な変化を見ることができる。それは、「数学Ⅰ」における「領域」（数学的な内容を指す場合は「」を付す）の導入である²⁷。後述する通り、戦後直後の試案から1970年版に至るまで学習指導要領の作成に関わっていた矢野健太郎は、現代化運動が求められる時代背景としてオペレーションズ・リサーチや線型計画法を挙げていた。その線型計画法では直線で囲まれた「領域」が考察の対象となるから、線型計画法の導入には「領域」の導入が前提となる。その「領域」は、1960年の学習指導要領において初めて高校に入ってきた内容であり、そもそも二次曲線論から展開した戦前来の解析幾何学には含まれていない内容であった²⁸。

実際、吉田洋一・田島一郎他『高等学校応用数学』（好学社、1964）の「第7章 経営と数学」は線形計画法やモンテカルロ法を扱っている。田島一郎もまた現代化運動を推進した数学者の一人で

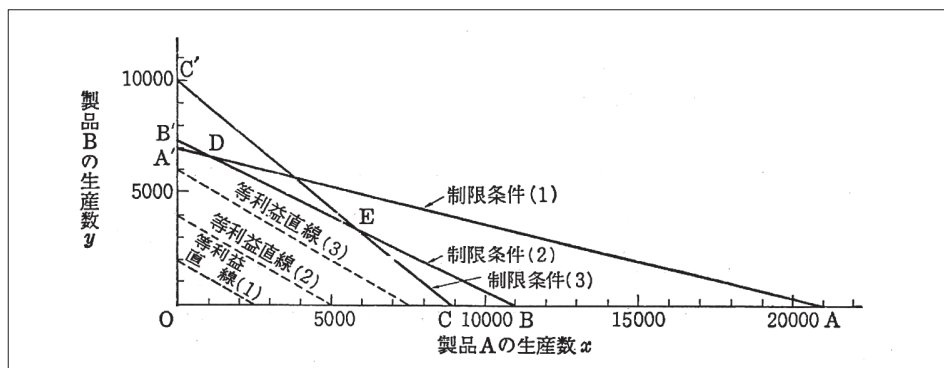


図2 応用数学の教科書に導入された線型計画法²⁹

あった。図2は、二つの製品A、Bについて機械加工、組立、検査の単位当たり時間と週の上限が定められたときに、利益を最大にする問題を解決するためのグラフである²⁹。

「領域」の導入の点ですでに伝統的な解析幾何学からの離脱が示されているが、その動向は二次曲線の接線の導入の点ですらに明らかになっている。参照した5社の教科書のうち、割線の極限として接線を導入した解析幾何特有の様式で接線を導入した教科書はなく、接線を扱った教科書はいずれも二次方程式の判別式による方法をとっていた³⁰。数研の教科書は、二次曲線の接線の式を参考として挙げるのみで導出すら行っていない。もはや接線の導入法において二次曲線に共通な手法が使えることへの価値づけはなくなりつつあった。以上の通り、60年の学習指導要領はすでに解析幾何学から離脱していた。

(5) 1970年「高等学校学習指導要領」

現代化カリキュラムとされる1970年の学習指導要領についても確認しておこう。数学科は「数学一般」「数学Ⅰ」「数学ⅡA」「数学ⅡB」「数学Ⅲ」「応用数学」の6科目で構成されていた(第1章)。必修科目である「数学Ⅰ」と「数学一般」のいずれにもベクトルが入り、行列と一次変換がカリキュラムの骨格を占めた点が最大の特徴である。中でも注目されるのは、「数学Ⅰ」と「数学ⅡB」である(以下第2章第3節)。「数学Ⅰ」では平面上のベクトルや写像(合成写像、逆写像など)の単元が設定されている。さらに「数学ⅡB」では、空間ベクトルや行列などの単元が設定されている。行列の単元では、「平面上で、原点を動かさない一次変換を扱う」とされている。なお「数学ⅡA」でも行列の単元において一次変換を扱うことになっていたが、そこでは原点のまわりの回転や軸に関する対称移動などに限定されていた。

本節の結論を概括しておこう。1956年の「応用数学」に複素平面上における四則の幾何的解釈が入ることで、図形の変換の端緒が開かれた後、1960年に座標軸の平行移動・回転とともに正式にベクトルが導入され、1970年に行列と一次変換が導入された。以上の過程は、解析幾何学固有の概念や手法を除く形で座標変換などの解析幾何学の内容の一部が新制高校のカリキュラムに入ってくる持

統的な過程ともいえる。現代化運動のもっとも表面に近い下地は1956年や60年の学習指導要領、すなわち系統学習の時期とみなしてよい。

さて、戦前来の解析幾何学と一次変換の関係についてももう少し考えてみよう。この関係は実は単純ではない。一見すると、座標変換などが扱われるためには、座標の組としてのベクトルの導入が前提となるように思われるかもしれない。しかし、解析幾何学ではベクトルは導入されていない。解析幾何学ではあくまで、 x 座標と y 座標はそれぞれ独立して扱われており、それらは一組の数学的対象として捉えられてはいないのである。それでは、これまでの日本の数学文化史においてベクトルはどのように扱われてきたのだろうか。この点を検討しよう。

第2節 日本の数学文化におけるベクトル

本節では、数学文化史におけるベクトルの扱われ方を二つの視点から検討しよう。一つは、教科書に限らない一般の単行書におけるベクトルの扱われ方であり、もう一つは、学校でのベクトルの教育の変遷である。

(1) ベクトルに関する単行書

一般の単行書においてベクトルはどのように扱われてきたのか。この問題を検討するため、国会図書館の蔵書目録（NDL ONLINE）で本や章のタイトルに「ベクトル」が入っている本を調べてみよう。戦前の状況の概観を主たる目的とするため、1939年までは10年ごとに以下の七つのカテゴリーに分けて件数を調べ、それ以降は特徴的な単行書を抽出した。カテゴリーは、①電気工学（電磁気学を含む）、②力学（運動学を含む）、③相対性理論ないし量子論、④その他物理学一般、⑤自然科学一般、⑥数学、⑦その他である。なお、同一の図書の再版と思われたものは1件とカウントし、講座や叢書類についても分類番号が同じ場合には1件とカウントした。二つのカテゴリーに含まれると解釈される本については、それぞれ0.5件を割り当てた。書名からカテゴリーを判断しづらい場合は、章や節の名称一覧を参照した。結果は以下のとおりである。

表1 本や章のタイトルにベクトルを含む本の件数

	電気工学	力学	相対性 理論 / 量子論	物理学 その他	自然科学 一般	数学	その他	総計
1880～1889	0	0	0	0	0	1	0	1
1900～1909	0	0	0	0	1	0	0	1
1910～1919	8	2	0	2	0	2	0	14
1920～1929	17	3	1	3	0	4	0	29
1930～1939	40.5	22	3.5	8	0	15	1	90
総計	65.5	27	4.5	13	1	22	1	135

表1にある通り、戦前の日本においてベクトルは電気工学や力学などの一部であり、それが数学に含まれるようになってきたのは1930年頃からということになる。以下で述べる通り、当初は工学や物理学で扱われる領域であったベクトルがまずは職業教育における実用数学として数学に接近し、次第に普通教育における数学の一領域に入ってくる事が確認される³¹。

やや詳しく見てみよう。まず1909年以前の著書は、『数理積義（訂2版）』（ウィリアム・クリップフォード著、菊池大麓訳、博聞社、1888）と『鷲峯遺稿』（沢田栄著、筒井正克編、筒井正克、1894）のみであった。

1910年から1919年には14件の著作があった。このうち、数学書は、『解析立体幾何学 訂正』（アルジス著、長沢亀之助訳、大島政治、1915）と『工業数学』（深井宗吉編、内田老鶴圃、1916）のみであった。8件は電気工学（ないし電磁気学）に関するものであり、残る6件のうち4件は力学などの物理学に関するものであった。例えば、『交番電流とベクトルの応用』（寶来勇四郎著、友友社、1917）は、（矢印としての）幾何ベクトルを用いて位相の異なる電流を表現したものである。交流では、電流に対してコイルの電圧は位相が90度進み、コンデンサの電圧は位相が90度遅れるなど、電流と電圧の間に位相のずれが生ずる。そのため、コイルとコンデンサを含む回路に交流を流した場合の電圧を求めるには三角関数の合成が必要になるが、ベクトル図を用いることで、位相の異なる電圧の和を容易に求めることができる。このベクトル図は、次項で述べる通り、明治期から広く活用されていた。

1920年から1929年にはさらに件数が増え、29の著作があった。しかしその半数以上（17件）は電気工学（ないし電磁気学）に関するものであり、力学や物理学に関するものが7件、数学書は以下の4件にとどまった。すなわち、『微分積分学』（ローレンツ著、山田光雄訳、内田老鶴圃、1920）、『解析立体幾何学』（アルジス著、長沢亀之助訳、共立社、1927）、『ベクトルとテンソル』（山田光雄著、内田老鶴圃、1928）、『ベクトル解析』（伊藤徳之助著、岩波書店、1929）である。このうち、『ベクトルとテンソル』は「物理学叢書」の一冊であるから、この時点でもベクトルは工学や物理学の一領域とみなされていたとあって良いだろう。

1930年代も全体の傾向に変わりはなかった。1930年から39年の10年間に発行されたベクトル関連の著作90件のうち、電気工学（ないし電磁気学）関連は40.5件、力学（ないし運動学）関連は22件、相対性理論・量子論関連が3.5件、その他物理学関連が8件、その他（近代経済学関連）が1件であり、数学書とみなされるものは他領域と重複した2点を含め16件あった。数学教育改造運動を提唱したJ.ペリーによる『初等実用数学 数学教育名著叢書 第7編』（新宮恒次郎訳、山海堂出版部、1930）が含まれる点が注目されるが、ペリーは本来機械工学者であった。この時期でも、『輓近高等数学講座35』（共立社、1935）が静力学の編の中でベクトルを扱うなど、ベクトルは数学よりも工学や物理学に近接し、その実用的価値に関心が集まっていたとあってよい。

それでも30年代にはベクトルを扱う数学書の増加が認められる。例えば久末啓一郎の『初等ベクトル解析』（裳華房、1932）はベクトルを導入した後、 $\text{grad } \psi$ や $\text{div} A$ 、Gaussの定理などを扱い、『岩波講座数学1 一般項目 解析概論（V）』（高木貞治、岩波書店、1933）は線積分、面積分と

もにベクトルを扱っている。さらに平賀良蔵の『ベクトル解析』（内田老鶴圃、1936）や末綱恕一・荒又秀夫の『高等教科微分積分学 下巻』（富山房、1940）など、一般の数学書や旧制高校の教科書にもベクトルが導入されるようになっていく。矢野健太郎は『初等リーマン幾何学』（考へ方研究社、1942）において反変ベクトル・共変ベクトルを扱ったうえで、テンソルや一般の変数変換に対する不変量を扱っている。

そして、1940年前後には、『百万人の数学：数学上の発明の社会史的背景に立脚せる数学入門書 下巻』（ランスロット・ホグベン著、今野武雄・山崎三郎訳、日本評論社、1939-40）にある通り、一般向けの教養書でもベクトルが扱われるようになっていく。ただし、ベクトルと言っても、扱われているのは『百万人の数学』も含め、今日の高校で扱われているような幾何ベクトルではなく、今日なお高等教育で扱われるベクトル解析の内容である。しかも、柴田隆史の『微分幾何学相対性理論概説』（積善館、1942）にある通り、相対性理論との関係でテンソルとともにベクトルに注目が集まっていることがわかる。

(2) 学校教育におけるベクトル

それでは、(初等後教育を含む) 広義の中等教育と高等教育の電気工学・力学・数学のカリキュラムにおいて、ベクトルはどのように扱われていたのだろうか。この点を教科書と教授要目等を通してみてみよう。

1) 電気工学におけるベクトル

前述の通り、電気工学においてベクトルは交流の電流と電圧の関係を表現するベクトル図として利用されてきた。ベクトル図は、すでに1898年には木村駿吉の『磁気及電気 第3冊 交流・軌近之研究部』に見られる(図3参照)。本書はベクトルやベクトル図(ベクトル・ダイアグラム)などの用語を用いていないものの、ベクトル図を載せた最初の単行書とみなしてよいだろう。交流に関しては「本邦未だ一部の著書なき」と木村が述べている通りである³³。ベクトルやベクトル・ダイアグラムという用語は1904年初版の『荒川電気工学 中巻』(荒川文六、丸善、1905年再版)に現れている。荒川は本書を「中学校卒業位の程度を標準として書き誌した」³⁴と述べているから、工業学校や工業専門学校の教科書として用いられた可能性もある。さらに、高等学校、医学専門学校、工業学校又はこれと同程度の学校ならびに中学校、師範学校の教員等の参考書、自習書として編纂した(緒言)という森総之助の『物理学: 実験及理論 電気学』(積善館、1909)でも交流の和がベクトルの和で表現されている。鳳秀太郎は『鳳氏交流工学理論階梯 第1編(交流理論)』(丸善、1912年訂正再版)において、「サイン波線をベクトルを以て表わし置くことは諸種の問題を説明するに於て便利を与うること多し」³⁵と述べており、ベクトルの有効性を意識し

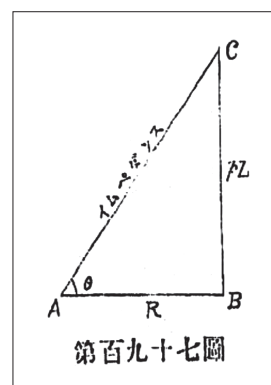


図3 木村のベクトル図³²

ていた。ただし、木村と鳳秀太郎の著作はいずれも微分方程式を導入するなど、当時の中等教育のレベルを超えた内容であった。明治期の工業学校の電気工学の分野でベクトルが扱われたかどうかは不明である。

それでも昭和に入る頃には、ベクトル図が中等教育に入ってきたことが確認できる。例えば、井上謙吉『電気計算問題解法：三種程度用 上巻』（電気工学書刊行社、1925）は、電気事業主任技術者第三種の受験指南書であるが、そこにはベクトル図があり、「ベクトル和」という用語も含まれている³⁶。この資格は工業学校卒業者に与えられる資格でもあったから³⁷、当時の工業学校ではすでにベクトル図が扱われていたとみなしてよいだろう。さらに、「中等工業学校電気科の上級学年用電気磁気教科書」（「例言」）であった工業教育振興会の『電気通論 2 交流理論及電子』（1936）や大阪公立工業学校数校の電気科各専門教諭三十名によって組織された電教社による工業学校電気科用教科書『交流理論』（大石堂出版部、1938）でもベクトルが扱われている³⁸。その他、1938年の「青年学校教授及訓練要目中職業科の追加」の電気科の「電気理論」の交流の項に「ベクトル表示法」³⁹がある。実業補習学校と青年訓練所が1935年に合併してできた青年学校は、中等学校というよりは初等後教育機関に類する機関であるが、当時の工業学校の教科書の記述が参照されたものと推察される。

以上の通り、ベクトル図やベクトルという概念は、明治期には工業学校の教師向けの書に現れ、昭和戦前期には工業学校の教科書に現れていた。それでは、電気工学におけるベクトル（図）の利用が現代化運動の「下地」を作ったのかということ、それは疑わしい。電気工学の分野におけるベクトルの有効性は疑い得ないとしても、その適用範囲はあくまで交流回路の電流や電圧の和を求める場面にとどまっていたからである。電気工学におけるベクトルは、特定の職業に必要なスキルの一部であったというべきだろう。

2) 力学におけるベクトル

力学では、力の和を求める際にベクトルが利用されている。ただし、中等学校でベクトルという概念が扱われたのはまれであった。例えば、明治12年初版の例言に東京大学医学部の別課生を教授するためのメモとして編纂したと述べられている飯盛挺造の『物理学 上篇（第23版）』（丸善書店、1906）には、力が矢印で表現されることや力の和が平行四辺形の対角線で求められることが示されているものの、ベクトルという用語は導入されていない。図4で示した三輪桓一郎の『中等物理教科書』（金港堂書籍、1896）も同様であり⁴⁰、時代が下っても状況は変わらなかった⁴¹。1925年の「中学校教授要目中物理及化

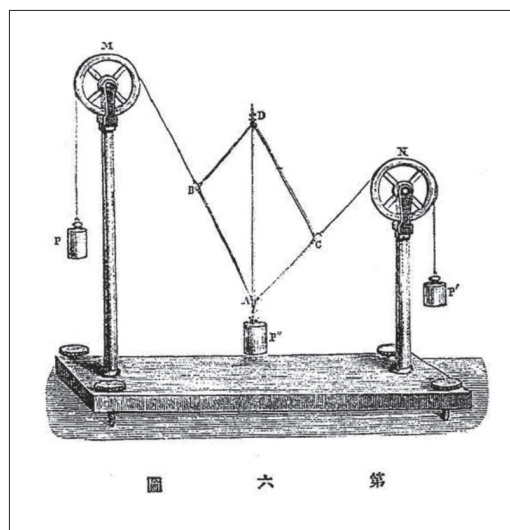


図 4 三輪『中等物理教科書』

学改正」、1931年の「中学校教授要目改正」、1942年の「中学校教授要目中数学及理科の要目改正」、1943年の「中学校教科教授及修練指導要目」のいずれにもベクトルという用語は見られない。

例外がなかったわけでもない。例えば、広島高等師範学校附属中学校物理化学研究会の『新制度中等物理学教科書』（修文館、1925）は「速度の如く大き及び方向を有する量をベクトル量という」⁴²と注で触れ、その改訂版（『新制中等物理学 下巻』、1928）では本文でベクトルという用語を導入している。また、教師用書である広島高等師範学校附属中学校理化学研究会『中等物理学教授資料集』（修文館、1927）は速さと速度の違いを教える際に、「大きに方向を加えた速度の如きものを方向量即ちベクトルということに迄導きます」⁴³と述べて、ベクトルという用語を教えることを教師に求めている。時代は下るが、工業青年教育会の『工業青年学校教授及訓練用 機械工業教科書 本科第1年4版』（青年学校教科書株式会社、1943、1940年初版）は、第7章を「ベクトル量の意義・速度・加速度・力・力の図示法竝に合成分解」とし、スカラーとベクトルの違いを扱っている。ベクトルは、中学校・高等女学校という正系の学校よりも、傍系の学校において制度化が進んだといつて良い。

正系の学校の力学においてベクトルの概念が制度化されたのは、高等教育であった。1926年の「高等学校高等科法制及経済、理科数学教授要目中改正」の「力学」（質点の力学、剛体の力学）では、「ベクトル法の概念を導入するを要す」⁴⁴という備考が付されている。京都帝大の講義を基にした玉城嘉十郎の『理論物理学 第1巻 質点及剛体の力学』（内田老鶴圃、1926、初版1918）は、外積を用いて面積速度やモーメントを表現していた。教材用として編纂された東京高等工業学校編『高等物理学』（有文閣、1935）、東京高等工業学校の教授の際に稿を起こしたとされる竹内時男の『新体系高等物理学』（東京開成館、1941）、広島高等師範学校で教授した材料を基としたとされる三村剛昂・助川巳之七の『高等物理学講話力学』（中文館書店、1935）はいずれもベクトルを導入していた。高等教育の力学では、物理量がベクトルの内積・外積等の演算で定義されており、ベクトルの概念を導入する必然性があったということであろう。先の広島高等師範学校附属中学校物理化学研究会の教科書におけるベクトルの導入は、高等教育機関での学習の展開を見通したものと思われる。

以上の通り、中等教育レベルの力学では、ほとんどの場合ベクトルという用語は導入されなかった。力の平行四辺形等の用語で合力の求め方を表現することで、ベクトルという用語を導入する必然性が乏しかったものと思われる。それでは高等教育の力学におけるベクトルの制度化は現代化運動と何らかの関係を持っていたのか。電気工学におけるベクトル図があくまで問題を解決する手法という位置にとどまった。それに対し、力学におけるベクトルは、3次元空間を表現する言語としての性格が強だけでなく、微分幾何学との関連も深かった。したがって力学におけるベクトルの制度化は、高等教育機関の数学におけるベクトルの制度化を準備したものと言ってよいだろう。

3) 戦前の数学教育におけるベクトル

戦前の中等教育機関の教授要目等ではベクトルの記載は見られない。高等教育機関に関しても、ベクトルに関する規定が見られるのは、ようやく1942年の「高等学校高等科臨時教授要綱」（文部省訓令第7号）になってからである。力学に比べ制度化が遅れたとはいえ、この規定は、本稿において非

常に重要な意味を持っている。この時、「教授上の注意」として「四、ベクトル、群、行列等に就きては適宜の箇所に於てその概念を簡単に与ふるも可なり」⁴⁵という項が置かれた。同じ文部省訓令第7号には、「第二学年 第二類」の「行列式」の項の次に「円錐曲線」の項目があり、その説明として「解析的方法の運用に習熟せしめ又座標軸の変換と図形の移動との関係を一体的に把握せしむ」⁴⁶とある。任意とはいえ、数学教育現代化運動で注目されていた群とともに、ベクトルや行列の扱いが規定され、同時に、座標軸の変換と図形の移動との関係を一体的に把握することが求められた点は注意してよいだろう。翌年の1943年「高等学校高等科教授要綱」(文部省訓令第4号)では、「甲類 第一学年 第二類」の「複素数」の項で「複素数の幾何学的表示と方向量との関係をも述べ二項方程式の解法に及ぶを可とす」⁴⁷とある通り、複素平面における複素数の表示と方向量(ベクトル)の関係が規定されている。

1930年前後の状況について、「大学の数学科の課程では、次第にベクトルは基本的な概念の一つとして扱われるようになり、常識になってくる」⁴⁸と公田藏が述べている通り、ベクトルや行列は大学ですでに扱われていた。1940年前後にはそれらを旧制高校レベルまで下ろす動きがあったということであろう。本稿が取り上げている数学教育現代化運動は、1942年の要綱に現れた旧制高校のカリキュラム改訂が20年後に新制高校に及んだ動きとして捉えることができる。高等学校学習指導要領の1970年改訂までを考えれば、現代化は30年にわたって底流を流れ続けたのである。

以上の通り、本節では、現代化運動のさらに深い下地として、昭和初期における旧制高校への力学へのベクトルの導入と、戦時期における旧制高校の数学へのベクトル、行列、複素平面の導入を特定することができた。数学教育現代化運動は、系統学習の時期に準備されたものでもありながら、その下地はさらに昭和初期にまでさかのぼれるのである。

第3節 行列と一次変換の教育の歴史

1960年の学習指導要領の「応用数学」において学科によって扱ってよい事項として「行列式」が挙げられた点を振り返ってみよう。これが中等学校のカリキュラムに行列式が現れた最初であった。しかし行列が学習指導要領に入るのは次の1970年の学習指導要領になってからであった。現代化以降の中等教育・高等教育のカリキュラムに慣れている者からすると、大学初年級の線型代数では、行列が扱われた後、余因子行列とともに行列式が扱われるものと思われるかもしれない。ここでは行列が先に導入されるが、これこそ高等教育における数学教育現代化の現れであった。

それでは、現代化以前の行列と行列式の教育ではどのような扱われ方をしていたのか。この点を旧制高校の教科書であり、文部省教員検定試験の定番参考書でもあった渡辺孫一郎『新編高等代数学』(1949、初版1922)で確認しよう。本書の第11章行列式は「転倒」から始まる。今日「置換」と呼ばれる操作である。ここから行列式の定義が行われる。冒頭は以下の通りである⁴⁹。

44. 行列式の定義

以下次の如き記号にて表される n^2 個の数を考える。

$$a_1, a_2, a_3, \dots a_n$$

$$b_1, b_2, b_3, \dots b_n$$

$$c_1, c_2, c_3, \dots c_n$$

.....

ここから行列式の定義に入り、行列式の記号 (Δ) も導入されるのだが、上の「 n^2 個の数」の組は行列とは呼ばれていない。その後、現在の用語でいう余因子行列の行列式が扱われるが、それは「行列式 Δ の一つの元素〔成分〕に於て相交る行と列とを取り去って作った行列式を其元素の小行列式」⁵⁰ として定義されており、「行列」という用語は用いられていない。連立一次方程式の解法についても、変数の係数の組には特定の名称が与えられていない。本書には行列という概念が登場しないのである。つまり、行列ではなく行列式だけを扱うのが、古典的な高等代数学（旧制高校レベルの代数）であった。

戦前の高等代数学が行列式のみを扱うことは、前述の1942年「高等学校高等科臨時教授要綱」（文部省訓令第7号）においてようやく扱って良い概念として行列が規定された点とも符合する⁵¹。この時期における行列やベクトルの教育の状況を、1928年生まれの森毅は次のように語っている⁵²。

行列は高校の「高等代数」にもあったが、行列はあまり教えられず、ベクトルさえ力学と幾何学の間をさまよっていた。大学の理学部数学科ではもちろん行列もあったものの、たとえばランクなどが教えられるようになったのは、昭和10年代になってからという（以下略）。

ベクトルと同様、行列も遅れてやってきた領域であった。

行列が旧制高校レベル、すなわち新制大学教養課程で本格的に扱われるようになったのは戦後ということになる。1958年には佐武一郎の『行列と行列式』（裳華房、1958）が現れている。これは、大学の教養課程における線型代数の最初の代表的教科書であり、行列式よりも前にベクトルと行列の演算を扱っている。続いて、1966年には斎藤正彦の『線型代数入門』（東京大学出版会）が世に出ている⁵³。

以上の通り、戦前の大半の期間において高等代数学は行列式のみを扱っていた。行列式のみを扱うという高等代数学の特徴は、数学史において行列式論が行列に先行して発展したことに起因する。『線型代数入門』の「あとがき」で、斎藤は、18世紀の解析幾何学の発展の中で行列式概念が導入され、一世紀にわたって行列式が「線型代数の主演」を演じたものの、19世紀後半には「ベクトル、線型空間、行列などの概念がつぎつぎに導入され」、「行列式論が線型代数の組立てに不可欠のものではないことがわかってきた」と述べている⁵⁴。そして、行列式よりも行列を重視する数学思想は、すでに1960年の学習指導要領の基底にあって現代化運動を準備していた。同書の「はじめに」で彌永

昌吉は以下のように述べている⁵⁵。

さきごろ指導要領〔1963年度施行の1960年版学習指導要領〕が改められ、集合、ベクトルなどを含む新指導要領による学習を終えた学生が、今年度から大学に入学することとなる。教科書としても、新しいものが要求されるのではないか。(中略)初等数学についてさえ、『数学教育の現代化』が叫ばれている。大学の数学教育については、なおさらのことである。

以上の通り初等中等段階における数学教育の現代化は、線型空間論を中心とし、行列式よりも行列を重視する高等教育レベルでの現代化とともに起こっていた。その後、現代化運動の退潮とともに、高校のカリキュラムは行列と一次変換の関連が弱くなるなど、行列の位置が弱まるのに対し、大学初年段階における線型代数の教育は定着して今日に至っている。

おわりに

ここまで1970年の高等学校学習指導要領に表現された数学教育現代化運動の下地を考察するため、戦前戦後の行列・一次変換・ベクトルの教育を検討してきた。最後に、本稿の結論を概括するとともに、残された課題に触れたい。

本稿では以下の4点が明らかとなった。第一に、昭和初期には旧制高校の力学にベクトルの導入が求められていた。これは現代化運動も最も深い下地であった。第二に、戦時期には旧制高校の数学にベクトルや行列の導入が可能となり、その動向が戦後の新制大学に継承された。これが現代化運動の第二の下地であった。この戦時期の動向は、ベクトルを工学や物理学から数学の領域に移す持続的な変化の帰結であった。第三に、1956年には学習指導要領に複素平面上における四則の幾何学的解釈が規定され、1960年にはベクトルと座標軸の平行移動・回転の導入が規定された。この系統学習の時期が現代化運動の最後の下地であった。第四に、1970年における行列の導入は、高等教育機関における解析幾何学の線型代数への再編を伴っていた。

以上の通り1970年の学習指導要領は、集合に着目すれば、従来のカリキュラムに対する断絶の面が強調されが、行列と一次変換に着目すれば、数学へのベクトルの漸次的導入、行列式のみを取り上げてきた高等代数学の再編、解析幾何学の縮小・解体という戦前来の持続的な変化の帰結という側面が見えてくる。そして長い変化の過程として現代化運動を捉えた場合、この運動を成功か失敗かで捉える捉え方とは別の枠組みで理解する可能性が開かれるだろう。

ここで本稿が扱ってきた下地について著者の理解に触れておこう。数学教育現代化運動という用語が生まれ、その運動が担い手を持つ実体的な動きとして推進されたという意味での運動となったのは、早く見ても1960年前後ということになる。単元学習批判の反作用としての系統性を重視する教育に対して、現代化運動の開始を社会的に告げる出来事は、1964年のSMSGセミナーということになる。それでは戦前の二つの下地は、現代化運動の前史というべきだろうか。これまで見てきた通

り、戦前の二つの下地は、現代化運動の単なる前の歴史ではなく、運動として現実になる前の潜在的な動きであった。したがって、最初の二つの下地は、現代化運動の前史ではなく、隠れた現代化運動だったと言いたいのである。この理解のもとで近代の数学教育史を捉えることによって、戦前戦後の数学教育に関するさまざまな課題が浮上し、ひいては複雑な歴史展開の解明が進むと考えている。その課題は次の三つである。

第一は、数学教育現代化運動が求められた社会的な文脈と思想の検討である。日本数学教育会の『数学教育の現代化』（1966）は運動の世界的な広がりを知ることでできる格好の史料である。他方で、現代化運動の「根源」としては「現代数学そのものの著しい展開」と「科学技術のすばらしい躍進」が挙げられるのみであり⁵⁶、運動を展開する日本側の必然性と主体性は必ずしも伝わってこない。それでは、現代化運動が求められた社会的文脈とは何だったのか。矢野健太郎は、「算数・数学教育現代化はどこへ行った？」の中で現代化運動の後退を惜しみつつも、それがオペレーションズ・リサーチ（OR）や線型計画法など、1940年前後に発展した新しい数学を支える教養の教育を推進する意義があったと述べている⁵⁷。同じ主張は、現代化運動の初期にも語られるなど、矢野の一貫した思想であった⁵⁸。

数学的な手法を技術だけでなく、人間行動や社会の設計にも応用するORは、戦後アメリカから日本に移入されている。1955年の設立当初からORをテーマとしていた経営科学協会は、1957年には正式に日本オペレーションズ・リサーチ学会に名称を変更している⁵⁹。その評議員には、彌永昌吉も加わっている⁶⁰。矢野は、ORに必要な数学は、いわゆる理系だけでなく、文科系にも必要な教養であると繰り返し説いていた。現代化運動を支えた一つの文脈はORを始めとする、すべての人に必要な新しい数学的教養の出現であったのではないか。この点は今回十分に検討できなかったが、今後矢野の戦後直後からの教育言説の分析を通して、さらに明らかにしたいと考える。

第二は、現代化運動を複数の系譜で叙述する研究である。日本数学教育会の『数学教育の現代化』は二つの座談会を載せているが、そこでの参加者の発言を見るだけでも、運動を推進する側の現代化のイメージがいかに多様であったかに気づかされる。急速に拡大していた後期中等教育の複線化をめぐる問題等、教育観や数学観に関して運動の担い手を識別することで、現代化運動の系譜分けが可能になることが期待される。それによって、これまで民間教育運動による運動と国によって制度化された運動の二分法で捉えられてきた現代化運動について、さらに奥行きのある明晰な図式が描けると思う。

第三は、数学教育改造運動と数学教育現代化運動の関係の考察である。単純化すれば、改造運動は、学問と教科の成立史が反映された分科主義（特に代数と幾何の分離）を克服し、市民に必要な教養を与える普通教育として数学教育を作ろうとする運動であり、（間に介在する三角法と解析幾何の圧縮によって）中等教育に微積分を導入しようとする運動であった。それに対して、前述の通り、現代化運動は、数学教育の中心的な教養を、（科学技術への応用の面が強い）微積分とともに、数学的手法による人工物と人間行動の設計に必要な線型代数のリテラシーに置き直すことで、すべての人にとって学ぶ意義のある形で数学教育のカリキュラムを再構築する運動という側面を持っていた。

であれば、改造運動が否定的に価値づけた数学の公理主義を、現代化運動は積極的に価値づけるという形で、改造運動と現代化運動を対立的に捉えるだけでは不十分であろう⁶¹。また、戦時期の数学教育再構成運動が改造運動と現代化運動に結実する下地のどちらに位置づくのかという問題も浮上する。ここで再構成運動の結果生まれた戦時期の一種検定教科書に最適化問題が頻出していた点を想起すれば⁶²、戦時期の教科書に表現された合理的な人間行動の設計の思想は、現代化運動で追求された思想を先取りしているようにも思われる。旧制高校のカリキュラムにベクトルや行列が入ってきた時代に、中等教育レベルでも底流には現代化運動として後に形象化される思想が孕まれていたのではないか。この点については、最適化学、経営工学、社会工学、OR 等と数学の関係をめぐる問題の系として引き続き検討していきたい。

付記

- 1) 学習指導要領からの引用はすべて国立教育政策研究所の教育研究情報データベース (<https://erid.nier.go.jp/guideline.html>) によっている (2021 年 9 月 24 日最終閲覧)。閲覧ページを示すため、当該箇所の章節等の番号を付した。
- 2) 引用文中の旧漢字旧仮名遣いは現代表記に改めた。

謝 辞

本研究は共同研究「数学教育現代化における教育課程の再構成原理とその過程」の一環として行われたものです。共同研究者である蒔苗直道先生、岡野勉先生、田中義久先生、成田慎之介先生、田中伸明先生からさまざまなコメントをいただきました。また、佐武一郎の『行列と行列式』の数学史的位置付けについては、浪川幸彦先生と真島秀行先生から貴重なコメントをいただきました。ありがとうございます。

注

- 1 Angela L. E. Walmsley, *A History of Mathematics Education during the Twentieth Century*, University Press of America, 2007, p.23.
- 2 日本数学教育会『数学教育の現代化』培風館、1966。
- 3 小平邦彦「New Math 批判」『科学』38 (10)、1968。
- 4 「シンポジウム 数学教育現代化の軌道修正：小・中・高の関連に着目して」『日本数学教育学会誌』56 (1)、1974、16-26 頁。シンポジウムは、1973 年 8 月 4 日に日本数学教育学会全国大会（徳島大会）で行われた。
- 5 川口廷「1968 年より 10 年間の数学教育界の動向：数学教育の現代化とその反省」『日本数学教育学会誌』60 (11)、1978、262-264 頁。
- 6 若槻実「わが国数学教育現代化とその問題点」『長崎大学教育学部教育科学研究報告』23、長崎大学教育学部、1976、149-158 頁。なお、本来スパイラル方式は教育内容に埋め込まれた構造を深めながら繰り返し学ぶ学習であり、教材の「小出し方式」とは異なっている。ただし、構造そのものを（児童生徒用の）教科書に表現することはきわめて難しいことから、構造の理解を経ないまま教科書の表面的な文言を教えようとする教師にとって、スパイラル方式を具体化した教科書は教材を学年ごとに断片化する教材の「小出し方式」に見えるということであろう。発見学習や協同学習など、高度な学習形態を用いる場合、教科書のあり方が問われる事例の一つである。

- 7 石田忠男「紙上シンポジウム・提案 算数・数学教育の現代化はなぜ失敗したか」『現代教育科学』No.305、明治図書、1982、8頁。
- 8 前掲石田、21頁。
- 9 矢野健太郎「算数・数学教育現代化はどこへ行った?」『日本数学教育学会誌』64(7)1982、1頁。
- 10 「座談会 数学教育の現代化を振り返って」『日本数学教育学会誌』92(7)、日本数学教育学会、2010、39-52頁。
- 11 前掲「座談会 数学教育の現代化を振り返って」、44頁。
- 12 前掲「座談会 数学教育の現代化を振り返って」、42頁。
- 13 佐藤英二「変化の過程としての数学教育現代化—行列・一次変換・ベクトルに注目して」『第9回春季研究大会論文集』日本数学教育学会、2021、119-126頁。
- 14 中等学校教科書株式会社『数学幾何編(Ⅱ)』1952、4頁。
- 15 古典的な特徴を比較的強くとどめている菊池大麓の『平面解析幾何学(第16版)』(大日本図書、1925、初版1913年)では、全編にわたって斜交座標系で議論されている。
- 16 菊池大麓は、前掲『平面解析幾何学(第16版)』の緒言で本書の編纂に際して最も参考に下のはSalmonのConic Sectionであると語っている。
- 17 中川銓吉・竹内端三『新撰解析幾何学教科書(訂正7版)』富山房、1925(初版1925年)、96-97頁。
- 18 教科書目録情報データベース(https://textbook-re-lib.net/Opac/search.htm?s=cKZ-xZqMVYzA_3dOR9f01zB6wh)を参照した(2021年9月6日最終閲覧)。
- 19 末綱恕一・菅原正己『幾何』大日本図書、1951、130頁。
- 20 前掲末綱他『幾何』189-190頁。
- 21 割線について成り立つ性質から接線に関する性質を導く考え方は、解析的方法ではなく、総合的方法で活用されている。例えば、大日本図書と三省堂の教科書は、円に内接する四角形ABCDの向かい合う角 $\angle D$ と $\angle B$ の和が 180° であることを確認したうえで、点Bを点Aに近づけることで、接弦定理(点Aでの円の接線とACのなす角 $=\angle CDA$)を導いている。
- 22 辻正次・吉田洋一・田島一郎『高等学校 幾何』好学社、1951、349頁。
- 23 同上書、350頁。
- 24 ベクトルという用語が導入された点は、辻正次他『高等学校 応用数学』(好学社、1957)も同様であった。
- 25 福原満洲雄・柴垣和三雄他『数学の教室 応用数学』実教出版、1957、214頁。
- 26 確認したのは、功力金二郎他『高等学校数学ⅡB』(数研出版、1963)、吉田洋一・田島一郎他『高等学校数学ⅡB』(好学社、1963)、秋月康夫他『高等学校数学ⅡB』(大日本図書、1963)、河田竜夫他『数学ⅡB』(三省堂、1963)、福原満洲雄他『数学ⅡB』(実教出版、1963)の5点である。
- 27 1960年の学習指導要領における「領域」の導入は、高校のカリキュラムへの集合の導入と軌を一にしていると思われる。ただし今回、ベクトル・行列・一次変換の導入と集合の導入の関連について検討することはできなかった。
- 28 前掲菊池『平面解析幾何学(第16版)』や前掲中川・竹内『新撰解析幾何学教科書(訂正7版)』では軌跡は扱われているものの、領域は扱われていない。
- 29 吉田洋一、田島一郎他『高等学校応用数学』好学社、1964、309頁。
- 30 参照したのは、複素平面を確認した5社と同じである。
- 31 ベクトルと四元数の関係、日本へのベクトルの導入過程、および大学・旧制高等学校におけるベクトルの教育に関しては、公田藏「日本の数学教育とベクトル この百二十五年」(『数理解析研究所講究録』1317巻、2003)を参照。
- 32 木村駿吉『磁気及電気第1冊 磁気及静電気之部』内田老鶴圃、1898、318頁。
- 33 木村駿吉「緒言」『磁気及電気第1冊 磁気及静電気之部』内田老鶴圃、1898。
- 34 荒川文六『荒川電気工学 上巻(再訂第7版)』丸善、1916(初版1904年)、緒言iii。
- 35 鳳秀太郎『鳳氏交流工学理論階梯 第1編(交流理論)(訂正再版)』丸善、1912、4頁。
- 36 井上謙吉『電気計算問題解決法:三種程度用 上巻』電気工学書刊行社、1925、41頁。
- 37 「電気事業主任技術者資格検定規則」第4条による。同上書、附録9頁。
- 38 『電気通論2 交流理論及電子』は微積分や複素数、逆三角関数を扱っており、『交流理論』も事実上微分を扱っているなど、非常に水準が高い。戦前の中等学校のカリキュラムを考える場合、工業学校の水準の高さを考慮する必要があるだろう。
- 39 近代日本教育制度史料編纂会編『近代日本教育制度史料 第三巻』講談社、1964、393頁。
- 40 三輪桓一郎『中等物理教科書』金港堂書籍、1896、13頁。
- 41 例えば、『中學新物理 3・4・5學年用』(竹内時男、東京開成館、1936)、『中學新物理學 乙表準據』(高田徳佐、大日本圖書、1937)、『新撰中等物理學 乙要目準據』(河野通匡、修文館、1938)、『中等女子物理』(東

- 京高等師範学校附属中学校内理科研究会、目黒書店、1937）、『女子理科物理学教科書』（近藤耕蔵・竹島茂郎、成美堂書店、目黒書店、1936）のいずれもベクトルの用語は用いられていない。
- 42 広島高等師範学校附属中学校物理化学研究会『新制度中等物理学教科書』修文館、1925、167頁。
- 43 広島高等師範学校附属中学校理化学研究会『中等物理学教授資料集成』修文館、1927、264頁。
- 44 教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史 第7巻』龍吟社、1939、175-176頁。
- 45 近代日本教育制度史料編纂会編『近代日本教育制度史料 第五巻』講談社、1964、390頁。
- 46 同上書、389頁。
- 47 同上書、469頁。
- 48 前掲公田「日本の数学教育とベクトル この百二十五年」を参照。
- 49 渡辺孫一郎『新編高等代数学（第38版）』裳華房、1949（初版1922年）、139頁。
- 50 前掲渡辺、p.147。
- 51 1944年に第一高等学校に入学した佐武一郎は、「代数学と幾何学」という科目の中で行列が扱われていたと語っている（佐武一郎『『行列と行列式』を書いた頃』『数学セミナー』39（6）、2000、10-11頁）。
- 52 森毅『現代数学と数学教育』裳華房、1976、p.89。
- 53 前掲佐武『『行列と行列式』を書いた頃』、斎藤正彦「線型代数教育の変遷」『数学セミナー』39（6）、2000、12-13頁。
- 54 斎藤正彦『線型代数入門』東京大学出版会、1966、259頁。
- 55 彌永昌吉「はじめに」、前掲斎藤『線型代数入門』、p.i。
- 56 日本数学教育会『数学教育の現代化』培風館、1966、354頁。
- 57 前掲矢野「算数・数学教育現代化はどこへ行った?」、1頁。
- 58 矢野健太郎「中学校数学の現代化」『日本数学教育会誌』47（5）、1965。
- 59 「日本オペレーションズ・リサーチ学会 学会誌の発刊に当たって」『オペレーションズ・リサーチ：経営の科学』2（1）、日本オペレーションズ・リサーチ学会、1958、1頁。
- 60 「日本オペレーションズ・リサーチ学会設立総会ならびに第1回研究発表会記事」『オペレーションズ・リサーチ：経営の科学』2（1）、日本オペレーションズ・リサーチ学会、1958、53頁。
- 61 この理解は、遠山啓が現代化運動と対比するために、数学教育改造運動を近代化運動と称した際に典型的に現れている。
- 62 佐藤英二『近代日本の数学教育』（東京大学出版会、2006）の第10章を参照。

震動するエロティックな Body/Soul
— ホイットマンとディキンソンの詩の身体感覚

梶原照子

The Erotic Body/Soul Vibrating: Physical Sensations in the Poetry of Whitman and Dickinson

KAJIWARA Teruko

Until as recently as a decade ago, Walt Whitman and Emily Dickinson tended to be regarded by literary critics as diametrical opposites. In recent years, however, some critics have launched comparative studies that reveal cultural cross-overs between the two poets. The nineteenth-century vogue for pseudo-scientific theories prompted both poets to represent ideas of Body and Soul in ways that had not been explored before. This essay explores the ways in which both Whitman and Dickinson represent the Body and Soul, and how this representation relates to concepts of poetic creativity. First, I will discuss how they depict physical sensations—the topic rarely mentioned in comparative studies—by identifying receptive eroticism as a feature shared by both poets. Secondly, I will analyze their representations of Body and Soul in relation to nineteenth-century scientific studies of electricity. Finally, I will demonstrate how these ideas are associated with notions of poetic creativity.

In the first and second stanzas of Dickinson's F348, the feminine narrator appraises receptive eroticism, imagining herself first as a painting and then as music. In the third stanza she transforms this receptivity into the creative power of poetry, expressing the desire to "Own the Ear" and "the Art to stun myself / With Bolts—of Melody!" Likewise, F477 evokes receptive eroticism through the swoon of a feminine recipient brought about by music or a "Thunderbolt." In section 26 of Whitman's "Song of Myself," a similar process of reaching the mystery of "Being" takes place through musical and sexual climax. Significantly, both poets visualize ecstasy as electric vibrations. Although they share similar tropes, they depict femininity differently. In "Song of Myself" section 22, Whitman's democratic persona is ungendered, and assumes the sensation of a fetus and baby connected to the maternal body. Dickinson's recipient-persona in F656, meanwhile, has a matured female body, and demonstrates a fear of masculine invasion.

Both poets draw on contemporary scientific theories. Whitman's "I Sing the Body Electric" and Dickinson's F1631 depict electricity as coming from emotions or "love" and identify the internal organ of emotions as the "Soul." Rather than referring to it directly, F1631 conveys the idea of the Soul through the metaphor of everlasting electricity. Both poets suggest that the Soul is the Body in the form of electricity. Their understanding of electricity reflects (pseudo)science, particularly ideas of animal magnetism and Swedenborgian Spiritualism, but they renovate scientific discourse. Whitman transforms the electric link between "mind and matter" in animal magnetism into an electrical connection between "Soul and Body." Thus, Whitman subverts the biblical notion of the Soul and Body as dichotomous and represents them as fused by sensuous electricity. Dickinson also gestures towards a Spiritualist discourse that associates "spiritual form[s]" with "electricity."

Thus, both poets use electricity to advance the rhetorical fusion of spirit, soul and body, creating a poetic vision in which the erotic Body/Soul vibrates as electricity corporealized in physical sensations.

If we associate "Bolts—of Melody" with the Soul, it becomes apparent that Dickinson seeks to create the same vibrational phenomenon in the reader, with the electric Soul flowing into and vibrating the Body. Whitman also represents communications between the self and the other in terms of auditory, tactile, and oral vibration. In the poetry of Whitman and Dickinson, the Body/Soul passively receives the other and vibrates ecstatically in response; conversely, it can flow into and cause vibrations within the other. Whitman and Dickinson suggest that the act of creating poetry is also the act of embodying sensations such as the vibration of the erotic Body/Soul.

震動するエロティックな Body/Soul — ホイットマンとディキンソンの詩の身体感覚

梶原 照子

ウォルト・ホイットマン (Walt Whitman) とエミリー・ディキンソン (Emily Dickinson) は過去の研究において対照的な枠組みで捉えられてきた。男性と女性、労働者階級と上流階級、野心的に出版し続けた公的な詩人と出版を諦め孤独に執筆し続けた私的な詩人、という伝記的な対照性に加え、詩作品のスタイル——饒舌に広がるホイットマンの長編詩と凝縮されたようなディキンソンの短編詩——はたしかに対極的に見える。ベツツイ・アーキラ (Betsy Erkkila) が2020年に概括したように、そもそも10年前まで両詩人の研究者は“two distinct groups”に分かれる傾向にあった (*Whitman Revolution* 101)。しかし2017年に *Whitman and Dickinson: A Colloquy* が出版され、本格的な比較研究の端緒となった。例えば、シアラ・ウォルスキ (Shira Wolosky) は聖書を両者の詩才の源泉と見なし (“Dickinson” 47-64)、アンドリュー・ドーキン (Andrew Dorkin) とクリスタン・ミラー (Christanne Miller) は風刺的嗜虐の影響を受けた誇張法を指摘し (129-48)、アーキラは政治社会闘争における立ち位置を探るなど (“Radical” 149-69)、19世紀の文化との関係を照射する論考が興味深い。それぞれの研究史では同時代の文化の詩作への影響は既に指摘されており、なかでも (疑似) 科学はとくに重要に思われる。¹ ホイットマンが (疑似) 科学に傾倒し、雑学知識を自己流に活用したものであっても、*Leaves of Grass* に当時の科学言説が散見されることはゲイ・ウィルソン・アレン (Gay Wilson Allen) を始め、近年ではハロルド・アスピズ (Harold Aspiz) やリンゼイ・タグル (Lindsay Tuggle) が指摘している。ディキンソンについては、テリー・ブラックホーク (Terry Blackhawk) が “Dickinson drew on scientific and technological vocabulary to a greater extent than other poets of her time” (259) と観察し、サビヌ・シールケ (Sabine Sielke) は彼女を “a science writer” (237) と評する。ロビン・ピール (Robin Peel) が解説するように、19世紀アメリカの女性達は雑誌記事や書籍、講演を通して科学思想を学び流行させた (16-25)。ましてやディキンソンが通ったアマスト・アカデミー (Amherst Academy) やマウント・ホリヨーク (Mount Holyoke) では科学の授業が充実していた。ニナ・ベイム (Nina Baym) に拠れば、ディキンソンは神の存在を証明するための学問だった19世紀の科学を、むしろ逆に既存の宗教の自己欺瞞を暴くために活用した (133)。

新しい科学思想が伝統的な宗教と拮抗し、ときに融合していく19世紀の文化潮流のなかで、ホ

イトマンとディキンソンは伝統的な宗教言説であった Body と Soul に新たな表象を与えたのではない。創り直した Body と Soul は、変わりゆく世界を感じ取り、独自の詩の言葉を生み出す身体感覚の反映である。本論は始めに、近年の比較研究においても殆ど取り上げられていない身体感覚の描き方を考察し、共通点として受動的なエロティシズムを明るみに出す。次に、19世紀の(疑似)科学を背景に、とくに electricity に着目することで、Body と Soul の新しい表象を分析する。最後に、その表象がどのように詩的創造力と連結しているかを論じたい。

1. 受動的なエロティシズム

二人の詩の共通点として私が着目するのは、一人称の語り手の身体感覚が示す受動的なエロティシズムである。ディキンソンの F348² の分析から始めたい。アドリエンス・リッチ (Adrienne Rich) は “This poem is about choosing an orthodox ‘feminine’ role: the receptive rather than the creative; viewer rather than painter, listener rather than musician; acted-upon rather than active” (169) と指摘し、ヘレン・ヴェンドラー (Helen Vendler) も “she [Dickinson] asserts that it is better to be the audience than to be the artist” (149) と評し、詩人の受動的な立場の称賛を確認する。しかしヴェンドラーの “With respect to painting and poetry, she focuses on the creator of the art; but with respect to music, she focuses not on the composer but on heard (instrumental) music” (149) という解釈には異論を表したい。私の読解では、絵画の場合も詩人は創作された芸術作品に焦点をあて、受動的な絵の躰が享受する恍惚感を描く。そして詩の場合は、創り手と芸術作品のどちらかの役割を選ぶのではなく、受動的なエロティシズムが詩の創造力の源になると示唆する。この点、詩の “climax” は “the maker and receiver at once” (169) の達成だというリッチの解釈に同意する。

連ごとに詳しく見ていこう。“I would not paint—a picture— / I’d rather be the One” (ll. 1-2) という願望で始まる第1連で、語り手は「絵」を描いて生み出すよりも、つまり画家となって絵を描くよりも、“the One”—the Picture そのものでありたい、と願う。続く 3-5 行目 “It’s bright impossibility / To dwell—delicious—on— / And wonder how the fingers feel” における「輝く不可能性」とは、キャンバスに横たえられた躰を画家の手に委ねる語り手の無力さ (impossibility) が “bright” で “delicious” に転じる様を指す。語り手はキャンバスの上の絵具をかき混ぜる画家の指が自分の肢体を愛撫する感触について思いを馳せる。“how the fingers feel” は、「絵」の躰の語り手にとって画家の「指」がどのように感じられるか、という意味であり、ヴェンドラーの解釈と異なり、焦点は能動的な「芸術家」ではなく受動的な「絵」の「わたし」の身体感覚である。“the fingers” を修飾する関係詞節 “Whose rare—celestial—stir— / Evokes so sweet a torment— / Such sumptuous—Despair—” (ll. 6-8) では、画家の「指」が「わたし」の躰にもたらした恍惚感が前景化される。芸術家の指の「かき混ぜ (stir)」によって「わたし」は天空に上昇する心地を覚え、「甘美な責め苦」「豪華な—絶望」のような、他者のもたらす快感に吾身を委ねる。

第2連の冒頭は第1連と類似した二行で始まる：“I would not talk, like Cornets— / I’d rather be

the One” (ll. 9-10). “the One” は文法上は Cornet を指すが、詩人の意識のなかではずれて「コルネットの出す音」になっていると思われる。第1連と同様に、芸術家によって生み出される芸術そのものの、ここでは、音楽家が演奏する音になりたい、という願望を語り手は表現する。躰を音楽家に委ねた「わたし」である音は、“Raised softly to the Ceilings— / And out, and easy on— / Through Villages of Ether— / Myself endued Balloon / By but a lip of Metal— / The pier to my Pontoon—” (ll. 11-16) と描写されるように、コルネットの「金属の唇」によって天井まで柔らかく上昇させられて、「エーテルの村々」という大気の海をたゆたう。「わたし」は“Balloon”に喩えられた女性的な躰を行為者に委ねて性的恍惚に至る。

第3連では第1, 2連のパターンを破る転換があり、語り手は、詩人によって生み出される詩(poetry) そのものになりたい、と言う代わりに、“the Ear”——定冠詞で唯一無二であると示された「(究極の) 耳」——を持つ方が良い、と言う。

Nor would I be a Poet—
 It's finer—Own the Ear—
 Enamored—impotent—content—
 The License to revere,
 A privilege so awful
 What would the Dower be,
 Had I the Art to stun myself
 With Bolts—of Melody! (F348; 第3連)

ジェンダーの拮抗を分析する批評では、“The masculine Poet”がエキスを注ぎ込む“her’ vaginal Ear” (Leiter 136) という女性器を連想させる耳のイメージや、“the phallic ‘Bolts’”と“the more feminine (in its pleasing tunefulness) ‘Melody’” (Juhasz and Miller 125) という男性性と女性性の対立や融合が強調される。しかし、ここでの“the Ear”と“Bolts—of Melody!”はジェンダー対極化の構造に位置づけるよりも、詩の創造の瞬間を模索する語りの揺れのなかで捉えたい。第3連では、詩人の語り口自体が内容を説明するよりも感覚的になり、その破綻した論理構造を通して、語り手自身の衝動や陶酔が伝わってくる。詩人は抽象的に詩そのものになりたいというパターンを踏襲するよりも具体的な手段を探求しており、“Own the Ear— / Enamored—impotent—content—”を鍵として見出す。能動的に無力 (impotent) でも他者を受容する陶酔に満たされた身体感覚を得ることが「(究極の) 耳」の獲得と喩えられ、その特別な感受性で、世界に潜む「メロディの—稲妻」を聴き取り、自らを恍惚と気絶させる技を持つことだ、と語られる。“Bolts—of Melody!”は物理的には矛盾を孕む表現である。bolt (-s) の語義は *Emily Dickinson Lexicon* に拠れば“Flash; discharge of lightning; sudden charge of electricity”、ディキンソンが愛読していたノア・ウェブスター (Noah Webster) の *A Dictionary of the American Language* 1844年版には“A thunder-bolt³; a stream of lightning,

so named from its darting like a bolt”と載っており、視覚的な稲光として捉えられる。通常の五感では音として聞えてこない“Bolts”を聴覚的な“Melody”と結びつけて、詩人は“Bolts”を脳裏に閃く光として見るだけでなく聴く。それを可能にする“the Ear”を持つのが詩人であり、世界に溢れ潜む“Bolts—of Melody!”とは詩の言葉が身体感覚に顕現する瞬間の比喩だろう。

次に F477 を見てみよう。F477 では一人称の語り手ではなく二人称で対象化された主体を通して、受動的なエロティシズムが音楽と“Thunderbolt”による気絶の比喩で描かれる。

He fumbles at your Soul
As Players at the Keys—
Before they drop full Music on—
He stuns you by Degrees— (F477B; 第1連)

第1連で男性的な行為者“He”が実際に行うのは、“fumbles at your Soul”「あなたの魂を指でまさぐる」行為である。彼の指の動きが「演奏者が（ピアノの）鍵盤を叩く」様子に喩えられ、“your Soul”は演奏者のなすがままに演奏される楽器に喩えられる。演奏者の指が奏でる音は、彼の指によって「あなた」が上げる音声であり、性行為を想起させる。“He stuns you by Degrees”の「徐々に」という表現が、単に「気絶させる」よりも、一音一音強めるように、時間をかけて「あなた」の官能を高めていく愛撫の生々しさを描き出す。ただし、官能的に翻弄される受容者の躰のイメージは“Soul”に重ねられている。続く第2連で“Prepares your brittle substance / For the ethereal Blow / By fainter Hammers” (F477B) と語られるように、「彼」は「エーテルの暴風」に喩えられた性的快感の上昇に「あなたの脆い躰」が備えられるように、「ハンマーのような指を（鍵盤かつあなたの躰に）より弱く打ち下ろす」。「彼」が段階的に音楽と快感を高めてくれるなか、「あなた」は第3連で“imperial Thunderbolt”に喩えられる絶頂の瞬間を迎える：

Your Breath—has chance to straighten—
Your Brain—to bubble cool—
Deals One—imperial Thunderbolt—
That peels your naked soul— (F477B; 第3連)

第3連の前半で「息—が整い」「脳—が冷たく泡立つ」好機に恵まれても、後半の絶頂は“imperial Thunderbolt”の一撃を見舞う体験であった。「皇帝のいかづち」に喩えられた圧倒的な衝撃は、“peels your naked soul”と語られるように、丸裸の魂のさらに内奥を露わにするがごとく表皮を剥ぎ、「あなた」の感覚主体を剥き出しにする。ここでは魂が触知できる肉体のごとく描かれることと、肉体の内部の魂のさらに内奥を曝け出される徹底した受動性が精神的かつ肉体的な恍惚をもたらすことを確認しておこう。受容者はこの絶頂体験を経て第4連の“The Firmaments—are still—” (F477B)⁴

という啓示を得、心身が鎮静化する。

F348 と F477 の両方において、受動性が感覚主体に恍惚感をもたらすとともに次元の異なる真理に至らしめる。そのような究極の恍惚が“Bolts”や“Thunderbolt”の比喩で描かれたことについては、第3節で electricity に着目しながら後述するが、先に、ディキンソンの詩の特質と比べながら、ホイットマンの詩の受動的なエロティシズムについて考えてみよう。特別な「耳」で聴く受動的な態度がディキンソンの詩の特徴だったが、ホイットマンの語り手もまた受動的に「聴く」行為に徹することがある。エド・フォルサム (Ed Folsom) が“the mystery of hearing” (90) を主題にしていると評した“Song of Myself”第26節⁵がその好例である。

“Song of Myself”24節で“Through me many long dumb voices” (LG1855 29; l. 509) と宣言し、多様な声を放出していた語り手“I”は、26節で立場を逆転させて、“I think I will do nothing for a long time but listen, / And accrue what I hear into myself . . . and let sounds contribute toward me” (31; ll. 584-85; ellipsis in original) と思い決め、“I hear [. . .]”の文の列挙を通して、都市の内外の様々な音声を聴き、それらを自己のなかに摂取する。そしてホイットマンが愛したオペラの体験に基づく597-610行目の詩行において、「声」の音楽を受動的に聴くことが性的な絶頂感をもたらし、五感が鋭敏に連動していくなかで、恍惚感から存在の根源の謎に至る、というF348やF477と似た道筋を語り手は辿る。

	<i>Line</i>
I hear the trained soprano . . . she convulses me like the climax of my love-grip;	602
The orchestra whirls me wider than Uranus flies,	603
It wrenches unnamable ardors from my breast,	604
It throbs me to gulps of the farthest down horror,	605
It sails me . . . I dab with bare feet . . . they are licked by the indolent waves,	606
I am exposed . . . cut by bitter and poisoned hail,	607
Steeped amid honeyed morphine . . . my windpipe squeezed in the fakes of death,	608
Let up again to feel the puzzle of puzzles,	609
And that we call Being.	610

(LG1855 32)

歌声を聴くことが躰にもたらす効果は、602行目“she convulses me like the climax of my love-grip”に顕著に表れているように、性愛行為が躰にもたらす効果と似通う。“love-grip”はおそらくホイットマンの造語であり、「わたしの愛の握りの絶頂」とは自慰行為の快感の高まりを表す。オルガスムの躰の痙攣と同じく、ソプラノ歌手の歌声は“convulses me”「わたしを痙攣・震動させる」のだ。続く詩行で、オペラで歌声と一体となったオーケストラの音楽は、語り手の躰を「天王星の軌道よりも遠くへ巻き上げ」(l. 603)、「わたしの胸から名状しがたい熱情を搾り取り」(l. 604)、「深淵の恐怖の

海水を飲ませて、わたしをドクドク震動させ (throbs me) (l. 605)、あるいは「わたしを海に浮かべる」(l. 606)。語り手の身体感覚においては、声・音それ自体が行為者となって受容者の「わたし」に働きかけ、行為者の圧倒的な力に受動的に身を委ねているように感じられる。聴覚が共感的に他の五感を連動させ、とくに 606 行目から、原初的な身体感覚である触感と味覚で音楽を感じ取る。「素足で波打ち際をパシャパシャと海水を浴び……緩慢な波に素足を舐められ (licked)」、快感が高まり触感と味覚がますます鋭敏になった語り手は、「裸で (音楽の) 海にさらされ……苦い毒を含む雹に身を切られる」(l. 607) ように感じる。“bitter and poisoned” に続いて、より明らかな味覚の形容詞のついた “honeyed morphine” に躰を頭まで深く浸されて、「蜂蜜の味のモルヒネ」の海水が口中に満ちた語り手は「喉笛に死の綱が巻きつき窒息する」(l. 608) ように体感する。死に等しい絶頂感に達した後、語り手は死から蘇り、“the puzzle of puzzles” を感じ取り、それを “Being” と呼ぶ。

この一節の直前で “A tenor large and fresh as the creation fills me, / The orbic flex of his mouth is pouring and filling me full” (LG1855 32; ll. 600-01) とテノールの歌声の感動を語ったとき、詩人は歌声が自己に流れ込み充滿する感覚と “the creation” による充足を同一視した。つまり、歌声による受動的な恍惚感と自己意識の変革とともに「創造」の本源を垣間見せると暗示されており、“Being” の顕現は詩的創造力の啓示でもある。26 節の “the keyed cornet” (32; l. 598) や “The orchestra whirls” という表現がディキンソンの詩の表現と類似しているのはもちろん、音楽を受動的に聴いて湧き上がる情動が性的恍惚感と重なり、音楽的・性的な絶頂を経ることによって存在と創造の謎に迫る、という道筋が同じである。また、ホイットマンの語り手が剥き出しの肌や口中に快樂の海の刺激を受けるのと似て、F477 の受容者「あなた」は躰の表面に留まらず、内奥の “your Soul” を他者の指でまさぐられて、絶頂感の中 “your naked soul” の表皮さえ剥ぎ取られる。ディキンソンの方がより深く躰の内部を露出するが、二人とも、受動的なエロティシズムを表現する際に、躰の内奥まで剥き出しにされて他者に侵入される体験として描く。他者に翻弄される躰の浮遊感を海水にたゆたう感覚になぞらえるのも共通する。また絶頂の瞬間を、ホイットマンは痙攣・震動、ディキンソンはいかづちに喩えており、電気的な震動のイメージが重なっている。

このような共通点を示しながら、二人は聴覚の受動的なエロティシズムを描いたが、幾つか特徴的な違いも観察できる。例えばホイットマンの場合、「聴く」ことは「声」を「わたし (I)」のなかに撰取することであり、その「声」は「わたし」を通して世界に放出されていくので、受動的に聴くことは能動的に話す・歌う行為と表裏一体である。また、“Song of Myself” 26 節の聴覚から触感、味覚の連動にも表れているが、ホイットマンの語り手の身体感覚と詩の展開は極めて共感的であり、26 節は 28 節の “touch” の主題に繋がり、自慰行為を暗示する一節の冒頭で、“Is this then a touch? . . . quivering me to a new identity,” (32; l. 618) と語られる。音もまた震動と捉えれば、他者の存在は震動として伝わり、自己の体を文字通り震わせて、自他が生々しく交流する。視覚、嗅覚については、24 節でカタログ化しながら多様な事物を見て、匂いを嗅いで、触り、そのすべてを口から声として放出するなかで五感のすべてを描いており、26 節で前景化した聴覚も 24 節から 28 節まで繋がった一連の「わたし」の活動のなかで理解すれば、共感的に五感のすべてが連動していると分か

る。比べると、ディキンソンは徹底して受動的な「耳」の潜在力にこだわっているようだ。F996では“I heard, as if I had no Ear”という逆説的な表現で、F718では“The Spirit is the Conscious Ear—”という、精神の覚醒を感知能力の高い聴覚と捉える表現で、特別な「耳」で聴くという主題を探求している。

II. 女の躰の「わたし」と赤児の「わたし」

ここで受動性を女性性として捉え直してみると、ホイットマンの初期の詩の語り手はデモクラティックなペルソナ“I”としてジェンダーが曖昧であり、そのペルソナが受動的・女性的になるときは、原初的な母性と一体化した胎児・赤児の身体感覚を帯びていると分かる。例えば“Song of Myself”22節の“You seal”に呼びかける詩行では、“Cushion me soft . . . rock me in billowy drowse, / Dash me with amorous wet . . . I can repay you” (LG1855 27; ll. 455-56) と、語り手「わたし」は「あなた海」に甘えるようにせがむ。455行目で語り手が求めているのは、成熟した男女の性愛行為ではなく、赤児が母の腕かひなに抱きあげられて優しく揺らしてもらうこと、あるいは胎児が母の子宮の羊水にたゆたうことであり、つまり母体の中でまどろむ至福である。456行目では、「海」である母体との一体化によって、語り手も海の性質を帯びたことが読み取れる。原初の「母」を表象する「海」とのエロティックな交流を通して「わたし」が自他の境界のない身体感覚を取り戻し、その感覚が詩的創造力の源になる、という主題は、1860年版 *Leaves of Grass* の“As I Ebb'd with the Ocean of Life”と“Out of the Cradle Endlessly Rocking”において、より明確に表現されている。

ディキンソンの方は、F477で男性的な「彼」の行為を受容する「あなた」の躰は女性的であり、外部からの侵入への恐怖を伴っていた。また、ホイットマンと同じく「海」と語り手「わたし」との官能的な交流をディキンソンが描いた詩としてF656が挙げられるが、この詩の“the Sea”は“He”の代名詞で呼ばれる男性であり、語り手“I”は“Apron”“Belt”“Boddice”という服装の描写から女性である。“a dreamlike, fairy tale quality” (Leiter 119) を通して、乙女を紳士が情熱的に追いかけて求愛する恋愛劇の男女の役割が演じられる。

語り手が男性的な「海」に魅惑されていることは、第3連“But no Man moved Me—till the Tide / Went past my simple Shoe— / And past my Apron—and my Belt / And past my Boddice—too—”に表れており、他の誰にも動じなかった語り手は、海の波に迫られて初めて躰も心も動かされる。海による躰の浸食は魅惑と同時に恐怖を与え、語り手は第4連で“He would eat me up”と感じて、海岸から踵を返して、彼から逃れようと出発する。すると第5連で、彼が「わたし」を追って背後に迫ってくる：“And He—He followed—close behind— / I felt His Silver Heel / Opon my Ankle—Then My Shoes / Would overflow with Pearl—” (ll. 17-20). 17行目で“He—He followed—”と、彼の様子を話しかけて息を呑み、言い淀む語り手の口調には、気づくと“close behind—”に彼が迫ってきた動揺が表れている。続く“I felt”は語り手が文字通り身体的に彼を「感じた」、つまり触れ合った経験を語る。18-19行目で「彼の銀色の踵」が「わたしのくるぶしに」重なったのを「感じた」直後

に、19-20 行目で「するとわたしの靴の / なかが真珠で溢れる—」状態になる。これは、靴のなかで “His Silver Heel” と “my Ankle” が性交渉をし、二人の歓びの愛液が “Pearl” となって溢れ出たことを示唆する。愛の交歓を果たした “I” と “He” は融合して、第 6 連で “We” になるが、流動的な海の世界から “the Solid Town” に移ると、語り手の身体感覚も流動的に他者を受容できる状態から堅牢な壁で他者と隔絶した状態に戻り、再び “He” と “me” に分離して、“The Sea” は退く。

ホイットマンの母性的な海と赤児のような語り手との融合が、無限の幸福感のうちに結ばれるのに対して、ディキンソンの「海」と語り手との交流は、ジェンダー差異化された世界での男である「海」と女である「わたし」との間になされており、性的な心身の変化に魅惑されながら恐怖を覚えて男性から逃げ出す女性の描写は、成熟した〈女の躰〉に基づく。また、男性的なペルソナに浸食される女性的な語り手は、一度歓喜に到達しても、再び他者と自己が分離した平常の感覚に戻って詩が結ばれる。

このような身体感覚の違いは、性差だけでなく、理想主義と現実主義の対照として読み、二人が Body と Soul について語るときにも表れる。ウォルスキが着目したように、“I am the poet of the body, / And I am the poet of the soul” (LG1855 26) と歌ったホイットマンに対して、ディキンソンは F1050 で “I am afraid to own a Body— / I am afraid to own a Soul—” と語った (“Emily” 129)。ウォルスキはディキンソンに見られる “profound ambivalence towards owning a body and a soul” (136) の背景として、女性が “body and emotion” に結び付けられ、男性が象徴する “a spirituality and reason” に対して従属的に位置づけられる “hierarchies of spiritual power” を指摘する (134)。F1050 はジェンダー差異化された (女性の) 肉体と (男性的な) 魂という歴史的現実に対する心理的葛藤を露呈したものと言える。一方、ホイットマンは心理的葛藤も二項対立も詩の理想的なヴィジョンのなかで昇華させる。しかし、詩的創造力と結びついた受動的なエロティシズムを二人がともに身体感覚を通して描くとき、ホイットマンだけでなくディキンソンも詩的ヴィジョンにおいて理想的な Body と Soul を探求したように思われる。詩人達が既存の肉体と魂の概念を超えた新たな Body と Soul を想像し、創造したときに鍵となったのが、同時代の新しい科学思想であった。

III. 震動するエロティックな Body/Soul—electricity としての肉体と魂の一致

19 世紀の大衆的な科学思想を背景に、両詩人の Body と Soul の表象について探るとき、とくに興味深いのが electricity を主題にした詩である。ホイットマンの “I Sing the Body Electric”⁶ とディキンソンの F1631 を取り上げてみよう。

1

I SING the Body electric;

The armies of those I love engirth me, and I engirth them;

They will not let me off till I go with them, respond to them,

And discorrupt them, and charge them full with the charge of the Soul. (LG1867 98)

“I Sing the Body Electric”の冒頭で「わたしは電気の体を歌う」と宣言した後、語り手が説明するのは、「わたしの愛する人々が群れをなしてわたしの体を包み、わたしも彼らの体を包む」行為で、この密着する体によって“charge them full with the charge of the Soul”「彼らを魂で満湛に充電する」。自己の電気を他者の体に充電することは魂を注ぎ込んで充電することと同義である、と“charge”の反復によって強調しており、魂は物理的な電気として体感される。ホイットマンがここで、電気が自己から他者に伝導する仕組みについて、電気が人間の情動によって発生し、また情動を伝達すると考えたのは、動物磁気説を踏襲しているからだ、その概念を肉体と魂の関係性に置き換えたことが重要である。

科学用語の electricity を伝統的には宗教用語の Body と Soul に結び付けた修辞法はディキンソンにも見出せる。

'Tis not the swaying frame we miss—
 It is the steadfast Heart,
 That had it beat a thousand years,
 With Love alone had bent—
 It's fervor the electric Oar,
 That bore it through the Tomb—
 Ourselves, denied the privilege,
 Consolelessly presume— (F1631)

F1631 を含む数編の electricity に言及した詩についてベイムが “[poems 1424, 1448, 1556, 1618 and 1631] propose that the heart is motivated by electric impulses” (134) と観察したように、電氣的刺激が心臓を動かすという科学知識に基づいて、F1631 の前半 4 行では “the steadfast Heart” という普通の心臓を越えた「永久不変の心臓」が “had it beat a thousand years, / With Love alone bent” と綴られる。“had it beat” は、「揺らぐ肉体 (the swaying frame)」を「打ち負かしてきた」という、肉体に対する不滅の心臓の優越性を示すだけでなく、文字通り「それを打ち鳴らし続けた」という、電氣的刺激による心臓の鼓動と肉体生命の存続を含意する。一千年間も永久不変の Heart が、個々の限りある寿命の heart に鼓動・命を与え続けてきた、と言い換えられる。この不滅の心臓は “With Love alone had bent—” 「愛だけに従ってきた」と付言されており、ホイットマンと同様に、電気は単に機械的な物理現象ではなく、人間の情動「愛」が作用するという思想が見られる。後半 4 行で、“It's fervor the electric Oar” 「愛の熱情、電気のオール」によって「それ (it) は運ばれて墓を通った」と綴られる。それ (it) は電流として墓まで伝搬されるだけでなく死後も墓から伝導されるのだ。この多義的な “it” はテキストの “the steadfast Heart” と “Love” を示すだけでなく、墓に流出入

する人間の本质としての Soul を含意すると思われる。F477 で描かれたように人体の奥に魂が内在しているとディキンソンが想像していたなら、F1631 は Soul という言葉を使わずに〈魂の不滅〉を〈永続する電流〉として捉え直したと分析できる。不滅の生命、魂、心臓、愛、墓の連想はホイットマンの“Song of Myself” 5, 6 節にも見られる。6 節では生命を象徴する“grass”について“now it seems to me the beautiful uncut hair of graves” (LG1855 16) と語られ、“you my soul”と“I”が性愛行為をする 5 節では “[you] parted the shirt from my bosom-bone, and plunged your tongue to my barestript heart” (15) と語られる。「墓から生えた美しい髪」は不滅の生命を表し、魂が「わたしの剥き出しの心臓に舌を挿し込む」描写は魂が心臓に流入して肉体とのエロティックな結合を果たしたことを表す。この詩行で魂は擬人化されるだけでなく、心臓を動かす電流の性質を示す。また 5 節で語り手は魂との交歓によって“a kelson of the creation is love” (16) と悟っており、創造、愛、魂、電流が結びついている。

ホイットマンもディキンソンも、心理的な情動を Soul の機能とみなし、肉体に流出入する electricity を通して、Soul と Body は同一のものである、と主張する。“I Sing the Body Electric” 1 節の第 2 連で、ホイットマンは “And if the body does not do as much as the Soul? / And if the body were not the Soul, what is the Soul?” (LG1867 98; ll. 7-8) と問い、魂とは肉体に他ならないと主張する。ユダヤ-キリスト教の伝統において肉体と魂が二項対立となり、肉体が魂の墮落の根源と見なされるとき、*Leaves of Grass* が二項対立を転覆して肉体と魂を賛美したため、初期の詩は肉体の観点で読まれることが多い。“I Sing the Body Electric” の批判も賞賛も肉体の表象に注がれてきた。⁷ しかし、今まで見落とされてきたのは、むしろ魂の表象ではないだろうか。アスピズに拠れば、人体解剖学に魅せられていたホイットマンは、この詩を書くために人体について最新の医学書を読み、医者達と話し、人体解剖図を研究した (224)。その結果が第 9 節のおよそ 100 個の肉体細部の “anatomical catalogue” (Aspiz 224) であり、“hair, neck, hair, ears” に始まり “Ankles, instep, foot-ball, toes, toe-joints, the heel” まで人体を下りながら内臓も性器も描写している。このような科学的で物質的な肉体描写の帰結が “O I say, these are not the parts and poems of the Body only, but of the Soul, / O I say now these are the Soul!” (LG1867 107) という宣言であることを忘れてはならない。物理的に生々しい肉体の感触は、魂の感触ともなるのである。ウォルスキイはこの詩全体を「創世記」I: 27 の注釈として (“Dickinson” 58)、第 3 節を「ローマ人への手紙」I の批判的な書き直しとして読んでおり (61-64)、この詩は単に科学的な知識で人体を描いたのではなく、宗教的な言説における人間のイメージを科学言説の助けを借りて創り直したものだと言える。そのときに再生したのは肉体以上に魂だったのではないか。ディキンソンも F477 で、指でまさぐり愛撫できるような、肉体の内奥の物質的な器官として魂を描いていた。

ホイットマンとディキンソンは同時代の大衆的な科学思想をどのように活用し、ずらして、肉体と魂の一致を表現したのか。デイヴィッド・S・レノルズ (David S. Reynolds) に拠れば、19 世紀半ばのアメリカで流行していた動物磁気、心霊主義、スウェーデンボルグ主義、調和思想などの運動のすべてがホイットマンの詩作に貢献した (Walt 259)。これらの運動の科学的根拠は、18 世紀末の医師フ

ランツ・アントン・メスメル (Franz Anton Mesmer) の “all physical and spiritual phenomena were linked by a magnetic, electrical ether or fluid” という思想であり (Reynolds, *Walt* 259)、19 世紀半ばのアメリカの継承者ジョン・ボヴィ・ドッズ (John Bovee Dods) は 1850 年にファウラー・エンド・ウェルズ (Fowlers and Wells) (*Leaves of Grass* 初版の出版社) から *The Philosophy of Electrical Psychology* を出版した。40 年代から動物磁気に傾倒したホイットマンはドッズを間違いなく知っていた、とレノルズは解説する。⁸

His [Whitman's] use of the vocabulary of animal magnetism and electricity also shows the mesmerists' influence. Dods's book was the period's most detailed presentation of the electrical theory. He converted the notion of a universal magnetic fluid into an all-explaining theory of creation. “Ever since 1830,” he wrote, “I have contended that electricity is not only the connecting link between MIND and *inert* MATTER, but is the grand agent employed by the Creator.” “Electricity,” he continued, “as a universal agent, pervades the entire atmosphere,” governing all the operations of nature and linking nature to God. (*Walt* 261)

ドッズが、電磁力の流動体が大気中に溢れて自然界を統治する働きを創造主の力と見なしたことも、電流と創造力の比喩を考えるのに参考になるが、それ以上に私が着目するのは、ドッズが電気を “the connecting link between MIND and *inert* MATTER” と叙述していることである。動物磁気の言説では、mind (思考する精神・心) と matter (物質) の関係を説明するものとして電気があり、宗教的な Soul と Body の言葉では語られていない。1850 年代のスウェーデンボルグ主義者達が、霊的な大気 “divine breath” の流入を表す “influx” “efflux” “afflatus” の概念と動物磁気を結びつけたとき、その融合的な概念もホイットマンは詩に取り入れており (Reynolds, *Walt* 267)、ホイットマンの mind and matter から Soul and Body への表現の転換はその影響によるものかもしれない。しかし、ホイットマンは動物磁気の「人間の心と自然界の物質の関係」から人間主体の本質を探ることに重点をずらした。個人の魂と肉体の組成から、自己と他者の肉体かつ魂の交流の命題まで、電流を鍵に思索した。

ディキンソンが電流についての (疑似) 科学をどれくらい信じていたかは、宗教と同様に科学に対してもときに懐疑的だったため、⁹ 単純に測れないが、ベイムに拠れば、F1424, 1448, 1556, 1618, 1631 は心臓が電氣的刺激によって動くことを提唱し、F1263 は稲妻が電気だという事実を反映しており (134)、少なくとも同時代の科学知識を理解した上で、F348 の “Bolts” や F477 の “Thunderbolt” の比喩を用いた。ピールに拠れば、18 世紀末の electricity の研究では 3 種類の電磁力——“lightning” に観察される “natural magnetism”、動物や人間が持つ “animal magnetism”、人工的に作られる “machine magnetism”——が存在すると信じられていた (344)。また Webster 米語辞典の electricity の定義は “The operation of a very subtil [sic] fluid which appears to be diffused through most bodies, remarkable for the rapidity of its motion, and one of the most powerful agents in nature. The name

is given to the operations of this fluid, and to the fluid itself”であった。このような electricity の科学的研究や語義をディキンソンは熟知していただけでなく、ピールが着目した 1862 年 5 月の *The Atlantic Monthly* の匿名記事 “Spirits” も読んでいたかもしれない。¹⁰ 間接的にも、記事に展開された spirit と electricity の関係をディキンソンが同時代人として把握していたのなら、1862 年に作詩した F348 と F477 に影響したとも考えられる。記事の著者は “That a spiritual form is contained within the material body is a very ancient and almost universal belief” という前提の下に、スウェーデンボルグ (Swedenborg) の *Correspondences* はプラトン (Plato) の “everything in this world is merely the material form of some model previously existing in a higher world of ethereal spiritual forms” という説と同じだと考えて、電気を心霊の磁力の反映として説明する: “If their theory be true, may not the antecedent type of that strange force which in the material world we call electricity be a *spiritual* magnetism. As yet, we know extremely little of the laws of electricity, and we know nothing of those laws of *spiritual* attraction and repulsion which are perhaps the *cause* of electricity.”

二重映しになった心霊界と物質界の体系論のなかで、心霊の働きが物質的には電気として出現する映像が浮かぶ。この “a spiritual form” と “electricity” を結び付けた心霊主義の言説をディキンソンもホイットマンも取り入れたが、詩人達は、記事の著者が体系化した心霊界と物質界に弁別された世界観ではなく、“a spiritual form” と “the material body” と “electricity” のすべてを現実の世界に見出し、身体感覚を通して熟知できるものとして描き出した。記事の著者が “a spiritual form” を “the spiritual body” と言い換え、古代ギリシャでの呼称が “the invisible body” や “the sensuous soul” であったと叙述するとき、英語表現のなかで spirit, soul と body が混交し始めているのが分かるが、体系だった科学的説明があくまでも別種の世界と自己形態を弁別するために便宜的に混交した用語を使っているのに対して、詩人達は混交的な表現法を一層推し進めて、現実世界にすべてが存在する詩的ヴィジョンを描き出した。Body, Soul, electricity のすべてが身体感覚と詩のテキストにおいて融合的に具現化した。それは electricity として「震動するエロティックな Body/Soul」である。

ホイットマンとディキンソン二人とも、宗教の教義によって魂の存在を信じるのではなく、科学的に、生々しい物理的な現象として魂の存在を信じ、肉体と魂の一致を主張した。そして、ディキンソンの F348 を振り返れば、“Bolts—of Melody!” に打たれる絶頂感が詩の創造力と結びついていたが、稲妻が電気であるという科学的事実をディキンソンが知っていたことを踏まえれば、宇宙に充満する魂が電気として身の裡に流れ込み、自己を震動させる現象を想像し、その現象を引き起こすことこそ詩の創造だと考えていた、と言える。ホイットマンは稲妻の比喩を用いていないが、“Song of Myself” 26 節を振り返れば、語り手が恍惚感を覚えるときに、躰が「震動・痙攣し (convulse)」「ドクドクと律動的に震動し (throb)」ていた。28 節の冒頭でも、「触感がわたしを震動させて (quiver) 新たな自己に目覚めさせて」おり、他者の声・音・触感的な愛撫を受けると自己の身の裡に電気が流れて震動するのである。他者の魂かつ肉体が電気となって流れ込み、震動させられる「わたし」は、恍惚感とともに “a new identity” や宇宙の “Being” を垣間見ており、その特別な体験は詩人が読者に

もたらしたいと願ったものだった。他者を受動的に受け入れて恍惚となって震動する Body/Soul は、逆に他者に、宇宙の海に向かって電気として流動するエロティックな Body/Soul ともなる。ホイットマンとディキンソンにとって、そのような「震動するエロティックな Body/Soul」の身体感覚を具現化するのが詩の創造力だったのではないだろうか。

謝 辞

本稿は、日本エミリー・ディキンソン学会第34回大会（2019年6月15日、慶應義塾大学日吉キャンパスに於いて）のシンポジウム「ホイットマンとディキンソン」の口頭発表「流動するエロティックな Body/Soul——ホイットマンとディキンソンの詩の身体感覚」を基に新たな観点で研究を進展させ、発表原稿を下敷きに大幅に加筆修正を施したものです。他のパネリストの方々ならびに聴衆としてご傾聴下さった皆様に深く謝意を表します。

註

- 1 「(疑似) 科学」という表現で、科学 (science) と疑似科学 (pseudoscience) の両者を含めた。19世紀中葉のアメリカでは、現在の科学的見地からは「科学」とは言いにくい「疑似科学」が、新しい発見として大衆文化を席卷した。骨相学 (phrenology)、動物磁気催眠術 (mesmerism; animal magnetism)、心霊主義 (spiritualism)、自然療法 (natural therapies) など、世界における人間の精神的・霊的な働きを「科学的に」解き明かそうとする文化運動だった。ホイットマンは確立した科学だけでなく疑似科学にも傾倒し、その運動の推進に寄与した。*Leaves of Grass* 初版の出版社ファウラー・エンド・ウェルズ (Fowler and Wells) は骨相学を中心に疑似科学の書籍を多数出版しており、同時代の(疑似)科学の新発見をホイットマンは逸早く吸収していた。ホイットマンと(疑似)科学については、Reynolds, *Walt* 235-78; Tuggle; Wrobel 参照。
- 2 本稿におけるディキンソンの詩の引用は Emily Dickinson, *The Poems of Emily Dickinson, Variorum Edition*, edited by R. W. Franklin, 3vols. (Belknap Press, 1998) に拠り、F 詩番号で記す。
- 3 ウェブスター (Webster) の thunder-bolt の語義は “A shaft of lightning; a brilliant stream of the electrical fluid, passing from one part of the heavens to another, and particularly from the clouds to the earth. Ps. lxxviii” であり、稲光として捉えられている。ただし *Emily Dickinson Lexicon* に拠れば、thunderbolt の語義は “Shaft; flash; brilliant electrical charge; jagged lightning strike with its booming sound; [fig.] shock; stunning thought; dazing realization; dazzling recognition” であり、F477 の “Thunderbolt” は雷鳴を伴う「いかづち」の意味で読み取った。
- 4 異稿 A では “The Universe—is still—” だが、AB 稿ともに世界の啓示的な静寂を描く。
- 5 最終的に “Song of Myself” という題名になる長編詩は、*Leaves of Grass* 初版 (1855 年) のときには表題も section (節) 分けもなかった。本稿において “Song of Myself” を引用する際は、出典は *Leaves of Grass* 初版 (LG1855 と略記) に拠るが、最終的な詩題と節番号も併記する。
- 6 *Leaves of Grass* 初版の表題のない 5 番目の詩として初出し、1856 年版で “Poem of the Body” の詩題を得、1860 年版で “Enfan d’Adam” 詩群の No. 3 となり、1867 年版で決定版の詩題と冒頭の一行 “I Sing the Body electric” を得て節分けされる。版ごとの変遷については、A Norton Critical Edition の注を参照。この詩の引用は 1867 年版 (LG1867 と略記) に拠る。

- 7 簡潔な批評史として Gutman 参照。また、黒人の肉体を国家政体に結びつけて奴隷制反対を読み込むアーキラの複層的な解釈も、肉体賛美に焦点をあてている (*Whitman* 125-28)。
- 8 近年キャサリン・ウェイティナス (Catherine Waitinas) は、ホイットマンが動物磁気に影響を受けたというだけに留まらず、1840年代の動物磁気への国家的な熱狂を広げるのに寄与していたと分析する。
- 9 “A science—so the Savans say,” で始まる F147 では、ピールが “The speaker’s eye has seen the flower and enjoys a more direct experience than that suggested by the more theoretical and distant ‘savants’” (15) と解釈するように、語り手は科学の解剖学的観察を批判し、身体感覚で得る直観的体験を重視する。科学全般に対する懐疑ではないが、科学的分類法の弊害も見抜いていた。宗教への懐疑は、Baym 133-51; Reynolds, “Emily” 168-70; 江田 111 参照。
- 10 ピールは心霊主義が科学的な議論の対象であった例として、この記事を挙げる (346)。

引用文献

- Allen, Gay Wilson. *The New Walt Whitman Handbook*. New York UP, 1975.
- Aspiz, Harold. “Science and Pseudoscience.” *A Companion to Walt Whitman*, edited by Donald D. Kummings, Blackwell Publishing, 2006, pp. 216-33.
- Athenot, Éric, and Christanne Miller, editors. *Whitman and Dickinson: A Colloquy*. U of Iowa P, 2017.
- Baym, Nina. *American Women of Letters and the Nineteenth-Century Sciences: Styles of Affiliation*. Rutgers UP, 2002.
- Blackhawk, Terry. “Science.” *An Emily Dickinson Encyclopedia*, edited by Jane Donahue Eberwein, Greenwood Press, 1998, p. 259.
- Dickinson, Emily. *The Poems of Emily Dickinson: Variorum Edition*. Edited by R. W. Franklin, 3 vols., Belknap Press of Harvard UP, 1998.
- Dorkin, Andrew, and Cristanne Miller. “Hyperbole and Humor in Whitman and Dickinson.” Athenot and Miller, pp. 129-48.
- 江田孝臣. 『エミリー・ディキンソンを理詰めで読む——新たな詩人像をもとめて』. 春風社, 2018.
- Emily Dickinson Lexicon*. 2007-2020 Brigham Young University, edl.byu.edu/index.php.
- Erkkila, Betsy. “Radical Imaginaries: Crossing Over with Whitman and Dickinson.” Athenot and Miller, pp. 149-69.
- . *The Whitman Revolution: Sex, Poetry, and Politics*. U of Iowa P, 2020.
- . *Whitman the Political Poet*. Oxford UP, 1989.
- Folsom, Ed. Commentary. *Song of Myself with a Complete Commentary*. Walt Whitman. Introduction and commentary by Ed Folsom and Christopher Merrill. U of Iowa P, 2016.
- Gutman, Huck. “‘I Sing the Body Electric’ (1855).” LeMaster and Kummings, pp. 296-98.
- Juhasz, Suzanne, and Christanne Miller. “Performances of Gender in Dickinson’s Poetry.” Martin, pp. 107-28.
- Leiter, Sharon. *A Critical Companion to Emily Dickinson: A Literary Reference to Her Life and Work*. Facts On File, 2007.
- LeMaster, J. R., and Donald D. Kummings, editors. *Walt Whitman: An Encyclopedia*. Garland Publishing, 1998.
- Martin, Wendy, editor. *The Cambridge Companion to Emily Dickinson*. Cambridge UP, 2002.
- Peel, Robin. *Emily Dickinson and the Hill of Science*. Fairleigh Dickinson UP, 2010.
- Reynolds, David S. “Emily Dickinson and Popular Culture.” Martin, pp. 167-90.
- . *Walt Whitman’s America: A Cultural Biography*. Alfred A. Knopf, 1995.
- Rich, Adrienne. *On Lies, Secrets, and Silence: Selected Prose 1966-1978*. W. W. Norton, 1979.

- Sielke, Sabine. "Natural Sciences." *Emily Dickinson in Context*, edited by Eliza Richards, Cambridge UP, 2013, pp. 236-45.
- "Spirits." *The Atlantic Monthly*, vol. 9, no. 55, 1 May 1862, pp. 578+. *American Historical Periodicals from the American Antiquarian Society*, link.gale.com/apps/doc/ULJVST267581719/AAHP?u=meiji&sid=AAHP&xid=db646931. Accessed 15 Mar. 2021.
- Tuggle, Lindsay. "Science and Medicine." *Walt Whitman in Context*, edited by Joanna Levin and Edward Whitley, Cambridge UP, 2018, pp. 347-58.
- Vendler, Helen. *Dickinson: Selected Poems and Commentaries*. Belknap Press of Harvard UP, 2012.
- Waitinas, Catherine. "'Animal Magnetism': The 'Cotemporary' Roots of Whitman's 'Is Mesmerism True?.'" *Walt Whitman Quarterly Review*, vol. 34, no. 1, Summer 2016, pp. 55-68. doi.org/10.13008/0737-0679.2222.
- Webster, Noah. *A Dictionary of the American Language*. 1844. Webster Search in *Emily Dickinson Lexicon*.
- Whitman, Walt. *Leaves of Grass*. Brooklyn, 1855. *The Walt Whitman Archive*, whitmanarchive.org/published/LG/1855/whole.html. Accessed 4 Sept. 2010.
- . *Leaves of Grass*. New York: W. E. Chapin & Co., Printers, 1867. *The Walt Whitman Archive*, whitmanarchive.org/published/LG/1867/whole.html. Accessed 13 June 2019.
- . *Leaves of Grass and Other Writings*. Edited by Michael Moon, Norton Critical Edition, expanded and revised ed., W. W. Norton, 2002.
- Wolosky, Shira. "Dickinson | Whitman: Figural Mirrors in Biblical Traditions." Athnot and Miller, pp. 47-64.
- . "Emily Dickinson: Being in the Body." Martin, pp. 129-41.
- Wrobel, Arthur. "Pseudoscience." LeMaster and Kummings, pp. 557-60.

2021 年度

第 45 回 明治大学人文科学研究所公開文化講座

日独の市民社会とプロサッカークラブの役割

— 1.FC ケルンとギラヴァンツ北九州の事例を中心に —

日 時 : 2021 年 10 月 9 日 (土) 15:00 ~ 17:30 (オンライン)

開会挨拶 : 石黒 太郎 (明治大学人文科学研究所所長)

提案主旨 : 釜崎 太 (明治大学法学部教授)

第 I 部 : ドイツの市民社会とブンデスリーガ

講演 : ユルゲン・ミッターク (ドイツ・スポーツ大学ケルン教授)

通訳 / 坂本 健二 (翻訳家)

鼎談 : フィリップ・リーゼンフェルト (1.FC ケルン事業開発部長)

通訳 / ランバート 謙 (ヴィッセル神戸職員)

二宮 清純 (スポーツジャーナリスト)・釜崎 太

第 II 部 : 日本の市民社会とプロサッカークラブ

講演 : 下田 功 (ギラヴァンツ北九州・育成普及本部長)

鼎談 : 下田 功・二宮 清純・釜崎 太

開 会

■開会挨拶

石黒 太郎（明治大学人文科学研究所所長）

○石黒：皆さまこんにちは。明治大学人文科学研究所の所長を務めます、石黒と申します。

本日は第45回公開文化講座にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。そして二宮さま、下田さま、あと通訳をお務めいただきますランバートさま、坂本さまも、当初お願いしていた時期から1年も順延となったにもかかわらず、お忙しいところをご出席いただきまして誠にありがとうございます。そして釜崎先生、事務局の皆さん、ただでさえ大変な公開講座の企画運営で、コロナ禍でも諦めずに公開講座を実現してくださいまして、ありがとうございます。

順延したおかげかと思えますけれども、大学の140周年記念と重なることになりまして、そのためもあってか、パンフレットもカラー刷りの美しいものになりましたし、また新聞広告まで出してもらえました。告知期間が短かったにもかかわらず今日もたくさんの方がご参加いただきまして、嬉しく思っております。ご参加いただく皆さまに御礼申し上げます。ありがとうございます。本日のI部、II部のご講演そして鼎談を通しまして、皆さまが市民社会とプロサッカークラブの役割について新しい発見、そして深い理解が生まれることを願っております。門外漢の挨拶はこれくらいにいたしまして、この後は釜崎先生にお願いしたいと思います。先生、どうぞよろしく願います。

○釜崎：石黒先生ありがとうございました。今日のテーマは「日独の市民社会とプロサッカークラブの役割」ということで、第I部ではケルンスポーツ大学のミッターク教授と、1.FCケルンのリーゼンフェルト氏にお話をさせていただきます。第II部では、下田功さんにギラヴァンツの社会貢献活動についてご紹介いただき、スポーツジャーナリストの二宮清純さんを交えて「日独の市民社会とプロサッカークラブの役割」について議論したいと思います。

■提案趣旨

釜崎 太（明治大学法学部教授）

では最初に私のほうから、簡単に提案趣旨をお話しさせていただきます。

まずはブンデスリーガの基本構造を理解するために、ミッターク教授のお話に出てくる土曜日以外の試合開催に対するプロテスト、すなわち抵抗運動について考えてみたいと思います。例えば、Jリーグのフライデーナイトをファンが批判するなどということは、日本では考えられないでしょう。しかし欧州では、土曜日以外の開催に大きなプロテストがあり、特にブンデスでは、ファンのプロテストによって月曜日の試合が中止に追い込まれているのです。

このようなドイツと日本の違いはいついっどこから生まれてくるのでしょうか。このような問いに回答を与えるのが今日のお話ということになるわけですが、そうした話をする

と、ドイツを模倣するのではなく日本独自のやり方が必要といった議論になりがちです。しかし、私たちが重視したい内容のひとつに、Jリーグが模範としてきたドイツの現実をしっかりと知るといことがあります。つまりドイツの現実、そして日本とドイツの違いを知ることが重要だというスタンスです。その第Ⅰ部での議論を踏まえた上で、第Ⅱ部で日本の事例について検討しながら、若干の提言をしたいと思っています。

例えば日本では1930年代に、鉄道会社と新聞社によってプロ野球リーグが設立され、以来、プロ球団のチーム名には企業名が用いられてきました。しかし、日本でも1993年にJリーグ革命が起こります。ドイツをひとつの模範としながら、チーム名から企業名を外し、サッカーだけではなく、スポーツ文化全体の振興が目指されることになったのです。ところが、2000年代に入って、チーム名に再び企業名を入れるといった議論が起こっています。その根拠のひとつには、企業名を入れてもファンのチームへのアイデンティティは失われられないから、という理由が挙げられています。では、なぜドイツでは多くの人々が企業名を拒否するのでしょうか。

例えば、ドイツではRBライプツィヒの強引な名称使用が少し前に大きな議論になりました。ライプツィヒのチーム名にあるRBは、登録上は「芝生の球技」を意味しています。しかしそのRBを、公式ホームページ上では「Red Bull」と表記し、多くの人々から批判され、大きなプロテスト運動に発展したのです。なぜブンデスではこのようなプロテストが起こるのでしょうか。

日本の「Number Web」に掲載された、ド

ルトムントCEOのコメントを紹介しましょう。そのまま読み上げます。「ライプツィヒの資金はRed Bullとそのオーナーに依存しています。彼らがもうやる気がないと言ったらライプツィヒはおしまいです。それはドルトムントでは起こりません。我々は、誰か一人にクラブの政治を任せるようなことはありませんから。ドイツでは多くのクラブは市民によって設立されています。ドイツ人は、私がクラブの一員という意識を強く持っているのです。日本のクラブはどれくらい会員がいるのですか」。

このドルトムントのCEOが日本人記者に聞き返している「日本のクラブにはどれくらい会員がいるのですか」という逆質問は、とてもよく日本との違いを表しているように思います。会員とは、年会費を支払ってクラブの議決に参加する資格を得た人々のことで、ドイツでは会員がクラブの議決権を持つことが極めて常識的なことなのです。ところが、このような会員の制度は日本にはありません。つまり、日本とドイツを大きく隔てているのはこの会員の有無なのです。

日本の場合、例えば浦和レッドダイヤモンズの運営母体は、浦和レッドダイヤモンズ株式会社です。つまり、運営母体は企業なのです。しかしドイツでは、プロサッカークラブの運営母体は、公益を目的とする非営利法人です。例えば1.FCケルンの運営母体は、1.FCケルン非営利法人なのです。この非営利法人の議決権は会費を支払っている会員が持っています。最高議決機関は会員の総会です。これは非営利法人法という法律によって定められています。つまり、ドイツのファンや地域住民は、自分たちが議決権を持つ非営利法人

の名前にアイデンティティを持っているわけです。

この伝統的なシステムは、欧州サッカーの急激な商業主義化によって危機的な状況に陥ります。つまり、公益と営利の両立が困難になったのです。そこで、ブンデスでは50 + 1ルールが定められ、企業による運営が許可されました。しかし、企業の単独経営が許可されたわけではなく、非営利法人から企業を切り離した上で、議決権は非営利法人が持たなければならない、というルールが定められたのです。つまり、議決権は会員と会員総会に残されたのです。それによって、非営利法人と企業が組み合わされた運営母体が形成されたのです。このような組織の下で多くのクラブでは、非営利法人の理事を会員が選挙で選び、その理事が運営企業の経営者を指名することになったのです。

非営利法人は公益を目的とする法人ですから、団体税の免除など、行政からの手厚い補助があります。つまり、スポーツは個人ではなく、公益の問題としてドイツでは認知されているのです。非営利法人の市民による選挙制度は、皆さんよくご存じのバルセロナのソシオと類似しているわけですが、ラ・リーガの中でソシオによって運営されているのは一部のクラブにすぎません。ブンデスでは特例許可を得た3クラブ以外は全て、非営利法人が母体となっているのです。

もちろん、このような仕組みは、ブンデスのクラブの資金調達を他国に比べて難しいものにしてあります。ですから、特に経営者の側から撤廃の要求が繰り返され、毎年のように「50 + 1ルール」の存廃についての議論が起こるわけです。しかし、ファンの側からは「50

+ 1ルール」の撤廃にプロテストし、その存続を求める運動が展開されています。一昨年、ドイツサッカーリーグの会長が「50 + 1ルール」の存続を明言したとき、「ファンのプロテスト運動に敬意を表する」と発言したことは象徴的です。つまり、ドイツのファンによるプロテスト運動は、月曜日の試合の中止だけではなく、幾つもの成果を挙げてきたのです。

同じようなプロテスト運動として、ハノーファ96の例にも触れておきたいと思います。ハノーファ96には大きなスポンサー企業がついています。日本の言葉で言えば、責任企業という言い方になるのかもしれませんが。その代表者として有名なのがマルチン・キントです。日本で言えば、楽天の三木谷社長のような有名人ですが、そのキントは単独企業でハノーファ96を運営できるように、ドイツサッカーリーグに「50 + 1ルール」の例外措置の適用を申請しています。しかしこの申請は却下されました。マルチン・キントの例外適用にはハノーファ96のファンたちの中で大きなプロテスト運動が展開され、その運動もまた現実的な成果を挙げているのです。

このようなファンや地域住民の意向が問題になるのは、次のようなブンデスのもうひとつの特徴とも関係しています。ブンデスのクラブの母体となっている非営利法人は、プロサッカーだけではなく、地元住民が活動する総合型地域スポーツクラブを運営しています。そこでは、例えばバレーボールや陸上競技などの種目の区分は「部門」と呼ばれます。その部門のひとつにプロサッカー部門があり、それを切り離して企業が運営しているわけです。

非営利法人の会員の大部分がプロサッカー部門のファンです。例えば、ヴェルダー・ブ

レーメンには4万人の会員がいますが、実際にスポーツ活動を行っている地域住民は4,000人にすぎません。残りの36,000人がプロサッカークラブのファンなのです。しかし、年間3億5,000万円を超える会費収入は全て非営利法人の収入となり、プロサッカーのためではなく、地域住民がスポーツ活動を行う総合型地域スポーツクラブのために使用されているのです。Jリーグがドイツをひとつのモデルとしながら、その目的に掲げている「スポーツ文化の振興」は、ドイツではこのような仕組みの下で行われているわけです。

先にも指摘したように、ドイツではスポーツの振興は個人ではなく、公益の問題に位置づけられているわけですが、少し前までその公益は、国や自治体の仕事と考えられてきました。スポーツは国や自治体が補助金を出して振興するもの、という捉え方です。しかし、現在の国家財政の下では、国や自治体に全てを委ねることは現実的ではありません。例えば、生活保護などの社会福祉を充実させればさせるほど、それに依存する国民の割合が増えて、国の財政が圧迫されるという現実があります。そればかりか、労働意欲の減退が企業を圧迫する側面すらあるのです。逆に、市場経済に全てを委ねれば、社会的に必要な組

織であっても破綻を余儀なくされることになります。例えば横浜フリューゲルスや近鉄バファローズのようにです。

このようなジレンマを解決するためには、「何が公益のためになるのか」を多くの人々が考える必要があります。ここに現代社会における市民社会の重要性があるわけです。ドイツでは非営利法人がひとつの核となって、会員総会や選挙制度を通じて企業や地域住民に公益について考える場を提供しているわけです。その結果、例えばプロスポーツの商業主義化についても、何が必要で何が不要かを議論し、時にはプロテスト運動が展開されたり、「企業の社会的責任（以下「CSR）」という言葉が主張されたりするわけです。

この公開講座の第Ⅰ部では、行政、企業、地域住民、非営利法人という多様な組織が連携しながら公益の問題に取り組んでいるドイツの現実をしっかりと把握した上で、第Ⅱ部では、ドイツの非営利法人法のような仕組みを持たない日本では、どのようにすればプロサッカークラブが市民社会の形成に寄与するのか、について議論したいと考えています。

まずは、ケルンスポーツ大学で政治とスポーツの関係について研究されている、ミッター教授のお話から始めましょう。

＜第I部＞ ドイツの市民社会とブンデスリーガ

■講演：ユルゲン・ミッターク（ドイツ・スポーツ大学ケルン教授）

プロサッカーはこの30年間に大きく変化しました。特に、メディア報道の変化とグローバル化の結果、持続的な商業主義化を導く新しい構造がサッカーに生じたのです。この発展の特徴において、プロサッカーにおける主体の根本的な変化がもたらされました。これは、本来、公共の福祉に奉仕し、会員からの会費で資金がまかなわれ、スポーツクラブの母体ともなっている非営利法人（Verein）が運営するサッカークラブに当てはまっているのであり、大きな収益を上げている営利目的のスポーツ企業によって大きく変化させられてきたのです。このことと関連して、ここ数年、サッカーは誰のものなのか、サッカーは公共財たりえているのか、という問いが繰り返されています。私のこの報告の中心にも、プロサッカーの共同決定に関する問いがかけられています。すなわち、いかなるかたちで市民社会は、プロサッカーにおける意志形成と決定のプロセスに影響を及ぼしているのか、という問いです。ブンデスリーガ1部リーグにおけるサッカークラブの百万人を超える会員は、その現象に影響を及ぼしているのでしょうか？

学術的な研究によって、この問いはようやく探究されはじめたばかりです。もちろん、このテーマに関して、失われつつある会員やファンの共同決定の可能性を疑問視するような意見を表明する論文は数多くあります。しかし、学術的な視点から、特に複数の視点を

持ち、領域を横断するようなかたちでシステムチックに論じられた研究は存在していません。確かに、サッカーファンの活動については、比較的多く論じられてきましたが、それらの研究においては、サッカークラブの支援者と顧客としての役割が問題にされているのであって、決定プロセスへの彼らの影響力にはほとんど言及されていないのです。例外的には、ガルシアとツェングによって編集された著書があります。いくつかの論文を集めたその著書は、「サッカーのガバナンス」という分析カテゴリーに着目し、インターナショナルな個別研究のなかで、サッカーのファンが決議に参加する権利を獲得し、クラブの政治に影響を与えるために、どの程度、ステークホルダーとしての自らの役割を自覚しているのか、について探究したものです。こうした研究動向を踏まえたうえで、それらの起点における問題領域の概観的な考察の素描を試みるのが本報告の目的です。

1. 問題の背景とブンデスリーガの仕組み

現在、ブンデスリーガの1部と2部でプレーしているクラブは、その大部分が20世紀前半にドイツの非営利法人法に基づく公益目的の非営利法人として設立され、数十年にわたって、非営利法人の権利に基づく自らの組織形態を守ってきました。これによって、名誉職の協力と決定参加による編成と同時に、非営利（Non-Profit）の方向に基礎づけられた

プロのスポーツクラブのドイツモデルは、当初から比較的強く企業という意味で編成されてきたイギリスのサッカークラブの大部分とは区別されます。しかし、ますます力を持ちつつある商業主義が、時間の経過と共に、ドイツのクラブ、すなわち非営利法人に大きな問題をもたらすようになってきたのです。とりわけ、名誉職として働く理事たちは、選手の移籍や年俸、スポンサー、マーケティング、マーチャンダイジングの収入というかたちで数百万ユーロ以上を稼ぐ活動と調和しうる、あるいは克服しうるという状況にはもはやないのです。これに対してドイツサッカー連盟は、まず1995年に「非営利法人規約の枠組み」を、多くのサッカークラブが理事のための監査役を配置できるように変更しました。1998年には、それに加えてさらに規約を変更し、非経済的なクラブの企業化にもリーグへの参加許可を与えたのです。その結果、多くのサッカークラブのプロ部門が切り離されるか、あるいは新しい企業へと移行したのです。この切り離しは、プロの領域の法的な活動と組織的な活動を、理想的な非営利法人の活動から強く切り離すことになりました。それだけではなく、この切り離しは、プロサッカーの会社経営によって生じうる債務と破産のリスクから非営利法人を守る結果ともなったのです。いわゆる「50 + 1ルール」の導入によって、投資家の参加可能性が開かれると同時に、非営利法人が資本会社における過半数の議決権を保持し続けなければならないというルールが定められたのです。そのルールの例外措置を享受したのは、長い伝統を持つバイヤー04レバークーゼン、VfLヴォルフスブルク、TSG Hoffenheimだけでした。

こうした改革のなかで、連盟の構造も根本的に変化しました。アマチュアのサッカーと同じくプロのサッカーもコントロールすることを要求していたドイツサッカー連盟 (DFB) は、それが過大な要求であることを認めると同時に、より大きな自律性を求めるプロクラブの要求に従うことを余儀なくされたのです。その結果、2000年にリーグ連盟 (Ligaverband) とドイツサッカーリーグ (DFL) が設立され、新しくプロサッカーの有力な主体が生まれ出されました。

こうしてプロのサッカークラブは、非営利法人のスポーツクラブと営利企業の一各クラブによって異なる形態でのハイブリットな混合形式を持つようになったのです。非営利法人と企業の切り離しは、株式会社と合資会社を生じさせ、従来までの非営利法人として存続したままの場合でも、それらの構造に適合させることになったのです。このルールのもとで複雑になった新しい構造は、再び新しい要求を生み出しました。プロのサッカークラブは、非営利法人法、会社法、税法の境界領域で活動することになったからです。市民社会への関与という問題を優先的に取り扱うことの困難さは、この多面的な法的な構造にも起因しています。現在のサッカー・ブンデスリーガにおいては、フライブルクやユニオン・ベルリンといったわずかなクラブだけが伝統的な非営利法人 (e.V.) なのです。

2020年の統計を見ると、ドイツのブンデスリーガ1部リーグのクラブには、100万人を超える会員が在籍しています。最大のクラブはFCバイエルン・ミュンヘンの29万人で、続くボルシア・ドルトムントは15万4千人です。最も少ない会員数はRBライプツィヒの

750人です。それらの会員の多くは男性です。全会員の半数以上が年間に26～75ユーロの会費を支払っています。約11%の会員が100ユーロ以上の年会費、約3%の会員が150ユーロ以上の年会費を支払っています。クラブに加入する会員の主な動機は、アクティブにスポーツ活動をおこなうことでも、クラブの決定に関与することでもなく、むしろ理念的な支援なのです。アンケート調査の結果によれば、会員のほぼ70%が、クラブとの結びつきを表現したいからと答えています。会員の20%近くは、チケットの前売りの権利を得る機会を主な動機と考えています。これに対して、調査対象となった会員たちにとって、クラブの決定に参加することの可能性は、それより下位の動機に過ぎなかったのです。

2. 法に基づく共同決定：プロクラブにおける市民社会のフォーマルな共同決定の可能性

「50 + 1ルール」は、非営利法人とその会員が切り離されたプロ部門の議決権の半数以上を保持しなければならないと規定しています。この点において、非営利法人の委員会も、プロサッカー部門にとっての意味を増大させました。非営利法人において、会員総会は最終の議決機関です。しかしながら、会員総会の現実をより詳しく見るならば、この間、会員総会はプロサッカークラブの切り離し企業の活動に限定的にしか組み込まれておらず、限定的なコントロールしかなしえていないことが理解されるのです。現実的にはむしろ、非営利法人の理事たちに有力な役割が付与されているのです。というのも、非営利法人法には、会員に対しては収入と支出の概要と基本

的な成長を示すこと以上の情報開示の義務が記されていないのに対して、非営利法人の理事たちには、重要事項に関する決定の権限が与えられているのです。ファンたちは、2013年からDFLのライセンス規定に示された「クラブとファンの対話」が十分におこなわれていないことを批判しています。これは特に、ファン部門と会員部門の不足にむけられているのです。

全く異なる傾向を持つ、近年のふたつの事例をご紹介します。1.FCケルンは、2010年、あらゆる批判を無視し何の解決策も示さなかったヴォルフガング・オヴェラートを支持する理事たちの免責を会員が承認しないことで、理事会への不満を表明し、その具体的な対応として規約の改正を可決したのです。この改正された規約は、今日ではブンデスリーガの民主的な規約として知られています。なぜなら、その規約が、理事を推薦しコントロールする会員の委員会設置を意図するものだったからです。それ以来、1.FCケルンの経営にはより多くの議論が付随するようになると同時に、その決定の基盤に多くの人々の共同決定が付随するようになったのです。

組織化した会員のもうひとつの戦略は、会員総会の前に派閥組織を強化し、投票するというものです。この手法に関して、「クラブのために1896（ハノーバーの会員とファンが独自に設立した非営利法人）」による派閥固めが、2019年に、ハノーバー96における5つの評議員の椅子のすべてを独占し、非営利法人の新会長を任命する評議委員会の支配に成功しています。非営利法人のプロ部門である、非営利法人所有の「ハノーバー96 マネジメント有限会社」の取締役社長であるマルチン・

キントの派閥による主導は、その反対派の派閥固めによって否認されたのです。株の過半数保有者であるマルチン・キントに、母体となっている非営利法人が2021年に指示を与え、DFLの会員総会において、いわゆる「50+1ルール」の維持が可決されたことによって、マルチン・キントの立場に反対する態度はますます大きくなっていきました。

記録ホルダーであり、収入部門のマイスターでもあるバイエルン・ミュンヘンでさえも、非営利法人の会員総会における対立は強まっています。2007年の段階ではまだ、ウリ・ハーネスは、彼への批判を上回る支持層を背景に、彼を批判するファンを罵倒できたのに対して（「ファンの言うことなど信用できるものか、そもそもファンとはどんな人間なのか？」）、それから10年後の2018年には、会長でもあり評議委員長でもあったウリ・ハーネスの独裁を会員総会で批判した、エルディングの税務弁護士トーマス・バックマイヤーの批判的な演説が大きな賛同を得たのです。

インターネットやソーシャルメディアも、会員総会における会員の活動にとっての重要な機能を担っています。インターネットやソーシャルメディアは、情報の交換を準備し、最終的な意志を形成し、ネットワーク化を推進するためのプラットフォーム、グループ、連合を提供することによって、理事に有効に対抗しうる状況を多くの人々にもたらすのです。より強化されてきた、会員総会における会員の関与についての数少ない論文においては、会員は「非営利法人の政治のなかで活動している主体」として理解できると記されています。「彼らはネットワークを形成し、自らの知を互いに共有し、活動し、問題を特定し、記

録するのです。彼らは多くの場合、地方のスポーツ報道のなかに現れる、クラブの主要な組織の宣伝に対する対抗的な公共性を創り出し、クラブの会員と民主主義に対するリスペクトを欠いた態度を公開的にやり玉にあげる」のです。

3. 政治的な共同決定：ファンの連合による組織化と協調、そしてグループ化

ここ数年の間に強化され、効力を発揮している、非営利法人における市民社会の共同決定のさらなるかたちは、政治的なファンの同盟と上位の連盟の組織化です。個々の非営利法人の構造のもとに、全国にまたがって行動するファンの大きな組織には、「我々の応援席」、「ファンのために」、「活動的なサッカーファンの連合 (BAFF)」、「FCフェア・プレイ」、「サッカーの女性ネットワーク」があげられます。

連合組織である「我々の応援席」の事例を取り上げ、その役割と構造を素描してみましましょう。「我々の応援席」は、正式には、2005年末にビーレフルトで開催されたスポーツクラブとファン部門の全国会議において設立されました。最も重要な課題として、その組織は、各クラブ、DFL、DFB、国家的な政治的決定の担い手たちとサッカーのテーマに関する重要な問題について「建設的な対話」をするための戦略を追求しています。それによって、活動的なサッカーファンの興味、イメージ、目的をより良く代表するという要求が追求されているのです。この目的を達成するために、「我々の応援席」は、時間の経過と共に、ますますプロ化の方向をたどっています。その共通の興味を持つ共同体は、補助金と支

援金を獲得するために、2019年に非営利法人格を取得しました。さらに、より迅速に、よりシステマチックに広報の仕事をこなすために、事務職員も雇い入れたのです。

近年では、多様なファンの連合のさらなるネットワーク活動が展開されてもいます。2020年には、ファンの連合を指導する「上位」の連盟「我々のサッカー」が結成されました。この上位の連盟は、サッカーにおける価値に関する議論にも、構造改革にも関係しています。2020/21年シーズンの開始を前に、次のように要求したのです。「ファンはサッカーの根本的な構成要素として認識されなければならない」。大規模な署名活動以来、この上位連盟の活動は、ポジション・ペーパー（※態度表明のための文章）の作成に集中的に取り組んでいます。2020年9月に公にされた態度表明「民主主義の基礎としてのクラブ」には、特別な意味が付与されました。そこでは次のことが要求されたのです。「いずれのクラブにも、実現可能な会員参加の形式を与えることが義務づけられるべきである。中心にある非営利法人の内部にファン部門と会員部門の設置を提案する。この部門のために、会員総会による発言の広がり、賛成の留保、代表者の確約された場所が、非営利法人の委員会内に確立されなければならない」。

さらなる展望が、特に上位組織のトランス・ナショナルな活動に反映されています。約50のヨーロッパの国々において活動し、サッカークラブとサッカー機関の上層部へのファンと会員の参加を強化しようとする「サポーターズ・ダイレクト・ヨーロッパ (SD Europa)」という上位組織の存在です。

4. 政治的な対立：共同決定をめぐる闘争の表現としてのファンのプロテスト

ドイツサッカーにおける強力な対立と示威に方向づけられた影響力行使のかたちは、ファンのプロテストです。歴史的に見れば、ファンのプロテストは常に存在してきましたが、21世紀初頭からファンのプロテストは共同決定をめぐる闘争の表現となっています。2001年には一初期のインターネット上のウェブサイトから出発し「15時30分のために（※会員とファンによる組織）」のイニシアティブが形成されています。そのイニシアティブは、プラカードとTシャツによる試合日の変更への反対に向けられ、定例であった土曜日の15時30分に試合開始時間が固定されるように要求したのです。特に第27節のバイエルン・ミュンヘン対ヴェルダー・ブレーメンの試合では2万のプラカードが掲げられました。結果的には、日曜日の試合数はますます増えつつあり、このプロテストは成功しないままに終わっています。日曜日の午後におこなわれるブンデスリーガの試合への反対は、2009年の春にも激しく展開され、委員会の会議においてもプラカードによるプロテスト運動が展開されましたが、これらも成功しませんでした。

最も強力であったファンのプロテストは、「月曜日」におこなわれるブンデスリーガ1部リーグの試合に対してでした。ファンの間では、この平日の試合日は最も好ましくないものだったのです。平日の試合日は、仕事をしている人々の職業的な義務と両立しえるものではなかったからです。プロテストための行動のレパトリーとして、テニスボールのピッチへの投げ入れ（フランクフルト）や

ファン応援席のボイコット（ドルトムント）がありましたが、これは2010年10月のFCルツェルンのファンが芝から人工芝への移設に反対して応援席にレッドカードを掲げてプロテストし、一月後に同じスタジアムでバーゼルからきたアウェイのファンが、テニス大会に有利になるように12時45分に設定された試合開始時間にプロテストするために、100個のテニスボールを投げ入れたスイスの運動がモデルになっています。ドイツにおいては、こうした大量のプロテストを前に、2018年にはついに、36のクラブが月曜日の試合の撤廃を決定したのです。

これら個別の視点にむけられたキャンペーンを超えて、会員とファンによる強い影響力を構造的に求めるプロテストのアクションが繰り返しておこなわれてきました。2012年には「投票なしに、良い雰囲気などない」というモットーのもとに、ファンによるプロテスト運動がおこなわれるようになり、それは今日まで続いているのです。2015/16シーズンには、1.FC ユニオン・ベルリンのウルトラ（※熱狂的ファングループのこと）が、「我々は会話を求める」「スタジアムへの参加」を要求するバナーと横断幕によって肥大化した商業主義に対するプロテストを表明しています。なぜなら、ファンにとって共同決定は「最も重要なもの」だからです。

しかし結局のところ、ここに事例的に取り上げたスポーツに関するプロテストの表現は、プロのサッカーにおける政治的な関心、あるいは重要な社会的な関心を考慮に入れたものではなく、市民社会に十分と言える参加には欠けていると言えます。プロテストは、この意味において、何かに反対し、同時に他の選

択肢を導く活動の表現とみなされるのです。

5. 政治的な介入：会員とファンによるプロのクラブの継承

ドイツサッカーにおける参加と共同決定をめぐる対立的な闘争のもうひとつの表現形式は、プロのスポーツクラブの新設、あるいは既存のクラブの継承です。ドイツの事例は、イングランドの発展と対照的に、控えめであるような印象を与えます。イングランドでは、クラブ所有者の交替、過度に高額な入場料、そしてますます強まっているスタジアムにおける商業主義的なイベント文化に、はるかに強力なプロテストが展開されているのです。特にマンチェスターにおいては、2005年にマンチェスター・ユナイテッドを銀行貸付によって買収し、その貸付をクラブの負債にし、巨大なローンを背負わせたマルコム・グレイザーの家族経営に対する定期的なプロテスト文化が形成されています。マンチェスター・ユナイテッドのサポーターたちのプロテストは一AFC ウィンブルドンの例に続き—グレイザーのものをある意味で買収するために、「FC ユナイテッド・オブ・マンチェスター」の新設とクラブの過半数を継承しようとする試みに至っています。サッカーファンのサイトである「myfootballclub.co.uk」に継承された、6部リーグのクラブ、エブスフリート・ユナイテッドも特別な注意を引くものです。50ユーロに換算される会費の支払いによって、人々には投票権が保証され、オンラインによって特にチームのメンバーと移籍の決定に参加できたのです。しかし、収支の面でこのプロジェクトには経営力がないことが明らかになっています。

ドイツにおいては、似たような事例に SC フォルトゥナ・ケルンの例があります。2008 年の夏に、年間 40 ユーロ程度の支払いによって、ファンが自らマネージャーとして共同決定に参加することができるというアイデアが提供されたのです。ウェブサイト「deinfussballclub.de」上で会費を支払ったファンは、自らスポーツの決定に共同参加する権利を獲得したのです。しかし、2009 年 10 月末には 10,500 人が登録したにもかかわらず、ドイツの事例においても、経営能力がないことが示されました。多くの参加者が時間の経過とともに、共に影響力を行使することへの関心を失い、プロジェクトは中止されたのです。これらの失敗にもかかわらず、サッカークラブの共同経営者として会員とファンが参加することは、共同決定の最も重要な領域のままなのです。

6. 社会参加：社会的責任の表現としての 非営利法人の社会的プロジェクト

一般の人々のスポーツクラブが、伝統的な市町村の地域に強く配慮しているのに対して、プロのサッカークラブに関しては、そのような配慮があるわけではありません。プロのクラブは、確かに、地方の経済と政治を結びつける空間として機能することで地域に根差していますが、歴史的に見れば、社会的な関心事への役割は果たしてきませんでした。最近になってようやく、ドイツにおいても、サッカークラブが社会的なプロジェクトを強く牽引するようになり、地域における社会的な統合を活性化させるという目的が追求されるようになったのです。その際、サッカークラブは、サッカーが持つ結合的な力や社会的な推進力を用いるようになっていきます。とりわけ、

サッカークラブが配慮しているのが、社会的に弱い立場にある子どもたちや青少年たちです。この社会参加の形式と多様な目的が結びついています。それらの目的は、CSR 研究といわれる学術的な研究によってすでに詳細に明らかにされています。2013 年には、FC シャルケ 04 がブンデスリーガの最初のクラブのひとつとして、独自の CSR 部門を設立しています。2017 年には、ドイツのサッカーリーグの 1 部と 2 部のクラブが、約 2,000 万ユーロ（※約 26 億円）をかけて、約 300 の CSR 関連プロジェクトと対策をおこなっているのです。子どもたちと青少年たちの本来の育成と同時に、自らのクラブのイメージを改善すること、それらと並んで、社会参加のもとで、次世代の若者たちを自らの育成チームにリクルートするという考えも付加的な魅力としての役割を果たしています。

7. プロの男子サッカーにおける活動と各 領域：青少年サッカーと女子サッカー の参加

男子のプロサッカーが最も多くパブリックな注目を集めるわけですが、非営利法人は他の領域においても活動しています。すなわち、女子サッカー、青少年、他のスポーツ種目の領域などです。これらの領域は、通常、切り離された領域（※企業が運営するプロ部門）ではないため一例外として、FC バイエルのバスケットボール部門は非営利法人から切り離された有限会社である一、明らかに伝統的なクラブの一部であり、非常に活発な非営利法人の会員による共同決定を有しているのです。

青少年と女性の領域はしばしば利益をあげ、切り離されたライセンス部門の可能性を獲得

し、その結果として、より高度なプレー空間を有しています。それにもかかわらず、青少年と女性の領域において、非営利法人は自ら重要な決定を下すために、ときには激しい議論と対立をもたらすのです。例えば、少し前に、VfL ボッホムでは、プロサッカー部門のマネジメントをおこなう理事の主導によって、女子サッカー部門の解散に関する議論が occurred しました。3つの成人チーム、3つの青少年チーム、そして女子サッカー部門の解散は、15万ユーロ（※約1,950万円）の支出を抑え、非営利法人の負荷の解消に貢献するものでしたのです。しかし、その議論は大きなプロテストを呼び起こし、2013年の会員総会で女子サッカーチームの継続に多数票が投じられ、解散の提案は否決されたのです。

8. 結論：参加と制限のはざま

以上に素描してきたプロセスと構造を総括するならば、国民的なスポーツとなっているサッカーは、ドイツにおいても経済的な生産を成長させ、経済的な目的に貢献すると同時に、非営利法人およびその会員という基盤からますます引き剥がされつつあると、多くの事実が物語っていることがわかります。資本企業によるプロ部門の引き離しによって、母体となる非営利法人の影響力は抑制され、その結果、会員とファンの意志形成のプロセスと決定のプロセスへの参加はかなり制限されるようになったのです。このことは、プロサッカーと参加型の市民社会の調和の困難さに起因しています。長年にわたってブンデスリーガのクラブであったシャルケ04の前財務理事は、次のように説明しています。「非営利法人は、カタルでトレーニング・キャンプ

をおこなうことができず、ガस्पロム（※スポンサー企業）を追い払い、ボックスシートのマーケットを諦め、同時にリアル・マドリットとの試合に勝利しなければならない、そんな状態のまま。上手くいくわけがない」。その一方では、アンケート調査に基づくと、強力な共同決定への関心はかなり限定的であり、その結果、サッカーはアメリカのプロスポーツの意味においてますますプロのエンターテインメントになりつつあるのです。

しかし、本報告で取り上げた事例と、より踏み込んだ検討に目を向ければ、そのプロセスの詳細は、より複雑で多層的であることもわかります。非営利法人の会員とファンにとっての正式な影響力行使の可能性が制限されているにもかかわらず、その可能性はより多く利用されてきたし、利用されてもいるのです。特にプロテストを表現し、市民社会の強化された影響力をめぐる闘いを認識させる示威的で対決的な形式において利用されてきたのです。そこには同時に、社会的な関心事にとってのブンデスリーガのプロクラブの社会的責任の割合の増加が示されてもいるのであり、その増加は市民社会とのより強力な相互作用に貢献するであろうと思われます。

クラブ経営の決定のプロセスにより強く関与することによって、ファンと会員がステークホルダーの役割を増大させるという、イングランドに発し、改変された理念によって、プロサッカークラブにおける未来の共同決定の、現在においては現実的なバリエーションと思われる選択肢のモデルが、少なくとも存在しています。しかし、これを実現させるためには、これまでよりも強力に制度化された出発点を持続させることが要求されるのです。

ファンと会員も、その出発点の構造をプロ化させ、とりわけ誰が会員とファンの代弁者としての資格を持っているのか、という中心的な問題を明確化させなければなりません。多様な人々や組織がスポーツに関与することで

おこっている絶え間のない主体の分化は、会員とファンの活動を正当化する、ある種の代表委任の権利を持つ上位の一場合によってはトランス・ナショナルな一会員とファンの組織の結成を求めているのです。

■ミッターク講演の解説と補足：釜崎 太

ミッターク教授、ありがとうございます。ここでは、ミッターク教授のお話を日本の視点から補足しながら、ギラヴァンツ北九州の下田さんの報告へとつなげるために、私の方から短く、ミッターク教授のお話を補足します。

ミッターク教授のお話は、ブンデスリーガのクラブの「意思決定プロセス」に市民がどのように参加できているのかについて、その限定性という視点から少し批判的に捉えた内容になっていました。企業化が進むブンデスリーガにおけるこのような限定性への批判は、会員総会や選挙が長い伝統を持ってきたドイツでは当然の批判と言えます。しかし、会員による選挙などまったく考えられない日本の現状から見る時、やはり市民参加を促す契機として無視できないと思うのです。逆に、ミッターク教授が高く評価している市民参加として、プロ部門ではなく、アマチュア部門の会員総会と選挙があげられていました。

そこで私の方からは、少しブンデスリーガを離れて、ドイツにおける一般的な地域のスポーツクラブが、現在、どのようなかたちで市民参加を実現させているのか、という話から始めさせていただきます。いま私が調査しているのが、モイツフェルトという人口わずか6,000人の村にある、非営利法人が運営す

る総合型地域スポーツクラブです。会員は1,011人、村の6人に1人が参加していることになります。私も会員総会に参加させていただきましたが、その総会の後には、みなさん年齢に関係なく、クラブハウスで食事とビールと会話を楽しんでいました。そのクラブハウスもクラブの持ち物ですが、驚くことに、テニスコート8面を所有し、サッカーグラウンドの管理も市から完全に無料委託されているのです。どうやってそのようなことが実現可能なのか、という私からの質問に、テニス部門の理事長さんは、「土だけがあった場所に自分たちでグラウンドを整備したから市も認めざるをえないんだよ」と答えてくれました。ここに、地域住民の自律性を見ることが出来るわけです。

ドイツ人の社会運動の合言葉にもなっている自律性は、ブンデスリーガの会員やファンにも見ることができます。例えば、ドルトムントでは、会員たちが、スタジアムの敷地内に博物館を造り、地元地域から右翼過激主義を排除するという地域課題に取り組むために、毎年、アウシュビッツ強制収容所の解放記念日に「忘却への抵抗」と題されたイベントを、自らの手によって開催しているのです。2020年の企画にはワルシャワのゲットーに育った女性が招かれ、その講演に500人以上の地域

住民が集まったと言います。有名人が参加するわけではない、市民の手によるイベントに、多くの市民が集うのです。日本のプロクラブや球団の社会貢献活動が、あくまでもクラブや球団側のイニシアチブによって運営されていることとは対照的です。

私たち日本人を驚かせるのは、自律性の問題だけではなくありません。小さなスポーツクラブにも、複数の企業からの支援があるのです。例えば、先ほどのモイツフェルドという小さな村にあるスポーツクラブにも、人工芝の管理に関わるスポンサー募集のプロジェクトに12社の地元企業と、2人の個人スポンサーがついています。単純に計算しても360万円以上が集まったことになります。

以上のドイツのスポーツクラブの話を現代の社会システムに当てはめてみましょう。図1の左上にあるのは「企業」です。右上が国や自治体といった「行政」です。中央にあるのが、ドイツの非営利法人、日本のNPO法人に

あたる「非営利組織」です。一番下にあるのが「地域住民」すなわちコミュニティーです。ここで強調しておきたいのは、ドイツの場合、図の中央にある「非営利組織」が、地域住民の声を集約する、あるいは代表するかたちで、図の上にある企業や自治体と交渉し、その支援を引き出していることです。これに対して、日本の場合、下にある地域住民の声を集約し代表するはずの非営利組織がうまく機能していません。しかし、日本のプロスポーツに、ドイツのような市民社会の形成の契機としての役割をまったく見出すことができないかと言えば、そうではないように思います。この関係図を念頭において、第Ⅱ部では、ギラヴァンツ北九州の社会貢献活動について議論したいと思っています。少し補足が長くなりましたが、ここで二宮清純さんにバトンをお渡しさせていただきます。二宮さん、よろしくお願い致します。

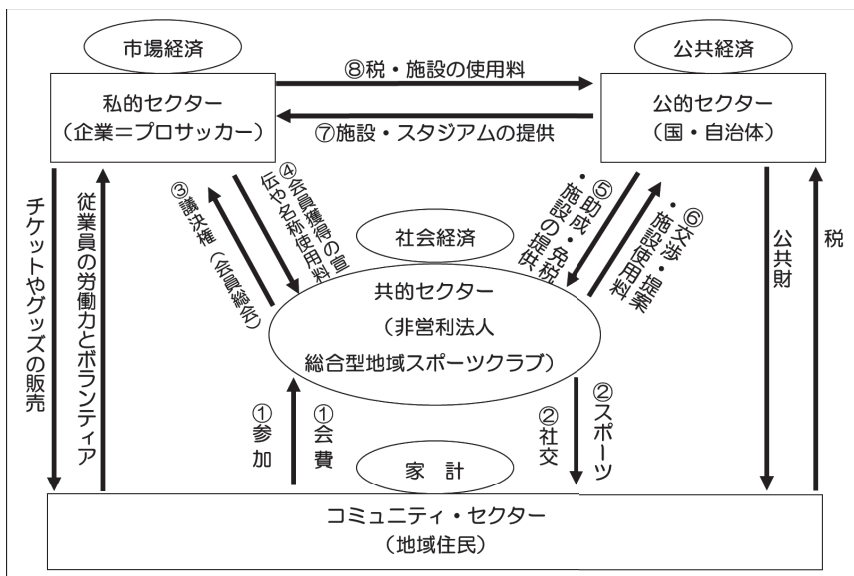


図1 (佐藤慶幸 (2002) 「ボランティア・セクターと社会システムの変革」 佐々木毅・金泰昌編『中間集団が開く公共性』東京大学出版会, p.194 をもとに釜崎作成)

■質疑応答：ユルゲン・ミッターク／二宮 清純（スポーツ・ジャーナリスト）

○二宮：ミッターク先生、どうもありがとうございました。ひとつふたつ質問させていただきたいと思います。先ほどのご説明にもありましたけど、ドイツが1998年に運営会社の設立を認めたと。いわゆる日本でいえば総合型クラブからサッカーだけを切り離して企業化した。それで「50 + 1ルール」というのができた。この「50 + 1ルール」というのはよく解釈すれば、企業の行き過ぎを戒めるというブレーキ役なのかなとも思えます。しかし、「50 + 1ルール」というのはなかなか日本の方には、まだまだ深く知られていない部分があると思いますので、ちょっとご説明を願いたいのですが、「50 + 1ルール」はドイツで今後も継続されるのでしょうか。

○ミッターク：非常にいい質問です。「50 + 1ルール」というのは常に討議の中心にあって、それを続けよう、あるいは撤廃しよう、いろいろな論議が飛び交っているんですけども、ドイツでは伝統的なルールとして今、定着しているところなんです。

ただ、そのルールのために国際的な大会にチームが出ていくような力を持ってないじゃないか、という意見もあって、そのあたりのことはいつも議論になっています。撤廃すると言うと、それに対して撤廃はしてはいけないと、「50 + 1ルール」を絶対に守ってくれというファンからのプロテストも非常に強く出ていますので、今後、続いていくのかどうかというのは本当に分からないところなんです。

○二宮：ありがとうございます。もうひとつお願いいたします。ドイツの場合、もともと領邦国家で、それが連邦国家になり、ナチ

スが一時期中央集権の不幸な時期がありましたけど、もともと非常に行政権や司法権を地方が持っている。地域の独立性が高いのがドイツだという認識が私たちにあります。日本の場合は明治維新以降、ずっと中央集権でやってきたんですけども、Jリーグはドイツをモデルにしてつくったという部分もあります。ドイツのやり方が日本に合うのか、お考えを聞かせてください。

○ミッターク：「50 + 1ルール」に関しては、サッカー文化がその国にどのぐらい根付いているのかということに非常に大きく左右されます。プロの一番上の段階から庶民の段階、そしてその間の段階、そういった各層でサッカーが本当に好かれていて、国民の多くが毎日のようにサッカーのことを考えるような状況であれば、「50 + 1ルール」というものが特に底辺においては非常に効果を発揮するルールではあります。

ただし、上の代表あるいはドイツでいうところのブンデスリーガのような、上のほうのサッカーの話になってくると、ドイツの場合は今のところワールドクラスの中でも上位にランキングされる所にいますけれども、そういったプロのほうに関しては「50 + 1ルール」というのは難しいと思っています。お金が必要になってきますので、スポンサーを集めたりですとか、そういうことが必要になってきます。そういった意味では、上のほうのサッカーに関しては「50 + 1ルール」というのは難しく、これは白黒つけるというのが非常にはっきり言えないところなんですけれども、日本の状況がどれだけサッカーに

対して根付いているかどうかというのが、「50 + 1 ルール」というものを採用したほうがい

いのかという判断の基準になってくるかと思っています。

■鼎談：フィリップ・リーゼンフェルト (1.FC 事業部本部長)、二宮 清純、釜崎 太

○釜崎：ここで、1.FC ケルンの事業部長を務められているリーゼンフェルト氏が参加してくださっていますので、一言ご挨拶をいただきたいと思ひます。

○リーゼンフェルト：皆さんこんにちは。1.FC ケルンで事業開発と、主にスポーツ部門の部長を務めているフィリップス・リーゼンフェルトです。よろしくお祈ひします。私が主にケルンで担当しているのは、プロサッカークラブの事業を発展させていくことです。今日ではよろしくお祈ひします。

○釜崎：まずリーゼンフェルトさんにお聞きしたいんですけども、1.FC ケルンの会員数ですね、どのくらいの会員がいて、収入がどのくらいになるのか。

○リーゼンフェルト：現在 1.FC ケルンには約 11 万 1,500 人の会員がいます。これはドイツのクラブの中では多い方です。各会員からは毎年 92 ユーロいただいております。ただ、その中には子どもであったり、生まれたばかりの赤ちゃんなども、家族が登録できます。そういった子どもたちの金額はないのですが、会員からトータルでもらっている金額は、1 年で約 600 万ユーロ (約 7 億 8,000 万円) です。

○釜崎：ありがとうございます。ドイツの場合、この会費は地域スポーツや選手の育成など、アマチュア部門のために使用されるわけですが、もうひとつ、ケルンは CSR を果たすために、実際に基金を設立しているわけですが、このパンデミックの影響下でいろ

いろなことがケルンにも起こったと思うんですね。特に CSR ということを念頭に置いて、どのような取り組みをしたか、少し聞かせていただけますか。

○リーゼンフェルト：CSR の話になりますが、もともとケルンという町はお互いを助け合うというテーマを持っていて、ケルンに住む人たちはそういう生き方をしています。1.FC ケルンというクラブは町の中でもすごく大きなクラブであって、知られてもいますし、一般的な人たちもケルンというクラブをモデルとして見てもらっているのだから、クラブ側としても責任を感じています。そのためにもともとパンデミックになる以前からも、常にケルン内外で、問題があるところに行くようにして、社会の支援が必要なひとや難民など、そういった方々のサポートをすることによって、ケルンというクラブはサッカークラブ以上の意味を持っている、というメッセージを出していこうとしています。

パンデミックになって、例えばですけど、困っている人、特に食材であったり生活するために必要なものをそろえたりして、そういったギフトパッケージを配ったりして皆さんを手伝うように、助けるようにしていました。そして、最近では我々のこういった活動も非常に評価されていて、ケルンにはもともとそういった仕事をするために、そういったテーマだけを目標として常に仕事をしている部署がありますので、そこを基金として独立

させて、今ではチリであったりペルーであったり外国にも手を伸ばして、そこでできることはやろうとしています。

○二宮：1.FCケルンは私たちの世代でも奥寺康彦さんの活躍で非常になじみがあるクラブですけれども、このたびサンフレッチェ広島と業務提携を結ばれました。アジア戦略とかいろいろな狙いがあるんでしょうけれども、それについてお考えをお聞かせください。

○リーゼンフェルト：おっしゃったとおり、1.FCケルンには特に奥寺さんであったり、大迫選手であったり、有名な日本人選手がプレーをしていて、逆にケルンが生んだと言ってもいいポドルスキー選手が日本でプレーしたということもあって、いろいろな選手のつながりがあるという中で、幾つかの国を見てきたんですが日本が一番我々のクラブにとっては興味深いという結論に至りました。

なぜ日本にしたかという、日本もここ何十年間でサッカーブームというのも、まだドイツほどではないかもしれないですけど、ドイツに比較するレベルまではきていると思いますし、こういった日本人のサッカーへの興味というのもいろいろつながりがあって、我々はもちろん、バイエルンほどの大きなクラブじゃないですが、ケルンというクラブの素晴らしさも、ビッグクラブのように世界中に広げるのは難しいのですが、ひとつのマーケットに集中して地味にこつこつとやっぴこうという決断になりました。我々がインハウスでつくっているクラブドキュメンタリー「24/7 EFFZEH」というのがありますが、それはスカパーさんでも流してもらって、35,000人の日本人のファンに見てもらったというデータはいただいているので、興味があるの

ではないかということになっています。そういうこともあり、サンフレッチェ広島さんとこのようなパートナーシップを組むことになりました。

それは主にマネジメントであったり、選手の育成というところのノウハウの交換、それはバーチャルでやることもあります、アナログにこちらから日本にスタッフが行くこともあると思います。それ以外にも、プロのトップチームが日本でトレーニングを、キャンプをやるであったり、育成世代の子たちのためにサッカースクールであったりキャンプを行うというプランも持っています。皆さんに分かっていただきたいのは、短い期間でやれる性質のものではなく、長い年月を通して、ケルンのチームというブランドを日本により広めて、皆さんに知ってもらえればなと思っています。

○釜崎：次の質問は私からの質問というよりも、今日参加されている方から質問がありましたので。市民社会というテーマからは外れますけれども。現在、ブンデスリーガはバイエルン・ミュンヘンの一強といった印象が強く、一強だけが強いというのはあまり面白くないじゃないか、というような意見があるんですけど、これはいかがでしょうか。

○リーゼンフェルト：バイエルン・ミュンヘンが連覇し続けていることに関しては、ある意味ではしょうがないというのもあります。彼らはマネジメントをよくやっていますし、強いチームをつくり上げているというのもあるので。ただ、彼らがなぜここまでの強いチームをつくり上げたかという、ドイツ国内だけでの結果ではなく、ヨーロッパで結果を出し続けたことによって入ってきた利益と

いうものがあります。もちろんリーグ優勝などしていくとその分お金も入ってきますし、チャンピオンズリーグなどのテレビの放映権など、そういった中でバイエルンはお金をつくり上げているので、それを彼らは毎年成し遂げているので、ギャップが他のチームとは広がってしまっているというのも事実です。

そういうことがある中で、「50 + 1ルール」というのもドイツ国内では、今後どうすべきなのかという議論がたくさんあります。もちろんチームのサポーターの中には、そのルールの撤廃は絶対に嫌だという人もいれば、「50 + 1ルール」があると、トップクラブであったり、他のヨーロッパのクラブと互角に戦えないという声もあるので、「50 + 1ルール」というテーマに関してはまだまだ今後も議論されるんじゃないかと思います。

○ミッターク：ヨーロッパではG-14というクラブが結成されているんですけど、それは一時期19クラブだったのですが、ほとんどのチャンピオンズリーグの優勝者は、そのメンバーに入っていたチームなんですね。唯一入っていなかったのがチェルシーなんですけど、それを見るとそういった強いチームが勝ち続けますし、強いチームがお金をより稼げるので、それによってスーパーリーグという構想が出てきたり、ファイナンシャル・フェアプレーを今後どうしていくのかなど、いろいろなテーマが出てくるのです。現在のバイエルンの強さを簡単にまとめると、過去の成功がより利益を生んでいっているというので、小さいクラブからしたら難しい問題ではあります。

○釜崎：ヨーロッパの場合は、ヨーロッパリーグとかチャンピオンズリーグとか、その

へんに出場するとたくさんお金が入ってくるという仕組みで、そこに出るかどうかが大きな問題だということですね。それに勝ち続けたのでバイエルンにはたくさんお金がストックされていると、そういう形ですかね。僕自身がドイツに行っていて感じるのは、1.FCケルンもそうかもしれないませんが、優勝だけではなくて、ヨーロッパリーグに出るかチャンピオンズリーグに出るかとか、2部に落ちるか1部に残留するかとか、そのへんの境目でかなりファンは応援しているかなという気がしますので、全体としては、バイエルンが勝っているから面白くないとかということにはなっていないと思います。

二宮さん、どうですか。今の、ヨーロッパ全体で盛り上がっているからブンデスもというところはあると思うんですけど、日本の場合と比較していかがですかね。

○二宮：お聞きしたいのは、先ほどの「50 + 1ルール」でも話が出ましたけれども、ヨーロッパにおいては各国のリーグが栄枯盛衰を繰り返しています。潤沢な資金を誇るクラブがリーグを牽引する例もあります。これは釜崎先生の研究にもありますが、例えばレッドブルのような、どちらかといいますと企業側に軸足を移したいというような企業が現れたときの対応方法が非常に今後問われてくるのではないかなと思うんですが、そのへんをお聞かせください。

○リーゼンフェルト：ドイツにはライプツィヒがくる前にも、親会社のいるクラブというのはレバークーゼンであったりヴォルフスブルクであったりいるので、それが今は増えちゃっているところもあるのですが、これはちょっとしたグレーゾーンでもありま

す。ライプツィヒのように「50 + 1 ルール」の隙間をつくようなやり方で強くなっているというのは、うまくやっているとはか言えないですし、現実にはケルンみたいなたくさんの会員がいるクラブは、クラブの皆さんにお金をいただいて、それで強くなれるという保証はできません。もちろん、クラブとしては発展したいですし大きなクラブになりたいのですが、やはりそれは健康的なやり方でやりたいと思うのです。

ただ、他国のリーグを見ると、投資家の強さというのがありますし、今は特にプレミアリーグの下位クラブであるノリッジ・シティがドイツのチャンピオンであるバイエルン・ミュンヘンより資金が多かったと。もはやドイツで優勝しても、プレミアで最下位より入ってくるお金が低いという現実にはまできちゃっているのです。「50 + 1 ルール」が今後どうなるかというのよりもより強く議論されると思います。

○ミッターク：今後「50 + 1 ルール」というのは、いつかはどうしようもない状況になってしまうんじゃないでしょうか。どうにか変えられないとついていけなくなってしまうというのが、ドイツサッカーの現実なんじゃないかと思います。

○リーゼンフェルト：ライプツィヒは結果として、いいチームをつくり上げていますし、いいサッカーをしています。それに対して、昔からある伝統的なクラブで会員も多いハンブルガーSVだったり、シャルケ04、そういうクラブはマネジメントのミスなどもたくさんあって、今2部に落ちてしまっているんですけど、そういう状況が出てしまうと、会員が多いからまた戻ってくるという、そう

いう時代はもう終わってしまったのかもしれないというところが、今のドイツの現状なんだと思います。

○釜崎：ありがとうございます。今いみじくも出たシャルケはいまだに純粋な非営利法人だったわけですけど、いわゆるフェアアイン(Verein)だったんですけど、去年最下位になってしまって、シャルケでは非営利法人による単独の運営を変えるか否かといったような議論も出ていたんですね。ヨーロッパ全体が商業主義化していて、「50 + 1 ルール」で非営利法人の議決権を守っているだけでは投資家がついてこないのが難しい状況にあるというようなお話だったわけです。

最後、張寿山さんからも質問がきていますので、張さんご自身で質問されたほうがいいんじゃないかなと思いますが。今のお話とも関わりますが、ブンデスリーガのリーグ自体が管理しているお金がどういうふうに分配されているか、ということなんですね。Jリーグは強いチームに傾斜分配するんですけど、今の話だとヨーロッパのチャンピオンズリーグなんかは、そこに出ると大きなお金が動く。それ以外のお金のところの分配がどうなっているかという質問がきているんですけども、張さんいかがですか。

○張：明治大学の張といいます。クラブの収入の大きな部分でもある放映権料について質問をさせていただければと思います。ブンデスリーガの放映権料は53%が均等分配で、残りの47%がクラブ、パフォーマンスとか育成、それからブランディング評価などを参考に分配していると聞いています。このバランスが妥当なのかどうか、将来的に均等配分というのが増えるのか減るのかということに関して

どう考えているか、というのをひとつお伺いしたいと思います。

○ミッターク：53%が平等に分けられているわけですが、そこから42%ほどがパフォーマンスベースで、そこにまた2.3%が、各チームの育成で育てた選手がどれぐらいリーグで出場しているかということになります。ですから、リーグでプレーできる選手を育てたチームにもうちょっとパーセンテージが入るというシステムです。2%の「興味」というカテゴリもあったんですけど、いろんな形で興味というものは含まれていると思うんですけど、例えばセリエAではファン・インデックスというものがあったり、プレミアリーグでは各試合の視聴者数、どれぐらいの人数の人がその試合を見ているのかということによって、そういった数字が変わったりもします。ドイツでいうと、ライプツィヒは、サッカーは強いんですけど視聴者数は少ない中、ケルンはこの2年間でいうと、そこまでパフォーマンスが良くなかったにもかかわらず、ファンが多いので見ている人もたくさんいたところなんです。こういった各国の放映権によるお金というのはそれ単独で見ってしまうことは妥当ではなく、ヨーロッパの大会に出場するチームと一緒に見て考えないといけません。なぜかという、チャンピオンズリーグ、ヨーロッパリーグという大会に出場したチームは、圧倒的にそこでお金を稼げるチャンスがあるので、それを一緒に考えると差が大きく出てしまう。今後はそういったところでより深く考えて決めていかないといけないんじゃないでしょうか。

○釜崎：ファンの数とか視聴率とか、あるいはもっと面白いのは、育成にどのくらい成功しているかによって配分が変わってくると。ありがとうございます。まだまだお聞きしたい、市民社会ということではもっといろいろ突っ込んでお聞きしたいことはあるんですけども、時間になりましたので、ここでミッターク教授とリーゼンフェルトさんをご退出されるということになります。

それでは続きまして、日本の話に入りたいと思います。ドイツの場合、市民社会ということが、要は「50 + 1ルール」というのがあって、市民の人たちが能動的にいろいろなことに関わっていくということなんです。では、日本の場合はどういう形で市民社会の形成にプロサッカークラブが貢献することができるのかというので、ひとつ参考になる例として、ギラヴァンツ北九州がやられているGOPという、いわゆる社会貢献活動があるんですね。ギラヴァンツ北九州さんがやっているGOPという取り組みが非常に面白いと言いますか、独特な、日本の一般的な社会貢献活動と違うところがあります。そこが実は、ブンデスリーガで市民の人たちが社会参加しているというようなところのきっかけに日本でもなるんじゃないかということがひとつ、今日ギラヴァンツ北九州の下田功さんにその貢献活動についてお話をしてもらおうと思ったきっかけです。具体的にそれがどういう部分かというのは、下田さんからのお話が終わった後に少し私のほうから解説をしたいと思っています。

では、下田さんのほうからお願いします。

＜第Ⅱ部＞ 日本の市民社会とプロサッカークラブ

■講演：下田 功（ギラヴァンツ北九州・育成普及本部長）

どうも皆さんこんにちは。私はギラヴァンツ北九州の下田と申します。今、育成普及本部で本部長をしております。

はじめに、ギラヴァンツ北九州の歴史に関して、また、ギラヴァンツ北九州はどんなクラブかということをご説明します。2001年に北九州サッカー協会が中心になって、企業チームである三菱化成黒崎サッカー部を母体にNPO法人ニューウェーブ北九州が創設されました。これがギラヴァンツ北九州の母体になっています。なんとといっても北九州サッカー協会さんが中心となってつくったという、非常に新しいクラブの要素があるんですけど。

2001年は、九州リーグ6位、そして2007年、やっと九州リーグで優勝するんですね。Jリーグに昇格。そして翌年2008年、ここで株式会社ニューウェーブ北九州を設立します。これはどういうことかという、Jリーグに行くんだという意思表示ですね。当時は、株式会社をつくらなければJリーグの参入権がなかったわけです。JFL初年度は10位という成績。そして2009年、JFL参画2年目でようやく4位。当時は4位でもJ2に昇格できたんですね。今みたいに、この年はまだJ3はなかったんですね。

2009年、この昇格を決めた年なんですけど、他のクラブに比べて非常に珍しい、持株会というのを開始しています。母体企業を持たない市民クラブとしてスタートしたギラヴァンツでして、資金調達のために持株会の公募を

スタートしています。この活動も今年で12年目を迎えています。2021年度は544名の株主が898口、金額にすると1口5万円ですので4,410万円ほど持っている、こんな特徴があります。なおかつ、2009年には社名、チーム名を変更しています。市民からの公募によって社名とチーム名を「ギラヴァンツ北九州」という形に変更しています。そして2010年、J2リーグ初年度、19チーム中19位。非常に厳しい成績でした。そこから、2014年にクラブ創設以来、J2で5位という成績を収めるんですが、この年にJFLは新たにJ3リーグを設立しているんですね。

そして2015年、Jリーグ参入6年目、この年に新スタジアムの着工が決まります。5位に入ってプレーオフに出られる権利があったのですが、スタジアムを持っていなかったのでプレーオフに出られなかったんですね。でも2015年にスタジアムを造るよと。17年完成予定なので、翌年の2016年、J1に昇格しようと意気込んだのですが、結果は、まさかのJ3降格。

新スタジアム1年目はJ3でやるんですけど、スタジアム効果はすごくて、お客さんの人数が一気に増加。それまで3,224人という平均入場者数がJ3でも5,939人に上がったわけです。これは素晴らしいスタジアムです。今でも、現状、九州で一番いいスタジアムだなど。今15,000人収容できるスタジアム、海沿い、小倉駅から歩いて8分で行けちゃうという。

2018年、J3の2年目は、17チーム中17位。過去最低です。ところがスタジアムのおかげで平均入場者数が4,500人。そして2019年、現在の小林監督が来て、なんとJ3の最下位からJ3優勝という、すごい改革の年になりました。2020年はコロナの影響で、なかなか難しい状況でした。ざっと入場料収入も書いてあるのですが、2020年、去年で大体8億から9億ちょっとまで伸びて、今年は10億、11億ぐらいが予想されます。J2の平均が15億、16億ですので、J2の中でも財政的には厳しい状況のクラブと言えます。

我々としては、責任企業を持たず、大きなひとつの企業から支えられているというクラブではないですので、市民にどれだけクラブづくりに参画してもらえるかというのが大きなテーマです。やはり市民と一緒にクラブを育てる、市民がクラブづくりに参画してもらう、そういった考え方がどうしても必要になってきますね。

そこで、地域貢献活動というのは基本的にしっかりとやっていかないといけないわけです。そんな中で活動指針もしっかり三つございます。

さらには、こういった具体的にスポーツを通した地域貢献活動というのは、この表で示してあるように、幼稚園・保育園の巡回指導から小学生を対象としたボール遊び、サッカー教室のイベント、親子でスポーツ教室とか障害者スポーツ推進教室、シニア健康教室。さらには、ジュニア年代のスポーツ指導者養成事業ですね。そうしたスポーツを対象とした事業を年間300回以上、19年度の資料ですが、325回、参加者総数は14,869人と、こういう形になっています。

その一方、SDGsの推進活動もクラブとして取り組んでいます。例えばJリーグ「鳥の会」という活動に参加しておりまして、さらに曾根干潟の清掃事業とか、小倉高校の生徒に対して実施したSDGsスタディーツアーとか、フードバンク・ドライブキャンペーンとかピンクリボン運動啓発活動とか、いろんなSDGsをやっています、その中のひとつが赤字で書いているGOPですね、ギラヴァンツオープンマインドプログラム。今からこれを皆さまに紹介させていただこうと思っております。

ギラヴァンツオープンマインドプログラムなのですが、対象はいわゆる引きこもりといわれる方々。ただ、本当に引きこもっている方々は、このプログラムを介してスタジアムに出てくるという行動は非常に難しい話なんですね。どんな仕組みになっているかという、参加者、いわゆる引きこもり気味な人たちに、三つの体験を通して社会復帰に近づけていただきたいと、そんな内容なんです。

まず、スポーツを観るといって、観戦体験。運動する、運動体験。さらには、ホームゲームで今度はボランティア体験。うちの場合は、スタジアムに8カ所あるエコステーションで一杯になったゴミ袋を回収し、新しい袋に替えていくという作業です。これら三つの体験活動からGOPは成り立っています。

「観る」というところなんですけど、これがどういう効果があるのかというところの説明になります。スポーツの観戦というのは、明らかにそこで自分の感情を全て出すことができます。例えば怒りを表現する、喜びを表現する、あと応援で声を出す。ただ、残念ながら今はCOVIDで声をあげることはできないのですが、いわゆる自分の感情を表現、表に出すこ

とが全部丸（OK）なところなんです。当然ベースには応援するチームがあるということが重要です。

次に「する」というところなんですけど、実は運動って体を動かして、どんな人でも体温が上がるんですね。体温が上がって心拍数が上がるとゼイゼイするものなんですけど、そのうち、かなり楽しくなると自分の体を痛めつけたくなるもので、運動の強度も高くなってどんどん汗も出てくるし。あるときに、運動が終了しました、すごい楽しかった、でも体は苦しいし息も上がる。そんなときに実は、皆さんもランナーズハイという言葉聞いたことがあるかと思うのですが、走り終わった後の1杯の水を飲むときのおいしさと開放感、ここが心を開く大切な時間になります。実は我々、「観る」体験も「する」体験も「支える」体験も、終わった後、必ず皆さんとシェアリングという形で話をするのですが、こういったときって皆さん、かなり心が開けている状況で、いろんなお話をしてもらえます。こういう体験ですね。最後はボランティアという、何か自分たちが社会に協力していると、そういう体験を重ねてもらうことで社会復帰を促すと、そんな内容になります。

何でギラヴァンツがこんなことを始めたかと言うと、スタートは2017年だったんです。2017年に当時の社長が、GOPの主催者である北九州市ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」さんのセンター長、田中美穂さんというすてきなご婦人なんですけど、ちょうど会社に訪問に来たときに、社長からある意味むちゃぶりだったのですが、「下田君、うちが何か協力できんかね」と。そこからスタートするんですけど、スポーツクラブとひきこもり

の人たち、どんなことができるんだろうかと、そういったテーマからスタートするんですけど、スポーツっていろんな人が繋がりながら人の心を開けてくれるツールになり得るのではないかと。

私も指導者の端くれなんですけれども、心を開かせなきゃいけない、そうしたときにどんな手段があるのか、そこを、今このプログラムを一緒につくっていただいている地域住民の中川さんなんかと一緒に考えて出てきたのが、スポーツを「観る」「する」「支える」という、この体験案です。

例えばこの運動体験の動画を見ましょう。みなさん手をつないでいるんですが、最初、参加者の方々は手をつなぐなんていうのはタブーなんです。人の体に触れるということは絶対に駄目ですと言われていたんですけど、運動が進むにつれて皆さん実は、心がちょっとでも開いてくると問題ないことになってきます。非常に皆さん声をあげて、汗をいっぱいかいて楽しんでもらえました。こんな感じですよ。

2017年に始まって17、18、19、20、今年で5年目になります、21年に5年目になりますが、2018年の参加者調査というのをやったんです。ここの右側にある、小さい35項目があります。これはアンケート調査なのですが、家族関係、社会との交流ということで、35項目の中で点数が高ければ社会とか家族の接点が多い、点数が低ければ家族とか社会との接点が少ない。そんな中で、2018年に16名をランダムに抽出してもらいまして、「すてっぷ」さんがやってくれた調査なんです。それを見ると、これはまだGOPをやる、この年2018年度は、GOPは11月にやっているもので、参

加する前の人たちです。そうするとここに出てくるように、16名がこんな分布になります。上に行けば行くほどに社会復帰に近い。なかなか外出できないのは、下のほうがなかなかまだ低い段階。三つのグループに分かれたんですね。特徴として、第1グループ、他の参加者に行こうよと引っ張ってくれるリーダー的な参加者層がここに、7人います。積極的に社会活動に参加できるようになり、新しい活動を求めている回復期の参加者、これが真ん中になります。③が、まだ一人で社会活動に参加することは不安だが、支援者やリーダー的な参加者に誘われた参加者という、このように三つの層に分かれています。

この後、彼らは、2018年度のGOPの三つの体験活動に参加しました。そしたら、彼らの変化は、一番下の子は何も変わりませんでした。2人目の人は、ここに行きました。3人目はここまで上がりました。4人目は全然上がっていません。5人目、6人目と相対的に皆さん、いい方向に結果が出てきていました。こんな調査をしながら我々は、GOPの果たす役割って何なんだと。ボランティア活動などグループの体験が自己肯定感を補強し、グループでのバイトや就労につながってきていると。これが数値でも出てきています。いろいろな参加者と交わり活動することで活動圏が広がり、新たな活動への参加に興味が出てくる人たち。そして一緒に応援したり、やはり心を開かないといけない、大きな声を出したり。

一緒に応援をしたり、運動することで、社会活動に参加するための自然なつながり、これは横のつながりと書いてあるのですが、自然につながっていくんですね。私の聞いたところで言うと、普段引きこもりの人たちは1

対1が多いらしいです。要するに、相談しに行っているいろんなカウンセリングを受ける、その場合は1対1。ところがGOPって同じ人たちが一遍に30人とか40人が集まるんです。そこでつながった人たちって結構面白い形で、その後、同じ境遇の人たち同士、結構強いつながりができる傾向があることが分かってきました。地域に引きこもりを理解し応援してくれる人がいるという安心感、または地元への愛着、その媒体となっているのが私たちギラヴァンツであるというのは非常に嬉しい話なんですけど、ここは重要なポイントだと思いました。

GOPの果たす役割として、このようにGOPを実施したことによって参加者数も年々増えて、参加する方の変化を感じるようになりました。2年前の2019年の話なのですが、就労・就学につながったという人が5人、あと就労移行支援などにつながった方4人、アルバイトにつながった方6人、職業体験につながった方3人と、こういった具体的な数字も出ました。実際にどんな諸段階が自律に向けてあるのかというと、まずは相談。これは専門機関ですね。今、私たちがいえば「すてっぷ」さんになります。そこで対人関係の練習をして、あとは社会参加へ向けての準備、ボランティア体験とか就労体験。最終的に社会参加という形になるのですが、ここの部分でいえば3番、4番のところにギラヴァンツのGOPが果たす役割が大きいんじゃないかと思っています。

もうひとつ、2019年からGOP-J、GOP-forジュニアを始めています。これは何かというと、いわゆる引きこもりの人たちが18歳以上の大人であることに対して、forジュニアとい

うのは小中高の児童生徒、いわゆる学校に行かないことを決めた子どもたちの対策になるんですけど、ここは2019年に小倉東ロータリークラブさんと一緒にギラヴァンツとの共催で始めました。ほぼ同じ内容です。同じ内容で始めて、今度は子ども家庭局とか教育委員会さんと絡むわけですけど、北九州市には少年支援室という機関がありまして、ここは教育委員会じゃなくて子ども家庭局が管轄しているのですが、いわゆる学校に行かなくても少年支援室に行けば出席と、出席日数がカウントされると、そういうところなんですけど、市内に全部で四つの少年支援室がございまして、まずはそこの連携から始めました。やっていることは同じです。体験プログラムです。

ここにGOPの参加者数の推移というのを最後に出させてもらっています。参加延べ人数が64名です。2018が50名、2019が64名、そして昨年も64名と、実はそんなに大きな伸び率にはなっていません。

なかなか難しいのは広報の手段でして、誰でもいいからというわけにはいかないので、基本的には「すてっぷ」さんに参加者募集を頼んでいます。他に、若者就労支援センターさんがありまして「YELL」さんというのですが、そういった機関だったりとか、いろんな機関の人たちと協力しながらやっているのですが、あまりこの人数は伸びていません。なかなか広報するのも難しいところもあります。

■下田講演の解説と補足：釜崎 太

下田さんありがとうございました。最後に、私から、下田さんのお話しされたことがどう

その下が、2019年に始めたGOPジュニア、いわゆる不登校児童生徒のところになります。ここは、先ほど言った少年支援室さんの子どもたちをスタジアムに連れて行って、スタジアム見学と運動体験を一緒にやります。このイベントですね。もうひとつのイベントが、この子どもたちに年に1回、観戦体験とボランティア体験、ホームゲームで実施しています。なかなか分かりにくいのですが。

このふたつのイベント、2017年にGOPのみで64名、2018年は50名、2019年はGOPが64名とGOP-Jが42名の参加で合計102名、2020年、昨年はGOPが64名で、GOP-Jが62名で合計126名と、こんな数字になりました。

今年は、来週13日から、少年支援室から始まりますがミクスタ見学&運動体験で、11月17日まで全部で9回のイベントを実施していきます。

最後にGOPのメンバーのところになるのですが、北九州市ひきこもり支援センター「すてっぷ」さんであったり、あと小倉東ロータリークラブさんであったり、一般社団法人街に心の栄養を、あと8K響都創研、フリーライターの成重さんもそうですけど、民生委員の方、精神保健福祉士さんの方、株式会社の方、北九州市役所の方、青少年教育支援センターの方、ほぼんたの会、最後にギラヴァンツがあるのですが、こういった方々に支えられて、このイベントが今年5年目に入ります。以上です。ありがとうございました。

いうふうに市民社会につながっていくか、という話をさせていただきます。

今の GOP 活動を考えるときに、先ほどご紹介した社会システムの図1を見ていただきたいんですね。ドイツの場合、図の真ん中のところにある「共的セクター」、日本でいう NPO 法人なのですが、この非営利組織がその下にあるコミュニティの人々の声を集約して、企業それから自治体と交渉していく。その支援を引き出すということなんですね。

では、ギラヴァンツさんの社会貢献活動がどうなっていたかということを少し考えていただきたいのですが、その前に、日本でも今、各セクターの連携による社会貢献活動の必要性というのはいろいろと強調されているんですね。Jリーグでも現在、行政、大学、企業、NPO の三者以上の共同で社会貢献活動に取り組むように働きかけているそうです。ただ、ドイツでは先ほど言いましたように、地域住民の意見を非営利法人が集約することで、企業や自治体と対等以上に交渉できるわけですが、日本では住民と NPO の関係は、集約や代表にはなっていないわけです。私たち日本社会のひとつの課題が実はここにあります。

それからもうひとつ課題があるわけですが、Jリーグでは実は設立当初から、各セクターの連携というのは重視されてきたんですね。例えば、川淵三郎さんは1996年のインタビューで、Jリーグは企業だけではなく、自治体、市民と三位一体で経営する、と明言しています。企業単独の興行ではなくて、自治体と連携することで経営基盤の安定化を図ってきたわけです。また、地域との連携も数多く実現されてきたことも事実です。

しかし、ドイツの非営利法人にみられるような地域住民との連携、あるいは地域住民の自律性ですね、これについてはどうでしょう

か。例えば、川淵三郎さんは同じインタビューの中で次のような指摘をしています。「ママさんバレーで幹事の人が、私、そろそろ年なので幹事を替わってくださいと言ったら、言われた人は、幹事をやるくらいなら私辞めますと言ったというんだね。これは日本の代表的な例なんですよ」と批判しているわけです。つまり、三位一体でいう「市民」のところの問題です。ここに日本社会のもうひとつの課題があるわけです。

これらの点を踏まえて、今度はJリーグ全体の社会貢献活動に目を移していきたいんですけども、例えば2020年に川崎フロンターレの「発達障害児向けサッカー×ユニバーサルツーリズム」という社会貢献活動がJリーグのチェアマン賞、先ほどのシャレンですね、いろんな人が関係しているということで、特別賞を受賞しています。

これは、知覚過敏を抱えて外出困難な発達障害児を試合観戦に招待するという取り組みです。この取り組みは、JTB、ANA、富士通の3社と川崎市の共同で開催された、シンポジウムの理念を実現させるためのアクションであると言われていています。さらに、同じように川崎フロンターレでは、障害者の就労支援も行っています。そこではNPO法人、川崎市、四つのスポンサー企業との連携が実現されています。こうしたフロンターレの社会連携は、各セクターの連携というJリーグの理念を見事に実現させているわけですが、その中でも最大の特徴は、フロンターレの知名度を活かした企業の協力にあると言えます。

私がフロンターレのことを調査する中で興味深かったのは、NPOの方の次のような発言です。「他の事業も含めて、2,757人の参加者の

10%近い247人が就労に成功しました。社会保障費に換算すると3億円くらいの削減に貢献しています」。つまり、ギラヴァンツ北九州の引きこもり支援と同じように、川崎フロンターレの障害者就労支援も、ひとつは各セクターとの連携によって、社会全体の公益に大きく貢献しているわけです。連携による公益への貢献ということですね。

これに対して、ギラヴァンツ北九州のGOP活動は川崎フロンターレの活動なんかと比べてどこに独自性があるかということ、まさに草の根的という特徴です。GOPは、今あまり強調されませんでしたけれども、地域住民の一人である中川さんの発案なんですね。それから、すてっぶ北九州さんという名前が何回も出てきたと思いますけど、これは実はNPO法人なんですね。つまりドイツという非営利組織です。その田中さんというNPOの代表の方と地域住民の中川さんという二人の提案で、この活動が生み出されているんです。ですから当初、主権はギラヴァンツではなくて、このNPO法人の主権になっているんです。そういうふうな草の根的な活動の中で連携ができて、社会貢献活動が展開されている。つまり、地域住民や非営利法人がイニシアティブを持っている。地域住民の顔が見える形での地域貢献活動への取り組みということなんですね。ここがブンデスリーガのクラブと類似しているのです。

もう一度、ドイツのクラブでどういう形で地域貢献活動がされているかということ、地域住民が自分たちで、自ら地域貢献活動をしているんですね。これは日本のプロサッカークラブやプロ野球の球団の一般的な社会貢献活動が、クラブや球団すなわち企業のイニシア

ティブの下で展開されているのとは全く逆なわけですね。

もうひとつ、ギラヴァンツの調査を進める中で興味深かったのが、GOPのイニシアティブを持っているNPO法人すてっぶ北九州さんというのが、どうやってできたかということなんですね。この団体は、潜在的な地域課題であった不登校児支援のために、行政と交渉する任意団体として成長してきたわけです。

現在ドイツのスポーツクラブやプロのサッカークラブを支えているドイツの非営利法人、先ほどから何回も出てきましたが、その非営利法人も実は、集団結社の自由とか文化活動の権利を獲得するために行政と交渉する団体として出発する中から、現在のような企業や行政と対等以上に交渉し得る力を獲得してきた、そういう歴史的な経緯があるわけです。

ドイツと比較するとき、日本ではいまだに公共の問題は国や自治体に、福利厚生は企業に委ねられていて、地域住民はそれに従う存在という行動規範が習慣化しているように思うわけです。しかし現代においては、一部の人間だけしか公益について考えなくてよいとする発想は、自治体にとっても企業にとっても、実は大きなマイナス要因になっているのです。例えば、最初にもこれは言いましたが、行政の補助金や企業の社会保障費が増加すればするほど、それだけ国や企業の財政が圧迫されるわけです。

ドイツでは、今日の公開講座で見てきたように、プロのサッカークラブや地域のスポーツクラブを運営する非営利法人がひとつの核となって、地域住民に自律した市民として活動する場を提供し、その市民の意見を集約することで、行政や企業と対等以上に交渉し得

ているわけです。そのようにして社会全体の各セクター、企業とか行政とか地域住民が連携することによって、いずれのセクターもそれぞれのメリットを享受し得ているということなんですね。

日本の場合、NPO 法人というのが、まだそこまでの力を持っていないわけです。非営利法人が各セクターの役割をつないで、市民の自律的な活動を支援するという機能を持ち得ていない日本において、各セクターをつなぎながら、しかもその企画や運営のひとつの

■鼎談：下田 功、二宮 清純、釜崎 太

○二宮：下田さんとは最初にお会いしたのが、20 何年ぐらい？

○下田：15、6 年前。

○二宮：15、6 年前ですか。本当に素晴らしい活動をされていて、GOP。いわゆる社会貢献活動、地域貢献活動、ソーシャルソリューションだと思うんですね。

先ほど釜崎先生のお話にもありましたけれども、フェアアインを何て訳すか。組合なのか、非営利法人なのか、結社なのか。私は結社でもいいと思うんですけども、英語で言ったらアソシエーションだと思うんですけどね。日本って、結社というと秘密結社みたいな、仮面ライダーの悪役みたいになって、結社ということ自体がネガティブに捉えられることが多いんですが、それはともかくとしまして。これだけ素晴らしい活動をされている北九州ですから、私は何としてでも残っていただきたいと思うんですけど、これはどうしても聞いてくれという話なので。今、非常に3部への降格になるんじゃないかということで危機な

イニシアティブを NPO や地域住民が担い得ているギラヴァンツ北九州の GOP の取り組みの意義は、実は非常に大きいと言えます。こうした GOP の取り組みに見られる市民社会の契機を、組織的な活動として持続可能なものにし、他の組織でも実現可能な形で広めていってほしいというのが、今日の趣旨なわけです。

時間がなくなりましたので以上で私の解説を終わらせていただいて、二宮さんに再びバトンを返したいと思います。二宮さん、よろしくお願いたします。

んですけど、そのへんはいかがですか。

○下田：チームの話ですか。

○二宮：はい。

○下田：厳しい状況ですね。ただ、絶対何とかしてくれる、しますので、皆さん応援のほうをよろしくお願いします。

○二宮：今の政権も変わりまして、成長から分配へではなくて、今回は分配をちゃんとやって成長につなげようと、成長と分配の円滑なる循環なんてことを言い始めているわけですけども、急に分配という言葉がコロナ禍以降出てき始めました。格差が広がっている証拠です。

先ほど J リーグの傾斜配分の話も出ましたね。J1、J2、J3、金額については下田さんは全てご存じだと思いますけれども、特に DAZN マネーなんかが入っていくことによって、今まで水平式だったのが垂直型につくりかえましょうよ。これ自体は悪いことじゃないと思っているんですけど、その一方で、コロナ禍の地方のクラブの悪戦苦闘ぶりを見ていた

ら、時限立法でもいいから傾斜配分方式からもう少し、ローカルクラブに対する分配を手厚くしてもいいのではないかと、個人的には思うんですけど、そのへんはローカルクラブのフロントとしていかがですか。

○下田：クラブ的には非常に厳しいです。実はおととしJ3で優勝して、J3の最下位からいきなり優勝という素晴らしい。去年コロナになる前は、降格の一番候補と言われていて。ところが去年、なんとなんと5位に当たる成績で、素晴らしい躍進でした。それで何が起こったかという、基本的にそこで活躍した選手がほとんど、10人以上取られちゃうわけですね。じゃ、何でそんなの取られちゃうわけ。いい成績でいって素晴らしい選手が成長した。「何で取られちゃうわけ?」「すみません、お金がないんです」と言うしかないんですね。非常にいい成績を出しても、結局は我々みたいな市民クラブ、小さいところという、いいチーム、強いチームをつくってのし上がっていけと言うけど、それをとどめておくだけの財力がなかったら難しいわけです。ましてや、今二宮さんが仰っていただいたコロナという。やはりそういうところをもう少し、我々のような市民クラブ、小さいクラブでもしっかりと前に進められるような、そんなことを考えて配分してくれると嬉しいなと思います。すみません、具体的じゃないですが。

○釜崎：そういう意味では、先ほどブンデスリーガの配分方式で選手の育成、ブンデスの場合は地元の選手を何人入れるかという決まりもあるわけですけど、そういう育成に対して分配を考えるとというのもひとつ手かもしれないですね。今、それを伺っていて思いましたけれども、二宮さん、いかがですか。

○二宮：コロナ禍によって、かなり状況は変わってきたと見ていますね。その中で、私はしばらくの間は協会も、財政を拡大してでもいいから、もう少しローカルクラブなんか手厚い保護があってもいいのではないかなと個人的には思っております。

○釜崎：それからもうひとつ、私どうしても付け加えたくてマイクをいただいたんですけど、二宮さんが、「結社」というとすごく怪しいと見られるというお話があって。

○二宮：日本では、です。

○釜崎：日本ではね。そのとおりで、実はNPO法人すてっぷさんも最初、不登校の会をつくったときに行政から怪しい団体だと思われている。たくさん指導を受けたというような話を聞いて、それもまた面白かったですね。

全然不登校が理解されなくて、それを支えるという人がいるからもっと不登校が生まれるんだ、みたいなことを言われて。しょうがないから、行政を当てにするんじゃなくて、自分たちでお金を出し合って子どもたちを支えていこうじゃないか、というのがスタートで。最初3人から始まったのが、あっという間に200人になったというんですね。要は、これがまさにドイツのフェアアインなんですね。自分たちでお金を出し合って、自律して自分たちで何かをやって、自分たちでやることを支えてもらえるように要求していこうじゃないか、という仕組みなんです。

日本の場合はどうしても、社会運動というとイデオロギー的なイメージを持たれてしまう。ここがやっぱり今までの社会で大きく問題だったんですけど、2011年以降、東日本大震災の後ですね、市民運動がまた違う、全くイデオロギーを持たない形で生まれてきてい

て。さっきの不登校の会とかもそうなんですけども、そういうものを支えていけるような、そういった人たちと連携していけるような、僕はプロサッカークラブにも期待したいなというふうに思っているわけなんです。

○二宮：釜崎先生の話をお聞かせいただきますと、日本でもそういう例が全くないわけではないですけど、なかなか表に出てこないということがきつとあるんだろうと思います。例えば、横浜のY.S.C.C.というJ3のクラブがありますね。ここはJ1、J2、J3の中で唯一のNPO法人です。ただご存じのように、J2に上がるということは株式会社にならないといけない。ここは何をやっているかという、僕は日本のザンクトパウリだと思っているんですけども、例えばアウン選手って、例のミャンマーで、“WE NEED JUSTICE”の、彼はミャンマーに帰れない。難民認定されましたよね。何とかサッカーを続けることができないかという方々が動いたわけですけども、結局アウン選手を引き取ったのはY.S.C.C.だったわけです。なかなか素晴らしい活動です。

さらには恵まれない人たちへの健康支援事業も行っています。横浜には寿町という昔の“ドヤ街”があり、そこに住む人々に健康促進のためのトレーニングを実施している。健康でなければ就労もできませんから。こういう地味な活動もクラブの価値ではないかと考えています。

○釜崎：そうですね。全くおっしゃるとおりで、Y.S.C.C.とかギラヴァンツさんとか、今日私が取り上げたフロンターレさんとか。フロンターレさんは強いチームで、そこでスポットが当たっているわけですけど、そうじゃない部分でいろんな社会貢献をしている、そういうところにスポットを当ててほしい

なと思うわけですね。今日も実は、その試みのひとつとして公開講座を取り組ませていただいているわけですけども。

そろそろ時間が押してきていますので、もう一回張さん、先ほどの傾斜配分のことも含めて、プレミアリーグのことを研究されていますので、そこらへんも含めて少しお話を伺いたいと思いますが、張さん入れますか。

○張：今日の話なんですけども、今年の6月に経産省の「地域Xスポーツクラブ産業研究会」が出したレポートで、トップスポーツでもうけて、そのお金をグラスルーツの資金に回す資金循環というのを提案されていたんですけども、今日お話ししたヨーロッパ型のトップチームを持つスポーツクラブというのは、クラブの中で資金循環が実現できるということで、非常に、そういう要素がある優れた組織だと思うんですね。日本の場合は、特にトップチームを持っているクラブというどうしても株式会社という形で運営しちゃうので、このような資金循環を、もしやろうとしても、仮に気位の高いオーナーがやったとしても、株主から、利益の第三者の移転とか不採算部門への過剰な投資だろうとってクレームされちゃう恐れがあるわけで。

これが、フェアインという非営利法人があって、そこがやればもっとうまく回せるようになるということだと思うんですね。日本がドイツのクラブを理想にしながら、なかなか日本はそういうクラブになれないというところは、フェアインと株式会社の違いというのがひとつあると思います。となると、日本にフェアインみたいな法人制度をつくるのかということになるんですけども、なかなかこれは難しいことで、じゃ、それと別の方法を見出さなきゃいけ

ないのか。日本の特色でもある企業を中心にした、非常に良いオーナーの方々もいますから、企業を絡めながらドイツみたいなことを実現するのか。それは我々が考えていかなきゃいけないのかな、と思いながら聞いていました。

○釜崎：まさに張さんがおっしゃったとおりなんですけども、張さんがフェアアインと言ってくださったこの制度は、私がずっと非営利法人というふうに訳してきた、それをフェアアインとドイツ語で言うわけですけども、この制度が確かに日本には全くなくて。今、NPOが一番それに近い存在なんですけども、NPO法はザル法だというようなことが言われていて、なかなかそこがうまく回ってなくて。実際に日本のサッカークラブやスポーツクラブで、NPO法人をドイツのようなフェアアインにしていくというのはかなり難しい。現実的ではないと思うんですね。

そういう意味も含めて、今企業で運営されているけれども、ドイツの大きな特徴である市民の自律性、地域住民の自律性ですね、そういうものを尊重していくということ。もうひとつはいろいろな、株式会社、行政、地域住民という人たち、あるいはNPO法人、こういうものをつないでいくような、そういう社会貢献活動をしていくことが非常に重要だろうと。そういう意味では、ギラヴァンツ北九州さんがやっているGOPというのは、ひとつの草の根的な活動として非常に魅力的だと。これをもっと大きくして組織化して、広げていってほしいと思うわけです。

時間もありませんので、最後に下田さんにお伺いしたいのは、そういう草の根的な活動をやっていくってなかなか大変だと思うんです。その困難、やっていて一番大変だったこ

とを最後に、まとめていただければと思います。よろしくお願いします。

○下田：まずひとつは、いかに参加者の皆さんがこの活動に気持ち良く参加していただいて、そういった気持ちを持ち続けながら続けていただくことを考えなきゃいけない、というところが大変だったなと思っております。それと、こういった活動はあまり大きくドンと世間さまに宣伝できるものでもないの、しっかりと地道に続けていける、継続できる活動にしなければいけない。そこがたぶん一番困難なところなのかなと思っています。まだこれは続けなきゃいけないものだと思っているし、人がいなくなったら終わっちゃったという話にさせてはいけないなと思っております。

○釜崎：人がいなくなったらなくなってしまうということは、実はいろんなところを、川崎フロンターレさんもそうですし、湘南ベルマーレさんも取材させてもらっていろいろお話を聞くんですけども、まさに市民参加型の地域貢献活動に取り組もうとしているところはあるんですけども、それを組織化して、いま取り組んでいる人がいなくなっても続けていけるような体制になっているかということ、なかなかそこが難しいところなんですよ。そういう意味では、持続可能な体制をぜひつくっていただいて、少しでもこういう活動がいろんなところに広がっていけばいいなと思います。

今日は、参加していただいた二宮さんも下田さんも、それから大学の事務の方々も本当にどうもありがとうございました。最後に、ここまで残ってくださった皆さまに感謝を申し上げて、この公開講座の締めといたしたいと思います。本当にどうもありがとうございました。

